

No. 23

昭和二十三年 發行
二月二日
(月曜日)

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

電話
三三八八(食糧課)
三三八八(市會)
三三八八(市會秘書課)
三三八八(市會渉外課)
三三八八(市會計課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)
四三三五(農務課)

目次

例

- 廣島市會委員會條例 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市有給吏員定数條例の一部改正 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會委員條例の一部改正 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會會議規則 一
- 廣島市會傍聽人取締規則 一
- 廣島市會會議規則 一
- 規程 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會委員條例の一部改正 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會傍聽人取締規則 一
- 廣島市會會議規則 一
- 規程 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會委員條例の一部改正 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會傍聽人取締規則 一
- 廣島市會會議規則 一
- 規程 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會委員條例の一部改正 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會傍聽人取締規則 一
- 廣島市會會議規則 一
- 規程 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會委員條例の一部改正 一
- 廣島市役所事務分掌條例の一部改正 一
- 廣島市會傍聽人取締規則 一
- 廣島市會會議規則 一
- 規程 一

例

特別會計用品調達費或入出豫算追加
特別會計職災復興費或入出豫算追加

監察結果の公表
時間外勤務及び市内出張について
法規整理期間について
傳染病患者發生死亡一覽表

條例

廣島市條例第四號之二
廣島市議會において、昭和二十二年六月二十八日議決した廣島市會委員會條例は次の通りである。
昭和二十二年六月二十八日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市會委員會條例

- 第一條 市會に常任委員會及び特別委員會を置く。
- 第二條 常任委員會は左の通りとする。
- 一、總務委員會
- 二、教育委員會
- 三、産業委員會
- 四、厚生委員會
- 五、復興委員會

市會において必要と認めるときは前項各號以外の常任委員會を設けることができる。

第三條 常任委員會の組織及びその擔任する事項は左の通りとする。

- 一、總務委員會は委員七人でこれを組織し、行政一般に關する事項及び他の常任委員會しない事項を擔任する。
- 二、教育委員會は委員七人でこれを組織し、教育、學藝、その他文化に關する事項を擔任する。
- 三、産業委員會は委員七人でこれを組織し、産業、觀光、交通機關、食糧對策、及び物資供給する事項を擔任する。
- 四、厚生委員會は委員七人でこれを組織し、衛生、社會福祉及び勤勞に關する事項を擔任する。
- 五、復興委員會は委員三十九人（議長を一人、これを組織し、委員中十一人の専門委員を置く）復興事業一般に關する事項を擔任する。

常任委員會は、擔任する事務に關する調査及案、請願等情等の審査を掌る。

第四條 特別委員會は特別の事件を審査せしめ、必要と認めるときは、委員の議決により、臨時委員を置く。

第五條 特別委員會の委員の定数は議決する。

昭和二十二年六月二十八日議決した廣島市會委員會條例は次の通りである。
昭和二十二年六月二十八日
廣島市長 濱 井 信 三

第六條 常任委員(専ら)

議長が議事に附して、二日以内、
第七條 議長を除く他の議員は一箇の常任委員会の
常任委員となる。但し特別の場合はこの限りでな
る。

第九條 委員会は委員長及び副委員長一人を置く。

但し特別の場合には副委員長二人を置くことができ
る。
委員長及び副委員長は委員会でこれを互選する。
第十條 委員会は委員長がこれを招集する。
委員長が決定するまでは議長が委員長の職務を行
う。

第十一條 委員長は委員会(公聴会を含む)の議事

を整理し秩序を保持する。
委員長に故障があるとき又は委員長が欠けたとき
は副委員長がその職務を代理する。
第十二條 公聴会は常任委員会の議決によりこれを
開く。
第十三條 各常任委員会及び専門委員会には書記を
配属する。
第十四條 委員長は書記に命じて會議録を調製し會
議の次第(公聴会を含む)及び出席議員の
氏名(公聴会に出席した参加者の氏名)を記載さ
せ二人以上の委員とともに署名しなければなら
ない。
前項の會議録は議長がこれを保管しなければなら
ない。
第十五條 前各條及び市會會議規則に定めるものを

除く外委員会の會議において必要な規定はこれを

定めることができる。
第十六條 この條例及び前條の規定により委員会に
おいて定めるものを除く外委員会の會議について
は市會會議規則による。
附 則
第一條 この條例は議員の三分の二以上出席しその
出席議員の過半数の同意を得て改正することがで
きる。
第二條 この條例は昭和二十二年六月二十九日から
これを施行する。

廣島市條例第三三號

廣島市議會の議決を経て廣島市役所事務分掌條例の
一部を次のように改正する
昭和二十二年十二月二十三日
廣島市長 濱 井 信 三
第五條中、總務局總務課の分掌事務の中第六號の次
に
「七、消防團に關する事項
八、警察に關する事項」
を加え、第七號を第九號に改める。
この條例は、公布の日から、これを施行する。
附 則
〇廣島市條例第三二號
廣島市議會の議決を経て、昭和二十二年七月十五日
廣島市條例第七號廣島市有給吏員定數條例の一部を
次のように改正する。
昭和二十二年十二月二十三日
廣島市長 濱 井 信 三

第一條 技術吏員の定數「百三十六人」を

十八人に改める。
この條例は、公布の日から、これを施行する。
附 則
〇廣島市條例第三三號
廣島市議會の議決を経て、廣島市稅條例の一部
のよう改正する。
昭和二十三年一月一日、
廣島市長 濱 井 信 三
第二條の普通稅獨立稅の項中「犬稅」の次に「
を目的稅都市計劃稅の項中「犬稅制」の次に「
を加える。
第七條の次に左の各條を加え、第三款「第十
」を「第二十一條」とし以下順次繰り下げる。
第十七條 廣告稅は左に掲げる廣告に對し、その廣
告の料金額又は面積を標準として廣告主にこれ
を賦課する。
一、市内に主たる定置所又は定置所のある汽
電車、自動車、汽船その他の交通運輸機關
交通運輸業の設備による廣告
二、請負又は委任による廣告
三、立看板掛看板旗その他これらに類するもの
による廣告で一時的なもの、但し第一號にあて
はまるものを除く、
四、チラシその他これらに類するものによる廣告
五、ポスターその他これらに類するものによる廣
告、但し第一號にあてはまるものを除く。
六、建物看板野立看板額面廣告、立看板掛看板
旗幟張引幕廣告塔、照明その他これらに類する
ものによる廣告、但し第一號及び第三號にあて

はまるものを除く。

第十八條 前條の廣告をなすものは第二十三條の規
定によりその都府市長に届出をするとともに申告
書證明を廣告物件に表示しなければならぬ。
第十九條 第十七條の廣告料金は廣告料揭示料使
用料及び手数料その他名義の何であるかを問はず
廣告をなすものがその對價として取得すべき金額
をいう。
廣告料金を課稅標準とする場合において自ら廣告
をなす場合又は他人の爲に無料若しくは特に低額
の料金をもつて廣告をなす場合における廣告の料
金はその廣告の對價として通常取得し得る金額に
よる。

第二十條 申告書證明は第七號様式による。

第二十一條中、第七號の次に左の二號を加える。
八、國府縣市町村その他これらに準ずる公共團體
がした廣告、宗教法人令による宗教法人がした
廣告、法令に基いてした廣告、公の選舉に關し
てした廣告、社會事業のためにした廣告、學校
教育法による學校がした廣告、政治に關する結
社がした廣告、講演會演藝會等に入場無料に關
する廣告、第十七條第三號、第五號及び第六號
の廣告で營業所又は事務所の所在場所において
當該營業所又は事務所の表示の爲にする廣告。
九、前各號の外市長において課稅を不適當と認め
るもの

第二十三條中第二號の次に左の一號を加へる。

三、廣告はその種類面積價值廣告開始の年月日、
廣告の場所及び廣告の料金額
第二十五條、第二十六條及び第三十二條中「第十九
條」を「第二十三條」に改める。

第二十八條中「第十九條、第二十二條及び第二十四

條」を「第二十三條第二十六條及び第二十七條」
に改める。
第三十一條第二項中荷車の次に「廣告」を挿入する
第三十三條中「第二十二條乃至第二十七條」を「第
二十六條乃至第三十一條」に
第五十條中「三十九條乃至第四十三條」を「第四十
三條乃至第四十七條」に
第六十三條中「第十九條及び第二十九條」を「第二
十三條及第三十二條」に改める。
第三條の別表中普通稅獨立稅の欄中犬稅の次に左の
通り加へる

廣告稅の 出納期	年稅の 四月一 日	その他 の廣告 稅	年稅 又は 一時 稅	一、汽車電車自動車汽 船その他交通運輸機 關又は交通運輸業の 設備による廣告 二、請負又は委任によ り廣告業者の行う廣 告 三、立看板掛看板旗 その他これらに類す るものによる廣告で 一時的なもの、但し 第一號にあてはまる ものを除く 四、チラシその他これ らに類するものによ る廣告又はその端數 に金一圓 五、ポスターその他
-------------	-----------------	-----------------	---------------------	--

第六、建物看板野立看板額面廣告、立看板掛看板

旗幟張引幕廣告塔、照明その他これらに類する
ものによる廣告、但し第一號及び第三號にあて
はまるものを除く、
七、一個に付金二圓
額面廣告、立看板掛
看板額面廣告、立看
板掛看板、立看板掛
看板、立看板掛看板
旗幟張引幕廣告、照
明その他これらに類
するものによる廣告、
及び第三號にあては
まるものを除く
廣告の面積半坪又は
その端數に付年額三
十圓

第七號様式

廣告稅 課稅期日	本稅賦 の例に よる	廣告稅 は一年 又は一 時	本稅の 納期 限と同 時
-------------	------------------	------------------------	-----------------------



この條例は公布の日からこれを施行する
昭和二十二年分限り第三條の別表、廣告稅開始
日の欄中「四月一日」とあるのは「十一月一日」と
納期日の欄中「六月三十日」とあるのは「十二月
三十一日」と読み替へるものとす。

○廣島市條例第三四號
廣島市議會の議決を経て廣島市稅條例の一部を次のように改正する。
昭和二十三年一月一日

廣島市長 濱井信三
第二條の普通稅縣稅附加稅の項中電氣稅附加稅の次に「ミシン稅附加稅、庭園稅附加稅、木材取引稅附加稅、遊漁稅附加稅、ピアノ稅附加稅」を目的稅都市計稅稅の項中、建築稅附加稅の次に「ミシン稅附加稅、遊漁稅附加稅、ピアノ稅附加稅」を加える。
第四十八條中「遊興稅附加稅」の次に「木材取引稅附加稅」を挿入する。
第五十條中「遊興稅附加稅」の次に「木材取引稅附加稅」を挿入する。
第三條の別表中普通稅電氣稅附加稅の次に次の表を加える

Table with columns: 稅目, 賦課, 課稅標準, 年稅一賦課率, 時稅等又は賦納期限, 區分課定額, 年稅, 本稅の納期限, 本稅の納期限, 本稅の納期限. Rows include 庭園稅, 木材取引稅, 遊漁稅, 附加稅, 附加稅, 附加稅.

この條例は昭和二十二年分からこれを適用する。但し木材取引稅については昭和二十二年十二月一日からこれを適用する。
附則
廣島市條例第三五號
廣島市議會において昭和二十三年一月二十三日議決した廣島市會委員會條例の一部を改正する條例は次の通りである。
昭和二十三年一月二十三日
廣島市長 濱井信三

廣島市會委員會條例の一部を改正する條例
廣島市會委員會條例の一部を次のように改正する。
第二條に左の一號を加える。
六 警察委員會
第三條第一號中「市の行政一般に關する事項及び」を
「會計課、秘書涉外課、總務局各課（總務課事務分掌中消防課及び警察に關する事項を除く）及び選舉管理委員會事務局並びに」に改める。
第二號中「教育、學藝、その他文化に關する事項」を「民生局、社會教育課、學務課に關する事項」に改める。
第三號中「産業、觀光、交通機關、食糧對策及び物資供給に關する事項」を
「民生局食糧課、商工課（交通機關を含む）に關する事項」に改める。
第四號中「保健衛生、社會福祉及び勤勞に關する事項」を

「民生局社會課、保健課、戶籍課に關する事項」に改める。
第五號中「復興事業一般に關する事項」を「復興局各課、東部復興事務所に關する事項」に改める。
第六號の次に左の一號を加える。
六 警察委員會は委員三十九人（議長を除く）これを組織し、委員中九人の專門委員を設け總務局總務課事務分掌中消防課警察に關する事項を擔任する。
附則
この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第三六號
廣島市議會の議決を経て、廣島市役所事務分掌條例の一部を次のように改正する。
昭和二十二年 月 日
廣島市長 濱井信三
第五條の民生局社會課の分掌事務中第二號を
二、戰災者、復員者及び引揚者の援護等に關する事項
に改め、戶籍課の事務分掌中第三號を削り第四號第五號をそれぞれ第三號第四號に改める。
同條の商工課の分掌事務中第七號の次に
八、港灣、棧橋の運営に關する事項
九、貿易に關する事項
を加える。
附則
この條例は公布の日からこれを施行する。

規則

○廣島市規則第二十三號
廣島市超過勤務手當支給規則を次のように定める。
昭和二十二年十二月十五日
廣島市長 濱井信三

第一條 本市職員が標準勤務時間を超えて勤務したときは、別段の規定があるもの、外この規則により超過勤務手當を支給する。
前項の標準勤務時間は休憩時間を含めて一日について八時間、一週について四十八時間とする。
第二條 手當の種類及び金額は別表の通りとする。
第三條 時間外勤務手當の支給を受けることができず職員から要求があつたときは、時間外勤務手當の支給に代えて、これに相當する有給休暇を與へることが出来る。
第四條 勤務時間の計算は、一時間に満たない時間の端數十分以上はこれを一時間とし三十分未満はこれを切り捨てる。
附則
この規則は昭和二十二年十二月一日から、これを適用する。
昭和十六年四月達甲第八號外勤手當及前料支給規程はこれを廢止する。

Table with columns: 深夜勤務手當, 宿直勤務前料, 當直勤務前料, 一日, 八圓, 十一圓, 十五圓, 十八圓, 二十一圓, 三十圓, 二十圓.

備考
一 給料、月額とは超過勤務當時の本給、暫定加給及び臨時増給の合計額とし、日給者にあつては日給額、暫定加給及び臨時増給の合計額の三十倍とす。
二 深夜とは時間外又は休日勤務が午後十時より午前五時に及ぶものをいう。
○廣島市規則第二十四號
廣島市内出張手當支給規則を次のように定める。
昭和二十二年十二月十五日
廣島市長 濱井信三
廣島市内出張手當支給規則
第一條 本市職員で公務により廣島市内に出張するものに對しては、別段の規定があるもの、外この規則により出張手當を支給する。
第二條 出張手當の金額は別表による。但し出張勤務が四時間に満たない時はこれを支給しない。
第三條 出張勤務が四時間に満たないときは乗車船券を交付する。但し公用の自動車、船舶によつたときは、この限りでない。

Table with columns: 出張地名, 金額. Rows include 仁保町の内金輪島, カクマ島, 峠島, 似島, 町, 仁保町の内向洋, 堀越, 草津, 町, その他.

○廣島市達甲第十一號の二
廣島市議會において昭和二十二年六月二十八日議決した廣島市會會議規則は次の通りである。
昭和二十二年六月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市會會議規則
第一章 總則
第一條 議長は、市會招告示があつた場合は、會議

る。若し議長が前項の数を認定しがないとき、又は議長が宣言に對し、三人以上の異議があるときは、指名點呼を行う。

第四十條 指名點呼は議長が書記に議員の議席番號を點呼させ、議員は、これに應えて可否を表さねばならない。

指名點呼の結果は議長が宣告する。

第四十一條 投票は議長又は會議の意見により、記名又は匿名投票とすることができる。

投票を行うときは、議員は書記の指名點呼に應じて、これを行う。

開票の結果は議長が報告する。

第四十二條 開票の結果、投票の數と、出席議員の數が合致しないときは直ちに再投票を行う。但しその結果に異動を及ぼさないときは、この限りでない。

第七章 委員 會

第四十三條 委員に選任された者は、正當の事由がなければ、これを辭任することができない。

正當の事由の有無は、議長が認定する。

第四十四條 委員會は、その委員の半數以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第四十五條 委員の半數以上の者から請求があるときは、委員長は速かに、委員會を開會しなければならぬ。

この場合において、なお開會しないときは、委員長に故障があるものとみなす。

第四十六條 委員長は委員會を開閉する。

委員長は開會の日時を議長及び市長に通知しなければならぬ。

第四十七條 委員及び提案者は、委員會において發言することができる。但し表決の數に加はること

はできない。

第四十八條 委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の身上に關する事件については、その議事に參與することはできない。

但し委員會の同意があつたときは、その會議に出席し、發言することができる。

第四十九條 委員會は、市長、選舉管理委員會の委員長、監査委員、並びにその委任又は、囑託を受けた者の出席を求めることができる。

第五十條 委員會の議事は、出席委員の過半數でこれを決し、可否同數ときは、委員長の決することゝする。但し復興委員會においては専門委員のみで議決する。

前項の場合においては、委員長は委員として議決に加わる権利を有しない。

第五十一條 委員會の審査が終つたときは、委員長は議長に報告書を提出し、審査の經過、及び結果（公聽會の經過及び結果を含む）を市會に報告しなければならぬ。

第五十二條 委員會において否決された意見で、出席委員の三分の一以上の賛成を得たものは、少數意見として市會に報告することができる。

第五十三條 委員會の議事は、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。但し委員長の意見又は、委員會の決議により、秘密會とすることができ

る。委員長の秩序を保持するため、必要があるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

第五十四條 議長は委員會の審査について、期限を付すことができる。

第五十五條 常任委員會の委員長は、公聽會の日時

場所及び、公聽會に参加を求めざる者の範圍、員數等を會議に諮り、これを定める。

前項の決定事項は、議長に報告し、参加者に對しては、委員長から豫め公聽會を開くべき場所及び日時を通知しなければならぬ。

第五十六條 公聽會に出席した者は、委員長の許可を受け、公聽會の案件につき意見を述べることが

できる。

前條の規定による参加者は、他の出席者に優先して、その意見を述べ、又は、常任委員に對し、質問することができる。

第五十七條 常任委員會の委員長は、公聽會の出席者を制限することができる。

第五十八條 公聽會を開いた案件に關する會議の審議の結果は、委員長において議長の許可を受け、これを公表することができる。

第五十九條 この章に定めがあるものを除く外、委員會の議事に關しては、市會の場合に準ずるものとする。

第八章 請 願

第六十條 請願は文書を以て、議長に提出し、なければならぬ。

請願書には、請願者の住所氏名、職業、年齢及び紹介議員の氏名を託し、各自署名、捺印しなければならぬ。

法人の印章を捺印しなければならぬ。

請願者が多數のときは代表者を定めなければならぬ。

第六十一條 議長が請願書を受理したときは、これを適當な常任委員會に付託して、審査せしめなければならぬ。

但し議長の見解又は會議の議決に

より、委員會の審査を省略することができる。

第六十二條 委員長は、請願の審査の經過及び結果を議長に報告しなければならぬ。

第六十三條 議長は、市會において採擇したいものは、その旨を、採擇しないものは、その理由を付し、紹介議員を通じて、これを請願人に通知する。

第六十四條 市長選舉管理委員會の委員長、監査委員は、送付された請願の處理の經過及び結果を速かに議長に報告しなければならぬ。

第九章 議員の辭職及び資格の決定

第六十五條 議員及び正副議長が辭職しようとするときは、議長又はその代行者に辭表を提出しなければならぬ。

議長又はその代行者が市會開會中に辭表を受理したときは、會議に諮り討論を行わないで、その可否を決する。

會議において辭職を許可したときは、議長又はその代行者から、これを市長に通知する。

第六十六條 議長は、閉會中において議員及び副議長の辭職を許可することができる。この場合は議長よりこれを議員及び市長に通知する。

第六十七條 議員の被選舉權の有無の決定については、議長がこれを委員會に付託し、その審査を経て會議に付し議決する。

第十 章 紀 律

第六十八條 議場に入るものは体容を重んじ、異様の服装をしてはならない。

帽子、外套を攜い、傘杖の類又は兇器を携帶して入ることはできない。但し病氣のため議長の許可を受けたときは、外套又は杖は差支えない。

第六十九條 議場において、私語、飲酒、喫煙し、

又は濫りに離席し或は他人の言論を妨げてはならない。

第七十條 議長が制錘を鳴らしたときは、何人も沈黙しなければならぬ。

第七十一條 會議中退席しようとするときは、議長の許可を受けなければならぬ。

第七十二條 紀律に關する事項は、地方自治法第二百二十九條、第三百十條及第三百十二條の規定により、議長がこれを決定する。但し議長は會議に諮り、これを決することができる。

第十一章 懲 罰

第七十三條 懲罰は、懲罰委員會の審査の後市會の議決を経て、これを宣告する。

第七十四條 委員會において、懲罰事犯ありと認め

たときは、委員長は委員會の決議を経て、これを議長に報告し、その處分を求めなければならぬ。

第七十五條 懲罰の動議は、三人以上の賛成がなければ成立しない。この動議は事犯があつた日から二日以内にこれを提出しなければならぬ。

第七十六條 懲罰委員會の委員長から招請を受けた議員は出席して、事犯について陳述する義務を負う。

第七十七條 懲罰による出席停止は、本會議五日を越えることができない。

第七十八條 招集に應じない理由又は會議に欠席した理由が、正當でないを認定された議員から、異議の申立があつたときは、議長は會議に諮り可否を決しなければならぬ。

第十二章 會議録及び速記録

第七十九條 會議録には、左の事項を記載する。

一、出席及び欠席の議員並びに市長、選舉管理委

員會の委員長、監査委員及び説明員の名

一、開會、閉會、休憩、議事の中止、散會、閉會に關すること

一、議事日程、諸般の報告

一、議事及び、選舉の次第

一、その他、市會において必要と認められた事項

昭和二十三年六月二十九日 廣島市長 濱井信三

廣島市會傍聴人取締規則 第一條 會議を傍聴しようとする者は係員の指揮に従い静謐に傍聴しなければならない。

この規則は昭和二十二年六月二十九日からこれを施行する。 廣島市會傍聴人取締規則 第一條 會議を傍聴しようとする者は係員の指揮に従い静謐に傍聴しなければならない。

この規則は昭和二十二年六月二十九日からこれを施行する。 廣島市會傍聴人取締規則 第一條 會議を傍聴しようとする者は係員の指揮に従い静謐に傍聴しなければならない。

廣島市會傍聴人取締規則 第一條 會議を傍聴しようとする者は係員の指揮に従い静謐に傍聴しなければならない。

廣島市會傍聴人取締規則 第一條 會議を傍聴しようとする者は係員の指揮に従い静謐に傍聴しなければならない。

規程

廣島市告示第三一號 廣島市會傍聴人取締規則の一部を改正する規則 廣島市會傍聴人取締規則の一部を次のように改正する。

當を支給する。 第二條 研究の種類は左記による。 甲 二教科以上の研究をなす者

第三條 研究種別の決定は本人と學校長並びに學務課長と合議してこれを決定する。

廣島市告示第一二八號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を次のように改正する。

廣島市告示第一二八號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を次のように改正する。

基町住宅 自三號 至六號 福島住宅 自一號 至一五號 附則 此の細則は昭和二十二年八月一日からこれを適用する。

廣島市告示第一二二號 本日廣島市議會の議決を経た昭和二十二年年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。

廣島市告示第一二二號 本日廣島市議會の議決を経た昭和二十二年年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Rows include 市税 (City Tax), 地方分與税 (Local Allocation Tax), 使用料及手数料 (Fees and Charges), etc.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Rows include 市會 (City Council), 役所 (Office), 教育 (Education), etc.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Rows include 第一工業學校設備費 (Industrial School Equipment), 圖書室設置費 (Library Room Setup), etc.

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十二年十二月二十二日

廣島市長 濱井信三
昭和二十二年年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正

一、國庫支出金	金三千六百六十八萬三千六百八十九圓
一、補助金	金三千六百六十八萬三千六百八十九圓
二、雜收	金四百四十六萬五千五百五十八圓
一、雜入	金四百四十六萬五千五百五十八圓
三、繰入金	金三百三十萬六千四百六十四圓
一、繰入金	金三百三十萬六千四百六十四圓
四、市債	金三千八百七十五萬八千圓
一、市債	金三千八百七十五萬八千圓
歳入合計	金八千六百七十七萬九千七百七十七圓
歳出	出
一、戰災復興費	金八千四百八十七萬八千二百九十九圓
一、區劃整理費	金千六百五十八萬九千七百六十六圓
二、街路費	金六十七萬六千六百十圓
三、上水費	金二百七十萬三千七百二十圓
四、下水費	金百八十二萬七千八百一十一圓
五、綠地及墓地費	金六十六萬七千七百四十四圓
六、建築費	金六千三百三十三萬九千七百七十九圓
七、臨時給與	金八十六萬二千二百八十八圓
八、過年度支出	金三十一萬三千五百五十五圓
歳出合計	金八千六百七十七萬九千七百七十七圓

○廣島市告示第一二二號

本日廣島市議會の議決を経た昭和二十二年年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加の要領は次の通りである。

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十二年十二月二十二日

廣島市長 濱井信三
昭和二十二年年度廣島市特別會計都市計畫事業費豫算追加

一、目的税	金五萬七千六十圓
一、都市計畫税	金五萬七千六十圓
歳入合計	金五萬七千六十圓
歳出	出
一、都市計畫事業費	金五萬七千六十圓
一、都市計畫街路事業費	金五萬七千六十圓
歳出合計	金五萬七千六十圓

○廣島市告示第一二四號

金融緊急措置令施行規則の一部改正に伴う大藏省告示第一九一號により第一封鎖預金から納付を認める、市民税及び營業稅附加稅の金額を次のように指定し昭和二十二年九月一日からこれを適用する
昭和二十二年十二月二十四日
廣島市長 濱井信三

○廣島市告示第一二七號

一月二十二日招集の臨時廣島市議會に付する事件に左記の事件を追加する。
一、仁保山林伐採について

一、昭和二十二年年度廣島市歳入出豫算追加

一、市民稅增徴條例の制定について

一、臨時給與費公債方法

一、昭和二十二年年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加
昭和二十二年年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正

- 一、昭和二十二年年度廣島市戰災復興區劃整理事業費公債方法(甲)
- 一、昭和二十二年年度廣島市戰災復興危險建築物處理事業費公債方法(甲)
- 一、昭和二十二年年度廣島市戰災復興庶民住宅建設事業費公債方法中變更について
- 一、昭和二十二年年度廣島市戰災復興庶民住宅建設事業費公債方法(甲)中變更について
- 一、昭和二十二年年度廣島市戰災復興分讓住宅建設事業費公債方法中變更について
- 一、廣島市役所事務分掌條例中改正について
- 一、收入役代理者を定めること同意について
- 一、懲戒審査委員會委員を任命すること同意について
- 一、廣島市會委員會條例中改正について

○廣島市告示第一二九號

廣島稅務署より通知のあつた勝匠町野村五郎外千八百拾八名の家屋に對する賃賃價格の設定については家屋台帳法第十一條の規定により自一月二十五日の二十日開關係者の縦覽に供す。
昭和二十三年一月十五日
廣島市長 濱井信三

○廣島市告示第一二九號

本日廣島市議會の議決を経た昭和二十二年年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。
但しこの豫算は即日これを施行する。
昭和二十三年一月二十三日

一、市稅	金五百六拾九萬參千貳百七拾四圓
三、獨立稅	金百七萬貳千八拾圓
四、地方分與稅	金四百六拾貳萬千九百九拾四圓
十一、繰越金	金百七萬貳千八拾圓
一、前年度繰越金	金百七萬貳千八拾圓
十三、市債	金四百六拾六萬九千圓
一、市債	金四百六拾六萬九千圓
歳入合計	金千四百六拾參萬四千參百九拾四圓
歳出	出
一、會議費	金六千六百圓
一、市會費	金六千六百圓
六、水道費	金貳百參拾九萬七千九百九拾參圓
一、淨水費	金貳百參拾九萬七千九百九拾參圓
十三、檢査費	金貳拾萬五千圓
一、檢査費	金貳拾萬五千圓
歳入合計	金貳拾萬五千圓

二十、警察費	金拾五萬六千四百九拾五圓
一、警察費	金拾五萬六千四百九拾五圓
二十一、港灣諸費	金拾五萬六千九百八拾壹圓
一、港灣諸費	金拾五萬六千九百八拾壹圓
經常部	計 金貳百九拾萬參千九拾九圓
臨時部	計 金五萬六千四百五拾五圓
三、衛生費	金五萬六千四百五拾五圓
一、傳染病豫防費	金五萬六千四百五拾五圓
六、臨時給與	金六拾貳萬七千八百九拾八圓
一、臨時給與	金六拾貳萬七千八百九拾八圓
十、諸費	計 金四拾貳萬六千八百四拾貳圓
四、課稅調査費	金四萬九千九百八拾圓
七、繰入金	金參拾四萬貳千四百貳拾七圓
十九、外國人登錄諸費	金四萬貳千四百參拾五圓
十七、會議費	金參拾萬七千貳百圓
一、市會費	金參拾萬七千貳百圓
十八、警察費	金百四拾七萬貳千九百四拾圓
一、警察費	金百四拾七萬貳千九百四拾圓
臨時部	計 金八百拾壹萬千參百參拾五圓
歳出合計	計 金千四百六拾參萬四千參百九拾四圓
歳入出豫算追加	なし

一、國庫支出金	金參千五百九拾七萬九千九百九拾七圓
一、補助金	金參千五百九拾七萬九千九百九拾七圓
二、雜收	金五百九拾六萬參千五拾八圓
一、雜收	金五百九拾六萬參千五拾八圓
三、繰入金	金四百拾九萬九百參拾壹圓
一、繰入金	金四百拾九萬九百參拾壹圓
四、市債	金參千六百貳拾六萬五千圓
一、市債	金參千六百貳拾六萬五千圓
歳入合計	計 金千五百參拾七萬五千五拾貳圓

○廣島市告示第一三三號
本日廣島市議會の議決を経た昭和二十二年年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。
但しこの豫算は即日これを施行する。
昭和二十三年一月二十三日
廣島市長 濱井信三

一、國庫支出金	金參千五百九拾七萬九千九百九拾七圓
一、補助金	金參千五百九拾七萬九千九百九拾七圓
二、雜收	金五百九拾六萬參千五拾八圓
一、雜收	金五百九拾六萬參千五拾八圓
三、繰入金	金四百拾九萬九百參拾壹圓
一、繰入金	金四百拾九萬九百參拾壹圓
四、市債	金參千六百貳拾六萬五千圓
一、市債	金參千六百貳拾六萬五千圓
歳入合計	計 金千五百參拾七萬五千五拾貳圓

歳出

一、戰災復興費 金八千四百六十九千四百八拾四圓
 一、區劃整理費 金千七百七十八千四百六拾壹圓
 六、建築費 金五千九百五十九千七百七拾九圓
 七、臨時給與 金百七拾四萬參千七百參拾八圓
 歲出合計 金八千五百參拾七萬千五百拾貳圓
 歳入出差引殘金なし

辭令

三、七 願に依り本職を免する 事務吏員 大原 幹夫
 三、二 會計課勤務を命ずる 菅尾 眞登
 秘書課外課長を命ずる 田窪 眞吾
 總務局職員課長を命ずる 坂本 健順
 總務局稅務課長を命ずる 堀見 清
 局調査課長を命ずる 龍神 葦
 民生局社會教育課長を命ずる 矢吹 憲道
 局商工課長を命ずる 名柄 正之
 局食糧課長を命ずる 伴谷 勇
 局保健課長を命ずる 野田 益
 復興局經理課長を命ずる 酒井 淳三
 局住宅課長を命ずる 技術吏員 二村 四郎
 局管轄課長事務取扱を命ずる 助 役 大島六七男
 局給水課長を命ずる 事務吏員 川本 淨眞
 局東部復興事務所長事務取扱を命ずる 助 役 大島六七男

局東部復興事務所次長兼工務課長を命ずる 技術吏員 佐藤雄太郎
 會計課配車係長を命ずる 事務吏員 内田 達雄
 總務局總務課文書係長を命ずる 岩本 恒雄
 局職員課人事係長を命ずる 眞藤 祥藏
 局稅務課庶務係長を命ずる 南 登次郎
 局課賦課係長を命ずる 中村 伴一
 民生局學務課學事係長を命ずる 山田 利實
 局社會課福利係長を命ずる 井川 滿
 局戶籍課寄留係長を命ずる 敷佐 春男
 局商工課勸業係長を命ずる 秋田勘三郎
 局食糧課農産係長を命ずる 技術吏員 沖村 勝
 局課食品係長を命ずる 事務吏員 吉川 清
 局保健課健康指導係長を命ずる 石橋 精進
 復興局管轄課庶務係長を命ずる 事務吏員 兼技術吏員 上本 澄夫
 局下水課庶務係長を命ずる 事務吏員 奥田 弘
 局課工事係長を命ずる

局東部復興事務所庶務課庶務係長を命ずる 技術吏員 前田 時夫
 局工務課工事係長を命ずる 事務吏員 澤田 鎮雄
 荒神出張所長を命ずる 技術吏員 本永 敷惠
 仁保出張所長を命ずる 事務吏員 川井 政雄
 大河出張所長を命ずる 馬場 續
 船入病院勤務を命ずる 官原 岩男
 基町出張所長を命ずる 上村 悟
 三篠出張所長を命ずる 村上 敏夫
 總務局稅務課勤務を命ずる 今橋 眞雄
 復興局管轄課長兼務を免する 内山 正一
 總務局稅務課長兼務を免する 技術吏員 二村 四郎
 民生局學務課管理係長を命ずる 事務吏員 石井 博
 會計課勤務を命ずる 景山 豊
 總務局總務課勤務を命ずる 八島秋次郎
 秘書課外課勤務を命ずる 國安 榮
 復興局經理課勤務を命ずる 水野 豊
 總務局稅務課勤務を命ずる 松本 正爾
 局調査課勤務を命ずる 川淵 數男
 民生局社會課勤務を命ずる 技術吏員 牧村 武男
 局商工課勤務を命ずる 事務吏員 佐伯 武範
 局課工事係長を命ずる 技術吏員 村上 幸彦
 局課工事係長を命ずる 技術吏員 瀧本 鶴一

皆賞出張所長を命ずる 事務吏員 富樫 正人
 家畜市場長を命ずる 岩田 新一
 民生局保健課勤務を命ずる 相良 心宗
 復興局給水課勤務を命ずる 外野 茂麓
 局土木課勤務を命ずる 技術吏員 川部和加佐
 總務局財務課勤務を命ずる 原 一法
 尾長出張所勤務を命ずる 村上 敏夫
 荒神出張所勤務を命ずる 島本キクノ
 仁保出張所勤務を命ずる 松本 利明
 皆賞出張所勤務を命ずる 下市 光登
 小網町出張所勤務を命ずる 押岩 正人
 民生局保健課長を免する 技術吏員 松林 鎭三
 家畜市場長兼務を免する 事務吏員 高木延次郎
 復興局上水課勤務を命ずる 技術吏員 田村 宅三
 理事に補する 事務吏員 酒井 淳三
 主事に補する 山本 清
 廣島市事務吏員に任命する 事務員 宮本タツ子
 書記に補する 事務員 宮本タツ子
 民生局社會教育課勤務を命ずる 事務吏員 木原 修作
 復興局土木課勤務を命ずる 技術吏員 山本 敏輔
 衛生監督に補する 事務吏員 古森 徳
 願に依り本職を免する 技術吏員 川頭日出男
 廣島市事務吏員に任命する

技手に補する 溝口太郎衛
 廣島市事務吏員に任命する 現業員 山科市太郎
 書記に補する 廣島市事務吏員に任命する 近藤 清
 願に依り本職を免する 技術吏員 藤原 一衛
 理事に補する 事務吏員 藤原 一衛
 願に依り本職を免する 事務吏員 黒川 方吉
 廣島市技術吏員に任命する 技術吏員 迫 幸一
 技師に補する 任都栗一雄
 廣島市職員分限規則第四條第四號に依り休職を命ずる 技術吏員 岩宮 登
 職を命ずる 高橋 義次
 願に依り本職を免する 事務吏員 太田 一
 願に依り本職を免する 事務吏員 松生桃次郎
 民生局社會教育課勤務を命ずる 小野 勝
 廣島市收入代理を命ずる 大久保義春
 廣島市吏員懲戒審査委員を命ずる 菅尾 眞登
 一、三 願に依り本職を免する 事務吏員 伊藤 忠男
 助 役 三宅 峯吉
 事務吏員 奥田 達郎
 小林 芳人

公 示

昭和二十三年一月二十日
 地方自治法第九十九條に依る監査の結果公表
 一月二十日執行の昭和二十二年第一回臨時出納檢査自四月一日の結果を公表する
 一般會計
 市 稅
 歳入 金五千八百拾六萬七千五百拾圓七拾五錢
 歳出 金五千四百拾壹萬參千參百拾八圓九拾五錢
 差引殘金參百四拾壹萬四千四百五拾壹圓九拾五錢
 金六拾萬圓 用品調達費へ一時運用
 特別會計
 公益質屋費
 歳入 金九萬九千貳百四拾四圓五拾參錢
 歳出 金七萬五千五百壹圓貳拾四錢
 差引殘金貳萬參千七百四拾參圓貳拾九錢
 公會改築資金
 歳入金 な し
 歳入金 な し
 歳入金 な し
 歳入金 な し
 歳入金 な し
 歳入金 な し

三、各週間の實施要領

各週間の實施要領は左の通りである
 市法規整理週間（一週）
 イ、係長（解は解長）を以てその係に屬する市法規の整理責任者とし、課長はこれを指揮監督する。
 ロ、現在、市法規中、存在意義を失いながら、未だ廢止の手續を済ませていないもの及び比較的必要を感じないものは、原則として廢止するものとし、該當法規を整理して、總務課を報告する。
 ハ、時勢と環境の發移或いは新規定の制定等により、市法規中、一部改正を要するものを點檢して、速かにその手續を完了する。
 ニ、現行の「文書の例式及び文体用語等に關する規程」に則しない舊規定は進んで全文改正を斷行して市法規の面目一新を圖る。
 ホ、自治法その他の法令に基き、條例規則の制定を要するものは、直ちにこれを行う。
 ヘ、前各號の制定改廢は、廳内全般の綜合整理を期するため總務課を合議する。
 一般法規整理週間（第二週）
 イ、責任者等は第一週に準ずる。
 ロ、事務の根據となる法律政令、總理廳令、省令、告示、準則等（中央）或いは市政事務に拘束力を有する條例、規則、告示等（縣）を各課において整理加除し、その概況（法規の名稱、公布施行の年月日等）を總務課を報告する。
 ハ、總務課は、官報及び縣報の整理を行うと共に各課の提出した資料により市役所全般の所要法規を綜合的に一括整理し、更に今後の新法令の

制定に處するため「法規索引簿」を備え、官報及び縣報に基いて記載を行う。
 ニ、各課は、この際關係法令の徹底的研究を行い、疑義や不審の點は、總務課又は直接縣に連絡して解決し、確信ある執務に努力する。
 綜合整理週間（第三週）
 イ、第一、第二週間において、萬全を期し得なかつた事項について補足し、その結果を再檢討する。
 ロ、一般職員の法律知識を涵養するため、各課において、關係法規を課員の回覽に供し、その周知徹底を圖る。
 ハ、總務課は、過去二週間の綜合成果を文書に作成して各課に配付する。

昭和二十二年傳染病患者發生（死亡）一覽表

病名	自十一月		累計
	十一月	十二月分	
赤痢	(10)	四九	(10) 四九
疫痢	(8)	二三	(8) 二三
腸チフス	(11)	一〇八	(11) 一一二
バラチフス	(2)	二七	(2) 二七
痘瘡	(1)	一	(1) 一
猖紅熱	(7)	二	(7) 三
チフテリア	(7)	五九	(7) 六七
流腦	(1)	一	(1) 一
日本腦膜炎	(1)	一	(1) 一
計	(41)	二七五	(41) 二八八

廣島市報

No. 24

昭和二十三年
二月九日 発行
(月曜日)

發行所 廣島市役所
廣島市國奉寺町三九

電話
二七三八番(商工課)
四三五五番(學務課)
四三五六番(上水課)
四三五七番(調査課)
二八〇一(退廳後及び休日は二八〇一)

【目次】

- ◆規 則
 - ◆廣島市職員服務規則の一部改正……………
 - ◆廣島市役所時報規則制定……………
 - ◆法規例規の取扱に關する規則制定……………
 - ◆廣島市復興局上水課守備勤務心得制定……………
- ◆告 示
 - ◆諸規程廃止について……………
 - ◆廣島市疎開跡地貸借料の支拂について……………
- ◆通 知
 - ◆地方自治一部改正法律の施行について……………
- ◆雜 報
 - ◆社會事業資金共同募金収支決算中間報告書……………
 - ◆傳染病患者發生(死亡)一覽表……………

規 則

○廣島市規則第二五號

廣島市職員服務規則の一部を次のように改正する。
昭和二十三年二月三日

廣島市長 濱 非 信 三

第四章雜則に左の一條を加える。
第二十一條 各課に課日誌を備え、當日の重要事項を記入する。
第二十一條を次のように改める。

廣島市報 復活第二十四號

第二十二條 市役所に役所日誌を備え、總務課において、當日の重要事項を記入する。各課の庶務担当者、前條の課日誌により、左に掲げる事項を翌日午前十時までに總務課に通知しなければならない。

- 甲 條例規則・規程・告示等に關する事項
 - 乙 人事に關する事項
 - 丙 外國人に關する事項
 - 丁 會議その他の主要行事に關する事項
 - 戊 その他の特記事項
- 第二十二條を第二十三條に改め、第二十三條の次に左の一條を加える。

第二十四條 各課は、特にその必要を認めないものを除き、會報、配付書類等は、揭示又は回覽その他適當な方法により、その趣旨の徹底を圖らなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

○廣島市規則第二六號

廣島市役所時報規則を次のように定める。
昭和二十三年二月三日

廣島市長 濱 非 信 三

廣島市役所時報規則

第一條 市役所に電氣警報器を備え、標準時間を市民及び廳員に報知する。

第二條 時報は、執務時間の前後及び正午とする。但し、休日はいこれをを行わない。
第三條 總務課長の命ずる職員を以て、時報擔任者とする。
第四條 擔任者は、ラヂオ又は正確な時計により、時報の十五秒前から約三十秒間、警報器を連続報知する。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

○廣島市規則第二七號

法規例規の取扱に關する規則を次のように定める。
昭和二十三年二月四日

廣島市長 濱 非 信 三

法規例規に關する規則

第一條 法令及び例規の取扱に關しては、別に定めのあるものの外この規則による。
第二條 各課に例規及び法令等を備え、制定又は改訂があるときは、速かに加除を行うものとする。加除責任者は、各課の庶務擔任の係長とする。
第三條 市において制定する法規は例規に、各課に關係する法規は法令又は縣の條例規則等は法令集

これを整理する。
第四條 總務課は法令索引簿を備え、官報及び縣報により重要な法令又は條例規則等の名稱及び公布年月日等必要な事項を記入するとともに市政全般に關する法令集を一括整理して置かなければならぬ。

第五條 總務課長は新たに重要な法令又は條例規則等が制定又は改廢せられたときは、倉報の法律特報により、各課に傳達する。
第六條 市の法規は、すべて總務課において起草するを本則とする。但し事情により、他の主務課において起草することができ、その場合は、前項但書の場合には必ず總務課に合議しなくてはならぬ。

第七條 條例等で市議會の議決を要するものは、決裁の手續を終つたのち、總務課で一括して財務課に送付する。市議會において、否決又は修正されたときは、再び決裁を受けなければならない。
第八條 決裁済の法規案は、總務課備付けの公文番號簿により番號を附し、總務課において、印刷又は謄寫の上、文書配付等により各課に配付する。
第九條 前條の配付を受けた各課は、廣島市職員服務規則第二十四條により、その周知徹底を圖らなければならぬ。

附 則
この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市規則第二八號
廣島市復興局上水課守衛勤務心得を次のように定める。
昭和二十三年二月四日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市復興局上水課守衛勤務心得

第一條 守衛は係員の指揮に従い、誠實職務に従事する。その職務は概ね左の通りとする。
一、廳門の開閉
二、廳門出入者の監視
三、文書及び外來者の取次
四、構内各池並びに取水口の巡視
五、夜間における構内各所の戸締りその他諸般の警

戒
前項各號の外、必要に応じて臨時職務を命ずることがある。
第二條 守衛は交代で勤務し、引繼ぎを嚴重にしなければならぬ。
第三條 疾病その他の事故で缺勤するときは、その事由を届出なければならぬ。缺勤者があるときは、非番の者が勤務する。
第四條 晝間は正門を開き、夜間はこれを閉鎖する。構内に入出入する者は、これを取調べ、必要ある者の外は濫りに通行させてはならぬ。
夜間に入出入をしよう者があるときは氏名及び事由を開きただし、當直係員の指揮を受ける。夜間の通行者は氏名及び用件の概要を日誌に記載し、翌朝浄水係長の閲覽を受ける。
第六條 物品の搬入出は日誌に記載し、搬出については、係員の證明のないものは出門させてはならない。
第七條 文書を受けたときは、直ちに係員に差出すものとす。
第八條 すべて外來者はていねいにその要件を尋ね係員に案内する。

告 示

廣島市告示第一三五號
昭和二十三年二月二日
廣島市長 濱 井 信 三

次の規程は、昭和二十三年二月二日限り、これを廢止する。
廣島市産業統計調查規程 昭和十年六月達乙第四號
廣島市統計調查員處務規程 昭和十年六月達乙第五號
廣島市統計事務取扱規程 昭和十年六月達乙第六號
廣島市統計書編纂手續 昭和十年六月達乙第七號
大正十一年七月告示甲第九十六號
廣島市統計調查員章の件 昭和七年六月告示甲第九十五號

廣島市告示第一三八號
廣島市陳開跡地賃借料の支拂いについて次のように告示する。
昭和二十三年二月五日
廣島市長 濱 井 信 三

戦時中、建物強制疎開による跡地の賃借料は本市において目下支拂中である。
上記の土地所有者のうち申告済で料金の支拂を受けていない者及び、未申告の者は本年三月二十日までに廣島市役所復興局經理課に印鑑を持って届けられたい。

尚整理の都合上右期限後は料金の支拂を打切とする。
地方自治法の一部を改正する法律の施行に關し次の通り、縣から通知があつた。
地方自治一部改正法律の施行について
客年十二月十二日(1)地方自治法の一部を改正する法律が昭和二十二年法律第一九九號を以て公布され、選挙人名簿に關する規定は昭和二十二年十二月二十日(2)から、その他の規定は昭和二十三年一月一日から施行されることとなり又昭和二十二年政令第二六四號を以て補充選挙人名簿に關する(3)地方自治法施行令の一部を改正する政令が、十二月二十九日政令第三一三號を以てその他の部分に關する(4)地方自治法施行令の一部を改正する政令を内務省令第四十二號を以て(5)地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、昭和二十三年一月一日から施行されることとなつた。

通 知

今回の改正は地方自治法の原旨の趣旨とするところを更に踏まじ地方公共團體の自主性を一層強化してその自主的活動により地方共同の福祉を増進し、以て國家再建の基盤を固めんとするものである。ついては左記各項目に留意してこれが旨に貫徹することを期し、以て自治行政の更上一層進まない様務望の地

意を加えられたり。
右命によつて通知する。
記

第一 總則に關する事項

一、地方公共團體の機能に屬する事務は(一)公共事務及び(二)法令による團體に屬する事務であるが法令により團體に屬する事務は「從來法令により」委任されたもの及び「將來法律又は政令により」個別に委任されたものを除き、あらたに當該地方公共團體の區域内における行政事務で法令により國の行政機關において處理することとなつていないものはすべて都道府縣及び市町村・特別市・特別區域並びに地方公共團體の全部事務組合がこれを處理する機能を有することとなつた。(法二二・二六四・二九二)

これに伴い都道府縣知事は法令によりその権限に屬するものを除き外令後「郡内の行政事務」として處するの事務で法令に定めのないものを處理する機能はこれを有せず、市町村長と同様に從來法令により及ぶ將來の法律又は政令により所謂機關委任をされた國、他の地方公共團體その他公共團體の事務を處理するものとされた。(法一四八)

これを行うものとされた。(法七トエ)

二、市町村の設置及び町村を市とし又は村を町とする處分も、一と同様に都道府縣知事の権限に委任され、これに伴い市となるべき普通地方公共團體の具えていべき要件は、法律を以て定める外都道府縣の條例で豫めこれを定め町となるべき普通地方公共團體の具えていべき要件も都道府縣の條例でこれを定めなければならないこととなつた。(法八)

三、市となるべき都市的施設、その他の都市としての要件は既(一)官公署(二)學校・圖書館・劇場等の文化施設(三)水道・軌道等の公營事業(四)病院・診療所等の衛生施設(五)社會・銀行その他の經濟團體その他各種團體(六)住民の増進力及び普通地方公共團體の財政の状況等について、條例でこれを定め、町となるべき要件は人口・戸口の増進・都市的業務その他都市的施設を考慮して速かに條例を設ける措置を講ずるとともに處分に當つては實情を精査して濫りに流れることを戒めるべきである。
二、條例及び規則に關する事項
一、條例及び規則の法律性質は從來と同様であるが普通地方公共團體の區域内における行政事務で國の事務とされていないものが普通地方公共團體に包括的に任されるに伴い、住民の權利義務を尊重するとともに行政事務の民主的處理を圖るため法令に特別の定めがない限り必ず條例を以て規定することとなつた。(法一四二)

地方自治一部改正法律の施行について
客年十二月十二日(1)地方自治法の一部を改正する法律が昭和二十二年法律第一九九號を以て公布され、選挙人名簿に關する規定は昭和二十二年十二月二十日(2)から、その他の規定は昭和二十三年一月一日から施行されることとなり又昭和二十二年政令第二六四號を以て補充選挙人名簿に關する(3)地方自治法施行令の一部を改正する政令が、十二月二十九日政令第三一三號を以てその他の部分に關する(4)地方自治法施行令の一部を改正する政令を内務省令第四十二號を以て(5)地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、昭和二十三年一月一日から施行されることとなつた。

告 示

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第一三五號
昭和二十三年二月二日

次の規程は、昭和二十三年二月二日限り、これを廢止する。
廣島市産業統計調查規程 昭和十年六月達乙第四號
廣島市統計調查員處務規程 昭和十年六月達乙第五號
廣島市統計事務取扱規程 昭和十年六月達乙第六號
廣島市統計書編纂手續 昭和十年六月達乙第七號
大正十一年七月告示甲第九十六號
廣島市統計調查員章の件 昭和七年六月告示甲第九十五號

廣島市告示第一三八號
廣島市陳開跡地賃借料の支拂いについて次のように告示する。
昭和二十三年二月五日
廣島市長 濱 井 信 三

條例で公益上必要な統制的規定を設けることができ、この條例に違反する市町村の條例は無効である。(法一四一三・四)

四、條例で規定すべき事項が補充されるに伴い條例の効力を擔保するため條例に違反したものに對しては、條例で二年以下の懲役、若しくは禁錮十萬圓以下の罰金・拘留・科料又は没收の刑を科する旨の規定を設けることができることとなつたが、運用に當つては飽くまで慎重適正を期し、刑罰・法規との均衡を考へ必要やむをえない場合にやむをえない限度に限る。(法一四一五)

五、昭和二十二年法律第七十二號(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)により一月末日を以て効力を失ふべき都府縣令の取扱については、屢次の通牒によりそれれ鋭意適切な措置を講ぜられてゐることと考へるが、第二條第一項及び第十四條の規定の改正に伴い、特に法律を以て規定すべき定めのない事項については、その區域内における行政事務に關して、一般的に條例を以て規定することができることになつたから、同法に該當する命令の失効に伴い國において立法措置を講じない事項については、あらたに條例で所要の規定を定めること。

六、都道府縣知事が部内の行政事務として地方自治法施行前は都府縣令で地方自治法施行後は、都道府縣規則で規定してゐたものが、第二條及び第十四條の改正により今後條例で規定しなければならぬこととなつたのでこれらの都道府縣令及び都道府縣規則は、昭和二十二年十二月三十一日限り失効するから必要なものについては、條例制定の要あるにつき留意せられた。

七、普通地方公共團體の規則の効力を擔保するため規則に違反したものに對しては規則で二千圓以下の過料を科する規定を設けることができることとなつた。(法一五一二)

三、選挙に関する事項

一、特別選挙権取得の要件を法律を以て限定することとし、この法律に定める要件を具へてゐるものは、當該市町村の議会の議決を必要とせず單に當該市町村の選挙管理委員會に申請することにより直ちにこれを取得することができるものとなつた。(法一八一二)

二、普通地方公共團體の議員及び長の選挙は、これら者の職域を速かに補充し職務の執行と不都合を避けるため、選挙を行ふべき事由が生じたとき六十日以内において速に行ななければならぬこととなつた。

三、補充選挙人名簿は、定時名簿の主義を改めて完全な臨時名簿主義を採用し選挙の都度これを調製することとなつたが(法二六二二)その手續は概ね、昭和二十二年法律第二號(衆議院議員選挙法

第十二條の特例等に関する件)と同様で申請主義をとることとし、同法第三條は第二十六條及び第二十七條の改正に伴い削除された。

四、苟くも選挙の當日選挙権を有する者はすべて選挙に參與させるため、選挙権の要件中年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定することとせられた。

五、補充選挙人名簿については、左の各號に注意すべきである。

1. 補充選挙人名簿の登録の申請は、特別選挙権取得の場合と異つて、必ず本人自らが必要がないこと。(法二六一二)

2. 1の申請には他の市町村において特別選挙権を有しない旨の證明を添付させること。(法二六一六)

3. 定時名簿主義を改めて臨時名簿主義を採用することになつたのに伴い各名簿は、年度を超えて効力を有するものとすべきであるが、基本の衆議院議員選挙人名簿がなお定期名簿主義をとつてゐるので、毎年十二月二十日の現在により、現に効力を有する名簿を整理して作製しなければならぬものとしたこと。(法二七一五)

この名簿の作製には、別に縦覧、異議の申立及び確定等の手續を取る必要がなく、若し整理洩れ等が発見されたときは、随時これを修正して差し支えないこと。

4. 昨年十二月二十日を以て確定した補充選挙人名簿は、第二十六條の改正に伴い、その基礎を失ひ無効となつたので、選挙の際改めて名簿を調製しなければならぬことに留意すること。

六、都道府縣及び市の選挙の立会人は、従前通り選

舉の期日前三日までに届け出なければならぬが町村の選挙の立会人は、選挙の期日前二日までこれを用ひ出ることができ(法三〇一)。

七、選挙の公正を期するため各種立会人の届出及び補充選挙について、同一の政黨その他政治結社の届出をした團體に屬する候補者の届出に係る者は、三人以上投票立会人となることとなつてはならぬ(三〇二・五・六・七)。

八、代理投票に關する第三十二條、不在投票に關する第三十四條の規定の改正は、従來政令に規定されたものを法律中に規定したに止まり、別にその要件又は手續等を改めるものではないこと。(法三二・四四)

九、都道府縣及び市の選挙の補充立候補の届出又は推薦届出は、従前通り選挙の期日前三日までに届出なければならぬが、町村の選挙にあつては、補充立候補の届出又は推薦届出は、選挙の期日前三日までこれをすることができ(法五三三)。

一〇、普通地方公共團體の長の選挙について補充立候補届出期限満了の際に候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辭したため候補者が一人となつたときは、選挙人の意思に係りなく常選人が定まることを避け、あらたに立候補の機会を設け選挙人の意思の表明に遺憾なからしめるため、その選挙の期日を五日延期することとし(法五三三)。

の報告のあつた日)から七日以内に更に同時に選挙を行ななければならぬこと。(法五三一八)

なお、これらの場合においては、選挙の期日の告示のあつた日から、都道府縣知事又は市長の選挙にあつては、選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては、選挙の期日前二日まで、候補者の届出又は推薦届出をすることができ(法五三一八)。

一、第二十五條第一項又は第三項の規定により、普通地方公共團體の選挙を同時に行う場合において、普通地方公共團體の長の選挙について「一〇」前段の事由を生じた場合に關しては、施行令の一部改正により左の通り措置されたいこと。

1. 投票管理者・開票管理者・選挙長及びこれら者の職務を代理すべき者並びに各種立会人は、選挙の期日及び投票の日を延期される選挙についても、又、選挙の期日を延期される選挙についても、同様に投票管理者・開票管理者・選挙長及びこれら者の職務を代理すべき者並びに各種立会人たること。(令三五一一・六〇一・三・六八・一三)なお、立会人については、延期された長の選挙における候補者の届出に係る立会人とすべき者で、當初の互選又はくじにより立会人となることのできなかつたものがあつた場合は、その候補者は延期された選挙においても改めて立会人となるべき者を届け出ることができ(令三五一一)。

2. 更に選挙が延期されたためにあらたに候補者となつた者が立会人となるべき者を届け出ることができ(令三五一一)。

人となるべき者につき改めて立会人の決定の手續をとる必要があるが注意すること。(令三五一一)

2. 同時選挙のための投票用紙は、當初の選挙の期日に行う選挙及び選挙の期日を延期される普通地方公共團體の長の選挙のいずれにも、當該選挙管理委員會の定めるところによりこれを適用することができ(令三五一一)。

市町村の選挙と都道府縣の選挙を同時に行はうとした場合においては、同時選挙の投票用紙は都道府縣の選挙にこれを使用することが適當であること。なお、この場合においては、不用の欄は各市町村の選挙管理委員會において×印で消すこと。(投票用紙様式二・七・八の備考)

三、長の選挙と他の選挙を同時に行う場合においては、本項に該當する虞があるから、豫め、投票用紙を二重に用意して置く必要があること。

3. 當初の選挙の期日に行う選挙に同時選挙の投票用紙を使用した場合において延期された長の選挙における候補者の氏名を記載する欄になし、た氏名の記載する欄になした氏名の記載は、所謂他事記載とはみなさず(令六〇一)従つて延期されない選挙については有効投票として當該欄の記載について、投票の効力を論ずること。

4. 同時選挙のため行つた不在投票は選挙の期日を延期された普通地方公共團體の長の選挙に關しては、その効力を生じないので選挙の期日の延期の告示前に同時選挙のため投票用紙の交付又は発送を受けた者は、延期された長の選挙については、改めて普通の投票又は不在投票をすることができ(令五〇一一)。

5. 同時選挙のため行つた繰上投票は、選挙の

日を延期された普通地方公共團體の長の選挙に關しては、その効力を生じないので、更めて期日を定めて繰上投票を行うことができること。(五〇—二)もつともこの場合は繰上投票を行うことは避けて延期された選挙の當日投票を行わね、開票の期日を遅らせることが適當と認められること。

一、當選人に對する當選の通知及び當選人の住所氏名の告示並びに當選人がない場合、又は普通地方公共團體の議会の議員の選挙において當選人がその選挙における議員の定数に達しない場合におけるその旨の告示は、選挙長ではなく、當該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会がこれを行うこと。(法五九)

一三、普通地方公共團體の長の決選投票において候補者が死亡し又は候補者たることを辭したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、概ね「一〇」の例によりこれを延期し、その一人の候補者及び次點者を以て候補者とし、更に決選投票を行わなければならないこと。都道府縣知事と市町村長の選挙を同時に行う場合において、何れかの決選投票が延期される場合に關しても、立會人に關する「一一」の後段の措置を除いては「一一」と同様に措置すべきものであること。(三五・六〇—二、三六八—三)

一四、普通地方公共團體の長の職責に鑑み、その選挙に關する争訟は、速かに、これを確定する必要があるので、當該選挙に關する訴訟の判決はこれを受理した日から六十日以内、訴訟の判決は各審級の裁判所において事件を受理した日から百日以内これをなすように努めなければならないこと

(法六六—八)

四、議會に關する事項
一、市町村の議会の議員の定数は、特に條例でこれを減少することができるが、増加することはできない。但し、市町村の設置分合又は境界變更により著しく人口の増減があつたときは、條例で議員の定数を新人口に基く定数まで増減することができることとし、且つ、その増減は、總選挙の場合以外においてもこれを行うことができる。(法九一—二、三、四)

二、議會は、普通地方公共團體の長の豫算提出の権限を侵さない範圍内において、豫算の増額修正の議決をすることができ、豫算の削減を認められたところを明文を以て明かにしたものであり、議會は嚴に濫用を戒めて長の裁量に提出権を侵すことなきを期し、普通地方公共團體の長は常に適切な豫算を編成することに細心の留意を拂ひ、以て行政の円滑な運営に努めなければならないこと。

左の各號の豫算の増額修正の議決は、普通地方公共團體の長の豫算編成の権限を侵すものとして違法である。
(一) 全くあらたな款又は項を加えて増額修正の議決をすること。
(二) あらたな款又は項を加えるものではないが、原案にない事項に關する豫算を加えて増額修正の議決をすること。
三、議會の調査をして眞に權威あるしめるため、議會における選挙人その他の關係人の出頭、記録の提出及び證言に關する罰則の規定が整備せられたこと。

2. 都道府縣の部制については、左の諸點に留意すること。
(一) 第五百十條第一項の改正規定によりすべての道府縣は明年一月一日から必ず民生、教育及び衛生の三部を設けなければならないこととなつたから、至急人選、職制の改正等の準備を行うこと。

(二) 従前の第五百十八條第一項但書の規定により設けた部で同條同項の改正規定により設けることができなくなつたもの(政務部、建築部、産業振興部その他同條第二項の改正規定による部と名稱及び分掌事務の全然同一でないもの)は昭和二十三年一月一日から九十日以内に限りこれを存続させることができるので、その期間内にそれぞれ條例の制定分課規程の改正等所要の措置を講ずること。

(三) 農林部を設けたときは、林務部及び商工部はこれを設けることができなからず、林務部又は商工部を設けたときは、農林部を設けることができなからず、これらの場合には、經濟部においてその事務を處理すること。
(四) 従前の第五百十八條第一項但書の規定により設けた部で(二)に該當しないもの、即ち同條第二項の改正規定に掲げる部と一致する部は同項の改正規定により設けたものとみなされること。(令附則一七)

六、財務に關する事項
一、従前の都道府縣手数料金は、これを廢止し第二百二十二條第二項の改正規定により、これに代へられた同一内容の地方公共團體手数料金が制定されたが、徵收し得る手数料の額については、追つて省令を改正し、これを引上げる豫定である。

二、第二百二十二條第二項の改正規定による普通地方公共團體の長の委任されている國、他の地方公共團體その他公共團體の事務に關する手数料は必ず規則でこれを定めなければならないこと、條例で定めるような過誤を犯さないように留意すべきであること。
三、地方債は、普通地方公共團體の自主性を尊重し建前として所轄行政廳の許可を要しないこととなつたが國及び地方公共團體の財政及び金融の現狀等に鑑み、なお、當分の間従來通り許可を要すること。(法二二六—三、二五〇)

四、普通地方公共團體の機關に對して事務を委任する場合の外、普通地方公共團體に事務の委任をする場合においても、その經費の財源については必要措置を講じなければならないこととなつた。(法二二九)

五、私の團體又は個人が、普通地方公共團體の住民との間に介在して不正の勢威を張り又は公金の費消、横領その他詐欺的行為を行うことを防止するため、普通地方公共團體は、その公金の徵收若しくは支出の權限をこれらの者に委任し、若しくはこれらの者をしてこれを行わせ、又はこれらの者をして營業の免許その他の身分及び各種の願届出の類を他人に代つて行わせ又はこれに伴つて手数料その他の公金の徵收に關與させることができなからず、且つ地方税法第三十五條等法律の定めるところにより、シヤチ税、電気税、瓦斯税、入浴税、遊樂飲食税及び虎骨税等のことと並し消費者又は行為者が消費若しくは行為の徴支拂うべ

(法一〇〇)これは、議會をしてその調査の目的を達成させる目的に出でるものであることに留意し、その濫用を嚴に戒めるとともにもし刑罰を科すべき行為をした者があるときはこれを告發して法の嚴正なる適用に努めなければならない。
四、政府は、都道府縣の議會に官報及び刊行物を、市町村の議會に官報及び市町村に特に關係があると認める政府の刊行物を送付し、各都道府縣知事は、當該都道府縣の區域内の市町村の議會及び他の都道府縣の議會に、公報及び適當と認める刊行物を有料又は無料を以て送付しなければならないこととなつたが、これは都道府縣及び市町村の議會をして國の法令及び施策並びに都道府縣の條例規則並びに施策及び行政運営の實際を知らしめ、以て議決機關の職能の完全なる遂行を期する趣旨に出でるものである。(法一〇〇—12、15)

五、議會の圖書室は、實情に應じ適當の施設を講ずるを以て足り、その管理は、議長がこれを行う。(法一〇〇—14、14—四)

五、執行機關に關する事項
一、都道府縣知事及び市町村長を罷免するため特に彈劾裁判所を設けるよりは、裁判所の介入により、違法の事實の認定に關する裁判を基礎として、行政處分によりその罷免を行うことが適當であるので、第四百四十六條の改正規定により、主務大臣又は都道府縣知事は、國の機關としての都道府縣知事又は市町村長の權限に屬する國の事務換言すれば機關委任の國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の處分又は法令の規定若しくは主務大臣若しくは都道府縣知事の處分に違反するものがあると認める場合又はその國の事務

の管理若しくは執行を怠るものがあると認める場合に對しては、その行ふべき事項を命令し、高等裁判所若しくは地方裁判所に對し當該事項を行ふべきことを命ずる裁判を請求し、その裁判に従わなければならないときは、その事實の確證を裁判所に求めて當該都道府縣知事若しくは市町村長に代つて自ら當該事項を行ひ、又はこれを罷免することができ、この制度は、専ら國の事務のみに關するものである。(法一四六)

二、第四百四十八條の改正規定は所謂部内の行政事務で法令によりこれを管理する行政機關が定まつていないものは、第二條第一項の改正規定により普通地方公共團體が包括的にこれを處理する權能を有することとなつたに伴い、規定を整理したものであるが、都道府縣知事に對して國の事務を委任するときは必ず法律又は政令を以てせられるものである。(法一四八)

三、第五百五十六條第三項の改正規定にいう國の地方行政機關とは國會及び裁判所以外の國の地方行政機關のすべてを意味するものであるが、この規定は、現存のものに對しては適用されない。(法一五六—三)

四、都道府縣においては、總務部、民生部、教育部、經濟部、土木部、衛生部及び農地部の七部を必ず設けなければならないものとし、それ以外においては、特別の必要がある場合に限り、條例で農林部(又は林務部、商工部、水産部、労働部、公共事業部又は開拓部(道に限る))を置くことができ、従來の如く、道府縣の任意により部の新設若しくは廢合又は事務の配分はこれを行うことができなからずとなつた。(法一五八—1)

廣島市報 復活第二十四號

き税金又は將來源泉において徴収する地方税が設けられたときにおいてはそのような税金を、會社その他の私の団体又は個人に徴収させることは差支えない。(法二四三二)

六、地方財政の現況に鑑み、且つは住民の自治に對する關心と自覺を深めるため、普通地方公共團體の長は、毎年二回以上豫算の使用状況、収入の状況、並びに財産、公債及び一時借入金金の現在高その他財政に關する事項を説明する文書、すなわち所謂財政白書を作成してこれを住民に公表しなければならぬこととなつたが、財政白書公表の回数、内容及び公表の方法等は、條例で定めなければならぬから、速かにその準備をなすべきである。(法二四四一)

七、豫算様式については、さきに通報した試案の通り地方自治法施行規則の改正が行われた。
七、監督に關する事項
一、市町村の名稱變更、議員定数の増減、支應、地方事務所及び市町村の支所の設置、政令で指定する市の區の設置、都道府縣の局部の分合又は事務の配分の變更及び使用料、手数料等に關する條例の設定改廢は、從來所轄行政廳の許可を必要としたが、すべて不要許可となつた。(法二五一)
第三 特別地方公共團體に關する事項
一、特別市及び特別區は、法令によるもの外、その區域内における行政事務で國の事務に屬しないものを處理する権能を有することは、普通地方公

共團體と同様である。(法二六四)
二、特別市の指定に關する法律は、地方自治法第二百六十一條及び第二百六十二條の規定により、當該市のみならず關係都道府縣のすべての選舉人の贊否の投票に付さなければならぬ旨の規定が第二百六十五條中にあらたに設けられ、この法律を投票に付すべき關係地方公共團體の選舉人の範圍に關する疑義が明確にされることとなつた。(法二六五)

三、地方公共團體の協議會の制度はこれを廢止し、地方公共團體の事務の連絡調整は、地方公共團體の自主的にして且つ自由な活動にまつこととされたが、從來地方自治法第三編第二章の規定に基いて設けられた地方公共團體の協議會は、任意團體としてその組織を改めるように指導する。
第四 其他の事項
一、昭和二十二年法律第六十九號及び昭和二十二年政令第三一三號地方自治法施行令の一部を改正する政令は、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。但し、同法中選舉人名簿に關する改正規定は、同年十二月二十日から、全國選舉管理委員會に關する規定は、公布の日から施行する。(法附則一)なお、昭和二十二年政令第二六四號を以て、地方自治法施行令中選舉人名簿に關する規定が改正され、且つ、同年十二月二十日以後において行つた選舉については、同日以前においても名簿の調製のため必要な行爲をすることができるとされた。
二、内務省の廢止に伴い内務大臣の權限は、原則として内閣總理大臣がこれを承継する。
三、地方公共團體の議會の議長、地方公共團體の長

選舉管理委員會の委員長等に事故がある場合における職務代理の規定を整理した。(法一〇六・一五二・一七〇・一八七・一八九・二四七)
四、昭和二十二年法律第二號(衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する件)の規定を改正し、同法の効力を一年延期し昭和二十二年九月十五日現在で調製する選舉人名簿を用いて行つた選舉については、従前同様臨時選舉人名簿を調製するものとし、且つ、申請は本人に限らず關係人においてもなし得るものとなつた。
なお、本法は昭和二十二年十二月二十日から施行になるが、その日以後に行つた選舉については、本法公布の日から改正規定により選舉人名簿の調製に關する行爲をなすことができる。
五、昭和二十二年法律第六十九號施行の際地方公共團體の公金を現に徴収している團體の代表者又は個人に對しては、當該地方公共團體規則の定めるところにより、昭和二十三年一月末日までに計算をし、その證據となるべき書類を出納長又は收入役に提出させてその検査を受けさせることとなり、検査の結果不正の廉があることが判明したときは、出納長又は收入役は直ちにその旨を檢察官に告發し、檢察官の請求があるときは、裁判所に當該團體の解散を命じ、同日までに計算書及びその證據となるべき書類を提出しないときは、この代表者又は個人は、二年以下の懲役若しくは二十萬圓以下の罰金に處し、又は情狀によりこれらの刑を併科されることとなるので、速かに規則を以て計算書の内容、提出すべき證據となるべき書類その他必要な手續を定め、且つこれを關係のあ

法附則五

六、従前の地方自治法により行つた選舉及び昭和二十二年法律第一六九號(地方自治法の一部を改正する法律)施行の際従前の地方自治法の規定によりその期日を告示してある地方公共團體の選舉については、第六十六條第六項の改正規定を除く外なお、従前の規定による。(令附則三)

七、昭和二十二年法律第一六九號(地方自治法の一部を改正する法律)施行前に行つた選挙事由が生じた地方公共團體の議會の議員又は長の選舉については、地方自治法第二十四條第一項の改正規定並びにこれを準用する同法第二十八條及び第二百九十二條の規定による期間、昭和二十三年一月一日からこれを起算する。(令附則四)

八、昭和二十二年法律第一六九號(地方自治法の一部を改正する法律)施行前訴願又は訴訟の提起があつた地方公共團體の長の選舉については、地方自治法第六十六條第六項の改正規定並びにこれを準用する同法第二十八條及び第二百九十二條の規定による期間、昭和二十三年一月一日からこれを起算する。(令附則五)

九、従前の地方自治法第九十一條第二項を地用する同法第二百八十三條及び第二百九十二條の規定により、その議會の議員の定数を増加した特別區及び全部事務組合においては、昭和二十二年法律第一六九號(地方自治法の一部を改正する法律)施行の際現在在職する議員の任期中に限り、その数を以て議員の定数とし、議員に缺員を生じたときは、これに應じて本來の定数に至るまで選出する(令附則六)

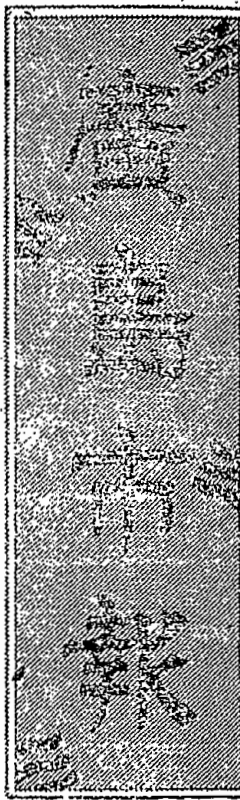
雜報

Table with columns for '收入の部' (Income) and '支出の部' (Expenditure). It lists various categories like '民生區' (Municipal Districts), '學校' (Schools), and '税金' (Taxes) with corresponding monetary values in Yen and Gens.

會報

傳染病患者發生(死亡)一覽表(昭和二十三年度)
赤痢 一月分 二
傷寒 一月分 二
腸チフス 一月分 二
...

廣島市報 復活第二十四號



【目次】

- ◆ 廣島市民税増徴條例……………一
- ◆ 廣島市度量衡取締規則……………一
- ◆ 廣島市託児規則……………一
- ◆ 市長個人の戸籍事件に關する規則……………一
- ◆ 廣島市水源池參觀規則……………一
- ◆ 廣島市水源池參觀規則取扱細則……………一
- ◆ 廣島市役所係設置規則の一部改正……………一
- ◆ 廣島市O・I・E圖書館規則……………一
- ◆ 通 令……………一
- ◆ 進駐軍え提出すべき市政月報について……………一
- ◆ 軍政部えの提出書類について……………一

條 例

○ 廣島市條例第三十七號
 廣島市議會の議決を経て廣島市市民税増徴條例を次のように定める
 昭和二十三年二月一日
 廣島市長 濱井 信三
 廣島市市民税増徴條例
 第一條 昭和二十二年分市市民税は二十間に賦課明

規 則

日現在における納税義務者數を乘じた額の範囲内において増徴し各納税義務者の賦課額に按分して賦課する但し圓未満の端數はこれを切捨てる
 第二條 納税義務者一人に對する最高賦課額の限度は個人七千圓、法人七萬圓とする。
 第三條 増徴する市民税の納期限は二月二十八日とする。

○ 廣島市規則第二九號
 廣島市度量衡取締規則を次のように定める。
 昭和二十三年二月十二日
 廣島市長 濱井 信三

廣島市度量衡取締規則
 第一條 度量衡に關する取締は、度量衡取締吏員をしてこれを執行せしめる。
 第二條 度量衡取締吏員は、左の様式の證憑を携帯するものとす。
 用 紙 厚質白紙
 縦 九 横 九

No. 25

昭和二十三年
 二月廿三日 發行
 (月 曜 日)

發行人所 廣島市役所

電話
 三三三三
 八八八八
 〇〇〇〇
 五四三二
 五番(會計課)
 四番(庶務課)
 三番(秘書課)
 二番(庶務課)
 一番(庶務課)
 廣島市國泰寺町三九
 二七三八番(商工課)
 四三五八番(學務課)
 四三五五番(上水課)
 四三五六番(調査課)
 四三七七番(調査課)
 退廳後及び休日には二八〇一番に

六 類

面 裏	面 表
年 月 日 交付	第 三 類 職 氏 名 廣 島 市 役 所 印

第三條 取締は、甲種取締、乙種取締及び計量取締の三種とする。
 甲種取締とは、業務上取引若しくは證明のため使用し、又は食用に供するため所持する度量衡器及び計量器について行う検査をいう。
 計量取締とは、商品の量目について行うものをいふ。
 乙種取締とは前二項以外の取締をいう。
 第四條 取締は店舗、工場その他必要と認める場所において隨時これを行う。但し、甲種取締は取締

を執行する區域、日時及び場所を豫め、告示してこれを行うことがある。

第五條 前條但書の規定により、甲種取締の告示をなしたときは、その執行區域内の者は指定の日時及び場所に度量衡及び計量器を提出して検査を受けなければならない。但し、度量衡法施行細則第四十八條第二項に該当する度量衡器及び計量器は特に指定した場合の外、これを提出することを要しない。

附 則
この規則は、公布の日から、これを施行する。
昭和十年告示甲第百十六號廣島市度量衡取締規程は、これを廢止する。

〇廣島市規則第三十號
廣島市託児規則を次のように定める
昭和二十三年二月十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市託児規則
第一條 幼児の保護者及びその家族の労働能率を増進せしめ幼児の保育を行う目的を以つて保育所を置く。
第二條 保育所の名稱及び所在地は別表第一の通りとする。
第三條 保育する幼児は本市の居住者にして満三歳から就學するまでの者とする。
第四條 幼児に對する保育は左の五項目とする。
一、指導 二、談話 三、手技 四、觀察 五、唱歌遊戯
第五條 休日及び保育時間は左の通りとする。
一、休日 自十二月三十日 日曜日 祭日 至一月五日

二、保育時間 自午前七時 至午後五時
前項に定める外保育時間については事情により變更することがある。

第六條 幼児を依託するときは別表第二の書式の願書及び託児調査表を提出し承諾を受けなければならない。

第七條 左の各號の一に該当するときは依託を中止し又は受けないことがある。
一、運動に支障がある傷病者
二、傳染性又は惡質の疾患ある者
三、幼児の性行が他の幼児に惡影響を及し矯正の見込みがないと認めたる者
四、定員超過の場合
五、その他市長において受託の必要がないと認めたる場合

附 則
この規則は公布の日からこれを施行する。
昭和五年四月告示甲第二十三號廣島市託児規程はこれを廢止する。

別表第一
名稱 所在地
青 崎保育所 廣島市仁保町堀城
潮 崎保育所 廣島市東雲町仁保小學校内
楠 那保育所 廣島市仁保町楠那小學校内
仁 保保育所 廣島市旭町大河小學校内
海 上保育所 廣島市元宇品町
南 觀音保育所 廣島市南觀音町二丁目
白 鳥保育所 廣島市東白鳥小學校内
己 斐保育所 廣島市己斐町小學校内
東 津保育所 廣島市草津東町
西 隣保育館 廣島市尾長町 廣島市福島町

別表第二 託 児 願

託児理由	幼 氏名	生年月日	保 護 者 氏名	生年月日
	兒 現住所	保護者の職 業	職業	職業
	既應症	留 守 擔 當 者 有 無	現住所	現住所
		戰 災 傷 害 者 引 取 扱 別 表		

右 保育所に託児致したく御承諾の上は幼児一 身上について一切引受け下さる御願ひ致します
昭和 年 月 日
保護者氏名 印
廣島市長 託児調査表

別表第一 託 児 願

託児名	氏名	性 別	年 令	本人と 續柄	職業	収入	備考
	居 住 者	居 住 地	居 住 地	居 住 地	居 住 地	居 住 地	居 住 地
入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日
	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日	入 所 日
退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日
	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日
計	計	計	計	計	計	計	計
退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日	退 所 日

廣島市長 託児調査表 印

〇廣島市規則第三十一號
昭和二十三年二月十二日 廣島市長 濱井信三

戶籍法第二條の市長個人又はその配偶者、直系尊屬若しくは、直系尊屬に關する戶籍事件については、別に定める市長代理順序により助役及び市長の職務を代理する吏員が、その職務を行う。

附 則
この規則は、公布の日から、これを施行する。
大正八年五月遠乙第三號市長個人の戶籍事件に關する件は、これを廢止する。

〇廣島市規則第三十三號
廣島市水源池參觀規則取扱細則を次のように定める
昭和二十三年二月十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市水源池參觀規則取扱細則
第一條 復興局上水課長は水源池の參觀を願ひ出た者があるときは別表第一號様式により、第二號様式の參觀證を交付する。但し學校、教育團體等で淨水係長が適當と認めるときは、特に參觀證を交付することができる。
第二條 守衛は參觀證を持参した者があるときは、直ちに淨水係長に報告し、係長は適當な係員をして場内を案内させるものとする。
第三條 淨水係長は參觀の頭末を守衛日記に記録せしめ、毎週月曜日上水課長に報告する。
第四條 參觀證は、その順序により、參觀證綴に整理して置かなければならない。

附 則
この規則は、公布の日から、これを施行する。

第二號様式 (縦十二種、横九種)

第 一 號 様 式	第 二 號 様 式	第 三 號 様 式	第 四 號 様 式
月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名
月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名
月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名

〇廣島市規則第三十四號
廣島市復興局上水課規則の一部を次のように改正する
昭和二十三年二月十三日 廣島市長 濱井信三

廣島市復興局上水課規則
第一條中「庶務課庶務係土地係」の次に「補修係」を加える。

附 則
この規則は、公布の日からこれを施行する。

〇廣島市規則第三十二號
廣島市水源池參觀規則を次のように定める
昭和二十三年二月十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市水源池參觀規則
第一條 水源池は支障のない限り、場内の參觀を許す。
第二條 參觀は午前九時から午後三時までの間とする。
第三條 參觀希望者は前日の執務時間中に市役所復興局上水課に申し出で、參觀證の交付を受けなければならない。
第四條 參觀者は場内を危險物を持ち込み、又は喫煙その他一切の火氣を取扱つてはならない。
第五條 參觀に當り左に掲げる行為があつた者は退去を命ずることがある。
一、第四條の規定に違反したとき
二、場内を危險物の行爲をなしたとき
三、案内人の指示に従わず、自由勝手な行動があら

この規則は、公布の日から、これを施行する。

第一號様式

月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名
月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名
月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名
月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名	月 日 氏 名

〇廣島市規則第三十五號
廣島市CI&E圖書館規則を次のように定める
昭和二十三年二月二十日 廣島市長 濱井信三

廣島市CI&E圖書館規則
第一條 本館は廣島市CI&E圖書館と稱する
第二條 本館は米國文化に關する知識を普及し民主主義を促進するためCI&Eより資料の購置を保存し公衆の閱覽に供する。
第三條 本館の圖書閱覽時間は左の通りとする。但し時宜により伸縮することがある。
自午前九時 至午後五時

附 則

第四條 本館の休館日は左の通りとする
 一、定期休館日 祝祭日 月曜日
 二、臨時休館日 その都度公示する
 第五條 圖書の閲覧料はこれを徴收しない。
 第六條 圖書を閲覧しようとする者は所定の規定を守り係員の指示に従わなければならない。
 第七條 閲覧上妨げがあると認める者は入館を許可しない。
 第八條 圖書は所定の場所以外では閲覧できない。
 第九條 圖書を亡失し又は汚損したときはその情状により現品若しくは相當の代金を以て辨償せしめらる。
 第十條 圖書の館外持出は原則としてこれを許可しない。
 附 則
 この規則は昭和二十三年一月二十四日からこれを適用する。

辭 令

一、一 廣島市現業員を命ずる(給水課) 現業員 高橋菊次郎
 西田 照芳
 一、八 願により解雇する(財務課) 事務員 俵 睦人
 一、九 廣島市現業員を命ずる(下水課) 橋川 逸次
 一、三 廣島市現業員を命ずる(土木課) 奥山 義治
 一、四 廣島市事務員を命ずる(土木課) 十川 茂
 願により解雇する(總務課)

一、五 總務局總務課勤務を命ずる 事務員 藤網 一雄
 事務員 檜山 律子
 長谷川ヒサ子
 願により解雇する(會計課) 坂本 磯子
 一、七 (保健課) 技術員 山崎 花子
 一、四 廣島市事務員を命ずる(總務局稅務課) 元岡 義明
 原川すみえ
 廣島市事務員を命ずる(總務局稅務課) 下石 政照
 折笠 政勝
 一、三 民生局社會課勤務を命ずる 事務員 伊澤 澄子
 廣島市土地評價委員を免する 事務吏員 川本 淨眞
 廣島市土地評價委員を命ずる 酒井 淳三
 向井 一貫
 佐藤雄太郎
 一、三 家畜市場兼民生局食糧課勤務を命ずる 技術員 矢尾 壽郎
 相川 喜記
 一、三 廣島市現業員を命ずる(民生局保健課) 佐藤 榮治
 橋本 周行
 一、三 願により解雇する(會計課) 事務員 岡田 孝子
 (民生局保健課)

一、三 廣島市事務員を命ずる(總務局稅務課) 技術員 前 光子
 松岡 正之
 佐々木久範
 一、二 總務局調査課勤務を命ずる 事務員 寺田トシエ
 復興局給水課勤務を命ずる 寺田 信子
 荒神出張所勤務を命ずる 寺岡 弘子
 一、二 廣島市事務員を命ずる(總務局稅務課) 大島 賞三
 一、二 廣島市現業員を命ずる(家畜市場勤務) 奥江 長市
 廣島市現業員を命ずる(總務局稅務課) 松原 朝臣
 願により解雇する(皆實出張所) 事務員 高市 悦雄
 (青崎出張所) 中島 光子
 廣島市技術員を命ずる(民生局保健課) 濱田 繁子
 總務局職員課勤務を命ずる 事務員 久保 春枝
 廣島市技術員を命ずる復興局(土木課) 中塚 守
 一、三 廣島市事務員を命ずる(會計課) 伊藤 良子
 柳原 操子
 廣島市現業員を命ずる(青崎出張所) 松本 廣恵

廣島市事務員を命ずる(三篠出張所)

青田サエ子

廣島市技術員を命ずる(保健院) 宮本 勇

一、三 願により解雇する(總務局稅務課) 松本 清

民生局社會課勤務を命ずる 事務員 三原 嘉雄

廣島市技術員を命ずる(復興局土木課) 美堂ヒサエ

一、一 第五回國民体育大會並に綜合大學誘致事務を囑託する 事務員 大島 賞三

願により解雇する(總務局總務課) 若林 晴馬

廣島市事務員を命ずる(東部復興事務所庶務課) 西原 哲雄

廣島市事務員を命ずる(牛田出張所) 片川 文人

(似島出張所) 後藤ハル子

廣島市事務員を命ずる(東部復興事務所工務課) 玉川 遼

廣島市事務員を命ずる(總務局稅務課) 都 春子

廣島市技術員を命ずる(民生局保健課) 花本オフミ

廣島市技術員を命ずる(復興局下水課) 増田 一子

廣島市事務員を命ずる(民生局商工課) 野村 千

願により解雇する(東部復興事務所) 谷口スワ子

廣島市現業員を命ずる(復興局土木課) 川本 武司

廣島市事務員を命ずる(民生局商工課) 野村 千

() 技術員 若林 哲雄

廣島市現業員を命ずる() 山口 勉

廣島市事務員を命ずる() 木村 春子

() 現業員 小田 從道

廣島市技術員を命ずる() 柏木 政忠

廣島市事務員を命ずる() 都 春子

() 事務員 箕島 敏江

廣島市事務員を命ずる(基町出張所) 坂口 澄子

廣島市技術員を命ずる() 野村 千

廣島市事務員を命ずる(民生局社會課) 大坪 照子

廣島市物資調達事務を囑託する 川本 武司

廣島市事務員を命ずる() 野村 千

願により解雇する() 木山香壽子

廣島市現業員を命ずる(復興局土木課) 村上 萬作

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

() 為早百合子

廣島市現業員を命ずる(復興局下水課) 中島ミツ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

願により解雇する(東部復興事務所) 事務員 土橋 淳二

廣島市技術員を命ずる(復興局土木課) 中島ミツ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 武中眞佐子

廣島市技術員を命ずる(復興局土木課) 山口 能弘

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

願により解雇する() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(民生局社會教育課) 小關 信子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(復興局土木課) 中島トミ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(復興局土木課) 中島トミ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(復興局土木課) 中島トミ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(復興局土木課) 中島トミ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(復興局土木課) 中島トミ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

廣島市現業員を命ずる() 橋井 初次

廣島市事務員を命ずる(復興局土木課) 中島トミ子

廣島市事務員を命ずる() 久保 康男

通知

廣島市事務員を命ずる（總務局稅務課）
 菅野 勝郎
 若井 貞三
 熊谷 直良
 吉光 義雄
 廣島市技術員を命ずる（民生局食糧課）
 竹原 修
 山田 昌之
 （復興局土木課）

○廣總丙第三〇〇號
昭和二十三年二月十二日

各課 長 殿 總務課 長

進駐軍提出すべき市政月報について
 今般進駐軍から、毎月行つた主な行事、事業、會議その他の事務等に關し、その目的經過及び内容等の報告を當月三十日迄に『市政月報』として提出するよう要請があり、總務課において、資料取まとめの上月報を作成する豫定であるから、各課においては毎月二十日現在で過去一ヶ月の事務報告書を同月二十五日迄に總務課宛御提出されたくなお、今回に限り一月の事務報告書も併せて二月二十五日迄に送付相成りたし。

進駐軍事務の重要性は、今更申すまでもないが右期限の嚴守と内容の適正については、特に細心の注意を拂い遅滞や過誤のないよう念のため申添をる。

（参考）
 一 事務報告は、なるべく數字に現わし、進駐軍報告資料のみならず市政事務刷新の統計資料として

役立つよう正確を期すること。
 二 會議等は、その議事事項を具体的に列挙し、意見を添付すること。
 事務報告書は、項目を明記し、系統的に整理すること。
 該當すべき資料のないときは、その旨、文書で報告すること。
 すべて報告は、役所日誌の資料提出の要領によること。
 報告書は、二部宛提出のこと。

○廣總丙第三一四號
昭和二十三年二月二十三日

各課 長 殿 總務課 長

軍政部への提出書類について
 この度、別紙の通り嚴重な通達があつたから、標記書類の取扱に關しては、常に細心の注意を拂い、その萬全を期せられたし。殊に提出期日は萬難を排して遅延のないよう留意し、苟くも責任者氏名を報告することのないよう、特に善慮されたい。

昭和二十三年二月六日
 廣島市 市長 殿 廣島縣總務部長

軍政部へ提出すべき報告書類に關する件
 今般渉外局長より別紙の通り申越があつたから軍政部へ提出すべき報告書類の期限嚴守に遺憾なきを期せられたし。

轉入者カード等の送達には特に留意が願いたい萬一今後遅延の場合は關係部課の責任者氏名を軍政部へ

報告する様通告を受けたから特に御注意願いたし。

吳涉局第一二號五四
 昭和二十三年一月二十六日
 廣島縣吳涉外局長

廣島縣知事 殿
 軍政部へ提出すべき報告書類に關する件
 縣各部課より米軍政部各課に提出すべき報告書類は從來指定されたる提出期日より遅延する事多く之が爲屢々軍政部より警告を受けて居たが今尙運れる事があるので今般軍政部より今後報告書類の期日を嚴守するよう嚴令を受けた。然して萬一今後遅延の場合同關係部課の責任者氏名を軍政部へ報告するよう通告を受けたから其の旨各部課に御傳達被下度俟渉外局—渉外課—關係各課との書類の往復に要する日時短縮化について一層の努力願いたし。以上



No. 26

昭和二十三年
三月一日 発行
(月 曜 日)

一 告資料のみならず市政事務刷新の統計資料として 今後運延の場合は關係部課の責任者氏名を軍政部へ

發行所 廣島市役所

電話
一一三三〇〇 第一番(食糧課)
一一三三〇一 第二番(食糧課)
一一三三〇二 第三番(食糧課)
一一三三〇三 第四番(食糧課)
一一三三〇四 第五番(食糧課)
一一三三〇五 第六番(食糧課)
一一三三〇六 第七番(食糧課)
一一三三〇七 第八番(食糧課)
一一三三〇八 第九番(食糧課)
一一三三〇九 第十番(食糧課)
一一三三一一 第十一番(食糧課)
一一三三一二 第十二番(食糧課)
一一三三一三 第十三番(食糧課)
一一三三一四 第十四番(食糧課)
一一三三一五 第十五番(食糧課)
一一三三一六 第十六番(食糧課)
一一三三一七 第十七番(食糧課)
一一三三一八 第十八番(食糧課)
一一三三一九 第十九番(食糧課)
一一三三二〇 第二十番(食糧課)
一一三三二一 第二十一番(食糧課)
一一三三二二 第二十二番(食糧課)
一一三三二三 第二十三番(食糧課)
一一三三二四 第二十四番(食糧課)
一一三三二五 第二十五番(食糧課)
一一三三二六 第二十六番(食糧課)
一一三三二七 第二十七番(食糧課)
一一三三二八 第二十八番(食糧課)
一一三三二九 第二十九番(食糧課)
一一三三三〇 第三十番(食糧課)
一一三三三一 第三十一番(食糧課)
一一三三三二 第三十二番(食糧課)
一一三三三三 第三十三番(食糧課)
一一三三三四 第三十四番(食糧課)
一一三三三五 第三十五番(食糧課)
一一三三三六 第三十六番(食糧課)
一一三三三七 第三十七番(食糧課)
一一三三三八 第三十八番(食糧課)
一一三三三九 第三十九番(食糧課)
一一三三四〇 第四十番(食糧課)
一一三三四一 第四十一番(食糧課)
一一三三四二 第四十二番(食糧課)
一一三三四三 第四十三番(食糧課)
一一三三四四 第四十四番(食糧課)
一一三三四五 第四十五番(食糧課)
一一三三四六 第四十六番(食糧課)
一一三三四七 第四十七番(食糧課)
一一三三四八 第四十八番(食糧課)
一一三三四九 第四十九番(食糧課)
一一三三五〇 第五十番(食糧課)
一一三三五一 第五十一番(食糧課)
一一三三五二 第五十二番(食糧課)
一一三三五三 第五十三番(食糧課)
一一三三五四 第五十四番(食糧課)
一一三三五五 第五十五番(食糧課)
一一三三五六 第五十六番(食糧課)
一一三三五七 第五十七番(食糧課)
一一三三五八 第五十八番(食糧課)
一一三三五九 第五十九番(食糧課)
一一三三六〇 第六十番(食糧課)
一一三三六一 第六十一番(食糧課)
一一三三六二 第六十二番(食糧課)
一一三三六三 第六十三番(食糧課)
一一三三六四 第六十四番(食糧課)
一一三三六五 第六十五番(食糧課)
一一三三六六 第六十六番(食糧課)
一一三三六七 第六十七番(食糧課)
一一三三六八 第六十八番(食糧課)
一一三三六九 第六十九番(食糧課)
一一三三七〇 第七十番(食糧課)
一一三三七一 第七十一番(食糧課)
一一三三七二 第七十二番(食糧課)
一一三三七三 第七十三番(食糧課)
一一三三七四 第七十四番(食糧課)
一一三三七五 第七十五番(食糧課)
一一三三七六 第七十六番(食糧課)
一一三三七七 第七十七番(食糧課)
一一三三七八 第七十八番(食糧課)
一一三三七九 第七十九番(食糧課)
一一三三八〇 第八十番(食糧課)
一一三三八一 第八十一番(食糧課)
一一三三八二 第八十二番(食糧課)
一一三三八三 第八十三番(食糧課)
一一三三八四 第八十四番(食糧課)
一一三三八五 第八十五番(食糧課)
一一三三八六 第八十六番(食糧課)
一一三三八七 第八十七番(食糧課)
一一三三八八 第八十八番(食糧課)
一一三三八九 第八十九番(食糧課)
一一三三九〇 第九十番(食糧課)
一一三三九一 第九十一番(食糧課)
一一三三九二 第九十二番(食糧課)
一一三三九三 第九十三番(食糧課)
一一三三九四 第九十四番(食糧課)
一一三三九五 第九十五番(食糧課)
一一三三九六 第九十六番(食糧課)
一一三三九七 第九十七番(食糧課)
一一三三九八 第九十八番(食糧課)
一一三三九九 第九十九番(食糧課)
一一三四〇〇 第一百番(食糧課)

【目次】

- ◆軍政部關係事務の處理について.....一
- ◆條例.....一
- ◆廣島市警察設置條例.....一
- ◆廣島市警察職員の任免、服部等に關する條例.....一
- ◆廣島市消防職員の任免、服務等に關する條例.....一
- ◆規 則.....一
- ◆廣島市特別徴収檢査規則.....一
- ◆廣島市納税獎勵規則の修正等.....一
- ◆廣島市官吏考査規定の一部改正.....一
- ◆廣島市規則第三十七號.....一
- ◆廣島市規則第三十八號.....一
- ◆廣島市消防職員の階級等に關する規則.....一
- ◆廣島市公安委員服務規則.....一
- ◆廣島市警察職員の宣誓、教育、訓練、禮式及び服制に關する規則.....一
- ◆廣島市消防職員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する規則.....一
- ◆告 示.....一
- ◆昭和二十二年廣島市歳入出豫算追加更正.....一
- ◆昭和二十二年廣島市特別合計歳入費歳入出豫算追加.....一
- ◆合報社責任者指名について.....一

訓令

○廣島市訓令第二號

廣島市報 復第二十六號

昭和二十三年二月二十八日 廣島市長 濱井信三

軍政部關係事務の處理について
先に廣總甲第三一四號を以て、通知せしめたように軍政部關係事務の重要性は、こゝに改めて説明するまでもない。我々は軍政部の要求事項に關しては、誠實に従順にその命令を遵守し、全面的に占領目的に協力しなければならぬ。殊に報告書類等で提出期日の提定されたものは、如何なる事情の下においても萬難を排して鋭意これが處理に當り、苟くも運延のないよう、格段の努力を拂ひ、今後再びかような警告を受けることのないよう、切に希望する。

條 例

○廣島市條例第三十八號 廣島市議會の議決を経て廣島市警察設置條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三日 廣島市長 濱井信三

- 第一章 總 則
- 第一條 警察法に基き本市に廣島市公安委員會(以下委員會とす)警察本部及び警察署を置く。

- 第二條 警察本部は廣島市警察局と稱し廣島市役所内に置く。
- 第三條 廣島市警察に警察長、警視、警部、警部補、巡查部長及巡查を置く。その定員は別表第一による。
- 第四條 前條の外必要な専門家、技術者、書記及び雇傭人を置くことができる。
- 第五條 前二條の警察職員は委員會がこれを定める。
- 第二章 警 察 局
- 第六條 警察局に局長及び次長を置く。局長は警察長、次長は警視又は警部を以てこれに充てる。
- 第七條 警察局に秘書室の外左の五課を置く。
 - 一 警 務 課
 - 二 警 備 課
 - 三 刑 事 課
 - 四 交 通 課
 - 五 經濟保安課
- 前項の室及び各課の事務分掌は委員會の承認を得て局長がこれを定める。
- 第三章 警 察 署
- 第八條 警察署の位置、名稱及び管轄區域は別表第二による。
- 第九條 署長は警視を以てこれに充てる。

第十條 警察署には警務外勤警備、司法、交通及び經濟保安の各係を置く。

この條例は警察法施行の日からこれを施行する。

廣島市警察吏員定員表
階級 警察長 視察部長 警務部長 警備部長 警備部長 警備部長
人員 一 三 八 三 八 六 〇 三 四 〇 四 五 〇

自治体警察署の名稱位置並びに管轄區域
署名 位置 管轄區域
廣島市 廣島市の内
東警察署 下柳町 廣島市の内
西警察署 西島市 廣島市の内

廣島市警察署の管轄區域
署名 位置 管轄區域
廣島市 廣島市の内
西島市 西島市の内
東島市 東島市の内

廣島市警察署の管轄區域 (續)
署名 位置 管轄區域
廣島市 廣島市の内
西島市 西島市の内
東島市 東島市の内

○廣島市條例第三十九號
廣島市議會の議決を経て廣島市警察職員の任免服務等に關する條例を次のように定める。

昭和二十三年三月三日
廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市警察職員の任免、服務等に關する條例に關しては當分の間の條例による。

第二條 警察長は左の各號の條件を備えた者より公安委員會がこれを任命する。

第三條 警察長は、國家公務員法第三十八條に抵觸しない者。

第四條 前條の外任免服務分限懲戒給與等については、すべて従前の廣島縣警察部職員の例による。

○廣島市條例第四十號
廣島市議會の議決を経て廣島市消防條例を次のように定める。

第二條 消防本部は廣島市消防局と稱し、廣島市役所に置く。
第三條 消防吏員の定数は二百人とする。
第四條 前條の消防職員は局長がこれを定める。
第五條 消防局に局長及び次長を置く。
第六條 局長は市長の指揮監督を受けて消防事務を掌理する。
第七條 消防局は左に掲げる事務を掌る。

第十條 消防署に、出張所を置きその位置及び名稱は規則でこれを定める。
第十一條 この條例に定めるものを除く外、必要な事項は、市長がこれを定める。
第十二條 この條例は消防組織法施行の日から、これを施行する。
第十三條 第二條の規定にかゝらず、當分の間消防局の位置は廣島市消防署内とする。

廣島市長 濱井信三
廣島市消防署 大手町八丁目二四ノ一 廣島市一回

廣島市報 復活第二十六號

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

但し同法第七十八條中「官職」とあるは「公職」と読み替へるものとする。
第四條 前二條の外任免、服務、分限、懲戒、給與等についてはすべて従前の廣島縣警察部職員の例による。

規則

○廣島市規則第二十四號之二
廣島市特別徴收検査規則を次のように定める。
昭和二十三年一月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市特別徴收検査規則

第一條 地方自治法第二百四十三條第二項但書の規定により市税を徴収するべき、私の團體の代表者(代表者がないときはこれに準ずるもの)又は個人(以下特別徴收義務者という)の行う計算、計算書並びにその證據となるべき帳簿(以下徴收簿という)及び書類の提出並びにその検査は、法令に定めるものの外この規則による。
第二條 特別徴收義務者は、左の期日までに計算をし計算書並びに徴收簿及び書類を収入役に提出しなければならぬ。但し徴收簿及び書類で提出し難いものがあるときは、収入役が實施につき徴收簿及び書類を検査し、これが提出に代へることが出来る。
電氣税、附加税、遊興税附加税
一、計算書 毎月徴收した月の翌月二十日
二、徴收簿及び書類 毎年度 十月二十日 四月二十日

第三條 計算書は別記様式によりこれを調製しななければならない。
第四條 収入役は第二條の計算書並びに徴收簿及び書類の提出があつたときは、領收書を交付しななければならない。
第五條 収入役は特別徴收義務者からその提出した徴收簿及び書類の返還の請求があつたときは、これを検査した後返還することができる。
附則
第一條 この規則は昭和二十三年一月一日からこれを施行する。
昭和二十三年一月一日から
特別徴收義務者 住 氏 名 何
廣島市収入役 昭和二十三年一月一日から
特別徴收義務者 住 氏 名 何

第二條 昭和二十二年十二月十二日法律第六十九號地方自治法の一部を改正する法律附則第五條第一項の規定による検査については、この規則を準用する。但しこの場合においては、昭和二十二年四月一日から十二月三十一日までで徴收した税金につき報告するものとし、第二條中の期日は昭和二十三年一月三十一日とする。
第三條 地方自治法附則第五條第二項の規定による書類の閲覧は、提出のあつた日の翌日から十日間執務時間中とする。

Table with columns for '市金庫之振込状況' (City Treasury Deposit Status) and '電氣税附加税計算書' (Electricity Tax Supplemental Tax Calculation Sheet). It includes sub-tables for '領収スルノ額' (Amount Received) and '差引ノ額' (Difference Amount) with rows for '電氣料金' (Electricity Fee), '税額' (Tax Amount), and '電氣料金' (Electricity Fee).

昭和二十三年一月一日 廣島市長 濱井信三

○廣島市規則第三十六號
廣島市吏員考査規程の一部を次のように改正する。
昭和二十三年三月五日
廣島市長 濱井信三

第四條中「市長は必要と認める時期に」の下に「廣島吏員採用昇格規則第五條に該當の者又は」を加ふる。
附則
この規程は、公布の日から、これを施行する。
○廣島市規則第三十七號
昭和二十三年三月五日
廣島市長 濱井信三

廣島市警察設置條例第十一條による派出所及び駐在所の位置、名稱及び管轄區域並びに警察署所属の區分は、次の通りとする。
派出所の位置名稱及び管轄區域
駐在所の位置名稱及び管轄區域

Table listing police stations (派出所) and their locations: 大洲町, 南郷屋町, 大洲町, 南郷屋町.

Table listing police sub-stations (駐在所) and their locations: 大洲町, 南郷屋町, 大洲町, 南郷屋町.

Table listing police divisions (警) and their locations: 大洲町, 南郷屋町, 大洲町, 南郷屋町.

Table listing police divisions (警) and their locations: 大洲町, 南郷屋町, 大洲町, 南郷屋町.

Main table for '廣島市収入役' (City Income Officer) with columns for '昭和二十三年一月一日' (January 1, 1933) and '昭和二十二年六月一日' (June 1, 1922). It includes sub-tables for '特別徴收義務者' (Special Collection Obligation) and '遊興税附加税計算書' (Amusement Tax Supplemental Tax Calculation Sheet).

品 字	出 所	出 所	出 所	出 所	出 所	出 所	出 所	出 所	出 所	出 所
大河巡査	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河
仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河	仁保町大河
字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目	字品町八丁目
字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北	字品町七丁目以北

この規則は、警察法施行の日から、これを施行する。

○廣島市規則第三十八號
昭和二十三年三月五日
廣島市長 濱井信三

廣島市消防條例第十條による出張所の名稱及び位置は次の通りとする。

名 稱 位 置

- 廣島市消防署草津出張所 廣島市草津南町九六一ノ一
- 廣島市消防署已斐出張所 廣島市已斐町宇戸島新開二四七七ノ一一
- 廣島市消防署南観音出張所 廣島市南観音町昭和新聞二四三五番地
- 廣島市消防署江波出張所 廣島市江波町新聞(第四區埋立地)
- 廣島市消防署本署 廣島市大手町八丁目一四ノ一番地
- 廣島市消防署出張所 廣島市段原大畑町一〇番地
- 廣島市消防署出張所 廣島市宇品町海堤通り三〇ノ三番地
- 廣島市消防署仁保出張所 廣島市仁保町青崎代表地番八〇ノ六番地

この規則は、消防組織法施行の日から、これを施行する。

○廣島市規則第三十九號
昭和二十三年三月五日
廣島市長 濱井信三

廣島市消防吏員の階級等に關する規則を次のように定める。

昭和二十三年三月五日
廣島市長 濱井信三

廣島市消防吏員の階級等に關する規則

第一條 本市消防吏員の階級等に關しては、國家消防廳の基準が決定するまでの間、この規則の定めるところによる。

第二條 消防吏員の階級は次の通りとする。

消防司令官
消防司令
消防司令補
消防士長
消防士

第三條 消防局長は、書記その他の雇員又は囑託を置き、その事務を補助させることができる。

附 則

この規則は、消防組織法施行の日から、これを施行する。

○廣島市規則第四十號
廣島市公安委員會服務規則を次のように定める。
昭和二十三年三月五日
廣島市長 濱井信三

廣島市公安委員會服務規則

第一條 公安委員會の委員(以下委員という)は、市民のみならず國民全体の奉仕者として、公共の利益のために公正な警察の維持運営を行い、且つその職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに

署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察
仁保町向洋	尾長町	東白島町	牛田町	比治山本町	轅町	下流川町	彌生町	寶町	寶町
仁保町向洋	尾長町	東白島町	牛田町	比治山本町	轅町	下流川町	彌生町	寶町	寶町
七丁目	同四丁目	同三丁目	同二丁目	同三丁目	同二丁目	同三丁目	同二丁目	同三丁目	同二丁目

署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察
中島町巡	千田町巡	大手町巡	平田屋長	東雲町巡	蟹屋町巡	愛宕町巡	本浦巡査	淵崎巡査	東雲町巡
吉島羽衣町	千田町三丁目	國泰寺町	革屋町	東雲町	西蟹屋町	愛宕町	仁保町本浦	仁保町淵崎	東雲町
本町	千田町	寺道町	鐵砲町	東雲町	西蟹屋町	若草町	仁保町淵崎	仁保町淵崎	東雲町

署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察	署 察
南観音町	觀音本町	中廣町	江波町	西新町	舟入幸町	舟入幸町	舟入幸町	舟入幸町	舟入幸町
南観音町	觀音本町	中廣町	江波町	西新町	舟入幸町	舟入幸町	舟入幸町	舟入幸町	舟入幸町
同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目	同三丁目

専念しなければならない。
第二條 委員は任命後市長の面前において、次の様式
の宣誓書に署名してからでなければ、その職務
を行つてはならない。

宣 誓 書

私は、廣島市公安委員の委員に任命せられたこと
を心から光榮とし、日本國憲法及び法律を忠實
に擁護し、命令、條例及び規則を遵守し、何もの
にも捉われず、何ものをも恐れず、何ものをも憎
まず、良心に従つて、公正に職務を遂行すること
を嚴肅に誓います。

年 月 日

廣島市公安委員會委員

何 某 印

廣島市長 何 某 殿

第三條 委員はその職務を遂行するについて、誠實
に法律、命令、條例及び規則に従い、且つ、公安
委員會の決定に従わなければならない。

第四條 委員はその職務の信用を傷け、又は公安委
員會及び警察全般の不名譽となるような行爲をし
てはならない。

第五條 委員は職務上知ることのできた秘密を漏し
てはならない。その職務を退いた後といえども同
様とする。

第六條 委員はその勤務時間及び職務上の注意力の
すべてを、その職務の遂行のために用いなければ
ならない。

第七條 委員は政黨又は政治的目的のために寄附金
その他の利益を求め若しくは受領し、又は何等の

方法を以てするを問はず、これらの行爲に關與し
てはならない。

第八條 委員は、法律、命令、條例若しくは規則に
基き、公安委員會（警察長を含む）の許可、認可
又は公安委員會に届出を要する事業、団体の役員
顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自らその事
業を営んではならない。

附 則

この規則は、警察法施行の日から、これを施行する

○廣島市規則第四十一號
廣島市警察職員の宣誓、教育、訓練、禮式及び服制
に關する規則を次のように定める。

昭和二十三年三月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市警察職員の宣誓、教育、訓練、禮
式及び服制に關する規則

第一條 廣島市警察職員の宣誓、教育、訓練、禮式
及び服制に關しては、當分の間この規則の定める
ところによる。

第二條 警察職員は任命後、警察長は廣島市公安委
員會の面前においてその他の警察職員は警察長の
面前において、次の宣誓書に署名してからでなけ
れば、その職務を行つてはならない。

宣 誓 書

私は、日本國憲法及び法律を忠實に擁護し、命令
條例及び規則を遵守し、その組織又は綱領が警察
職務に優先してそれに従うべきことを要求する團
体に入せず、何ものにも捉われず、何ものをも
恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従つて公

正に警察職務を遂行することを嚴肅に誓います。

年 月 日

職 氏 名 印

廣島市公安委員 何 某 殿

廣島市警察長 何 某 殿

第三條 教育、訓練、禮式等についてはすべて従前
の廣島縣警察部職員の例による。

第四條 服制については従前の服制の上衣左腕（肩
の付根より一寸下の中央）に所定の徽章を附する
ものとする。

附 則

この規則は、警察法施行の日から、これを施行する

○廣島市規則第四十二號
廣島市消防職員の宣誓、教育、訓練、禮式及び服制に關
する規則を次のように定める。

昭和二十三年三月五日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市消防職員の宣誓、教育、訓練、禮式及び
服制に關する規則

第一條 廣島市消防職員の宣誓、教育、訓練、禮式及び服
制に關しては、當分の間、この規則に定めるところ
による。

第二條 消防職員は任命後、消防長は市長の面前に
おいてその他の職員は消防長の面前において、次
の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を
行つてはならない。

宣 誓 書

私は、日本國憲法及び法律を忠實に擁護し、命令
條例及び規則を遵守し、市民の奉仕者として良心
に従つて誠實且つ公正に消防職務を遂行すること
を嚴肅に誓います。

年 月 日

職 氏 名 印

廣島市長 何 某 殿

廣島市消防長 何 某 殿
第三條 訓練、禮式及び服制については、すべて従
前の廣島縣警察部職員の例による。

附 則

この規則は、消防組織法施行の日から、これを施行
する。

○告示甲第一三八號
本日市會の議決を経た昭和二十二年廣島市歳入出
豫算追加更正の要領は左の通り。

但しこの豫算は即日之を施行する。

昭和二十三年三月二日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十二年廣島市歳入出豫算追加更正

一、市 稅 金六千貳百參拾參萬貳千四百四
拾貳圓
四、地方分稅 金參千八百貳拾四萬參千六百五
拾貳圓

六、國庫支出金 金貳千四百五萬七千參拾參圓

二、補助 金 金貳千參百八拾貳萬貳千貳拾八圓

七、縣支出 金四萬七千七拾參萬八千六百貳拾八圓

二、補助 金 金四百六拾貳萬八千參百參拾壹圓

二、繰 越 金 金千七百參萬五千八百六拾貳圓

一、前年度繰越金 金千七百參萬五千八百六拾貳圓

三、雜 收 入 金七百九拾六萬五千四百六拾貳圓

二、報 償 金 金參拾八萬壹圓

四、雜 入 金參百六拾四萬七千九百九圓

一、市 債 金貳千四百五拾參萬參千圓

一、市 債 金貳千四百五拾參萬參千圓

二、役 用 費 金七百四拾四萬四千六百六拾參圓

二、所 費 金七百四拾四萬四千六百六拾參圓

四、教 育 費 金五百八拾六萬參千四百壹圓

五、圖 書 館 費 金拾參萬八千四百貳圓

五、衛 生 費 金貳百九拾壹萬參千四百六拾九圓

十、火 葬 場 費 金貳拾八萬貳拾壹圓

八、健 民 費 金參拾六萬參千四百九拾九圓

九、健 民 費 金參拾壹萬參千六百圓

九、經 濟 諸 費 金六拾壹萬四千貳百四拾七圓

一、配 給 諸 費 金四拾萬七千四百五拾四圓

一、消 防 費 金五百五拾八萬九千貳百貳拾壹圓

一、消 防 費 金五百五拾八萬九千貳百貳拾壹圓

三、輸 送 費 金八拾貳萬七千八百八拾壹圓

一、輸 送 費 金八拾貳萬七千八百八拾壹圓

一、農 地 委 員 會 費 金參拾壹萬六千六百五拾四圓

一、農 地 委 員 會 費 金參拾壹萬六千六百五拾四圓

六、財 產 費 金貳拾參萬七千七拾壹圓

二、財 產 管 理 費 金貳拾參萬七千七拾壹圓

二、港 湖 諸 費 金貳拾八萬五千五百八拾壹圓

一、港 湖 諸 費 金貳拾八萬五千五百八拾壹圓

一、港 湖 諸 費 金貳拾八萬五千五百八拾壹圓

一、土 木 費 金五百七拾七萬四千參百七拾貳圓

一、道 路 橋 梁 費 金五百七拾七萬四千參百七拾貳圓

二、教 育 費 金千五百五拾壹萬四千貳百壹圓

四、新 制 中 學 校 費 金八百九拾萬四千七百貳拾六圓

六、臨 時 給 與 金參千五百參萬六千七百貳拾九圓

一、臨 時 給 與 金參千五百參萬六千七百貳拾九圓

八、負 擔 金八拾七萬貳千貳百五拾參圓

一、負 擔 金八拾七萬貳千貳百五拾參圓

一、寄 附 金八拾七萬貳千貳百五拾參圓

九、寄 附 金八拾七萬貳千貳百五拾參圓

一、寄 附 金八拾七萬貳千貳百五拾參圓

十、諸 費 金千五百五拾參萬九千五百九拾九圓

七、繰 入 金五百七拾五萬五千四百七拾壹圓

八、雜 支 出 金五百參拾五萬參千六百參拾貳圓

九、雜 支 出 金五百參拾五萬參千六百參拾貳圓

九、水 道 費 金百貳拾萬圓

一、淨 水 費 金百貳拾萬圓

一、淨 水 費 金百貳拾萬圓

臨 時 部 計 金壹億百九拾八萬九千六百九拾貳圓

歲 出 合 計 金壹億五千貳百參拾五萬四千百

貳拾壹圓

○告示甲第三十九號

本日市會の議決を経た昭和二十二年廣島市特別會
計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り。

但しこの豫算は即日之を施行する。

昭和二十三年三月二日

廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十二年廣島市特別會計戰災復

興費歳入出豫算追加

一、國庫支出金 金參萬六千六拾參圓

一、補 助 金 金參萬六千六拾參圓

一、繰 入 金 金百參拾四萬參千八百五拾九圓

一、繰 入 金 金百參拾四萬參千八百五拾九圓

一、市 債 金壹萬貳千圓

一、市 債 金壹萬貳千圓

歳出
 一、戦災復興費 金百參拾九萬千九百貳拾貳圓
 二、區劃整理費 金四萬八千八拾九圓
 六、建築費 金貳拾壹萬四千八百七拾圓
 七、臨時給與 金拾貳萬八千九百六拾參圓
 歳出合計 金百參拾九萬千九百貳拾貳圓
 歳入出差引殘金なし

○告示乙第三十二號

昭和二十三年三月五日

廣島市長 濱井信三

會報傳達責任者を左記の通り指名する。
 會報傳達責任者は、廣島市職員服務規則第二十三條及び第二十四條に基き、嚴格に、その職務を履行しなければならない。

社會教育課	調査課	稅務課	財務課	職員課	秘書課	會計課	總務課	學務課	社會課	戶籍課	商工課	食糧課	保健課	經理課	土木課	住宅課	營繕課	上水課	給水課	下水課	復興事務所											
事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員	事務員											
平野	船岡	白石	藤原	山田	石川	瀧本	信村	前岡	岡田	川本	金原	安達	堀江	山田	岡田	庄西	兒玉	高川	小川	赤川	中島	藏藤	益村	森川	深川	畑本	藤好	矢末	藤原	橋本	大八	迹本
田正	間英	岡博	橋孝	石川	山田	瀧本	信村	前岡	岡田	川本	金原	安達	堀江	山田	岡田	庄西	兒玉	高川	小川	赤川	中島	藏藤	益村	森川	深川	畑本	藤好	矢末	藤原	橋本	大八	迹本
義作	子友	進友	兩進	勇治	寶治	熙寶	夫藏	一雄	年子	士木	經理	保健	食糧	商工	戶籍	社會	學務	復興	下水	給水	上水	營繕	住宅	土木	經理	保健	食糧	商工	戶籍	社會	學務	



No. 27

昭和二十三年三月二十六日 發行 (木曜日)

發行人 廣島市役所

廣島市國泰寺町三十九

電話 二八八〇(一)番(金庫) 二七三〇(二)番(秘書) 四三三〇(三)番(庶務) 四三三〇(四)番(庶務) 四三三〇(五)番(庶務) 四三三〇(六)番(庶務) 四三三〇(七)番(庶務) 四三三〇(八)番(庶務) 四三三〇(九)番(庶務) 四三三〇(一〇)番(庶務) 四三三〇(一一)番(庶務) 四三三〇(一二)番(庶務) 四三三〇(一三)番(庶務) 四三三〇(一四)番(庶務) 四三三〇(一五)番(庶務) 四三三〇(一六)番(庶務) 四三三〇(一七)番(庶務) 四三三〇(一八)番(庶務) 四三三〇(一九)番(庶務) 四三三〇(二〇)番(庶務) 四三三〇(二一)番(庶務) 四三三〇(二二)番(庶務) 四三三〇(二三)番(庶務) 四三三〇(二四)番(庶務) 四三三〇(二五)番(庶務) 四三三〇(二六)番(庶務) 四三三〇(二七)番(庶務) 四三三〇(二八)番(庶務) 四三三〇(二九)番(庶務) 四三三〇(三〇)番(庶務) 四三三〇(三一)番(庶務) 四三三〇(三二)番(庶務) 四三三〇(三三)番(庶務) 四三三〇(三四)番(庶務) 四三三〇(三五)番(庶務) 四三三〇(三六)番(庶務) 四三三〇(三七)番(庶務) 四三三〇(三八)番(庶務) 四三三〇(三九)番(庶務) 四三三〇(四〇)番(庶務) 四三三〇(四一)番(庶務) 四三三〇(四二)番(庶務) 四三三〇(四三)番(庶務) 四三三〇(四四)番(庶務) 四三三〇(四五)番(庶務) 四三三〇(四六)番(庶務) 四三三〇(四七)番(庶務) 四三三〇(四八)番(庶務) 四三三〇(四九)番(庶務) 四三三〇(五〇)番(庶務) 四三三〇(五一)番(庶務) 四三三〇(五二)番(庶務) 四三三〇(五三)番(庶務) 四三三〇(五四)番(庶務) 四三三〇(五五)番(庶務) 四三三〇(五六)番(庶務) 四三三〇(五七)番(庶務) 四三三〇(五八)番(庶務) 四三三〇(五九)番(庶務) 四三三〇(六〇)番(庶務) 四三三〇(六一)番(庶務) 四三三〇(六二)番(庶務) 四三三〇(六三)番(庶務) 四三三〇(六四)番(庶務) 四三三〇(六五)番(庶務) 四三三〇(六六)番(庶務) 四三三〇(六七)番(庶務) 四三三〇(六八)番(庶務) 四三三〇(六九)番(庶務) 四三三〇(七〇)番(庶務) 四三三〇(七一)番(庶務) 四三三〇(七二)番(庶務) 四三三〇(七三)番(庶務) 四三三〇(七四)番(庶務) 四三三〇(七五)番(庶務) 四三三〇(七六)番(庶務) 四三三〇(七七)番(庶務) 四三三〇(七八)番(庶務) 四三三〇(七九)番(庶務) 四三三〇(八〇)番(庶務) 四三三〇(八一)番(庶務) 四三三〇(八二)番(庶務) 四三三〇(八三)番(庶務) 四三三〇(八四)番(庶務) 四三三〇(八五)番(庶務) 四三三〇(八六)番(庶務) 四三三〇(八七)番(庶務) 四三三〇(八八)番(庶務) 四三三〇(八九)番(庶務) 四三三〇(九〇)番(庶務) 四三三〇(九一)番(庶務) 四三三〇(九二)番(庶務) 四三三〇(九三)番(庶務) 四三三〇(九四)番(庶務) 四三三〇(九五)番(庶務) 四三三〇(九六)番(庶務) 四三三〇(九七)番(庶務) 四三三〇(九八)番(庶務) 四三三〇(九九)番(庶務) 四三三〇(一〇〇)番(庶務)

目次

例

- 廣島市資金前渡、概算拂、前金拂に関する條例... 一
廣島市有給職員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の一部改正... 二
廣島市有給職員定数條例の一部改正... 三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 四
廣島市報謝の一部改正... 五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 六
廣島市報謝の一部改正... 七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 八
廣島市報謝の一部改正... 九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 一〇
廣島市報謝の一部改正... 一一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 一二
廣島市報謝の一部改正... 一三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 一四
廣島市報謝の一部改正... 一五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 一六
廣島市報謝の一部改正... 一七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 一八
廣島市報謝の一部改正... 一九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 二〇
廣島市報謝の一部改正... 二一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 二二
廣島市報謝の一部改正... 二三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 二四
廣島市報謝の一部改正... 二五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 二六
廣島市報謝の一部改正... 二七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 二八
廣島市報謝の一部改正... 二九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 三〇
廣島市報謝の一部改正... 三一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 三二
廣島市報謝の一部改正... 三三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 三四
廣島市報謝の一部改正... 三五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 三六
廣島市報謝の一部改正... 三七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 三八
廣島市報謝の一部改正... 三九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 四〇
廣島市報謝の一部改正... 四一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 四二
廣島市報謝の一部改正... 四三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 四四
廣島市報謝の一部改正... 四五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 四六
廣島市報謝の一部改正... 四七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 四八
廣島市報謝の一部改正... 四九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 五〇
廣島市報謝の一部改正... 五一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 五二
廣島市報謝の一部改正... 五三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 五四
廣島市報謝の一部改正... 五五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 五六
廣島市報謝の一部改正... 五七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 五八
廣島市報謝の一部改正... 五九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 六〇
廣島市報謝の一部改正... 六一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 六二
廣島市報謝の一部改正... 六三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 六四
廣島市報謝の一部改正... 六五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 六六
廣島市報謝の一部改正... 六七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 六八
廣島市報謝の一部改正... 六九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 七〇
廣島市報謝の一部改正... 七一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 七二
廣島市報謝の一部改正... 七三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 七四
廣島市報謝の一部改正... 七五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 七六
廣島市報謝の一部改正... 七七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 七八
廣島市報謝の一部改正... 七九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 八〇
廣島市報謝の一部改正... 八一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 八二
廣島市報謝の一部改正... 八三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 八四
廣島市報謝の一部改正... 八五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 八六
廣島市報謝の一部改正... 八七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 八八
廣島市報謝の一部改正... 八九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 九〇
廣島市報謝の一部改正... 九一
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 九二
廣島市報謝の一部改正... 九三
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 九四
廣島市報謝の一部改正... 九五
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 九六
廣島市報謝の一部改正... 九七
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 九八
廣島市報謝の一部改正... 九九
廣島市報謝並びに費用償還條例の一部改正... 一〇〇

規

- 第二回地籍地目指定の發表について... 一
昭和二十二年度廣島市歳入出豫算追加... 二
昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加... 三
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 四
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 五
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 六
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 七
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 八
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 九
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 一〇
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 一一
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 一二
廣島市歳入出豫算追加... 一三
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 一四
廣島市歳入出豫算追加... 一五
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 一六
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 一七
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 一八
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 一九
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 二〇
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 二一
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 二二
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 二三
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 二四
廣島市歳入出豫算追加... 二五
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 二六
廣島市歳入出豫算追加... 二七
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 二八
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 二九
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 三〇
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 三一
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 三二
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 三三
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 三四
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 三五
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 三六
廣島市歳入出豫算追加... 三七
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 三八
廣島市歳入出豫算追加... 三九
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 四〇
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 四一
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 四二
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 四三
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 四四
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 四五
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 四六
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 四七
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 四八
廣島市歳入出豫算追加... 四九
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 五〇
廣島市歳入出豫算追加... 五一
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 五二
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 五三
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 五四
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 五五
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 五六
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 五七
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 五八
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 五九
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 六〇
廣島市歳入出豫算追加... 六一
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 六二
廣島市歳入出豫算追加... 六三
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 六四
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 六五
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 六六
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 六七
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 六八
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 六九
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 七〇
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 七一
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 七二
廣島市歳入出豫算追加... 七三
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 七四
廣島市歳入出豫算追加... 七五
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 七六
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 七七
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 七八
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 七九
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 八〇
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 八一
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 八二
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 八三
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 八四
廣島市歳入出豫算追加... 八五
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 八六
廣島市歳入出豫算追加... 八七
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 八八
廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算... 八九
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 九〇
廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算... 九一
廣島市特別會計天満町外部落有財産... 九二
廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算... 九三
廣島市特別會計市計事業費津貼津附... 九四
昭和二十三年度廣島市特別會計市計事業費歳入出豫算... 九五
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 九六
廣島市歳入出豫算追加... 九七
廣島市特別會計救災復興費歳入出豫算... 九八
廣島市歳入出豫算追加... 九九
廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算... 一〇〇

例

廣島市條例第四十二號
廣島市議會の議決を経て廣島市資金前渡、概算拂、前金拂に関する條例を次のように定める。
昭和二十三年三月二十五日
廣島市長 濱井信三
廣島市資金前渡、概算拂、前金拂に関する條例
第一條 地方自治法施行令第五十條に規定してあるものの外左に掲げる經費については市職員をして現金拂をさせるため、その資金を當該職員に前渡することができる。
一、交際費
二、警察業務の遂行上特に緊急を要し、前渡金を以て支拂をしなければ事務に支障を及ぼす様な經費
三、作業地において直接支拂を要する借入賃、所費
四、諸税金、使用料及び工事檢納金の還付金
五、學校、圖書館及び各附において直接支拂を要

六、公益質屋の貸付資金
七、特別會計用品調達費を以て購入する物件の支拂に要する経費
特別の必要があるときは、市職員以外の者に對して前項の規定による資金前渡をする事ができる。
第二條 地方自治法施行令第五十一條及び第五十二條に規定してあるものの外左に掲げる経費については概算拂又は前金拂をすることが出来る。
一、運賃
二、備船賃
三、経費の性質上概算又は前金を以て支拂をしなれば處理し難い経費
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第四十三號
廣島市有給吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條令の一部を次のように改正する。
昭和二十三年三月二十五日
廣島市長 濱 井 信 三

一、別表假定俸給額表の末尾に次の欄を加える	給與俸給月額	假定俸給月額	假定俸給年額
二、一〇〇〇	七〇〇	八、四〇〇	九、〇〇〇
二、二〇〇〇	七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、三〇〇〇	八〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇
二、四〇〇〇	八五〇	一〇、二〇〇	一〇、八〇〇
二、五〇〇〇	九〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇
二、六〇〇〇	九五〇	一一、四〇〇	一一、四〇〇
二、七〇〇〇	一〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
二、八〇〇〇	一〇五〇	一二、六〇〇	一二、六〇〇

二、九〇〇 一、一〇〇 一三、二〇〇
三、〇〇〇 一、一五〇 一三、八〇〇
一、第三十四條中廣島市選舉管理委員長の次に「並びに廣島市監査委員」を加える。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。
但し第三十四條の規定は昭和二十二年七月二十一日からこれを適用する。

○廣島市條例第一號
廣島市議會の議決を経て廣島市有給吏員定數條例の一部を次のように改正する。
昭和二十三年四月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第二號
廣島市議會の議決を経て廣島市有給吏員定數條令の一部を次のように改正する。
昭和二十三年四月一日
廣島市長 濱 井 信 三
第一條中技術吏員「百七十一人」を「百七十三人」に改める。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。
○廣島市條例第三號

廣島市議會の議決を経て廣島市報酬並びに費用辨償條例の一部を次のように改正する。
昭和二十三年四月一日
廣島市長 濱 井 信 三
第一條中市會議員の次に「公安委員」を加え、第二條中市會議員の次に「公安委員月額千圓」を加える。
第五條を左の通りに改める。
第五條費用辨償は左の額を支給する。
市會議長 月額 三千五百圓
市會副議長 月額 二千五百圓
市會議員 月額 二千圓
公安委員 月額 三千圓
市會議員市外出張の場合、廣島市旅費條例別表中の委員相當額の費用辨償を支給する。
附 則
この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第四號
廣島市議會の議決を経て昭和二十二年九月廣島市條例第十八號廣島市稅條例の一部を次のように改正する。
昭和二十三年四月一日
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市稅條例中改正條令
第六條 個人に對する市民稅は左の各號による課額の合算額を賦課する。
一、均等割 四十圓
二、家屋割(家屋の賃貸價格を標準とするもの) 家屋の賃貸價格 課 額
三十圓以下のもの 課 額
なし

五十圓以下のもの 二十五圓
百圓以下のもの 四十五圓
百五十圓以下のもの 八十五圓
二百圓以下のもの 百二十五圓
三百圓以下のもの 二百二十圓
五百圓以下のもの 四百二十圓
七百圓以下のもの 六百六十五圓
千圓以下のもの 千九百圓
千五百圓以下のもの 二千八百五十圓
二千五百圓以下のもの 四千圓
二千五百圓を超過するもの 五千圓
三、所得割(總所得金額を標準とするもの)
總所得金額 課 額
六萬圓以上のもの 二圓
七萬圓以上のもの 三圓
八萬圓以上のもの 四圓
十萬圓以上のもの 七圓
十二萬圓以上のもの 千七圓
十五萬圓以上のもの 千二百圓
二十萬圓以上のもの 二千圓
二十五萬圓以上のもの 三千五百圓
三十萬圓以上のもの 五千圓
四十萬圓以上のもの 七千圓
法人に對する市民稅は左の各號による課額の合算額を賦課する。
一、均等割 三百圓
二、家屋割(家屋賃貸價格を標準とするもの)
家屋賃貸價格 課 額
五十圓以下のもの 五十五圓
百圓以下のもの 百二十圓

百五十圓以下のもの 百九十五圓
二百圓以下のもの 二百八十圓
三百圓以下のもの 四百五十圓
五百圓以下のもの 八百圓
七百圓以下のもの 千二百圓
千圓以下のもの 千八百五十圓
千五百圓以下のもの 三千圓
二千圓以下のもの 四千三百圓
三千圓以下のもの 六千九百圓
四千圓以下のもの 九千八百圓
六千圓以下のもの 一萬五千六百圓
一萬圓以下のもの 二萬七千五百圓
一萬五千圓以下のもの 四萬三千五百圓
二萬圓を超過するもの 六萬二千圓
三、資本金割(資本金額を標準とするもの)
資 本 金 額 課 額
十萬圓未満のもの 其の他の
十萬圓以上のもの なし
二十萬圓以上のもの 二百圓
三十萬圓以上のもの 三百圓
五十萬圓以上のもの 四百圓
七十萬圓以上のもの 八百圓
百圓以上のもの 千二百圓
百五十萬圓以上のもの 二千圓
二百萬圓以上のもの 三千三百圓
三百萬圓以上のもの 四千圓
五百萬圓以上のもの 六千圓
七百萬圓以上のもの 一萬圓
一萬圓以上のもの 一萬四千圓
一萬五千圓以上のもの 一萬七千圓
二萬圓以上のもの 二萬二千圓
三萬圓以上のもの 三萬圓
四萬圓以上のもの 四萬圓
五萬圓以上のもの 五萬圓
六萬圓以上のもの 六萬圓
七萬圓以上のもの 七萬圓
八萬圓以上のもの 八萬圓
九萬圓以上のもの 九萬圓
十萬圓以上のもの 十萬圓

千圓以上のもの 一萬八千圓
二千圓以上のもの 二萬二千圓
三千圓以上のもの 二萬六千圓
四千圓以上のもの 三萬圓
五千圓以上のもの 三萬六千圓
七千圓以上のもの 四萬二千圓
一萬圓以上のもの 五萬圓
一萬二千圓以上のもの 六萬圓
一萬四千圓以上のもの 七萬圓
一萬六千圓以上のもの 八萬圓
一萬八千圓以上のもの 九萬圓
二萬圓以上のもの 一萬七千圓
資本割は前項の規定にかかわらず市外に本店又は主たる事務所を有する法人で市内において使用する家屋の賃貸價格が三百圓未満であるときは又は清算中の法人に對してはこれを許さない。
資本割は第二項の規定にかかわらず法人が市内に營業所又は事務所を二箇所以上有するときはその一箇所に賦課する。
第十三條 市民稅の賦課總額がその年度において賦課することのできる制限額を超過するときは、その超過額を各納稅義務者に對し算出稅額から按分により減額する。
市民稅の賦課總額がその年度において賦課することのできる制限額に達しないときは、その不足額を各納稅義務者に對し算出稅額に按分して増課することができる。
第四十五條の中に「金三圓」とあるのを「金五圓」に改める。第三條の別表中獨立稅自轉車稅の賦課率又は賦課定額の欄中普通自轉車一輛につき、「金五十圓」とあるのを「六十圓」に、特殊自轉車一輛につき、「金百圓」とあるのを「金百二十圓」に改める。
附 則
この條例は昭和二十三年度分からこれを適用する。
○廣島市條例第五號

廣島市議會の議決を経て昭和二十二年九月廣島市條例第十七號廣島市證明及び閱覽手数料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年四月一日
廣島市長 濱井信三

第一條中「三圓」を「十圓」に「二圓」を「五圓」に

第三條中「三圓」を「十圓」に
第四條中「三圓」を「十圓」に改める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第六號

廣島市議會の議決を経て廣島市假設住宅使用條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年四月一日
廣島市長 濱井信三

第三條中「但し使用一箇月に満たざるときはその月の現日數により日割を以て計算す」を「使用十五日に満たないときは半箇月分を十五日を越える場合は一箇月分を徴收する」に
同第一項中「普通住宅一戸に付月額金百五十圓以内」を「住宅一戸に付月額金四百圓以内」に改める。
同第二項中「店舗住宅一戸に付月額二百圓以内」を削除する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第七號

廣島市議會の議決を経て昭和十三年二月廣島市條例第三號廣島市火葬場使用條例の一部を次のように改正する。

正する。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

第三條第一號一、市營向西館火葬場の中「(1)火葬場一死体二百五十圓以内」を「(1)火葬場一死体三百五十圓以内」に改める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第八號

廣島市議會の議決を経て昭和四年八月條例第六號廣島市診療所使用料及び手数料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

第二條第一項中注射料一回「五圓以内」を「十圓以内」に
處置料一回「三圓以内」を「二十圓以内」に薬價一日「五十圓以内」を「十圓以内」に改める。
第二項中診断書料一通「一圓以内」を「二十圓以内」に證明書料一通「一圓以内」を「十圓以内」に検査書料一通「二圓以内」を「二十圓以内」に改める。

この條例は、公布の日から、これを施行する。

附 則

○廣島市條例第九號

廣島市議會の議決を経て廣島市港灣施設使用料條例を次のように定める。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市港灣施設使用料條例

第一條 廣島市港灣施設の使用に關しては、この條例の定める所による。

第二條 この條例において港灣施設とは野積場、棧橋、上屋その他市長の指定した設備を總稱する。

第三條 港灣施設を使用しようとする者は市長の許可を受けなければならない。

第四條 港灣施設使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない、使用料は左の通りとする。

一、野積場
一坪一日につき 金十五圓以内但し月極は二十倍とする。

二、棧橋

イ、人 一人一回につき十二才以上金五十圓五十才以上金二十五圓但し月極は三十倍とする。
ロ、貨物(手廻貨物を除く) 一箇につき二百五十斤以上金二圓、二百五十斤以下金一圓五十圓但し留置は一夜に付本號各料金を増徴する

ハ、繫船 一隻一回につき五十噸迄金五圓、百噸迄金七圓、二百噸迄金十圓、三百噸以上金三十圓、但し月極は二十倍とし繫留一回は二十四時間以内とする。

三、上屋
一坪につき三日又はその端數毎に金五圓以内
前項の日數は貨物搬入の日より搬出の前日迄とする。

四、棧橋附設送水器
水量一立方米につき金五圓

第五條 使用料は前納とする。
第六條 使用料は特別の事情のある場合に限り、市長がこれを軽減又は免除することがある。

廣島市長 濱井信三

第七條 この條例の施行に關する細則は市長がこれを定める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。
昭和十四年九月條例第四號字品棧橋使用料條例はこれを廢止する。

○廣島市條例第十號

廣島市議會の議決を経て昭和二十二年三月廣島市條例第二號廣島市水道使用條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

第六條第一項第二號を「一戸の建坪十坪以上の家屋に居住する者」に改め次の一號を加える。

營業用又は多量の水を使用するもの。

第三十三條第一號(イ)の中の「十五圓」を「四十圓」に「一圓五十錢」を「四圓」に「十二圓」を「三十三圓」に(ロ)の中の「三圓」を「九圓」に(ハ)の中の「一圓五十錢」を「六圓」に(ニ)の中の「三圓」を「十圓」に同條第二號の中の「七圓五十錢」を「二十圓」に同條第三號(イ)の中の「十五圓」を「四十圓」に「五百立方米」を「十立方米」にその超過水量一立方米につき「一圓二十錢」を「四圓」に千立方米を超過するときはその超過水量一立方米につき「三圓五十錢」を加え、五千立方米を超過するときはその超過水量一立方米につき「九圓五十錢」を「四圓五十錢」に「六十錢」を「二圓」に(イ)の中の「四十五圓」を「百三十四圓」に「四十五圓」を「二圓」に(ロ)の中の「一圓五十錢」を「五圓」に(ハ)の中の「十五圓」を「百圓」に「三圓」

「を」十圓」に(ロ)の中の「四十五圓」を「三百圓」に「九圓」を「三十圓」に同條第四號の中の「十五圓」を「百圓」に改める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第十一號

廣島市議會の議決を経て昭和五年十二月條例第六號廣島市公益質屋條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

第四條中一口につき「五十圓以内」を「三百六十圓以内」に「三百圓以内」を「千八百圓以内」に
第五條中「百分の一、二五」を「百分の三」に改める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

○廣島市條例第十二號

廣島市議會の議決を経て、廣島市「財政事情」の作成及び公表に關する條例を次のように定める。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市「財政事情」の作成及び公表に關する條例

第一條 地方自治法第二百四十四條第一項の規定による文書(これを「財政事情」という)の作成及び公表に關してはこの條例の定めるところによる。

第二條 「財政事情」の公表は毎年五月及び十一月にこれを行うものとする。天災その他避けることのできなるときは市長は事故の止んだときから一月以内においてその期日を定めてこれを公表しな

ければならぬ。

第三條 前條第一項の規定により五月に公表する「財政事情」にあつては前年十月から三月までの期間における左に掲げる事項を掲載し且つ財政の状況を明らかにするものとする。
一、収入及び支出の概況
二、住民の負擔の状況
三、公營事業の經理の概況
四、財産公債及び一時借入金金の現在高
五、その他財政に關する事項

前條第一項の規定により十一月に公表する「財政事情」においては四月から九月までの期間における前項各號に掲げる事項を掲載し且つ前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

市長は必要に應じ「財政事情」の掲載事項の基礎となるべき事實及び數字を記載した文書をその附表として添付することが出来る。

第四條 「財政事情」の公表は廣島市報によりこれを行う。

前項の市報はその發行の日から六ヶ月間何人も市長の指定した場所においてその閱覽を請求することが出来る。

前項の規定による閱覽の請求及びその方法に關し必要な事項は市長がこれを定める。

第五條 この條例に定めるものの外「財政事情」の作成及び公表の手續に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

規則

○廣島市規則第四十三號

廣島市社寺境内地等處分審査會規則を次のように定める。

昭和二十三年三月二十日 廣島市長 濱井信三

廣島市社寺境内地等處分審査會規則

第一條 本會は昭和二十二年法律第五十三號、國有境内地等處分に關する法律に準じて、社寺の使用に供してゐる市有地等の處分をするためこれを設置し、廣島市社寺境内地等處分審査會と稱する。

第二條 本會は本市役所關係助役及び關係吏員、並びに學識經驗者をもつて組織し、社寺の使用に供してゐる市有地等の處分の審査をなし、市長の諮問に應ずるをもつて目的とする。

第三條 本會に左の役員を置く。

會長 一名
副會長 二名
委員 若干名

會長及び副會長は、委員の互選とする。

第四條 會長は會務を統理し、副會長は會長を輔佐し、會長に事故があるときは、これを代理する。

第五條 役員は任期は、第一條に掲げる市有地等の處分完了までとする。

第六條 本會の會議は、必要に應じ、會長が召集する。

第七條 本會に、書記若干名を置く。

書記は、會長の指圖を受けて庶務に従事する。

この規則は公布の日からこれを施行する。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

○廣島市規則第一號

廣島市立市民病院使用料及び手数料條例施行細則を次のように定める。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市立市民病院使用料及び手数料條例施行細則

第一條 廣島市立市民病院使用料及び手数料條例第一條第二號乃至第七號の料金算定方法は昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號健康保險法施行令等により療養等に要する費用の算定方法を準用する。但し第一號及び第八號以下に關しては次の通りとする。

- 一、診察料 金拾圓
- 二、普通診斷書及び證明書料 壹圓につき
- 三、特別診斷書料 同様に複雑なるもの金貳百圓、同稍複雑なるもの金百圓、同その他 金五十圓
- 四、鑑定料及検査料 同 金百圓
- 五、入院料(藥價及び食費を含まず) 金拾五圓

第二條 入院料金の納期は毎月一日、十日及び二十日とする。但し納期が休日であるときはその翌日約付したければならない。

第三條 入院料納付後追院又は死亡したときはその翌日以後に相當する既納料金はこれを還付する。

附則

この細則は公布の日からこれを施行する。

○廣島市規則第二號

廣島市有山番人服務及び手當金支給規則を次のように定める。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市有山番人服務及び手當金支給規則

第一條 山番人は常時火氣に警戒し、立木及び生産物の損傷、盜難を防ぎ、崩壞その他に注意を拂う等山相の保全を期するため、一日一回以上巡回しなければならぬ。

第二條 山番人は日誌を備え、巡回の状況を記載し、毎月末、これを所屬課長に提出し、査閲を受けなければならぬ。但し前條に掲げる事件を發見したときは、その都度、所屬課長に報告しなければならぬ。

第三條 山番人には、その年度豫算の範圍内において、手當金を支給する。

第四條 山番人が一時その職務に服することができないときは、所屬課長の許可を得て、代人を定めることができる。但し代人に對する手當金は、本人の負擔とする。

第五條 市長において、特に必要と認めるときは、山番人以外に監視人を置くことができる。

監視人の服務及び手當金については前各條を準用する。

附則

この規則は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

廣島市城山番人服務及び手當金支給規程は、これを廢止する。

○廣島市規則第三號

廣島市船入病院附屬看護婦寄宿舎規則を次のように定める。

昭和二十三年四月五日

廣島市長 濱井信三

廣島市船入病院附屬看護婦寄宿舎規則

第一條 この規則は寄宿舎生活自治の精神に則り廣島市船入病院(以下病院といふ)附屬看護婦寄宿舎に關する事項を規定する。

第二條 この規則において舎生とは病院従業員で第十一條に定める手續を経て寄宿舎に居住する者をさす。

第三條 舎生はこの規則を守り寄宿舎生活の風紀秩序を維持しその文化的向上を圖らなければならぬ。

第四條 この規則に違反する者は第六條に定める自治委員會の議を経て退舎を命ずることがある。

第五條 寄宿舎における風紀秩序並びに文化向上は舎生の自治によりこれを行う。

第六條 寄宿舎生活の自治のため自治委員會を設ける。

自治委員會は寄宿舎生活に必要な事項について審議する。

自治委員會は舎生の選出する委員を以て構成する。

第七條 寄宿舎に寮長及び部屋長を置き自治委員會がこれを選任する。

第八條 院長は寄宿舎生活の自治制を認め自治委員並びにその他必要な役員を選任に干渉しない。

第九條 病院勤務の看護婦及び見習看護婦は寄宿舎に入舎する。

病院勤務の女子従業員が特別の事由で入舎を希望するときは、市長はこれを裁奪する。

する者があるときは自治委員會の承認を経て別に定める書式により寮長を経て院長に願ひ出なければならぬ。

第十條 退舎を希望する者は寮長を経て届け出なければならぬ。

前條により退舎する場合は備品その他について寮長の點檢を受けなければならぬ。

第十一條 傳染病その他醫師が集團生活に不適當と認める疾病に罹つた者は入舎を拒絶し又は退舎、部屋換、若しくは入院を命ずることがある。

第十二條 舎生の起床及び就寢の時間は次の通りとする。

一、起床 自四月午前六時 自七月午前六時三十分 自十月午前六時 自三月午前六時三十分

二、就寢 午後九時

第十三條 外出は左の時間内において行う。但し季節により變更することがある。

一、普通日 自午後四時 至午後八時

二、休日 自午前八時 至午後八時

止むを得ない事由により前項の時間外に外出を必要とするときは舎務係に届けその承認を受けなければならぬ。

第十四條 舎生は歸省、出張、旅行等のため外泊する場合は事前に出發の日時、外泊期間歸舎の日時について舎務係に届け出外泊證明書の交付を受けなければならぬ。

第十五條 食事時間を次の通り定める。

朝 自午前七時 至午前七時三十分 自正午 自午後五時 至午後七時三十分 至午後七時三十分 至午後九時三十分

勤務その他の都合により右時間内に喫食ができない場合は係責任者に於て喫食時刻を届けなければならぬ。

第十六條 舎生は食費その他所定の経費を負担しなければならぬ。負擔経費の種類その他出納の時期及びその方法については別にこれを定める。

第十七條 舎生は負傷したり又は疾病に罹つたときはこれを寮長に届け出なければならぬ。

第十八條 舎生は病院の實施する健康診斷及び豫防注射を受け、且つ必要に應じて消毒、清掃を實施しなければならない。

第十九條 舎生貯金又は送金する場合は舎務係にその事務を依頼することができる。

第二十條 舎生は舎生以外の者を宿泊させてはならない。但し止むを得ない事由により寮長を経て舎務係に届け出で許可を受けた場合はこの限りでない。

第二十一條 この規則に規定しない事項で寄宿舎生活に必要な事項は自治委員會、病院との協議によつてこれを定める。

附則

第二十二條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第二十三條 この規則は舎生總會の議を経なければこれを改廢することができない。

○廣島市規則第四號

廣島市職員表彰規則を次のように定める。

昭和二十三年四月五日

廣島市長 濱井信三

廣島市職員表彰規則

第一條 本市職員で左の各條の一に該当する者があるときは、市長はこれを表彰する。

一 市政に關して功勞特に顯著な者
 二 市の事務又は事業に關して、有功な發明、考案をなし、その方法の改善、能率の増進、成績の向上等に功績のあつた者
 三 職務に關して、重大な事故の發生を未然に防止した者
 四 非常災害等に當り、有效適切の措置をとつた者
 五 特に有害若しくは危険な職務又は特に辛勞の多い職務に従事し多年精勵した者
 六 滿二十年以上勤続し成績優良の者
 七 市及び市職員の名譽を昂揚し、信用を増す行爲をなした者
 八 前各號の外特に職員の模範となる行爲をなした者

第二條 表彰は表彰狀を授與する外左の方法の一による。但し二以上の方法を併せ行ふことを妨げない。

一、金品の授與
 二、昇格
 三、昇給
 四、特別賞與の支給
 五、特別休暇の附與
 六、その他適當の方法

第三條 表彰を分けて個人表彰及び団体表彰の二種とする。但し団体表彰は、同一事由に基く所属員の個人表彰を妨げない。

第四條 表彰を受けた者が、左の各號の一に該當するときは、表彰を取消すことができる。
 一、表彰に關して虚偽その他不正の所爲を發見したとき

二、懲戒處分を受けたとき
 第五條 表彰及び表彰の取消は、廣島市運籌協議會の議を経てこれを行う。
 第六條 表彰及び表彰の取消はこれを廣島市報に登載し、考科表に記録する。

附 則
 この規則は公布の日から、これを施行する。

○廣島市規則第五號
 廣島市職員懲戒規則を次のように定める。
 昭和二十三年四月五日
 廣島市長 濱井信三

第一章 總 則
 第一條 市吏員、選舉管理委員及びその書記並びに監査委員及びその事務を補助する書記（以下職員という）の懲戒は、この規則の定めるところによる。

第二條 地方自治法施行規程第四十條に基き、本市に、廣島市吏員懲戒審査委員會（以下委員會といふ）を置く。

第三條 職員は左に掲げる事由があつた場合においては、懲戒の處分を受ける。
 一、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき
 二、職務の内外を問わず、公職上の信用を失ふべき行爲があつたとき
 第四條 懲戒の處分は、免職、五百圓以下の過怠金及び譴責とする。
 免職及び過怠金の處分は委員會の議決を経て市吏員、選舉管理委員及び監査委員は市長、選舉管理委員會の書記は選舉管理委員長、監査委員の事務を補助する書記は監査委員長がそれぞれこれを行う。

委員會の書記は選舉管理委員長、監査委員の事務を補助する書記は監査委員長がそれぞれこれを行う。

第五條 市長、選舉管理委員長及び監査委員（以下懲戒者という）は第三條各號の一に該當する部下職員があると認めるときは、證據書類を添え、書面を以て委員會に審査を要求しなければならぬ。

第六條 委員會は、議決した審査の結果を理由を深く書面を以て懲戒者に報告しなければならぬ。

第二章 委員會
 第七條 委員會は、五人の委員を以て、これを組織する。委員は市吏員の中から二名及び學識経験者の中から三名、議會の同意を得て市長がこれを命ずる。

第八條 委員長は委員において互選する。この場合委員長に事故があるときはその職務を代理する委員を選任しておかなければならぬ。

委員長は、委員會に關する事務を處理し、委員會を代表する。

第九條 委員の任期は、二年とする。但し、補充委員は、前任者の殘任期間在任する。

第十條 委員會は、三人以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

委員長及び委員は自己又はその三親等内の親族に關する事件についてはその議事に參與することができない。但し委員會の同意があつたときは、會議に出席し、會議に出席し、發言することができぬ。

第十一條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同數であるときは、委員長の決するところによる。

前項の場合において、委員長は議決に加わることができない。

第十二條 委員會は事案の審議に際し、本人の説明を聽かなければならない。必要があると認めるときは参考人の説明を求めることができる。

第十三條 委員長は、市吏員の中から、市長の同意を得て、書記を定めることができる。

書記は、委員長の命を受けて、庶務に従事する。

第十四條 この規則に定めるものの外、委員會に關し、必要な事項は委員長がこれを定める。

附 則
 この規則は、昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

十號俸（月額二四〇圓又は日額一〇圓）に達するまでは六ヶ月、同三十二號俸（月額八五〇圓又は日額三三〇圓）に達するまでは一ヶ年、同三十二號俸を越えるものは一年六ヶ月を前昇給期よりそれぞれ經過した者

前項以外の者については、前各號の期日をそれぞれ三ヶ月延長するものとする。

第五條 特別昇給は左に該當する者について、定期昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、退職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者。

第六條 定期昇給と特別昇給はこれを併せ行うことができる。

第七條 特別の事情により前各條により難い場合は市長は別に考慮することができる。

附 則
 この規則は、公布の日から、これを施行する。

圓、參圓、五圓、拾圓の六種とし、形式は第一號様式の通りとする。

第三條 収入證紙は手数料又は使用料を納める事件文書の餘白に貼附しなければならぬ。但し貼附すべき文書がないものは事件名、金額、納額算定の基礎及び納人の住所氏名を記載した第二號様式の納付書を作成しこれに貼附するものとする。

第四條 主務課（解及び出張所を含む以下これに同じ）において前條の収入證紙貼用書類を受理したときは眞偽を調査し、各主任において事件完了と同時に収入證紙と用紙とに掛け第三號様式の消印を押さなければならぬ。但し市金庫にあつては領收印を以て消印に代へることができる。

第五條 収入證紙貼用書類の取扱課は毎月の取扱件數を第四號様式により翌月五日までに會計課長に報告しなければならぬ。

第六條 収入證紙は左の場所において賣り捌くことができる。
 一、市金庫事務取扱銀行
 二、市 金 庫
 三、市長の特に認めたる賣捌所

第七條 前條により賣捌人に賣り渡す場合は證紙面の價格に對し百分の四の割引をする事ができる。

第八條 収入證紙は賣捌人より代價を納付させ領收證書と引換へこれに引渡す。但し市長において特に認めた場合は後拂いとすることができぬ。

第九條 収入證紙は市長の許可を得て會計課長がこれを調製しなければならぬ。

第十條 収入證紙原簿は會計課長がこれを保管する。

第十一條 収入證紙を印刷する必要があるときは會計課長は印刷監視者を定め印刷開始より終了に

○廣島市規則第六號
 廣島市職員昇給規則を次のように定める。
 昭和二十三年四月五日
 廣島市長 濱井信三

廣島市職員昇給規則
 第一條 本市職員（市長、加役、收入役を除く）の昇給は、別に定めるものの外この規則による。

第二條 昇給は定期昇給、特別の二種とする。

第三條 定期昇給は毎年六月、九月、十二月及び翌年三月の四回とし日附は各月の最終日とする。

第四條 定期昇給は、左に該當するもので勤務成績良好の者について一號給これを行う。
 一、吏員は廣島市吏員給料條例別表二の五號俸（四二〇圓）に達するまでは九ヶ月、同二十二號俸（一、二二〇圓）に達するまでは一年、同二十二號俸を越えるものは一年三ヶ月を夫々前回昇給期より經過した者。
 二、雇員又は廣島市雇員規則別表一及び二により

○廣島市規則第七號
 廣島市收入證紙規則を次のように定める。
 昭和二十三年四月十二日
 廣島市長 濱井信三

廣島市收入證紙規則
 第一條 廣島市において收入する手数料又は市長において特に必要があると認め指定した使用料は廣島市の發行する收入證紙を以て納付しなければならぬ。但し郵便振替貯金により納付する場合はこの限りでない。

第二條 廣島市收入證紙の種類は拾錢、五拾錢、壹

拾錢、五拾錢、壹圓、參圓、五圓、拾圓の六種とし、形式は第一號様式の通りとする。

第三條 収入證紙は手数料又は使用料を納める事件文書の餘白に貼附しなければならぬ。但し貼附すべき文書がないものは事件名、金額、納額算定の基礎及び納人の住所氏名を記載した第二號様式の納付書を作成しこれに貼附するものとする。

第四條 主務課（解及び出張所を含む以下これに同じ）において前條の収入證紙貼用書類を受理したときは眞偽を調査し、各主任において事件完了と同時に収入證紙と用紙とに掛け第三號様式の消印を押さなければならぬ。但し市金庫にあつては領收印を以て消印に代へることができる。

第五條 収入證紙貼用書類の取扱課は毎月の取扱件數を第四號様式により翌月五日までに會計課長に報告しなければならぬ。

第六條 収入證紙は左の場所において賣り捌くことができる。
 一、市金庫事務取扱銀行
 二、市 金 庫
 三、市長の特に認めたる賣捌所

第七條 前條により賣捌人に賣り渡す場合は證紙面の價格に對し百分の四の割引をする事ができる。

第八條 収入證紙は賣捌人より代價を納付させ領收證書と引換へこれに引渡す。但し市長において特に認めた場合は後拂いとすることができぬ。

第九條 収入證紙は市長の許可を得て會計課長がこれを調製しなければならぬ。

第十條 収入證紙原簿は會計課長がこれを保管する。

第十一條 収入證紙を印刷する必要があるときは會計課長は印刷監視者を定め印刷開始より終了に

昭和二十三年四月二十日 廣島市長 濱井信三

廣島市嘱託雇員懲戒規則
嘱託員及び雇員の懲戒に關しては、廣島市職員懲戒規則の各相當規定を準用する。

告 示

○廣島市告示第四十號
昭和二十三年三月十五日 廣島市長 濱井信三

第二回換地豫定地指定の發表について
一、廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の換地豫定地は土地區劃整理委員會の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細承知下さい。
二、前記換地豫定地使用開始の時期については追而指定致します。

區 域 記

細工町の一部、猿樂町の一部、横町、鳥屋町、紙屋町の一部、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、大手町四丁目、大手町五丁目、袋町、袋屋町、尾道町の一部、西魚屋町の一部、袋町、小町の一部、中町の一部、下中町、鐵砲屋町の一部、新川場の一部、三川町、竹屋町の一部、田中町の一部、下流川町の一部、藥研堀の一部、職町の一部、東胡町の一部、山口町の一部、銀山町、彌生町、下柳町の一部、平塚町の一部、鶴見町の一部。

關係圖書展覽場所
廣島市基町東部復興事務所

○廣島市告示第四百一號
本日市議會の議決を経た昭和二十二年廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通りである。

昭和二十三年三月二十日 廣島市長 濱井信三
但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十二年廣島市歳入出豫算追加

- 六、國庫支出金 金貳百八拾四萬貳千四百拾壹圓
- 一、補 助 金 金貳百八拾四萬貳千四百拾壹圓
- 二、補 助 金 金貳百八拾四萬貳千四百拾壹圓
- 七、縣 支 出 金 金參拾五萬五千貳百六拾七圓
- 一、補 助 金 金參拾五萬五千貳百六拾七圓
- 二、補 助 金 金參拾五萬五千貳百六拾七圓
- 七、繰 越 金 金四拾貳萬八千貳百參拾圓
- 一、前年度繰越金 金四拾貳萬八千貳百參拾圓
- 歳 入 合 計 金參百六拾貳萬五千六百參拾八圓
- 出 經常部
- 六、水 道 費 金七萬貳千貳百六拾圓
- 一、淨 水 費 金七萬貳千九百六拾圓
- 七、厚 生 費 金參百五拾五萬貳千六百七拾八圓
- 一、生活保護費 金參百五拾五萬貳千六百七拾八圓
- 歳 出 合 計 金參百六拾貳萬五千六百參拾八圓
- 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示第四百十二號
本日市議會の議決を経た昭和二十二年廣島市歳入出豫算追加更正の要領は左の通りである。

昭和二十三年三月三十一日 廣島市長 濱井信三
但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十二年廣島市歳入出豫算追加更正

- 六、國庫支出金 金貳千五百拾參萬四千九百參拾九圓
- 一、補 助 金 金貳千四百九拾五萬五千四百七拾四圓
- 二、補 助 金 金貳千四百九拾五萬五千四百七拾四圓
- 七、縣 支 出 金 金五百壹萬六千九百四拾八圓
- 一、市 債 金貳千參百七拾八萬參千圓
- 二、市 債 金貳千參百七拾八萬參千圓
- 歳 入 合 計 金壹億五千參百四拾萬五千七百七拾四圓
- 出 經常部
- 一、農地委員會費 金參拾五萬四圓
- 一、農地委員會費 金參拾五萬四圓
- 經常 部 計 金五千四百貳萬參千四百拾七圓
- 臨 時 部 計 金九百九拾九萬七千六百七拾七圓
- 臨 時 部 計 金九百九拾九萬七千六百七拾七圓
- 歳 出 合 計 金壹億五千參百四拾萬五千七百七拾四圓
- 歳入出差引殘金なし
- 一、市 稅 金 金參千四百九拾四萬貳千七百拾五圓
- 一、縣稅附加稅 拾五圓

- 二、獨 立 稅 金 金參千貳百貳拾壹萬貳千五百拾六圓
- 三、地 方 分 與 稅 拾六圓
- 四、舊法による稅 金拾八萬七千六百八拾壹圓
- 一、公企業及財産收入 金拾五萬貳千六百七拾六圓
- 一、基本財産收入 金五萬貳千六百拾壹圓
- 二、罹災救助基金收入 金貳千八百九拾參圓
- 三、積立金收入 金壹萬九千貳百五拾圓
- 四、財産收入 金七萬八千四百七拾圓
- 五、財産賣拂代金 金貳圓
- 三、使用料及手数料 金壹千七百七拾八萬九千四圓
- 一、使 用 料 金壹千四百六拾六萬四千八百拾圓
- 二、手 數 料 金百參拾貳萬四千五百拾六圓
- 四、國庫支出金 金四千百參拾貳萬七千貳百四拾四圓
- 一、補 助 金 金四千百貳拾貳萬五千六百拾貳圓
- 二、補 給 金 金拾貳萬六千六百拾貳圓
- 五、縣 支 出 金 金六百九拾六萬貳千七百五拾壹圓
- 一、交 付 金 金參拾萬七千七百拾貳圓
- 二、補 助 金 金六百六拾壹萬五千參拾八圓
- 六、寄 附 金 金壹圓
- 七、繰 入 金 金拾貳萬參千六百五拾六圓
- 一、繰 入 金 金拾貳萬參千六百五拾六圓
- 八、繰 越 金 金貳萬七千七百拾貳圓
- 九、繰 越 金 金貳萬七千七百拾貳圓
- 一、納 收 金 金七百參拾參萬參千拾貳圓
- 二、納 收 金 金九千貳百四拾壹圓
- 三、償債金及預代金 金五拾六萬九千六百五拾七圓
- 四、物品買代金 金九拾八萬五千五百六拾圓
- 四、過年度收入 金貳千八百五拾六圓

- 五、利 子 金七萬五千參百九拾九圓
- 六、市稅延滞金 金壹萬四千四百拾八圓
- 七、繰越金戻入 金五百六拾七萬八千八百六拾圓
- 八、雜 入 金壹圓
- 一、市 債 金千九百參拾萬圓
- 二、市 債 金千九百參拾萬圓
- 歳 入 合 計 金壹億六千六百五拾萬參千八百四圓
- 出
- 一、會 議 費 金參百參拾參萬百拾四圓
- 一、市 會 議 費 金參百參拾參萬百拾四圓
- 二、役 所 費 金貳千參百參拾參萬貳千五百參圓
- 一、役 所 費 金貳千參百參拾參萬貳千五百參圓
- 二、職員指導教養費 金五拾萬圓
- 三、警 察 費 金五百參萬四千九百拾八圓
- 一、警 察 費 金五百參萬四千九百拾八圓
- 二、消 防 費 金貳拾參萬六千九百七拾六圓
- 三、消 防 費 金貳拾參萬六千九百七拾六圓
- 三、消 防 費 金參百參拾四萬六千貳百九拾七圓
- 四、土 木 費 金千九百參萬千貳百七拾八圓
- 一、維持修繕費 金百四拾七萬參千拾圓
- 二、道路橋梁特別整備費 金千七百五拾五萬八千貳百六拾八圓
- 五、教 育 費 金貳千貳百五拾壹萬五拾貳圓
- 一、小 學 校 費 金七百參拾六萬參千九百九拾四圓
- 二、中 學 校 費 金貳百拾貳萬貳千百拾九圓
- 三、中 等 學 校 費 金七百八拾五萬六千八百八拾六圓
- 四、工業專門學校費 金貳百五拾貳萬貳千五百拾貳圓
- 五、圖書館費 金五拾七萬四千八百八拾五圓
- 六、研究諸費 金拾五萬九千九百圓

- 七、孤兒集團教育費 金百七拾六萬七千五百拾壹圓
- 八、社會教育費 金拾四萬四千五百圓
- 六、社會勞動施設費 金五千六百六拾四萬參百九拾九圓
- 一、生活保護費 金四千八百七拾七萬貳千六百六拾八圓
- 二、民生委員事務所費 金八萬五千六百七圓
- 三、隣保館費 金貳拾貳萬五千四百參拾七圓
- 四、保養院費 金百八拾八萬九千參百六拾壹圓
- 五、保育所費 金貳千七百四拾六圓
- 七、厚生諸費 金參萬壹千八百圓
- 八、公 園 費 金參拾六萬貳百八拾九圓
- 七、保健衛生費 金九百七拾九萬九千六百八拾四圓
- 一、傳染病豫防費 金九百五拾四萬九百六拾七圓
- 二、トラホーム豫防費 金五萬八千圓
- 三、結核豫防費 金貳拾貳萬貳千七百七拾貳圓
- 四、花柳病豫防費 金五萬四千九百七拾壹圓
- 五、市民病院費 金四拾四萬五千五百拾貳圓
- 六、舟入病院費 金百拾六萬四千六百拾五圓
- 七、衛生試驗所費 金拾壹萬八千八百五拾壹圓
- 八、診療所費 金參拾壹萬九千六拾壹圓
- 九、下水道費 金貳百五拾七萬四千七百七拾壹圓
- 十、下水道調査費 金四拾七萬參千四百八圓
- 十一、屎芥蒐集費 金百四拾壹萬參千七百拾八圓
- 十二、屎尿汲取費 金五萬九千四拾貳圓
- 十三、船舶運送費 金四拾貳萬九千六百九拾八圓
- 十四、船塢場費 金五拾四萬八千五百五拾圓
- 十五、火葬場費 金四拾九萬九千九拾圓
- 十六、健康民衆費 金貳拾四萬六千拾四圓
- 十七、健康指導費 金貳拾壹萬七千貳百七拾參圓
- 十八、健康經濟費 金五百五拾八萬九千九拾貳圓
- 一、配給諸費 金四拾九萬六千貳百五圓

廣島市報 第二十七號

一、商工諸費 金百萬六千參百貳拾四圓
 二、農水產諸費 金五拾萬八拾圓
 三、度量衡諸費 金拾萬六千五百七拾五圓
 四、物資需給諸費 金五拾萬圓
 五、蔬菜增產對策費 金參拾萬四千五百圓
 六、農地委員會費 金五拾六萬四千九百四拾圓
 七、食糧調整委員會費 金拾萬四千八百八拾圓
 八、家畜市場費 金貳拾參萬參百拾貳圓
 九、灌溉所費 金拾七萬四千貳百八拾圓
 十、工業指導所費 金五拾九萬六千參百七拾圓
 十一、製糖事業費 金五拾壹萬九千貳百八拾四圓
 十二、港灣諸費 金四拾七萬九千九百九拾四圓
 十三、基本財産造成費 金拾八萬五千七百五拾九圓
 十四、財産管理費 金百參拾參萬八千八百八拾圓
 十五、統計調査費 金九拾貳萬參千五百四拾壹圓
 十六、統計調査費 金九拾貳萬參千五百四拾壹圓
 十七、選舉費 金貳百拾八萬參千九百貳拾七圓
 十八、選舉費 金貳百拾八萬參千九百貳拾七圓
 十九、元金償還金 金參百貳拾八萬五千五百四拾圓
 二十、利息 金參百九拾壹萬五千六百八拾六圓
 二十一、諸費 金壹圓
 二十二、輸送費 金百拾八萬九千四百七拾貳圓
 二十三、監査委員費 金參拾萬五千貳拾圓
 二十四、監査委員費 金參拾萬五千貳拾圓
 二十五、諸支 金千九百拾壹萬七千貳百四拾八圓
 二十六、公金取扱費 金參拾六萬四百參拾六圓
 二十七、訴訟費 金貳圓
 二十八、滯納處分費 金七千五百圓

廣島市報 第二十七號

四、特別會計繰入金 金四百六拾壹萬四千四百貳拾六圓
 五、繰替金 金五百六拾七萬八千八百六拾圓
 六、字圖調製費 金七萬五千四百五拾八圓
 七、各種調査委員會費 金五萬七千六百五拾圓
 八、綠化週刊費 金參萬五百圓
 九、寄附金 金九萬六千九百六拾八圓
 十、納稅獎勵金 金六萬參千圓
 十一、過年度支出 金八萬九千九百四拾八圓
 十二、雜支 金五拾萬圓
 十三、平和記念館等建設準備費 金參拾五萬圓
 十四、豫備費 金百萬圓
 十五、豫備費 金百萬圓
 十六、繰入 金壹億六千六百五拾萬參千八百四圓

廣島市報 第二十七號

一、使用料及手数料 金貳千貳百九拾九萬九千九拾壹圓
 二、使用料 金貳千貳百九拾九萬九千九拾壹圓
 三、手数料 金參萬九千九拾壹圓
 四、給水工事費收入 金九拾貳萬參千九百五圓
 五、給水工事費收入 金九拾貳萬參千九百五圓
 六、給水工事費收入 金九拾貳萬參千九百五圓
 七、雜收 金四拾九萬九千四百拾六圓

廣島市報 第二十七號

一、雜入 金四萬貳千圓
 二、辨償金及報償金 金四拾五萬七千參百拾六圓
 三、公企業及財産收入 金壹圓
 四、財産賣拂代金 金壹圓
 五、繰入 金壹圓
 六、繰入 金壹圓
 七、國庫支出金 金四百六拾參萬六千五百圓
 八、補助金 金四百六拾參萬六千五百圓
 九、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十一、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十二、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十三、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十四、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十五、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十六、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十七、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十八、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 十九、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十一、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十二、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十三、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十四、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十五、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十六、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十七、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十八、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 二十九、市債 金九百拾七萬七千參百圓
 三十、市債 金九百拾七萬七千參百圓

廣島市報 第二十七號

一、豫備費 金貳百貳拾八萬七千六百九拾七圓
 二、出入差引殘金 金參千八百拾七萬貳千四百圓
 三、出入差引殘金 なし

廣島市報 第二十七號

四、諸支出金 金壹圓
 一、雜支 金壹圓
 二、豫備費 金千圓
 三、豫備費 金千圓
 四、出入差引殘金 なし
 五、出入差引殘金 なし

廣島市報 第二十七號

昭和三十二年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三
 昭和三十二年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第四百四十五號

本日市會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算の要領は左の通りである。但しこの豫算は昭和二十三年度からこれを施行する。

昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第四百四十六號

本日市會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算の要領は左の通りである。但しこの豫算は昭和二十三年度からこれを施行する。

昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第四百四十八號

本日市會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算の要領は左の通りである。但しこの豫算は昭和二十三年度からこれを施行する。

昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

廣島市報 第二十七號

一、貸付金より生ずる収入 金八千圓
 二、貸付金より生ずる収入 金八千圓
 三、雜收 金壹圓
 四、貸付金戻入 金四拾萬圓
 五、貸付金戻入 金四拾萬圓
 六、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 七、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 八、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 九、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十一、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十二、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十三、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十四、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十五、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十六、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十七、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十八、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 十九、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十一、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十二、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十三、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十四、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十五、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十六、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十七、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十八、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 二十九、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓
 三十、繰入 金八萬五千八百貳拾九圓

廣島市報 第二十七號

一、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 三、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 四、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 五、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 六、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 七、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 八、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 九、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十一、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十二、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十三、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十四、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十五、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十六、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十七、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十八、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 十九、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十一、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十二、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十三、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十四、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十五、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十六、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十七、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十八、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 二十九、資金收入 金壹千四百拾壹圓
 三十、資金收入 金壹千四百拾壹圓

廣島市報 第二十七號

一、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 三、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 四、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 五、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 六、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 七、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 八、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 九、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十一、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十二、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十三、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十四、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十五、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十六、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十七、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十八、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 十九、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十一、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十二、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十三、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十四、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十五、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十六、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十七、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十八、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 二十九、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓
 三十、繰入 金參拾貳萬九千六百參拾四圓

廣島市告示第四百九十九號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業津町附近土地區劃整理事業費歳入出豫算の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳百參拾貳萬九千六百參拾六圓
 一、用品調達費 金貳百參拾貳萬六千六百參拾六圓
 二、事務費 金參拾貳萬六千六百參拾六圓
 三、用品調達費 金貳百圓
 四、豫備費 金參千圓
 歳出 合計 金貳百參拾貳萬九千六百參拾六圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第四百九十九號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業津町附近土地區劃整理事業費歳入出豫算の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳百參拾貳萬九千六百參拾六圓
 一、國庫支出金 金壹圓
 二、補助金 金壹圓
 三、區劃整理施行費收入 金壹圓
 四、換地清算徵收金 金壹圓
 五、雜收 金壹圓
 歳出 合計 金貳百參拾貳萬九千六百參拾六圓
 一、國庫支出金 金壹圓
 二、補助金 金壹圓
 三、區劃整理施行費收入 金壹圓
 四、換地清算徵收金 金壹圓
 五、雜收 金壹圓

廣島市告示第五百五十五號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳拾貳萬五千五百拾九圓
 一、區劃整理事業費 金貳拾貳萬五千五百拾九圓
 二、草津町土地區劃整理事業費 金貳拾貳萬五千五百拾九圓
 歳出 合計 金貳拾貳萬五千五百拾九圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第五百五十五號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳拾貳萬五千五百拾九圓
 一、目的稅 金九百參拾貳萬七千貳百六圓
 二、都市計畫稅 金九百貳拾八萬九千五百九拾壹圓
 三、舊法による稅收入 金參萬七千六百拾五圓
 四、雜收 金貳圓
 五、前年度繰越金 金壹圓
 歳入 合計 金九百參拾貳萬七千貳百九圓
 一、都市計畫事業費 金八百七拾參萬四千六百參拾八圓
 二、街路費 金八百七拾參萬四千六百參拾八圓
 三、公債費 金五拾壹萬七千五百七拾壹圓

廣島市告示第五百五十一號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金九百參拾貳萬七千貳百九圓
 一、國庫支出金 金壹萬參千參百五拾五萬七千九百九拾四圓
 二、補助金 金壹萬參千參百五拾五萬七千九百九拾四圓
 三、雜收 金四萬八千九百六拾參圓
 四、市債 金四萬八千九百六拾參圓
 五、換地清算徵收金 金貳百九拾萬四千六百圓
 歳入 合計 金貳百九拾萬四千六百圓

廣島市告示第五百五十一號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金九百參拾貳萬七千貳百九圓
 一、國庫支出金 金壹萬參千參百五拾五萬七千九百九拾四圓
 二、補助金 金壹萬參千參百五拾五萬七千九百九拾四圓
 三、雜收 金四萬八千九百六拾參圓
 四、市債 金四萬八千九百六拾參圓
 五、換地清算徵收金 金貳百九拾萬四千六百圓
 歳入 合計 金貳百九拾萬四千六百圓

廣島市告示第五百五十二號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳拾貳萬九千九百五拾圓
 一、前年度繰越金 金拾壹萬九千九百五拾圓
 二、市債 金拾壹萬九千九百五拾圓
 歳入 合計 金拾壹萬九千九百五拾圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第五百五十二號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳拾貳萬九千九百五拾圓
 一、戰災復興費 金貳拾貳萬七千七百七拾九萬四千圓
 二、區劃整理費 金六千五百五拾七萬參千圓
 三、下水費 金九百六拾七萬參千圓
 四、綠地及墓地費 金七千七拾參萬七千圓
 五、建築費 金壹萬七千八百六拾萬九千圓
 六、公債費 金四百拾九萬六千六百八圓
 七、元利償還金 金壹圓
 八、利子 金四百拾九萬六千六百七圓
 歳入 合計 金貳拾貳萬七千七百七拾九萬四千圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第五百五十四號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金七百九拾八萬六千八百拾四圓
 一、市債 金八百六拾六萬圓
 二、市債 金八百六拾六萬圓
 三、營繕費 金拾貳萬圓
 四、土木費 金七百八拾八萬六千八百拾四圓
 五、水害復舊費 金七百八拾八萬六千八百拾四圓
 歳入 合計 金七百九拾八萬六千八百拾四圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第五百五十四號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金七百九拾八萬六千八百拾四圓
 一、戰災復興費 金七百九拾八萬六千八百拾四圓
 二、區劃整理費 金六百五拾九萬貳千六百七圓
 三、下水費 金九百六拾七萬參千圓
 四、綠地及墓地費 金七千七拾參萬七千圓
 五、建築費 金壹萬七千八百六拾萬九千圓
 六、公債費 金四百拾九萬六千六百八圓
 七、元利償還金 金壹圓
 八、利子 金四百拾九萬六千六百七圓
 歳入 合計 金七百九拾八萬六千八百拾四圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第五百五十六號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳拾貳萬九千九百五拾圓
 一、前年度繰越金 金拾壹萬九千九百五拾圓
 二、市債 金拾壹萬九千九百五拾圓
 歳入 合計 金拾壹萬九千九百五拾圓
 歳入出豫算引殘金 なし

廣島市告示第五百五十六號
 本日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通りである。
 昭和二十三年三月三十一日
 廣島市長 濱井信三

歳入 合計 金貳拾貳萬九千九百五拾圓
 一、戰災復興費 金貳拾貳萬七千七百七拾九萬四千圓
 二、區劃整理費 金六千五百五拾七萬參千圓
 三、下水費 金九百六拾七萬參千圓
 四、綠地及墓地費 金七千七拾參萬七千圓
 五、建築費 金壹萬七千八百六拾萬九千圓
 六、公債費 金四百拾九萬六千六百八圓
 七、元利償還金 金壹圓
 八、利子 金四百拾九萬六千六百七圓
 歳入 合計 金貳拾貳萬七千七百七拾九萬四千圓
 歳入出豫算引殘金 なし

ある。但しこの豫算は昭和二十三年度からこれを施行する昭和二十三年三月三十一日

昭和二十三年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加

Table with 3 columns: 歳入 (Income), 歳出 (Expenditure), 歳入出差引殘金 (Balance). Rows include 雑收 (Miscellaneous Income), 雑収 (Miscellaneous Revenue), 繰越金 (Carry-over), etc.

○廣島市告示第二號 明治四十二年法律第三十五號種痘法第五條に基づき、本年度定期種痘を左の通り施行する。

一、種痘並びに検診期日及び場所は別表の通りである。二、種痘を受けるべきものは左の通りである。

Table of vaccination dates and locations. Columns include 種痘月日 (Vaccination Date), 検診月日 (Inspection Date), 時間 (Time), 場所 (Location), and 区域 (Area).

豫を申出でられたい。又検診を受けることのできない事由のあるときはその旨を届け出でられたい

四、本市種痘所外において種痘を受けたときは種痘證を受けた日から十日以内に届出でられたい。

Table of vaccination locations and areas. Columns include 場所 (Location) and 区域 (Area).

○廣島市告示第四號 昭和二十三年四月二十日 廣島市長 濱井信三 市金庫における現金取扱時間は次の通りとする。

Table of cash handling hours for various locations like 大芝小學校, 基町母子寮保育所, etc.

○廣島市公安委員告示第一號 道路交通取締法(以下法という)並びに道路交通取締令(以下令という)による道路の交通に關する必要な制限を次のように定める。

一、法第六條第一項により道路の通行を禁止及び制限する區域 廣島市公安委員 會

一、法第六條第一項により道路の通行を禁止及び制限する區域 廣島市公安委員 會

○廣島市公安委員告示第二號 廣島市自動車運轉免許規定を次のように定める。

廣島市公安委員 會 第一章 總則 第一條 道路交通取締法(以下法という)及び道路交通取締令(以下令という)に定める自動車の運轉免許及びこれらについての申請届出手續は同法令によるの外この規定によらなければならない。

令第四十四條第一項第一號の規程に該當するものは前項の申請書に自動車練習所の發行する證明書令第四十四條第一項第二號に該當するものにあつては在學中自動車に關する學科を修得した旨の證明書及び令第四十四條第一項第三號に該當するものは運轉免許證又はその寫を添えなければならぬ。

現に運轉免許を有するもので異種の運轉免許を受けようとするものは現に有する運轉免許證寫を添えて戸籍抄本に代えることができる。

第四條 令第四十五條第一項の規定によつて假運轉免許を受けようとするものは別記様式の申請書に寫眞二葉及び現に有する運轉免許證を添えて申請しなければならぬ。

第五條 令第四十二條第二項第一號乃至第三號に規定するものの外左の各號の一に該當するものには運轉免許證を與えない。

- 一、免許申請若しくは受驗に際し不正を行い又は免許を受けないで自動車を運轉し發覺の日から一年を経過しない者
- 二、赤黄青の見分けできない者又は困難な者
- 三、眼鏡を使用して五米の距離で万国視力表七段以下の見分けができない者又は困難な者
- 四、發作的に精神又は身体に異状を來たしその病狀が自動車を運轉するに適しないと認められたもの
- 五、四肢の運動が不完全で自動車を運轉するに適しないと認められたもの
- 六、性質素行甚しく不良なもの
- 七、しばしば交通法規に違反したもの
- 八、前各號の外性態又は身体に著しい欠陥であつて自動車を運轉するに適しないと認められたもの

第六條 運轉免許證の下附を受けようとするものは別記様式第三號により第三條第一項の事項及び令第四十四條の二の規定による合格證明書を添え申請しなければならぬ。

令第四十四條の二の規定により本縣以外の試験に合格したものは第三條第一項の事項及び合格證明書を添えなければならぬ。

第三章 運轉免許證

第七條 令第四十七條の規定による本籍住所又は氏名を變更したときは別記様式第四號によつて届け出でなければならぬ。

前項の届け出での本籍又は氏名を變更したときは戸籍抄本を添えなければならぬ。

第八條 令第四十七條の規定による主たる運轉地を變更したときは別記様式第五號による届書及び寫眞一葉に運轉免許證を添えて届け出でなければならぬ。

第九條 令第四十八條の規定により運轉免許證の検査を受けようとするものは毎年二月、五月、八月又は十一月中の十日迄に別記第六號の申請書に運轉免許證及び寫眞二葉を添えて申請しなければならぬ。

第十條 令第五十一條の規定により運轉免許證の再下付を受けようとするものは別記様式第七號の申請書に寫眞二葉及び破損の場合は該運轉免許證を添えて申請しなければならぬ。

第十一條 令第五十二條の規定により運轉免許證又は假運轉免許證を返納するものは別記第八號様式の届書に運轉免許證又は假運轉免許證を添えなければならぬ。

この規定は警察法施行の日からこれを施行する。令附則第五項乃至第七項により小型免許證の交付を受けようとするものは現に有する運轉免許證並びに寫眞二葉を添え別記様式第二號に準じて申請しなければならぬ。

改正總理廳令附則第四項の規定により廣島縣知事の下附した免許を有するもので主たる運轉地が住所地と異なるときは本告示施行の日から六ヶ月以内に別記第五號様式により届け出でその旨記入を受けなければならぬ。

様式第一號(第三條の規定によるもの)

自動車運轉試験申請書

受驗免許の種類	自動車の種類	既に通轉免許を有するものは免許證の種類番號	運轉經歷	本籍又は國籍	住所	氏名	生年月日

右自動車運轉免許を受けたので寫眞二葉及び戸籍抄本醫師の診斷書を添えて申請致します

昭和 年 月 日 氏 名 〇

廣島縣公安委員會 氏 名 〇

様式第二號(第四條の規定によるもの)

寫眞 同
添付 上

自動車 假運轉免許申請書

既に有する運轉免許證の發行期間及び有効期

運轉しようとする自動車の種類及車輛番號

申請者

本籍又は國籍	住所又は所在地	氏名	生年月日

右自動車假運轉免許を受けたいので寫眞二葉及び運轉免許證を添えて申請致します

昭和 年 月 日 氏 名 〇

廣島市公安委員會 氏 名 〇

様式第三號(第六條の規定によるもの)

自動車運轉免許證下附申請書

免許の種類

右免許證の下附を受けたいから合格證明書を添え

て申請致します

昭和 年 月 日 住所 氏 名 〇

廣島市公安委員會 氏 名 〇

様式第四號(第七條の規定によるもの)

自動車運轉者 届

一、免許證の種類及び免許番號

二届出の要旨

右の通りですから免許證訂正下さるよう届け出致します

昭和 年 月 日 住所 氏 名 〇

廣島縣公安委員會 氏 名 〇

様式第五號(第八條の規定によるもの)

寫眞 一
添付 葉

自動車運轉者運轉地變更届

一、本籍住所

二、免許證の種類

三、免許證の番號

四、新運轉地

右の通り運轉地を變更致しましたから寫眞二葉及び

免許證を添えて届け出致します

昭和 年 月 日 住所 氏 名 〇

廣島市公安委員會 氏 名 〇

様式第六號(第九條の規定によるもの)

寫眞 同
添付 上

自動車運轉免許證検査申請書

一、免許種類

二、交付年月日

右免許證の検査を願ひ度く寫眞二葉及び免許證を添えて申請致します

昭和 年 月 日 住所 氏 名 〇

廣島市公安委員會 氏 名 〇

様式第七號(第十條の規定によるもの)

寫眞 同
添付 上

自動車運轉免許證再交付申請書

一、免許證の種類

二、再交付申請の事由

右の通りですから免許證再交付下さるよう寫眞二葉添えて申請致します

昭和 年 月 日 住所 氏 名 〇

廣島市公安委員會 氏 名 〇

様式第八號(第十一條の規定によるもの)

自動車運転免許返納届

一、免許證の種類

二、返納事由

右の通りですから自動車運転免許證返納致したく免許證を添えて届出致します

昭和 年 月 日

住所

氏

名

廣島市公安委員會殿

傳染病患者發生(死亡)一覽表

昭和二十三年度

病名	三月分	自一月至二月累	計
赤痢	一	一	一
腸チフス	二	四	六
ハラチフス	一	一	二
發疹チフス	一	一	二
痘瘡	一	一	二
猩紅熱	一	一	二
チフテリア	五	五	一〇
流行性腦膜炎	一	一	二
計	八	一	一九

外

昭和二十三年

發行

發行所

廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

廣島市報

外 號

昭和二十三年
四月一日 發行
(木曜日)

發行所 廣島市役所

電話
二八八〇(食糧課)
二八八〇(市會事務課)
二八八〇(秘書課)
二八八〇(外務課)
二八八〇(會計課)
二八八〇(退廳後及び休日)
二七三三(商工課)
二七三三(學務課)
二七三三(上水課)
二七三三(調査課)

○廣島市告示乙第一號
勞働基準法第八十九條による就業規則として、次の條例、規則及び規程を指定する。各課課長は當時、この就業規則及び勞働協約書を見易い場所に揭示、又は備え付ける等の方法によつて、所屬員に周知させなければならぬ。

昭和二十三年四月一日

廣島市長 濱井信三

就業規則

- 一、廣島市役所執務時間
- 二、廣島市役所事務休假日條例
- 三、廣島市吏員給料條例
- 四、廣島市旅費條例
- 五、廣島市有給吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例
- 六、廣島市職員退職手当支給規則
- 七、暫定加給支給規程
- 八、臨時増給支給規程
- 九、特別手当支給規程
- 十、廣島市内出張手当支給規則
- 十一、廣島市臨時食卓料支給規則
- 十二、臨時家族手当支給規則
- 十三、廣島市雇員規則

- 十四、廣島市被服貸與規程
- 十五、廣島市復興局職員現場勤務手当支給規則
- 十六、廣島市立衛生試驗所兼務手当支給規則
- 十七、廣島市立市民病院兼務手当支給規則
- 十八、廣島市吏員採用昇格規則
- 十九、廣島市吏員考査規程
- 二十、廣島市職員分限規則
- 廿一、廣島市職員服務規則
- 廿二、廣島市職員表彰規則
- 廿三、廣島市職員懲戒規則
- 廿四、廣島市職員昇給規則

勞働協約書

廣島市役所執務時間

明治二十九年十一月告示參甲第五十一號
大正十一年七月告示甲第四十三號
大正十三年六月告示甲第四十號

執務時間は、休日及び休暇を除き左の通りとする
四月一日から七月二十日まで
午前八時から午後四時まで
但し、土曜日は午十二時まで
七月二十一日から八月三十一日まで
午前八時から午十二時まで
九月一日から十月三十一日まで

午前八時から午後四時まで
但し、土曜日は午十二時まで
十一月一日から三月三十一日まで
午前九時から午後四時まで
但し、土曜日は午十二時まで

廣島市役所事務休假日條例

昭和二十二年條例第二十四號
毎年八月六日は本市の平和記念日として市役所事務を休停する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。
明治三十六年九月告示參甲第二十三號はこれを廢止する。

廣島市吏員給料條例

昭和二十一年條例第九號
第一條 吏員の給料は月俸としその額は別表(一)及び(二)による、但し特別の事由がある者については當分の別表に上らないことができる。
第二條 月俸は當月分を毎月二十一日に支給する、但し災害その他特別の事情がある場合はその後の三ヶ月分以内を前渡支給することができる。
新任、増俸、退職若しくは死亡した者の給料又は

緊急事態等が生じた場合は前項の期日にかかはらずこれを支給する。

第三條 新任者當月分の給料は發令の翌日より日割を以てこれを支給する、但し法令その他に特別の定のあるものはこの限りでない。

第四條 退職者の給料は當月分を支給する、但し左記各號の一に該当する事由によつてその職を免ぜられた者に對してはその當日迄日割を以てこれを支給する。

一、傷痍疾病を除き私事のため引續き三十日以上職務しなかつたとき。

二、市吏員の体面を汚し又は信用を失ふ行為があつたとき。

三、職務に違背しその他不都合な行為があつたとき。

第五條 在職中死亡した者の給料は當月分をその遺族に支給する。

前項の遺族及びその順位は廣島市有給吏員退職料退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例の例による。

第六條 増俸、減俸は發令の翌日から日割を以てこれを支給する。

第七條 病氣缺勤九十日を超える者又は私事のため缺勤三十日を超える者の給料はその十分の五に相當する額を減する。但し公務に因る傷痍疾病のため又は服忌のための缺勤はこの限りでない。

第八條 前條に該當する者退職若しくは死亡の場合この條例第四條及び第五條の適用については前條によつて支給を受ける給料額を基礎とする。

第九條 休職者に對してはその休職期間中は給料の三分の二を減じたものを支給する、但し刑事事件

に關しては起訴せられたため休職命じた者には給料を支給しない。

第十條 退職者事務引繼若しくは殘務整理のため特に命を受け事務に従事する場合は前職の給料額によつて日割をもつて支給する。

第十一條 給料の計算は錢位に止め日割計算はその現日數による。

第十二條 この條例は公布の日からこれを施行し昭和二十一年七月一日に遡つてこれを適用する、但し第四條及び第六條に規定する日割計算は公布の日からこれを適用する。

第十三條 廣島市吏員給料規則はこの條例適用の日からこれを廢止する。

第十四條 昭和二十一年七月一日において現に吏員であつた者がこの條例の規定によつて受くべき號給に關して必要な事項は別に市長がこれを定める。

第十五條 昭和二十一年七月一日において内地(樺太を除く以下同じ)外にある吏員の給料の額はこの條例にかかはらずその者の内地歸還までの間は、その者が同日において現に受けた給料の額及び臨時家族手当相當額の合計額とする。

前項の規定に該當する者がその内地歸還に際しこの條例により受くべき號給に關して必要な事項は別に市長がこれを定める。

(別表) 一

職別	給料額
市長	月五、〇〇〇圓以下 三、〇〇〇圓以上
助役	月三、〇〇〇圓以下 二、〇〇〇圓以上
收入役	月二、〇〇〇圓以下 一、五〇〇圓以上

(別表) 二

廣島市旅費條例

明治三十一年六月告示參甲第十三號
大正 七 年二月告示 甲第七號
大正 九 年十月告示 甲第七十號
昭和 七 年四月條例 第三號
昭和十三年四月條例 第六號
昭和十六年五月條例 第二號
昭和十七年四月條例 第二號
昭和二十二年條例 第十三號

號俸	月額	號俸	月額
一	三〇〇	一六	九〇〇
二	三三〇	一七	九五〇
三	三六〇	一八	一〇〇〇
四	三九〇	一九	一〇五〇
五	四二〇	二〇	一一〇〇
六	四六〇	二一	一一五〇
七	五〇〇	二二	一二〇〇
八	五四〇	二三	一二五〇
九	五八〇	二四	一三〇〇
一〇	六二〇	二五	一三五〇
一一	六六〇	二六	一四〇〇
一二	七〇〇	二七	一四五〇
一三	七五〇	二八	一五〇〇
一四	八〇〇	二九	一五五〇
一五	八五〇	三〇	一六〇〇

第一條 旅費は公務に依り旅行するとき旅中一切の費用に充つる爲之に支給す。

第二條 旅費は別表に定むる所に從ひ之を支給す。

第三條 非常急行の場合に於て定額の車馬賃を以て支拂し難きときは臨時賃金を支給す。

第四條 削除

第五條 車馬賃は其の經過せし路程の總數を合して之を支給す、但し一位未満の端數は切捨とす。

第六條 兩會計年度に跨る旅行は各年毎に計算す。

第七條 退職者事務引繼及び殘務調理又は在職中の事務取調等の爲旅行せしむるときは前職相當の旅費を支給す。

第八條 新に任用する爲召喚する者は新任職相當の旅費支給す。

第九條 旅行中退職又は死亡したるときは前職相當の旅費を以て當地迄支給す。

第十條 前條の場合に於て其の日數を計算するは汽車は一日二百哩、船は一日百海里陸路は一日十二里計とす、但し距離接近して數種相跨るときは各其の里程の十二分の一を以て一時間の行程とし一日の旅行時間は十二時間とし其の日數を計算し通算の上より生ずる一日未満の端數は一日として計算す。

第十一條 總て市費を以て支辨すべき旅費にして別段規定なきものは本則の範圍内に於て市長之を定む但し歸郷旅費を要する場合も亦同じ。

第十二條 市内と雖も急行を要する場合に於ては里程に關せず實費を以て車馬賃を支給することあるべし。

第十三條 別表の定額は市長に於て減額支給することを得。

附 則

本條例は公布の日より之を實施す。

職 名 鐵道賃 車馬賃 宿泊料 日常

市 長 一等 一・二〇〇 四二・〇〇〇 二〇・〇〇〇

助收入役

一等	九〇	三三・〇〇	一六・〇〇
二等	九〇	三〇・〇〇	一四・〇〇
三等	八〇	二四・〇〇	一二・〇〇
四等	七五	一九・〇〇	八・〇〇

廣島市有給吏員退職料、退職給與金遺族扶助料及び死亡給與金條例

第一章 總 則

第一條 本市吏員及び其の遺族は本條例の定むる所に依り退職料、退職給與金、遺族扶助料又は死亡給與金の給與を受けるの權利を有す。

第二條 本條例に於て吏員と稱するは地方自治法の規定に依る有給吏員又は有給吏員たりし者を謂ひ遺族と稱するは吏員の祖父、祖母、父、母、夫、妻及び子にして吏員死亡の當時之と同一籍内に在る者を謂ふ。

第三條 遺族にして本條例に定むる給與を受けるは前項の規定に依る同順位に依る同順位の者數人あるときは左の順位に依る。

一、子に付ては吏員を被相続人としたる遺産相続の順位に準ず。

二、父母に付ては養父母を先にして實父母を後にす。

三、祖父母に付ては養父母の父母を先にし實父母

の父母を後にし父母の養父母を先にし實父母を後にす。

先順位者たるべき者後順位者たるべき者より後に生ずるに至りたるときは前項の規定は當該後順位者失權したる後に限り之を適用す。

第四條 退職料及び遺族扶助料は年金とし退職給與金及び死亡給與金は一時金とす。

第五條 吏員の在職年は就職の月より起算し退職又は死亡の月を以て終る。退職後再就職したるときは前後の在職年月數は之を合算す。

但し左の各號の一に該當する在職年月數は合算せず。

一、本條例又は従前の規定に依り退職料若し退職給與金を受くるの資格を失ひたる在職年月數。

二、退職料を受くるの權利消滅したる場合に於て其の退職料の基礎となりたる在職年月數。

三、退職給與金又は死亡給與金の基礎と爲るべき在職年に付ては過去に於て退職給與金の基礎と爲りたる在職年月數。

退職の當日又は翌日再就職したるときは之を勤続と看做し退職したる月に於て再就職したるときは再就職は其の月の翌日より之を起算す。

第六條 退職料及び遺族扶助料の給與は之を受くべき事由の生じたる月の翌日より之を始め權利消滅の月を以て終る。

第七條 年金の年額又は一時金の給與金額の圓位未滿は之を圓位に滿らしむ。

第八條 退職料及び遺族扶助料は其の年額を四分し毎年一月、四月、七月、十月に於て其の前月分迄を支給す但し死亡又は權利の喪失若し第十七條第二號及び第三號に依る停止の場合には期月に拘らず

之を給す。

第九條 本條例に定むる給與を受くるの権利は之を給すべき事由の生じたる日より五年間請求せざるときは時効に因りて消滅す。

第十條 吏員在職中左の各號の一に該当するときは其の引續きたる在職に付本條例に定むる給與を受くるの資格を失ふ。

一、懲戒處分に因り解職せられたるとき。

二、不都合の行爲ありたるに因り免職せられたるとき。

三、禁錮以上の刑に處せられたるとき。

第十一條 吏員は毎月其の給料月額額の百分の一に相當する金額を本市に納付すべし。

第十二條 本條例に定むる給與を受くるの権利は之を讓渡し又は擔保に供することを得ず。但し恩給金庫に担保に供するは此の限に在らず。

第十三條 本條例に定むる給與を受くるの権利を有する者其の受くべき給與を受けずして死亡したるときは之を吏員の遺族に給し遺族なきときは死亡者の相續人に給す。

第二章 退 隱 料

第十四條 吏員在職年十四年以上にして退職したるときは之に退隱料を給す。

前項の退隱料の年額は在職年十四年以上十五年未満に對し退職當時の給料月額額の百五十分の五十に相當する金額とし十四年以上一年を増す毎に其の一年に付退職當時の給料月額額の百五十分の一に相當する金額を加へたる金額とす。

第十五條 吏員公務の爲傷疾を受け又は疾病に罹り其の職に堪えずして退職したるときは其の在職年數に拘らず之に退隱料を給す但し其の吏員に重大なる過失ありたるときは此の限に在らず。

前項の退隱料の年額は在職年十四年未満の者に在りては退職當時の給料月額額の百五十分の五十に相當する金額に在職年十四年以上の者に在りては前條の規定に依り計算したる金額に各其の傷疾疾病の程度に従ひ退隱料年額の十分の一乃至十分の七を加へたる金額とす。

第十六條 退隱料を受くるの権利を有する者再就職し其の在職年一年以上にして失格原因なくして退職したるときは前後の在職年月數を通算して退隱料年額を改定す但し其の年額從前の退隱料年額より少きときは仍從前の退隱料年額を支給す。

第十七條 退隱料は之を受くる者左の各號の一に該当するときは其の之を停止す。

一、年四十歳に滿つる月迄は退隱料の金額四十分の四に滿つる月迄は退隱料の四分の一を停止す。但し公務に因らざる傷疾疾病の爲勤勞に堪えざる者に付ては其の事情の止むに至る迄及び第十五條の規定に依り退隱料を受くる者に付ては之を停止せず。

二、本市吏員に再就職したるときは其の就職の月の翌日より退職の月迄。

三、二年以下の懲役若し禁錮の刑に處せられたるときは其の月の翌日より其の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄、但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは退隱料は之を停止せず其の言渡を取消されたるときは取消の月の翌日より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止す。

第十八條 退隱料を受くる者過去に於て退職給與金を受けたるものなるときは其の受けたる額に相當する金額を本市に返還するに非ざれば支給すべし。

第三章 退 隱 給 與 金

第十九條 退隱料は之を受け又は受くべき者左の各號の一に該当する場合は之を支給せず。

一、在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に因り禁錮以上の刑に處せられたるとき。

二、死刑又は無期若し二年を超ゆる懲役若し禁錮の刑に處せられたるとき。

三、罰籍を失ひたるるとき。

四、死亡したるとき。

第二十條 吏員在職年三年以上十四年未満にして退職したるときは退職當時の給料月額額に相當する金額に在職年の年數を乗じたる金額を退職給與金として給す。但し第五條第三項に依り退職の當日又は翌日再就職したるに依り勤續と看做す場合又は第十四條若し第十五條又は第三十一條に依り退隱料を給する場合は此の限に在らず。

退隱料の額此の金額に達する迄の間其の支給を停止す。但し市長は受給者の申請により、五年以内於て期間を定め返還すべき金額を等分し退隱料年額より控除と殘額を支給することを得。

第二十一條 退隱料は之を受け又は受くべき者左の各號の一に該当する場合は之を支給せず。

一、在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に因り禁錮以上の刑に處せられたるとき。

二、死刑又は無期若し二年を超ゆる懲役若し禁錮の刑に處せられたるとき。

三、罰籍を失ひたるるとき。

四、死亡したるとき。

第二十二條 遺族扶助料を給す。

一、子は成年に達せざるるとき。

二、公務に因る傷疾疾病の爲在職中死亡したるとき。

三、退隱料を受くる者死亡したるとき。

第二十三條 遺族扶助料を給す。

一、子は成年に達せざるるとき。

第四章 遺 族 扶 助 料

第二十四條 遺族扶助料を受くる者二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは、其の月の翌月より其の刑の執行を受くることなきに至りたる月迄遺族扶助料を停止す但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは其の言渡を取消したるときは取消の月の翌日より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止す。

第二十五條 遺族扶助料は之を受け又は受くべき者吏員死亡後左の各號の一に該当するときは之を支給せず、此の場合に在りては之を遺族の次順位者に給す。

一、死刑又は無期若し二年を超ゆる懲役若し禁錮の刑に處せられたるとき、及禁錮以上の刑の執行中又は執行前に在る者に付遺族扶助料を給すべき事由を生じたるるとき。

二、罰籍を失ひたるるとき。

三、死亡したるとき。

四、其の家を去りたるるとき。但し、妻又は子にして吏員の屬したる家より分家し若し若は、吏員の妻若し子にして分家したる者の家に入りたるるとき又は妻にして子を伴ひ、其の家を去りたるるときは此の限に在らず。

五、妻又は夫婦婚姻したるとき若し届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に入りたりと認められるとき。

六、不具廢疾にして生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者なき夫又は成年の子に付其の事情止みたるるとき。

得るの途なく且之を扶養する者なきとき。

第二十三條 遺族扶助料は左の各號に依り之を定む

一、第二十一條第一號の場合に於ては其の死亡を退職と看做し第十四條の規定に依り計算したる退隱料年額の十分の五に相當する金額。

二、第二十一條第二號の場合に於ては其の死亡を退職と看做し、第十五條の規定に依り計算したる退隱料年額の十分の五に相當する金額但し此の場合に於ける第十五條の加算率は十分の七とす

三、第二十一條第三號の場合に於ては退隱料年額の十分の五に相當する金額。

第二十四條 遺族扶助料を受くる者二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは、其の月の翌月より其の刑の執行を受くることなきに至りたる月迄遺族扶助料を停止す但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは此の限に在らず、其の言渡を取消したるときは取消の月の翌月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄之を停止す。

第二十五條 遺族扶助料は之を受け又は受くべき者吏員死亡後左の各號の一に該当するときは之を支給せず、此の場合に在りては之を遺族の次順位者に給す。

て吏員の屬したる家より分家し若し若は、吏員の妻若し子にして分家したる者の家に入りたるるとき又は妻にして子を伴ひ、其の家を去りたるときは此の限に在らず。

五、妻又は夫婦婚姻したるとき若し届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に入りたりと認められるとき。

六、不具廢疾にして生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者なき夫又は成年の子に付其の事情止みたるとき。

第五章 死 亡 給 與 金

第二十六條 吏員在職一年以上十四年未満にして在職中死亡したるときは、死亡當時の給料月額額に相當する金額に其の在職年の年數を乗じたる金額を死亡給與金として其の遺族に給す。但し遺族扶助料を給する場合は此の限に在らず。

第二十七條 死亡給與金は前項の規定に準用す。

第二十八條 死亡給與金を受くべき者なきときは、死亡者の葬儀を執行したる者に對し其の二分の一に相當する金額を給す。

附 則

第二十九條 本條例は公布の日より之を施行す。

第三十條 本條例施行に必要なる細則は市長之を定む。

第三十一條 本條例施行前より引續き在職する吏員の退隱料又は遺族扶助料支給年限の計算に付ては其の在職十二年を以て在職十四年と看做す。但し本條例施行後在職十二年未満にして退職したる者、再就職したる場合は此の限に在らず。

第三十二條 從前の規定に依り受くる退隱料に付ては之を本條例に依り受くる者と看做す、但し第七

十條第一號の規定は之を適用せず。

第三十二條 從前の規定に依り退隱料を受けたる者にして本條例施行の際既に死亡其の他の事由に因る失業者を除き現に退隱料を受くる者、本條例施行後死亡したるときは、其の遺族に對し本條例に依り遺族扶助料を給す、但し其の年額は第二十三條の規定に拘らず、退隱料年額の十分の三に相當する金額とす。

第三十三條 廣島市會議長、廣島市會議員選舉管理委員長、並びに廣島市監査委員の任免する吏員（雇員、囑託を除く）は之を第二條に定める吏員と看做し本條例を適用す。

第三十四條 本市に編入せられたる町村の有給吏員にして引續き本市吏員に任用せられたる者其の町村に於ける在職年月數は之を本我の在職年月數に通算す。

本市に編入當時名與職町村長又は助役たりし者に於て引續き本市吏員に任用せられたる者前に其の町村に於て有給吏員たりし者なるときは、其の有給吏員たりし在職年月數は之を本市の在職年月數に通算す。

第十條の規定は前項の場合に之を準用す。

廣島市職員退職手当支給規則

昭和二十二年十一月一日規則第一九號

第一條 市吏員、囑託員、雇員（以下吏員とす）が退職又は死亡したときは、この規則により退職手当を支給する。但し左に掲げる者にはこれを支給しない。

一、毎月一定の給料の支給を受けない者。

二、當時勤務に服するを本旨としない者。

廣島市報

昭和二十二年四月一日發行

三、臨時の職員
四、禁錮以上の刑の確定した者
五、懲戒又はこれに準ずべき事由によつて退職を命ぜられた者

六、資格を變更した場合であつても引續き在職する者又は退職の日若くはその翌日再就職した者
第二條 退職した職員に對しては次の各號によつて計算した金額の合計額以内を支給する

一、勤続五年以下の期間については満一年毎に給料月額の百分の五十に相當する金額
二、勤続五年を超え、十年以下の期間については満一年毎に給料月額の百分の五十五に相當する金額
三、勤続十年を超え、十五年以下の期間については満一年毎に給料月額の百分の六十に相當する金額

四、勤続十五年を超え、二十五年以下の期間については満一年毎に給料月額の百分の六十五に相當する金額
五、勤続二十五年を超える期間については満一年毎に給料月額の百分の六十に相當する金額
第三條 傷病疾病によりその職に堪えず退職した職員及び在職中死亡した職員に對しては、その者の勤続期間に應じ、勤務成績を考慮し前條各號の規定を適用して計算した金額に、その五割に相當する金額以内を加算して支給することができる

第四條 職務執行上の傷病疾病により退職又は死亡した職員及び整理により退職した職員に對しては、その者の勤続期間に應じ、勤務成績を考慮して第二條各號の規定を適用して計算した金額にその十割に相當する金額以内を加算して支給することができる

第五條 前二條に掲げる事由により退職又は死亡した職員に對してはその勤続期間にかかわらず、少くとも給料月額の一月半分に相當する金額を支給する
第六條 勤続期間は次の方法によつてこれを計算する
一、勤続期間は月をもつて計算し一年未満の端數はこれを切り捨てる

二、職員（第一條但書第一號及び第二號の規定に該當する者を除く）の引續いた在職期間は、これを通算する
三、休職その他現職に職員を執ることを要しない在職期間はこれを半減する。但し召集による入營（これに準ずる取扱ひによる入營を含む）期間はこの限りでない
四、勤続期間四十一年を超えるものは、これを四十一年に止める

第七條 退職手當計算の基礎となる給料月額とは退職又は死亡當時の本給暫定加給及び臨時増給の合計額とし日給者にあつては日給額、暫定加給及び臨時増給の合計額の三十倍とする
第八條 退職手當の圓位未満の端數を生じたときはこれを切り上げる
第九條 本人死亡の場合の退職手當は、これを遺族に支給する

前項において遺族とは、配偶者（届出はしないが事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む）並びに本人と同一戸籍内にある直系尊屬、直系尊屬及び臨時家族手當支給規程第三條に定める養家族たる弟妹をいう

退職手當の支給を受ける遺族の順位は民法の定める遺産相続の順位による
第十條 職員死亡の際は別に弔祭料を、その遺族に支給することができる

この規則は公布の日からこれを施行する
第六條の規定によつて通算せられた勤続期間中過去において退職轉職等の事由によつて退職手當に相當する金額の支給を受けた期間がある場合においては、その期間をその者の勤続期間から除外する
暫定加給支給規程
昭和二十二年六月達第十一號
昭和二十二年六月達第十三號
昭和二十二年十月十五日告示乙第二九號

附則

第一條 この規程による暫定加給は、本市有給吏員、嘱託員、雇員又はこれに準ずる者及び市立學校職員、並びに市費で給料を支辨する市に準ずる者及び市立學校職員、並びに市費で給料を支辨する市會事務局、圖書館、廣島市選挙管理委員會職員及び月俸を受ける消防隊員（以下職員という）これを支給する。但し、左に掲げる者にはこれを支給しない
一、當時勤務に服するを本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手當の支給を受けない者
二、休職中の者
三、内地（樺太を除く以下同じ）外にある者
四、臨時の嘱託員、雇員但し、嘱託又は雇傭の日から六月を超えた者はこの限りでない
第二條 暫定加給の額は、別表第一による金額とする

廣島市報

昭和二十二年四月一日發行

第三條 職員として現に受けてゐる給料暫定加給及び臨時増給の合計額が、別表第二のその者の年齢に對應する金額に満たないときは、その差額に相當する金額だけ暫定加給を増額支給することができる
第四條 暫定加給の支給については給料支給の例による

附則

この規程は、昭和二十二年一月一日以降の給與につきこれを適用する。内地外にある者であつて、内地に臨時家族手當支給規程第二條及び第三條の規定による扶養家族を殘置する者には、第一條第三號の規定にかゝらず、別表第一による金額を暫定加給として支給することができる

Table with columns: 別表一 其の一, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額

Table with columns: 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額

其の二

Table with columns: 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額

Table with columns: 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額

Table with columns: 職名, 加給額, 職名, 加給額, 職名, 加給額

其の三

Table with columns: 市役, 職名, 加給額, 市役, 職名, 加給額, 市役, 職名, 加給額

Table with columns: 別表第二, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額, 俸給額, 加給額

備考 現に受けてゐる給料が四〇圓を超える場合の給料加給額は二六圓七〇錢とする

一一一〇	一一〇、三〇〇	一一七、八〇〇	一一六、〇〇〇
一一二〇	一一一、〇〇〇	一一八、一〇〇	一一七、〇〇〇
一一三〇	一一〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇	一一八、〇〇〇
一一四〇	一一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇
一一五〇	一一〇、〇〇〇	一二一、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
一一六〇	一一〇、〇〇〇	一二二、〇〇〇	一二一、〇〇〇
一一七〇	一一〇、〇〇〇	一二三、〇〇〇	一二二、〇〇〇
一一八〇	一一〇、〇〇〇	一二四、〇〇〇	一二三、〇〇〇
一一九〇	一一〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	一二四、〇〇〇
一二〇〇	一一〇、〇〇〇	一二六、〇〇〇	一二五、〇〇〇
一二一〇	一一〇、〇〇〇	一二七、〇〇〇	一二六、〇〇〇
一二二〇	一一〇、〇〇〇	一二八、〇〇〇	一二七、〇〇〇
一二三〇	一一〇、〇〇〇	一二九、〇〇〇	一二八、〇〇〇
一二四〇	一一〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	一二九、〇〇〇
一二五〇	一一〇、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
一二六〇	一一〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇	一三一、〇〇〇
一二七〇	一一〇、〇〇〇	一三三、〇〇〇	一三二、〇〇〇
一二八〇	一一〇、〇〇〇	一三四、〇〇〇	一三三、〇〇〇
一二九〇	一一〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一三四、〇〇〇
一三〇〇	一一〇、〇〇〇	一三六、〇〇〇	一三五、〇〇〇

備考、年齢は各定期昇給日現在における満年計算とする。

臨時増給支給規程

昭和二十二年十月十五日告示乙第二七號

第一條 暫定加給支給規程に基づいて、現に暫定加給の支給を受けている者に對して、暫定加給臨時増給(以下臨時増給とす)を支給する。

第二條 臨時増給の額は、暫定加給支給規程第二條による暫定加給額の六割に相當する金額とする。

附則

この規程は昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

特別手当支給規程

昭和二十二年六月三十日達甲第十五號

昭和二十二年十月十五日告示乙第二八號

第一條 當分の間、本市に勤務する吏員、囑託員、雇員、又はこれに準ずる者及び市立學校職員、並びに市費で給料を支辨する市會事務局、圖書館、廣島市選舉管理委員會職員及び月俸を受ける消防團員(以下職員とす)であつて扶養家族を有する者には、この規程により臨時家族手当を支給する。但し、左に掲げる者にはこれを支給しない。

一、常時勤務に服するを本旨としなない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者

二、休職中の者

三、内地(樺太を除く以下同じ)外にある者

四、臨時の囑託員、雇員但し、囑託又は雇傭の日から六カ月を超えた者はこの限りでない。

廣島市市内出張手当支給規程

昭和二十二年規則第二十四號

第一條 本市職員で公務により廣島市内に出張するものに對しては別段の規定があるもの外この規則により出張手当を支給する。

第二條 出張手当の金額は別表による。但し出張勤務が四時間に満たないときはこれを支給しない。

第三條 出張勤務が四時間に満たないときは乗車船券を交付する。但し公用の自動車、船舶によつたときはこの限りでない。

第四條 用務の都合によりこの規則の定額を超える経費を要したときはその實費を支給することがある。

附則

この規則は昭和二十二年十二月一日からこれを適用する。

出張地名	金額
仁保町の内金輪島、カクマ島、峠島	十四圓
似島町	十四圓
仁保町の内向洋、堀越	十一圓
草津町	九圓
その他	七圓

廣島市臨時食卓料支給規則

昭和二十一年八月十七日規則第十七號

昭和二十二年九月一日規則第十二號

附則

本規則は、昭和二十一年七月一日からこれを適用する。

別表	六大都市を除外	六大都市を除外	六大都市を除外	六大都市を除外	六大都市を除外
市	長	助役、収入役、委員、理事	その他の吏員	雇員	臨時家族手当支給規程
一六〇圓	二四〇圓	二八〇圓	二六〇圓	二四〇圓	昭和十六年三月二十二日達甲第三號
一四〇圓	二二〇圓	二六〇圓	二四〇圓	二二〇圓	昭和十六年四月十日達甲第七號

昭和二十二年五月二十二日達甲第八號

昭和二十二年六月三十日達甲第十五號

第一條 本市有給吏員、囑託員、雇員又はこれに準ずる者及び市立學校職員並びに市費で給料を支辨する市會事務局、圖書館、廣島市選舉管理委員會職員及び月俸を受ける消防團員(以下職員とす)であつて扶養家族を有する者には、この規程により臨時家族手当を支給する。但し、左に掲げる者にはこれを支給しない。

一、常時勤務に服するを本旨としなない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者

二、休職中の者

三、内地(樺太を除く以下同じ)外にある者

四、臨時の囑託員、雇員但し、囑託又は雇傭の日から六カ月を超えた者はこの限りでない。

三、満十八歳未満の弟妹

四、不具癡疾者

前項の扶養家族で勤務所得、事業所得その他月額二百圓以上の収入のある者はこれを扶養家族としない。

第四條 臨時家族手当の支給を受けようとする者は別紙様式による扶養家族認定申請書を市長に提出しなければならぬ。扶養家族に異動を生じたときもまた同様とする。

第五條 臨時家族手当の月額は百五十圓に、第二條及び第三條の規定による扶養家族の員數を乗じて得た金額とする。

第六條 臨時家族手当の支給区分は左の各號による

一、臨時家族手当の支給を受けられる要件を具備するようになったときは、第四條の規定による申請書を受理した日の属する月の翌月から、支給を開始する。

二、臨時家族手当の支給を受けられる要件を欠くようになったときは、この事實の發生した日の属する月の翌月から、支給を廢止する。

第七條 臨時家族手当の支給を受けられる者の身分が二つ以上の官公署、學校、團體又は經濟に互る場合には、他の官公署、學校、團體又は經濟より臨時家族手当の支給を受けない場合に限りこれを支給する。但し、他の官公署、學校、團體等より受ける給料又は手当の額が本市より受ける給料又は手当の額より多い場合はこの限りでない。

第八條 二人以上の者が同一家族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む)の臨時家族手当の受給者は、その扶養家族と同居する者を第一順位とし、その扶養家族と別居する者を第二順

位とする。

前項の第一順位者又は第二順位者が數人ある場合の受給者は、法律が定める扶養義務者の順位(同順位内では男は女に、長は幼に先だつ)によつてこれを定める。

第九條 虚偽の申請又は申請の遅延によつて不當に臨時家族手当の支給を受けたときは、現に支給を受けた手当は、これを返還させることとし、なお爾後の手当はこれを支給しないことがある。

第十條 前各條に定めるものの外、臨時家族手当の支給について、給料支給の例による。

附則

この規程は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

昭和二十一年七月一日において内地外にある者であつて、内地に第二條及び第三條による扶養家族を殘置する者には、第一條第三號の規定にかかわらずその者が内地に歸還した月までの間、月額百六十五圓に内地に殘置する扶養家族の員數を乗じて得た金額の臨時家族手当を支給することができる。

昭和二十一年七月一日現在において現に職員である者の内扶養家族を有する者は、同日現在において別紙様式による扶養家族認定申請書を市長に提出しなければならぬ。

前項の規定によつて申請書を提出した者に對する臨時家族手当は第六條第一號の規定によらぬので、昭和二十一年七月分がこれを支給する。

第三條 職員と同一戸籍内にある左に掲げる者の中で主として職員の収入によつて生計を維持している者であることを市長が承認した者は、これを扶養家族とする。

一、満六十歳以上の父母及び祖父母

二、満十八歳未満の孫(養子縁組によるものは推定家督相続人に限る)

第一條 本市有給吏員、囑託員、雇員又はこれに準ずる者及び市立學校職員並びに市費で給料を支辨する市會事務局、圖書館、廣島市選舉管理委員會職員及び月俸を受ける消防團員(以下職員とす)であつて扶養家族を有する者には、この規程により臨時家族手当を支給する。但し、左に掲げる者にはこれを支給しない。

一、常時勤務に服するを本旨としなない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者

二、休職中の者

三、内地(樺太を除く以下同じ)外にある者

四、臨時の囑託員、雇員但し、囑託又は雇傭の日から六カ月を超えた者はこの限りでない。

附則

この規程は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

昭和二十一年七月一日において内地外にある者であつて、内地に第二條及び第三條による扶養家族を殘置する者には、第一條第三號の規定にかかわらずその者が内地に歸還した月までの間、月額百六十五圓に内地に殘置する扶養家族の員數を乗じて得た金額の臨時家族手当を支給することができる。

昭和二十一年七月一日現在において現に職員である者の内扶養家族を有する者は、同日現在において別紙様式による扶養家族認定申請書を市長に提出しなければならぬ。

前項の規定によつて申請書を提出した者に對する臨時家族手当は第六條第一號の規定によらぬので、昭和二十一年七月分がこれを支給する。

扶養家族認定申請書

所屬部局長	認印	職名	申請者	認印
各市町村局長				

家族氏名との続柄			申請者		職業		月収		不具		養	
氏名			姓	名	年	月	日	額	額	事	養	養

一、この申請書には家族全員を記載し、内扶養家族として認定方を申請する者については、その家族が主として職員の収入によつて生計を維持している者であることを証明するに足りる事項を具体的に且つ詳細に記入する。(特に孫又は弟妹を扶養している場合、長男でない者が父母又は祖父母を扶養している場合等)のときは、その特別の事由を詳細に記載すること)

二、この申請書には扶養家族であるかどうかを證明する資料を添付して提出すること。

三、職業の欄には勤先のあるものは、その名稱等を具体的に記入すること。

四、月収額の欄には勤務所得ばかりでなく資産所得事業所得等もあれば、これを見積り所得の種類ごとにその金額を記入すること。

五、市長がこの申請書を受理したときは、各欄記載事項を検討し、且つその他の状況について調査を遂げた上で、申請を正當と認めたとときに限り該當欄に認印すること。

廣島市雇員規則

昭和二十二年九月三十日規則第十四號の三
昭和二十二年十月十日規則第十六號

第一條 雇員の命免、服務、給與等は特別の規定あり。

るもの外この規則による。

第二條 雇員は事務員、技術員及び現業員とする。

但し、必要に應じ職種には監督班長、組長等を置くことができる。

雇員は常時勤務と臨時勤務の二種とする。

第三條 雇員の勤務時間はその勤務場所に応じ市長の定めるところによる。

第四條 雇員に與へる休日、休暇忌引は左の通りとする。

一、休日、忌引は吏員の例による。

二、月給を受ける者の休暇は吏員の例による。

三、日給を受ける者の休日並びに代休暇日はこれを出勤扱とする。

第五條 雇員の給料は月給又は日給としその額は別表(一)又は(二)による。但し特別の事由がある者については、別表によらないことができる。

第六條 雇員の給料支給方法は左の通りとする。

一、月給を受ける者は廣島市吏員給料條例の規定を準用する。

二、日給を受ける者は勤務日数に應じて前月十六日よりその月の十五日までの給料を前號に準じて支給する。但し月二回以上に分けて支給することが出来る。

三、日給を受ける者は新採用、増給、減給、何れの場合でも發令の當日から支給する。

四、日給を受ける者が、公務のため傷病を受け、又は疾病に罹り勤務することができないときはその間の給料(諸給與を含む)を支給するも健康保険法その他特別の規定により休業中の給料支給を受ける場合は、その支給額が給料より少いときはその差額を支給する。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

昭和十七年四月一日達甲七號廣島市雇員人規程はこれを廢止する。

別表(一) 雇員給料表(月給の部)

別表(一) 雇員給料表(月給の部)	別表(二) 雇員給料表(日給の部)
1. 一〇 二二〇 二四〇 二六〇 二八〇 三〇〇 三二〇 三四〇 三六〇 三八〇 四〇〇 四二〇 四四〇 四六〇 四八〇 五〇〇 五二〇 五四〇 五六〇 五八〇 六〇〇 六二〇 六四〇 六六〇 六八〇 七〇〇 七二〇 七四〇 七六〇 七八〇 八〇〇 八二〇 八四〇 八六〇 八八〇 九〇〇 九二〇 九四〇 九六〇 九八〇 一〇〇〇	1. 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

廣島市被服貸與規程

品名	種類	貸與期間	貸與者
帽子 <td>冬服<td>一箇年</td><td>昭九甲第一</td></td>	冬服 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第一</td>	一箇年	昭九甲第一
冬服 <td>夏服<td>一箇年</td><td>昭九甲第二</td></td>	夏服 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二</td>	一箇年	昭九甲第二
夏服 <td>外装<td>一箇年</td><td>昭九甲第三</td></td>	外装 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第三</td>	一箇年	昭九甲第三
外装 <td>雨衣<td>一箇年</td><td>昭九甲第四</td></td>	雨衣 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第四</td>	一箇年	昭九甲第四
雨衣 <td>作業服<td>一箇年</td><td>昭九甲第五</td></td>	作業服 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第五</td>	一箇年	昭九甲第五
作業服 <td>靴<td>一箇年</td><td>昭九甲第六</td></td>	靴 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第六</td>	一箇年	昭九甲第六
靴 <td>手袋<td>一箇年</td><td>昭九甲第七</td></td>	手袋 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第七</td>	一箇年	昭九甲第七
手袋 <td>縫針<td>一箇年</td><td>昭九甲第八</td></td>	縫針 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第八</td>	一箇年	昭九甲第八
縫針 <td>針<td>一箇年</td><td>昭九甲第九</td></td>	針 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第九</td>	一箇年	昭九甲第九
針 <td>線<td>一箇年</td><td>昭九甲第十</td></td>	線 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十</td>	一箇年	昭九甲第十
線 <td>糸<td>一箇年</td><td>昭九甲第十一</td></td>	糸 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十一</td>	一箇年	昭九甲第十一
糸 <td>布<td>一箇年</td><td>昭九甲第十二</td></td>	布 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十二</td>	一箇年	昭九甲第十二
布 <td>紙<td>一箇年</td><td>昭九甲第十三</td></td>	紙 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十三</td>	一箇年	昭九甲第十三
紙 <td>墨<td>一箇年</td><td>昭九甲第十四</td></td>	墨 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十四</td>	一箇年	昭九甲第十四
墨 <td>硯<td>一箇年</td><td>昭九甲第十五</td></td>	硯 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十五</td>	一箇年	昭九甲第十五
硯 <td>筆<td>一箇年</td><td>昭九甲第十六</td></td>	筆 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十六</td>	一箇年	昭九甲第十六
筆 <td>洗筆水<td>一箇年</td><td>昭九甲第十七</td></td>	洗筆水 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十七</td>	一箇年	昭九甲第十七
洗筆水 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第十八</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十八</td>	一箇年	昭九甲第十八
筆洗 <td>筆筒<td>一箇年</td><td>昭九甲第十九</td></td>	筆筒 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第十九</td>	一箇年	昭九甲第十九
筆筒 <td>筆架<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十</td></td>	筆架 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十</td>	一箇年	昭九甲第二十
筆架 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十一</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十一</td>	一箇年	昭九甲第二十一
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十二</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十二</td>	一箇年	昭九甲第二十二
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十三</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十三</td>	一箇年	昭九甲第二十三
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十四</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十四</td>	一箇年	昭九甲第二十四
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十五</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十五</td>	一箇年	昭九甲第二十五
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十六</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十六</td>	一箇年	昭九甲第二十六
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十七</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十七</td>	一箇年	昭九甲第二十七
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十八</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十八</td>	一箇年	昭九甲第二十八
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第二十九</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第二十九</td>	一箇年	昭九甲第二十九
筆洗 <td>筆洗<td>一箇年</td><td>昭九甲第三十</td></td>	筆洗 <td>一箇年</td> <td>昭九甲第三十</td>	一箇年	昭九甲第三十

納しなければならぬ。但し、使用期間満了又は特別の事由があると認められる場合はこの限りでない。

第五條 使用期間の計算は月による。但し、貸與品中使用者の衣料切符の提出に支障のある者については、別表使用期間これを延長することができる。

前項但し書の場合にあつては、次期使用期間は、前項の使用延長期間を限度としてこれを短縮する。

別表第一 貸與品目及使用期間表

職名	品目	種類	貸與期間
衛生監督	帽子	冬服	一箇年
衛生監督	冬服	夏服	一箇年
衛生監督	夏服	外装	一箇年
衛生監督	外装	雨衣	一箇年
衛生監督	雨衣	作業服	一箇年
衛生監督	作業服	靴	一箇年
衛生監督	靴	手袋	一箇年
衛生監督	手袋	縫針	一箇年
衛生監督	縫針	針	一箇年
衛生監督	針	線	一箇年
衛生監督	線	糸	一箇年
衛生監督	糸	布	一箇年
衛生監督	布	紙	一箇年
衛生監督	紙	墨	一箇年
衛生監督	墨	硯	一箇年
衛生監督	硯	筆	一箇年
衛生監督	筆	洗筆水	一箇年
衛生監督	洗筆水	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆筒	一箇年
衛生監督	筆筒	筆架	一箇年
衛生監督	筆架	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年
衛生監督	筆洗	筆洗	一箇年

第六條 被服は場合によつては代料として手當を支給する。この場合の手當は別表第三によつて月額を給料と同時に支給する。但し新任、轉任、死亡の場合は日割計算とする。

附 則
(昭和二十二年七月二十八日達甲第二〇號)
この規程は、昭和二十二年四月一日からこれを適用する。

舟入病院及畑賀病院ニ於テ消毒ニ従事スル作業夫	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
船乗組ノ作業夫	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
下水道工事ニ従事スル作業夫	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
其ノ他ノ作業夫	一箇年	二箇年	二箇年	三箇年
給仕(男)	一箇年	二箇年	二箇年	二箇年
給仕(女)	一箇年	二箇年	二箇年	二箇年

別表第二
一、帽子
型 海軍型(周圍に黒蛇腹組線ヲ附ス)若ハ國民服令裝制帽
地質 黒ラシヤ若ハ國民服地
日覆 白生地適宜
帽章 第一種

衛生監督 金モール縦
衛生巡視 四種、横六種
船長 同、前
船舶乗組ノ機關士 同、前
運轉者 金モール
守衛 縦四種、横六種
形状圖ノ如シ

水道部勤務ノ衛	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
工員、防疫夫、船入病院及畑賀病院ニ於テ消毒ニ従事スル作業夫	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
使丁	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
衛生監督、衛生巡視	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年

別表第三
一、服
型 海軍型(周圍に黒蛇腹組線ヲ附ス)若ハ國民服令裝制帽
地質 黒ラシヤ若ハ國民服地
日覆 白生地適宜
帽章 第一種

衛生監督、衛生巡視 同、前
使丁 同、前
水道部勤務ノ衛 銀色金屬製
縦二、五種横三種
形状圖ノ如シ

男給仕 中等學校男子制服ニ準ズ	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
女給仕 サージ地ニテ水平服ニ準ズ	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
其ノ他ノ者 國民服乙號	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年
舊御便殿勤務ノ守衛ハ左ノ制式ノ肩章及袖章ヲ附ス	二箇年	一箇年	二箇年	一箇年

別表第三
一、外套
型 拆襟(雨覆付)
地質 黒ラシヤ若ハ國民服地
二、雨衣
型 合羽若ハ蓑
地質 防水布
三、作業衣
型 水道部勤務ノ工員、油水所及灌漑所ニ勤務スル工員、防疫夫、尿尿汲取、汚物掃除、水掃除ニ従事スル作業夫、船入病院、畑賀病院ニ於テ消毒ニ従事スル作業夫、船舶乗組作業夫、下水道工員ニ従事スル作業夫
地質 木綿若ハ國民服地
四、雨衣
型 合羽若ハ蓑
地質 防水布
五、作業衣
型 水道部勤務ノ工員、油水所及灌漑所ニ勤務スル工員、防疫夫、尿尿汲取、汚物掃除、水掃除ニ従事スル作業夫、船入病院、畑賀病院ニ於テ消毒ニ従事スル作業夫、船舶乗組作業夫、下水道工員ニ従事スル作業夫
地質 木綿若ハ國民服地
別表第三 被服手當支給表

職名	代料月額	職名	代料月額
衛生監督	五	案内人	五
同 巡視	五	工員	五
船長、機關士	五	圖書出納手	五
運轉者	五	防疫員	五
電氣工	五	作業夫	五
守衛	五	事務見習	五

廣島市復興局職員現場勤務手當支給規則
昭和二十一年八月二十日規則第十八號
昭和二十二年五月十三日規則第四號

第一條 復興局職員にして特に命ぜられた現物勤務者は本規則に依つて勤務するものとする。

第二條 前條職員の勤務時間並に休暇日は左の通りとする。但し、事業又は勤務の都合に依り課長に於て勤務時間を伸縮し又は休暇日と雖も勤務を命ずることが出来る。

勤務時間
四月一日から十月三十一日まで
午前七時から午後五時まで
十一月一日から三月三十一日まで
午前八時から午後五時まで
休暇日
一、四大節、春季皇祭、秋季皇祭
一、一月二日、一月三日、十二月三十一日
一、毎月第一日曜日及第三日曜日

別表に依る現場手當を支給する。

第五條 徹夜業務に従事した者は其の翌日事務に差支ない限り五時間以内の休養を興える。

第六條 工事現場に於て宿直の必要があるときは其の現場勤務職員一名宛輪番を以て宿直をなすものとする。

第七條 前各條に定めない事項については本市一般の規定を適用する。

附則
第一 本規則は、昭和二十一年六月一日より之を適用する。

第二 土木課、都市計畫課において適用中の現場勤務手當支給規則は之を廢止する。

附則
(昭和二十二年五月十三日規則第四號)
この規則は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

廣島市立衛生試驗所兼務手當支給規則
昭和二十二年四月三十日達甲第三號

第一條 廣島市船入病院に勤務する本市吏員、職員で、廣島市立衛生試驗所兼務の者に對しては左の區別により兼務手當金を支給する。

一、所長 月額 拾五圓
二、醫師 月額 拾圓
三、事務を取扱う者 月額 五圓

第二條 手當金の支給方法は次の通りとする。

廣島市立市民病院兼務手當支給規則
昭和二十二年四月三十日達甲第五號

第一條 廣島市船入病院に勤務する本市吏員にして廣島市立市民病院兼務の者に對しては、左の區別により兼務手當金を支給する。

一、院長 月額 百圓
二、醫師 月額 五拾圓

第二條 手當金の支給方法は次の通りとする。

一、その月の十五日以前における新任者並びに十六日以後における退職者、死亡者には全月分を支給する。

二、その月の十五日以前における退職者、死亡者並びに十六日以後における新任者には支給しない。

三、病氣又は私事のため、その月の全日数を欠勤した者には支給しない。

第三條 手當金はその月分を翌月に支給する。但し三月分及び轉免、死亡のときはこの限りでない。

廣島市立市民病院兼務手當支給規則
昭和二十二年四月三十日達甲第五號

第一條 廣島市船入病院に勤務する本市吏員にして廣島市立市民病院兼務の者に對しては、左の區別により兼務手當金を支給する。

一、院長 月額 百圓
二、醫師 月額 五拾圓

第二條 手當金の支給方法は次の通りとする。

一、その月の十五日以前における新任者並びに十六日以後における退職者、死亡者には全月分を支給する。

二、その月の十五日以前における退職者、死亡者並びに十六日以後における新任者には支給しない。

三、病氣又は私事のため、その月の全日数を欠勤した者には支給しない。

第三條 手當金はその月分を翌月に支給する。但し三月分及び轉免、死亡のときはこの限りでない。

廣島市報 外

廣島市報 外

廣島市報 外

この規程は、公布の日から、これを施行する。

附 則

廣島市吏員採用昇格規則

昭和二十二年九月三十日規則第一四號の二

第一條 吏員は別に定めるものを除く外、この規則によつて採用し昇格せしめる。

第二條 一般吏員を分けて次の通りとする。

技術吏員 理事、主事、視學、書記（衛生巡視を含む）

第三條 書記、技師、技手、視學に採用すべき者は年齢満二十才以上五十才以下の者であることを要する。

第四條 官吏又は吏員としての経験のない者及びその種の経験のない者は、審査委員会（以下委員会とゆう）の審査を経て試用し三カ月の見習期間後再び委員会の選考を経てその學歷、職歴、能力等に應じて適當な資格をもつて採用する。

第五條 官吏又は吏員として従事せしめようとする職種と同種又は類似の職種に三年以上の経験を有する者は委員会において選考の上前職相應の資格をもつて採用する。

第六條 特殊の免許證等を有し相當の實経験を有する者は委員会において選考の上これに相應する資格をもつて採用する。

第七條 昇格は次の基準による。

(一) 昇格試験に合格した者

(二) 本市においてその職に三年以上あつた者で委員会の選考を経た者、但しこの場合は一級昇格に限る。

第八條 昇格試験に合格した者には資格を與え委員会の選考を経て適時昇格せしめる。

第九條 功績ある職員病氣危篤又は退職の場合、委員会の議を得て前各條にかかわらず昇格せしめることができる。

第十條 採用又は昇格の際の職歴年数は前後を通算することができる。但し中斷期間が五年以上の場合は通算しない。

第十一條 委員会及び試験については、別にこれを定める。

附 則

この規則は昭和二十二年九月三十日からこれを施行する。

大正七年五月達甲第三號廣島市吏員任用規程はこれを廢止する。

廣島市職員 服務規則

昭和二十二年十一月一日告示乙第二九號の一

第一條 廣島市吏員採用昇格規則（以下規則とゆう）による吏員の採用、昇格の審査はこの規程の定めるところによる。

第二條 審査委員会（以下委員会とゆう）は市長の指名する者五名及び本市職員組合代表五名をもつて構成し、委員長は委員の互選とする。

市長が必要と認められた場合は臨時委員を置くことができる。

委員の任期は一年とし再任を防げない。

第三條 規則第四條前段及び第七條(一)の試験の方法は次の通りとする。

一、体格検査

二、學力又は技能の審査

三、口頭試問

第四條 市長は必要と認める時期に本市において三年以上その職にあつた者より昇格せしめるため所屬長をして、適任者を内申せしめ委員会の選考に附するものとする。

第五條 委員会は受験者又は選考を受ける者（本市在職の者を除く）に對し自筆履歷書、學校卒業證明書、身分證明書、成績表その他必要の書類を提出せしめるものとする。

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

廣島市職員 分限規則

昭和二十二年十二月十二日規則第二二號

第一條 本市職員は別に規定があるものを除き、この規則によらなければその職を免ぜられない。

第二條 職員が左の各號の一に該當するときはその職を免ずることがある。

一、退職を願出たとき。

二、身體若しくは精神の故障により職務に堪えないとき。

三、傷疾疾病を除き、私事のため引き続き三十日以上職務しなすとき。

四、職員が信用を失う行為があつたとき。

五、職務に違背し、又は不都合の行為があつたとき。

六、臨時勤務の者で用済となつたとき。

第三條 職員が次の命令に達したときは、當然退職者とする。但し餘人をもつて代え難い特殊技術又は業務に従事し市長において必要と認められた者は夫

五年まで延期することができる。

附 則

廣島市職員 服務規則

昭和二十二年十一月五日規則第二二號

一、吏 員 滿五十五歳

二、刑 事 事 件 に 關 し 起 訴 せ ら れ た 時 刻 。

三、前項休職期間は第一號、第二號及び第四號の場合に發令の日から第三號の場合に起訴の日から一年とする。

第五條 前條休職者の休職期間が満了したとき、又は前條第三號の休職者で有罪の判決が確定したときは當然退職者とする。

第六條 休職中に他から、給料又は報酬を受けるに至つたときは當然退職者とする。

第七條 休職者は職務を執らない外總て現職者と異なることではない。但し特別の規定があるものはこの限りでない。

第八條 この規則は昭和二十二年十二月十二日からこれを施行する。

第九條 昭和十五年十一月五日達甲第十五號廣島市吏員分限規程はこれを廢止する。

第十條 この規則施行前引き續き在職する職員

の第三條の吏員の年齢については滿五十八歳、職員は滿六十歳とする。

第十一條 この規則施行の際既に前條の命令に達する者及び施行後一年以内に前條の命令に達する者については、この規則施行の日から一年までこれを延期することができる。

廣島市職員 服務規則

昭和二十二年十一月五日規則第二二號

第一條 本市職員は別に規定があるものを除き、この規則による。

第二條 職員が退職又は勤務替えと命ぜられたときは、三日以内に後任者又は上司の指名する職員に事務を引き継ぎなければならない。但し二名以上が同じ事務に従事しその一名が在職している場合はこの限りでない。

第三條 市役所の勤務時間及び職員の休暇、休日等引は時に定められたものの外、官廳のものに準ずる。

第四條 職員が登壇したときは、直ちに出勤簿に押印しなければならない。

第五條 遅参又は早退は遅参早退簿（第一號様式）に記入して所屬課長の承認を受けなければならない。

第六條 疾病その他の事故により欠勤しようとするときは出勤時刻までに理由を附してその旨を届出なければならない。

第七條 休暇を受けようとするときは予め休暇簿（第二號様式）に記入して課長の承認を受けなければならない。

第八條 病氣缺勤が七日以上にあつたときは醫師の診斷書を添付して届出なければならない。

第九條 喪が生じたときは死亡者の氏名、その続柄並びに死亡年月日を記載して忌印届をしなければならぬ。

第十條 課長は事務の都合により勤務時間外又は休日課員をして勤務させることができる。

第十一條 用務のため出張しようとするときは出張命令簿に記入して命令を受けなければならない。出張用務を終り歸郷したときは、三日以内に書面により用務の概要を報告しなければならない。但し上司に隨行したときはこの限りでない。

第十二條 宿直は、退廳時刻から翌日登壇時刻までとし當直は平日の登壇時刻から午後四時までとする。但し終了時刻後においても次番の者が登壇しないときは、この限りでない。

第十三條 直員は男子の吏員一名、雇員一名とする。

第十四條 直員の願番は職員課において豫めこれを定めて、三日前までに本人に通知しなければならない。

第十五條 宿直及び、當直の通知を受けた者でやむを得ない事故により服務することができないときは、直ちに職員課長の承認を得て他の者をしてこれに代わることができる。

第十六條 直員の處理事項は概ね次の通りとする。

一、廳舎内外の取締。

二、文書又は物品收受、保管及び送達。

三、來訪者の應接。

四、押印の交付及びこれに對する忠告。

五、傳達料の交付及びこれに對する忠告。

六、薪及び酒の特配切符の交付。
 七、その他臨時の事務。
 第十七條 直員が發送しようとする文書電報等の郵便料は總務課より豫め交付せられたものを使用するものとする。
 第十八條 直員において取扱つた事項はすべて所定の用紙にその概要を記入して翌日職員課長に提出しなければならない。

第三章 非常心得
 第十九條 職員は次の事項が発生したときは直ちに登壇し、應急の處置をしなければならない。
 一、市役所若しくは附近に火災があるとき。
 二、その他非常事態に際し必要があるとき。
 第二十條 降雨等の場合には關係課の職員は常時出勤の状況に注意し、非常の場合は直ちに現場に出場して應急の處置をしなければならない。
 第四章 雜則
 第二十一條 各課に課日誌を備え、當日の重要事項を記入する。
 第二十二條 市役所に役所日誌を備え、總務課において、當日の重要事項を記入する。各課の庶務担当者、前條の課日誌により、左に掲げる事項を翌日午前十時までに總務課に通知しなければならない。

甲 條例規則・規程・告示等に關する事項
 乙 人事に關する事項
 丙 外國人に關する事項
 丁 會議その他の主要行事に關する事項
 戊 その他の特記事項
 第二十三條 毎日午前十時各課の庶務擔任者は總務課に參集して會報の傳達を受けるものとする。

第二十四條 各課は、特にその必要を認めないものを除き、會報、配付書類等は、揭示又は回覽その他適當な方法により、その趣旨の徹底を圖らなければならない。
 附則
 この規則は公布の日から施行する。
 昭和五年廣島市役所處務順序第四章以下はこれを廢止する。

第一號様式 運參早退簿

職員課長	年月日	運參又は早退時刻	事由	氏名
職員課長				
課長				

第二號様式 休暇伺簿

職員課長	日數	旅行地	用件	職氏名
職員課長				
課長				

廣島市職員表彰規則 昭和二十三年規則第四號
 第一條 本市職員で左の各號の一に該當する者があるときは、市長はこれを表彰する。
 一、市政に關して功勞特に顯著の者
 二、市の事務又は事業に關して有効な發明、考案をなし、その方法の改善、能率の増進、成績の向上等に功績のあつた者
 三、職務に關して、重大な事故の發生を未然に防止した者

四、非常災害等に當り、有効適切な措置をとつた者
 五、特に有害若しくは危険な職務又は特に辛勞の多い職務に従事し多年精勵した者
 六、滿二十年以上勤続し成績優良の者
 七、市及び市職員の名譽を昂揚し、信用を増す行為をなした者
 八、前各號の外特に職員の様態となる行為をなした者

第二條 表彰は表彰状を授與する外左の方法の一による。但し二以上の方法を併せ行うことを妨げない。
 一、金品の授與
 二、昇格
 三、昇給
 四、特別賞與の支給
 五、特別休暇の附與
 六、その他適當の方法
 第三條 表彰を分けて個人表彰及び團體表彰の二種とする。但し團體表彰は、同一事由に基く所屬員の個人表彰を妨げない。
 第四條 表彰を受けた者が、左の各號の一に該當するときは、表彰を取消することができる。
 第五條 表彰に關して虚偽その他不正の所爲を發見したとき

一、懲戒處分を受けたとき
 二、懲戒處分を受けたとき
 第五條 表彰及び表彰の取消は、廣島市運営協議會の議を経てこれを行う。
 第六條 表彰及び表彰の取消はこれを廣島市報に登載し、考科表に記録する。
 附則

この規則は公布の日から、これを施行する。

廣島市職員懲戒規則 昭和二十三年規則第五號

第一章 總則

第一條 市吏員、選舉管理委員及びその書記並びに監査委員及びその事務を補助する書記（以下職員とす）の懲戒は、この規則の定めるところによる。
 第二條 地方自治法施行規程第四十條に基き、本市に、廣島市吏員懲戒審査委員會（以下委員會とす）を置く。

第三條 職員は、左に掲げる事由があつた場合において、懲戒の處分を受ける。
 一、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき
 二、職務の内外を問わず、公職上の信用を失ふべき行為があつたとき

第四條 懲戒の處分は、免稅、五百圓以下の過怠金及び罰金とする。
 免稅及び過怠金の處分は委員會の議決を経て市吏員、選舉管理委員及び監査委員は市長、選舉管理委員會の書記は選舉管理委員長監査委員の事務を補助する書記は監査委員がそれぞれこれを行う。

第五條 市長、選舉管理委員長及び監査委員（以下懲戒者という）は第三條各號の一に該當する部下職員があるとき、懲戒を求めなければならない。書面を以て委員會に審査を請求しなければならない。
 第六條 委員會は、議決した審査の結果を理由を添え、懲戒を以て懲戒者に報告しなければならない。

第二章 委員會
 第七條 委員會は、五人の委員を以て、これを組織

する。委員は市吏員の中から二名及び學識經驗者の中から三名、議會の同意を得て市長がこれを命ずる。

第八條 委員長は委員において互選する。この場合委員長に事故があるときその職務を代理する委員を選任しておかなければならない。
 委員長は、委員會に關する事務を處理し、委員會を代表する。

第九條 委員の任期は、二年とする。但し、補充委員は、前任者の殘任期間在任する。
 委員長は、委員の任期による。
 第十條 委員會は、三人以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

第十一條 委員會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し可決同數であるときは、委員長の決するところによる。
 第十二條 委員會は本案の案議に際し、本人の説明を聴かなければならない。必要があると認めるときは参考人の説明を求めることができる。

第十三條 委員長は、市吏員の中から、市長の同意を得て、書記を定めることができる。
 第十四條 この規則に定めるものの外、委員會に關し、必要な事項は委員長がこれを定める。

第十五條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第十六條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第十七條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

この規則は、昭和二十三年一月一日からこれを適用する。

廣島市職員昇給規則 昭和二十三年規則第六號

第一條 本市職員（市長、助役、収入役を除く）の昇給は、別に定めるものの外この規則による。
 第二條 昇給は定期昇給、特別昇給の二種とする。
 第三條 定期昇給は、毎年六月、九月、十二月及び翌年三月の四回とし日附は各月の最終日とする。
 第四條 定期昇給は、左に該當するもので勤務成績良好の者について一號給これを行う。

一、吏員は廣島市吏員給料條例別表二の五號俸（四二〇圓）に達するまでは九ヶ月、同二十二號俸（一、二〇〇圓）に達するまでは一年、同二十二號俸を超えるものは一年三ヶ月を夫々前回昇給期より經過した者。
 二、職員は廣島市職員規則別表一及び二により一〇號（月額二四〇圓）又は日額一〇圓に達するまでは六ヶ月、同三十二號（月額八五〇圓）又は日額三〇圓に達するまでは一ヶ年、同三十二號を超えるものは一年六ヶ月を前回昇給期よりそれを経過した者
 前項以外の者については、前各號の期日をそれぞれ三ヶ月延長するものとする。

第十五條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第十六條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第十七條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第十八條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第十九條 特別昇給は左に該當する者について、昇給期でない時でも昇給せしめ又は、二號俸の昇給を行うことができる。
 一、異職、危篤等に當り、平素功績特に顯著な者
 二、成績特に優秀な者
 三、その他特別の事由のある者

第六條 定期昇給と特別昇給はこれを併せ行うことができる。
 第七條 特別の事情により前各條により難い場合は市長は別に考慮することができる。
 附 則
 この規則は公布の日からこれを施行する。

労働協約書

廣島市（以下市と稱する）と廣島市役所職員組合（以下組合と稱する）は市政の円滑な運営と職員の福利増進のため労働組合法第一條並に第十一條の精神に基づいて左の通り協約を締結する。
 第一條 市は職員の生活を保障し組合は業務能率の増進に努め双方協力し事務事業を通じ市政の適正なる運営を圖る。
 第二條 市の職員は組合の組合員であることを要する。但し市と組合が協議の上認めたる者はこの限りでない。
 第三條 市は前條の定による職員を以て組織する組合以外の労働組合を認めない。
 第四條 市は組合が組合以外の労働組合その他の團體に加入し又はこれと提携する自由を認める。
 第五條 市は組合員の政黨加入及び組合並びに組合員の政治活動の自由を認める。
 第六條 市は左の事項を認める。
 一、賃金（給料其の他の給與）は生活費を基準とする最低賃金以上のものであること。
 二、労働時間 休日及び休暇は職員の社會的、經濟的並に文化的地位の向上に必要と認められることであること。
 第七條 市は左に掲げる事項については、組合と協

議してこれを決定する。
 一、職員の任用登用及び轉勤の基本事項に関すること。
 二、職員の解雇に關すること。
 三、職員の賃金（給料及びその他の給與）賞與、退職金その他待遇條件の變更に關すること。
 四、職員の労働時間、公休及び休日の變更に關すること。
 五、職員の表彰及び懲戒に關すること。
 六、職員の福利厚生、災害防止、保險衛生に關すること。
 第八條 市は組合の業務参加を認め、市と組合の協議機關として廣島市役所運営協議會を設置する。協議會の構成、協議事項會議規則等に關しては市と組合と協議の上これを定める。
 第九條 協議會に於て協議の調つた事項は市及び組合の各々必要とする手續を経て双方誠意を以て遵守する責務を負う。
 前項の場合に於て双方が必要と認めるときはその内容を成文化して協約することが出来る。
 第十條 市は組合の必要とする職員が組合業務に従事することを承認する。
 第十一條 組合は本協約締結中と雖も労働組合法に於て認められた行動の自由を有する。
 第十二條 本協約の有効期間は締結の日より向う一年間とする。
 第十三條 前項期間満了一ヶ月前迄に市及び組合双方又は何れか一方から本協約の變更又は締結の意志表示のないときは、自動的に一年延長せられるものとする。
 協約を改訂する場合新協約締結迄は本協約を有効とする。

本協約締結の證として本證三通を作製し、市及び組合各一通を保有し一通は法令の定めるところにより地方長官に届出るものとする。
 昭和二十二年一月二十五日
 廣島市役所 竹内多一郎 印
 廣島市役所 竹内多一郎 印
 職員組合委員長

労働協約書第十條覺書
 組合業務に従事するものの員數は豫め市及び組合双方協議して定める。
 昭和二十二年一月二十五日
 廣島市役所 竹内多一郎 印
 職員組合委員長



廣 島 市 報

No. 28

昭和二十三年
六月一日 發行
(火 曜 日)

發行所 廣 島 市 役 所

電話
 一八八八八〇〇
 一八八八八〇〇
 〇〇〇〇三番(食糧課)
 〇〇〇〇四番(秘書課)
 〇〇〇〇五番(會計課)
 四三三三番(市會事務局)
 四三三三番(商工課)
 四三三三番(學務課)
 四三三三番(食糧課)
 四三三三番(秘書課)
 四三三三番(會計課)
 退職後及び休日とは二八〇一番に

濟的並に文化的地位の向上に必要と認められることであること。
 第七條 市は左に掲げる事項については、組合と協

志表示のないときは、自動的に一年延長せられるものとする。
 協約を改訂する場合新協約締結迄は本協約を有効と

- 〇廣島市職員退職手当支給規則
- 〇廣島市公印保管使用規則
- 〇廣島市出張所設置規則一部改正
- 昭和三十二年度廣島市歳入出豫算追加
- 同 右
- 同 右
- 〇銃砲所持禁止令施行細則
- 〇定期陸査の結果公表
- 〇辭 令
- 〇傳染病患者發生(死亡)一覽表

規 則

〇廣島市規則第十二號
 廣島市職員退職手当支給規則を次のように改正する
 昭和二十三年五月十三日

廣島市長 濱井信三

附則に左の一項を加える。
 第二條乃至第五條の規定によつて計算する退職手当計算の基礎となる給料月額とは當分の間、本給、暫定加給及び臨時増給の合計額と、その合計額の八分の一に相當する金額との總合計額とする。

この規則は昭和二十三年五月一日から、これを適用する。

〇廣島市規則第十三號
 廣島市公印保管使用規則を次のように定める。
 昭和二十三年五月十七日

廣島市長 濱井信三

廣島市公印保管使用規則
 第一條 この規則において公印とは、左の印章をいふ。

- 一 市長印
- 二 市長代理者印
- 三 市役所印
- 四 収入役印及び同代理者印
- 五 府及び出張所の長の印

第三條 公印の保管及び使用については、公印を保管する課、府及び出張所の長が、その責に任ずる。第四條 總務課長は、公印保管簿を備え、各課(府及び出張所を含む、以下これに同じ)所管の公印に關する必要事項を一括整理して置くものとする。第五條 第一條第一號乃至第四號の公印を保管する各課に契印簿を備える。その様式は別記様式によ

第六條 前條の規定する公印の捺印を要する場合は、その書類とともに、決裁済の原書を提示し、契印簿に、件名、主管課名その他所要の事項を記載して、その捺印を受けなければならない。但し特別の用途に供する文書にあつては、この手續を省くことができる。

第七條 公印を新たに保管し、又は磨滅して使用に堪えないため再調製する場合は、總務課長に、その旨を報告しなければならぬ。
 第八條 前條後段の公印の廢棄處分は、備品の例に従ひ、總務課長を経て、これを行う。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。
 現に使用している公印は、この規則の定める規格に基いて、調製した公印とみなす。

公 印 名 様 形 書 体 寸 法

市 長 印 (㊤) 篆書 方二十五耗

- 所 管 課
 總務課、財政課、教育課、民生課、商工課、衛生課、土木課、緑地課、公園課、下水道課、福祉課、労働課、男女課、健康課、福祉課、青少年課、生涯学習課、生涯学習課、生涯学習課、生涯学習課

市長代理者印 (○) 篆書 方二十五耗 總務課
 市役所印 (○) 篆書 方四十五耗 總務課
 収入役印 (○) 篆書 方十八耗 會計課
 収入役代理者印 (○) 篆書 方十八耗 會計課
 廣島市印 (○) 篆書 方十八耗 各課
 廣島市長印 (○) 篆書 方十八耗 各課
 (配給證明用) (○) 篆書 方十八耗 食糧課、商工課

廣島市長印 (○) 篆書 方十八耗 總務課
 廣島市長代理之印 (○) 篆書 方十八耗 會計課
 廣島市長代理之印 (○) 篆書 方十八耗 各課
 廣島市長代理之印 (○) 篆書 方十八耗 食糧課、商工課

番號	月日	件名	提出先	主管理者	公印所
別記様式					

○廣島市規則第十四號
 廣島市出張所設置規則の一部を次のように改正する
 昭和二十三年五月十七日
 廣島市長 濱井信三
 第三條中、「所長」の次に「主任一人」を加える。
 第四條に次の一項を加える。
 主任は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その事務を代理する。
 附則
 この規則は、公布の日から、これを施行する。

昭和三十二年廣島市歳入出豫算追加
 八、繰越金 金百貳萬四千七百參拾圓
 一、前年度繰越金 金百貳萬四千七百參拾圓
 歳入合計 金百貳萬四千七百參拾圓
 歳出
 七、保健衛生費 金五拾貳萬四千七百參拾圓
 一、傳染病豫防費 金五拾貳萬四千七百參拾圓
 五、諸支出金 金五拾萬圓
 六、舊軍用地拂下諸費 金五拾萬圓
 歳出合計 金百貳萬四千七百參拾圓
 歳入出差引殘金なし

告示

○廣島市告示甲第五號
 本日市會の議決を経た昭和二十三年廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。
 但し本豫算は即日これを施行する。
 昭和二十三年四月二十四日
 廣島市長 濱井信三

昭和三十二年廣島市歳入出豫算追加
 八、繰越金 金千五百拾五圓
 一、前年度繰越金 金千五百拾五圓
 十、市債 金六百七拾貳萬圓
 一、市債 金六百七拾貳萬圓
 歳入合計 金六百七拾貳萬千五百拾五圓
 歳出
 五、諸支出金 金六百七拾貳萬千五百拾五圓
 四、特別會計繰入金 金七拾五萬千九百拾五圓
 三、過年度支出金 五百九拾六萬九千九百拾六圓
 歳出合計 金六百七拾貳萬千五百拾五圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第六號
 本日市會の議決を経た昭和二十三年廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り。
 但し本豫算は即日これを施行する。
 昭和二十三年四月二十四日
 廣島市長 濱井信三
 昭和二十三年廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加

二、繰入金 金七拾五萬千九百拾五圓
 一、繰入金 金七拾五萬千九百拾五圓
 歳入合計 金七拾五萬千九百拾五圓
 歳出
 一、戰災復興費 金七拾五萬千九百拾五圓
 六、過年度支出 金七拾五萬千九百拾五圓
 歳出合計 金七拾五萬千九百拾五圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第十二號
 本日市會の議決を経た昭和二十三年廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。
 但し本豫算は即日これを施行する。
 昭和二十三年五月十七日
 廣島市長 濱井信三
 昭和二十三年廣島市歳入出豫算追加
 八、繰越金 金七拾七萬參百貳拾四圓
 一、前年度繰越金 金七拾七萬參百貳拾四圓
 歳入合計 金七拾七萬參百貳拾四圓
 歳出
 六、社會勞働施設費 金七拾七萬參百貳拾四圓
 七、厚生諸費 金七拾七萬參百貳拾四圓
 歳出合計 金七拾七萬參百貳拾四圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第十三號
 本日市會の議決を経た昭和二十三年廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。
 但し本豫算は即日これを施行する。
 昭和二十三年五月十七日
 廣島市長 濱井信三

昭和三十二年廣島市歳入出豫算追加
 八、繰越金 金百貳萬四千七百參拾圓
 一、前年度繰越金 金百貳萬四千七百參拾圓
 歳入合計 金百貳萬四千七百參拾圓
 歳出
 七、保健衛生費 金五拾貳萬四千七百參拾圓
 一、傳染病豫防費 金五拾貳萬四千七百參拾圓
 五、諸支出金 金五拾萬圓
 六、舊軍用地拂下諸費 金五拾萬圓
 歳出合計 金百貳萬四千七百參拾圓
 歳入出差引殘金なし

○定期監査の結果公表
 昭和二十三年二月二十日より執行した昭和二十二年定期監査の結果を左記の通り公表する。
 昭和二十三年四月二十四日
 廣島市長 濱井信三

廣島市監査委員 鈴木 貢
 同 中 邑 元
 總務課(二月二十一日)
 一、事務の分掌状況
 (1)職員は現在主事四名書記三名事務員十四名計二十一名であつて其の配置及び事務分掌は適正と認める、但し課長の職員は専任を補充し廣汎多端なる事務の執行に萬全を期する必要があると認める。
 二、事務の處理状況
 (1)當課の事務處理状況は概ね良好なりと認める併し特に留意せられたりと考ふる事項につき以下に列記する。
 (2)市條例並に規則は終戦後地方自治法施行により殆んど全面的に改廢せられたのであるが、各課備付の法規類纂は大部分戦災で焼失しており其の焼けたものも改訂の加除が正確に行はれていない現状であるから、早急に法規類纂を整理し市政處理に遺憾なきを期する必要があると認める。
 (3)戦災後は保存簿冊書の引續保管が完全に行はれていないが、之は倉庫を完備して簿冊の整理保存の適確を期すべきであると認める。
 (4)市史及び復興史の編纂資料は現在一人の専任者によりて整理せられてはいるが、之が編纂に就ては廣く識者より意見及び資料の提供を得る機拂を設けて其の完成を期すべきであると認め
 (5)各出張所に於ける事務の適正向上を期するため毎週定期に所長懇話會を開催し又昨年九月に「

出張所しおり」を發行して擔任職員に出張所の使命を了せしめ事務能率の増進を期したる等は指導上機宜を得た處置と認める。

(6)各出張所の本年一月末日現在に於ける諸證明手數料及び諸願届用紙代の徴收状況は左表の通りで、何れも請求者から管費を徴收しているが出張所には出納吏員が配置してないから現金取扱に關しては擔任者を置くか又は収入諸紙による等の考慮を要するものと認める。

Table with columns: 出張所, 職員數, 取扱件數, 諸證明手數料, 諸願届用紙代, 諸願届用考備. Rows include 尾崎, 荒神, 比治山, etc.

(7)廣島市消防團に就ては昨年九月條例の制定に伴い分團及び消防委員會の設置團員の充足、服裝の統一等改善の實を擧げてゐるが各分團の消防器具資材の整備状況は左表の通りで極めて不充分である、特にポンプの無い分團があり又破損して修理を要するものがある現状であるから之れが整備は急務であると認める。

Table with columns: 分團名, 定員, 現在, 口, シヤ, 斧, ボン, 梯子, 考備. Rows include 青島, 矢野, 尾崎, etc.

(8)出張所の配置及び所管區域については變更の希望がある様であるが、既存使用建物の關係等に適當を欠ぐものもあるから將來その位置區域の關係を考慮研究して市民の便宜を圖り、市政最前線の機關としての使命を完遂せしめたいと認める。

職員課(二月二十六日) 一、事務の分掌状況 (1)職員は現在課長一名主事二名書記四名事務員八名外に出納係事務員三名共済組合事務員三名計十一名であつて其の配置及び事務の分掌は適正であると認める。

市費支辨職員調(學校關係を除く)

Table with columns: 區分, 定員, 現在, 平均, 平均, 平均, 平均. Rows include 小網町, 基町, 似島, etc.

財務課(二月二十八日)

一、事務の分掌状況 (1)職員は現在理事一名主事二名書記四名事務員五名計十三名であつて其の配置及び事務の分掌は適正であると認める。

二、事務の處理状況 (1)事務の處理状況は良好と認める特に簿書の編纂區分等は頗る適正に處理せられてゐる。

(3)昭和二十二年度の市債借入状況は左の通りである、即ち政府本年度の全國地方公共團體の起債承認額は約百十億圓でその内五五%の六十億圓を政府資金により融資し、残り四五%を地方金融機關により融資し地方貯蓄額の六割迄を地方公共團體に融資する方針であるというから、本市に於ても尙約二千三百萬圓を地方金融機關より借入れなければならぬ結果となる、これが獲得には相當困難が伴うから其の對策としては市程の完全徵收が絶対に必要であり更に貯蓄の奨励を強力に推進する必要があると認める。

(4)各般の人事及び諸給與に關する事務を比較的小數の職員にて處理し努力の跡を認め事務能率も良好である、併し各課に於て未だ人事給與關係の事務を相當に處理し之れに人手を要してゐるが、これ等々の事務を早急に職員課に吸収し人事の一元化を圖り以て人員費の縮小と事務の簡素化を期すべきであると認める。

(5)共済組合に關する事務は總べて組合員に一任し適正に運営せられてゐると認めるが、一層の上完全を期するため事業の管理及び出納その他事務の執行等につき管理者の指導監督が必要であると認める。

(6)職員に對し及ぼす厚生に關しては從來等閑に處されてゐる様があるから、職員組合共済組合等と緊密な連絡を保ち是等に關する施設を擴充し其の高全を期すべきであると認める。

(7)市長と職員組合との労働協約は去る一月二十五日期限が満了となつてゐるが、兩者に協約變更又は締結の意志表示のないときは更に一年協約を延長することとなつてゐるが、將來協約の改訂に當つては慎重に考究し運営に與養等を生じ紛争を起すことがなきことにより細心の注意

Table with columns: 一般會計, 特別會計, 計. Rows include 一世帯當り, 一人當り, 昭和二十二年度起債事業調, etc.

Table with columns: 借入, 借入, 借入, 借入. Rows include 政府資金, 地方金融機關, 借入未済, etc.

Table with columns: 事業名, 事業費, 國庫補助, 一般借入, 市債, 備考. Rows include 工業専門學校設備費, 工業専門學校設備費, etc.

Table with columns for '事業費' (Business Expenses), '國庫補助' (National Treasury Subsidy), '一般歳入' (General Income), '市債' (Municipal Bonds), and '備考' (Remarks). Rows include various categories like '第一工業學校設備費', '道橋梁特別整備費', etc.

稅務課 (三月二日)

一、事務の分掌状況
(1)職員は現在課長外主事六名書記二十一名事務員六十一名臨時事務員十八名計百七十七名であるが、本市財政の基本的な重要な事務が適確強力に遂行せらるゝためには一層有能職員の人數を充實し、擔任事務の分掌につきても職制上の見地より一段の考慮を拂ひ稅務處理に萬全を期すべきであると認める。
二、事務の處理状況
(1)事務處理の實績は概ね良好と認めるが所管領書、編纂整理等については更に一段の工夫と研究をなし改善を要するものと認める。
(2)二十二年度市稅の徵收状況は二十三年二月十五日現在の調定額三千四百四十一萬六千八百八十四圓に對して收入済額千四百五十四萬八千六百六十四圓(二、三%)で差引未收入額千九百八十七萬六千九百八十八圓(五七、七%)となつてゐる。又未收入稅種の主なるものは營業稅附加稅、市民稅、不動產取得稅、建築稅、自轉車稅附加稅及び舊法に依る營業稅附加稅である。かくの如く納稅成績が極めて不振であるからこれが徵收につき急速に機宜適切なる對策を樹立し強力に施設を遂行して市財政の健全化を期することが緊要であると認める。
(3)諸種租稅の賦課調定については地方制度の改正により自主的の性格が強化せられ三收益稅の地方移讓、縣民稅の創設、市民稅の大市引上付遊興稅その他新稅が創設せらるゝ等稅務關係の事務は一段と繁雜多岐となり目下統意夫れ等の基礎調査をしてゐるが、相當職員の手不足等により

Table with columns for '分讓住宅建設費', '戰災復興費', '小計', '合'.

賦課調定其他他適正進捗を期し難き實情であつてこのまゝ推移することは憂慮すべき財政状態を豫想せられるから擔當職員を充實して賦課徵收に萬全を期する必要があるものと認める。
(4)各種市稅の滞納現在高は左表の通りであつてこれが納稅督促については目下主事一名書記五名事務員十名擔當してゐるが、本市の財政は窮乏の一途を辿り起債借入に於ても困難なる實情であるから租稅徵收の機構陣容を早急に整備し滞納稅金の徵收に萬全を期し市財政の健全化を計る必要があるものと認める。
(5)二十三年二月十五日現在市稅の滞納は左表の通りである。

Table with columns for '市稅滞納調', '種', '目', '二十一年度', '二十二年度'.

Table with columns for '獨立稅市民稅', '舟車稅', '自轉車稅', '荷車稅', '金庫稅', '扇風機稅', '屠畜稅', '犬稅', '備人稅', '廣告稅', '舊法に依る稅收', '入地租附加稅', '家屋稅', '營業稅', '段別稅', '計'.

右滞納金の二割五分相當額が特別會計都市計費歳入目的稅が滞納となつてゐる。
調査課 (三月四日)
一、事務の分掌状況
(1)職員は現在課長外主事二名書記三名技手一名事務員十四名計二十一名であつてその配屬及び事務の分掌は適正である、特に専門の知識を要する農林水産業の調査に對する技術職員は當を得たものと認めるが書記六名事務員五名の缺員がある。
二、事務の處理状況
(1)事務處理状況は概ね良好と認めるが、決裁證書

類の處理並に庶務關係の簿書の編纂區分及び年度區分等の整理が不充分なるものがあるから是等の改善を必要と認める。
(2)統計法に基く港灣調査規則(二十三年一月一日施行)に依り港灣調査部會を二月中に組織することになつてゐるが未だ之れが組織してゐない此の調査は範圍も廣範に亘り且繼續的な資料を蒐集するものであるから其の調査組織を本市の實狀に即して早急に決定し、資料集の迅速正確を期する要あるものと認める。
(3)統計事務は現在人員では指定統計事務に追はれてゐる状態であるが本件の重要性に鑑み早急に缺員を補充して事務處理の向上を圖り、現在各課に於ける統計事務を調査課に吸収して統計體系を整へ調査の重複をさせ、統計の確實を期し市勢の發展と文化向上の指針とする必要があるものと認める。
(4)二十二年度中に於ける調査事項は左の通りである。

Table with columns for '區分', '統計調査件名', '期別', '調査員'.

事業所統計調査 八月迄 物價調査 三月末

民生局調査の結果 社會教育課(三月六日)

一、事務の分掌状況 (1)職員は現在課長外主事三名書記六名事務員八名...

二、事務の處理狀況 (1)事務處理の狀況は概ね良好と認めらるるが、當課の...

Table with columns: 學校別, 普通教室, 特別教室, 職員室, 講堂, 雨操場, 天, 宿直室, 倉庫, 小使室, 倉庫, 教室不足數, 二部學級不足數. Rows include 牛荒, 尾長, 矢賀, 青崎, 比原, 仁治, 保山, 保山, 保山.

めてゐるが、貯蓄の増加はインフレを防止し經濟安定の基盤であり其の成績如何は直ちに國及...

Table with columns: 大補, 同字, 似島, 白島, 織島, 袋島, 千島, 中島, 本島, 舟島, 江島, 天島, 觀島, 同島, 大島, 古島, 草島, 一島, 二島, 三島, 四島, 五島, 六島, 七島, 八島, 九島, 十島. Rows include 學校名, 給食實施狀況, 自昭和二十二年四月一日現在, 學校名, 兒童數, 給食日數, 實人員, 延人員, 授業一回分給食完全設備, 備考.

(3)前項に示す如く戰災小學校の復舊及び新制中學校の整備は本市教育振興上極めて必要であるが...

Table with columns: 學校名, 兒童數, 給食日數, 實人員, 延人員, 授業一回分給食完全設備, 備考. Rows include 矢野, 比長, 矢野, 比長, 矢野, 比長.

生活保護者死亡の場合は当月分をもつて扶助を停止することになつて居るに拘らず殆んど翌月分を支給して居る現状であるが之れは違法であるから取扱上注意を要する。

(3)生活扶助を受けて居る二千七十二世帯に對する二月末現在保護者 二、〇七二世帯 五、六九七人 廃止すべきもの 一八七世帯 七四八人 減額すべきもの 二九七世帯 一、二〇一人

(4)生活困窮者及び引揚者に對する特種物資の配給については明瞭を欠いて居るから出納簿を備付けて正確に處理すべきであると認める。

(5)公益質屋の運営状況は左の通りであり現在の貸付制限額は一〇五〇圓一世帯二百圓であつて現下の經濟状態その他により之れが貸付制限額を

實態調査をなしその結果により扶助の廢止扶助額の増減等保護の適正を期する計畫を進めて居るが財政面からも適切な處置である。

右實態調査は約三分の一完了して居るがその状況は左の通りである。

二月分扶助額 一、二二三、五八四圓

一三三、九五七圓の見込
三〇、七三一圓の見込
一六三、六八八圓の見込

一〇三百六十圓一世帯千八百圓に引上げるべく條例改正手續中であるが公益質屋の運用資金は二十一年度末三萬六千三百二十六圓六十四錢で本年二月末現在は七千九百九十七錢であるから運用資金増額にも考慮を要するものと認める。

公益質屋實施状況(二十二年四月一二月迄)

區分	貸付		返還	
	口數	點數金額	口數	點數金額
廿二年度中	一、〇六六	三、一〇九	一、四三三	一、四三三
一ヶ月平均	一八四	九、二六〇	三六	三六
二月分	三〇一	五、一〇〇	一三	一三

區分	貸付		返還	
	口數	點數金額	口數	點數金額
棉那	一	六、三三三	一	六、三三三
仁保	一	六、〇〇四	一	六、〇〇四
海上	一	六、〇〇〇	一	六、〇〇〇
南觀音	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
白島	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
己斐	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
草津	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
東隣保館	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
西隣保館	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
三、市有財産の管理状況	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇
(1)罹災救助資金	一	三、〇〇〇	一	三、〇〇〇

五分利公債額面 一、千圓 債券數一枚
勸業債券額面 四、九千二百圓 債券數四十三枚
現金(預金) 二、九百四十四圓二十二錢
勸業銀行廣島支店預金
住友銀行廣島支店預金

計 七、九百四十四圓二十二錢 會計課保管

(2)救助基本財産
南段原町地内 七百六十一坪 貸地
右は昭和二十一年三月末日を以て貸付契約期間が満了しその後契約更改を怠り最近漸く契約を締結したが貸地料が未徴收であるから早急に整理すべきである。

(3)尚各種團体の資金が左の通り保管せられて居る
一、未復員者給與法に依る留守宅金 二十萬八千五百八十四圓四十八錢 (保管者課長)

一、廣島市方面專業協會 三萬四千五百九十二圓四十四錢()
一、廣島市戰災死者供養會 十一萬三千四百八十八圓六十二錢()
一、同胞援護會廣島市會 二十一萬九千六百三十六圓
內第二封鎖八萬一千八百八十八圓六十六錢
一、共同基金委員會 七、九百四十四圓四十八錢

戶籍課(三月十七日)

一、事務の分掌狀況
(1)職員は現在課長以下主事四名、書記九名、事務員四十九名計六十二名であつて職員配置及び事務の分掌は適正に行はれて居ると認める。

二、事務の處理狀況

(1)事務の處理狀況は概ね良好であるが、日常事務に追はれ戸籍異動による復本本調製は戰災後更に手をつけていないが之れは逐次調製の上裁判所に提出すべきである。

(2)市民請求にかゝる諸證明は即時處理される状況であるが、戸籍簿本及び戸籍抄本については請求後概ね三日目に請求人に交付されて居る現状であるから人員を整備して即日少くとも翌日には交付するよう努力する必要があると認める

(3)昭和二十二年十一月十三日司法省訓令第四號によつて同年十二月末日迄に舊戸籍を新戸籍に改製することになり、目下臨時職員二十二名を以て約三分の二完了して居る残りの三分の一と之れに伴う復本及び除籍復本を各々裁判所に提出することになつて居るから職員を充實して遺憾なきを期せられたい。

(4)戸籍關係の諸證明及び戸籍簿抄本の請求は従來文書請求になつて居るが之れは請求者において不便であり、用紙の節約と事務の簡素化のためなるべく口頭受理等に改められたい。

(5)諸手数料に充當する収入證紙の取扱は嚴正にすることは勿論であるが、現在の収入證紙は一回以下五種類となつており本市の手數料は改正により三個以下は殆んど無き状態であるから収入證紙を手數料に合致するよう印刷すべきであると認める。

二、事務の處理狀況

(1)事務の處理は適正に處理され良好と認めるが、文書簿冊の整理は充分でなく又財産台帳の備付をしていないがこれ等は共に整備すべきであると認める。

(2)工場誘致のため前渡金を支出して出張をして居る出張員の囑託及び資金前渡事務取扱者の任目 割當數 配給數 未配給數

衣料品 二、六九二圓一點 二、四元、三三點 二、二五、六元點
燐寸 二、四二〇〇ケ 二、三八、八七ケ 三、〇四ケ
石鹼 二、七九〇ケ 三、三、四七ケ 五、五二ケ
ローソク 四、〇三三本 五、一七本 三、三本
電球 五、九六六ケ 八、〇七四ケ 六、〇ケ
和傘 四、三三三本 四、三三本 二、本
靴類 二、四七七足 二、四七七足 一

(5)廣島港の開港に對し既に開港指定祝賀式典を舉行すると共に開港宣傳を開始し港灣の改修野積揚の運船船入港の促進等各般の計畫を樹立し若々實現に努力しつゝあるが、貿易産業の發達は港運隆昌の基本であるから廣島市産業振興方策を確立するため、貿易商品及び生産能力に關する實態を調査し且商工會議所及び貿易公團等各種機關と緊密なる連絡を保ち貿易品陳列所の設置、ホテルの整備、倉庫の新設、貿易品製造工場等の誘致等総合的計畫を強力に實施するため専門委員會を設置する等最善の措置をなす必要があるものと認める。

(6)既存中小商工業の振興については商工相談所、

命手續をしていない之れは正式手續の上執行すべきであると認める。

(3)松原町公設、市設市場の敷地貸借契約は昭和二十二年三月末日を以て契約期間が満了して居るから契約續續の手續をする要があり、且又横川町、大手町兩公設市場の敷地契約については契約更改の際は適正料金に改めるべきと共に將來は料金を隨時適正に更改出来る様に契約する必要があると認める。

(4)衣料及び日用品の配給狀況は左表の通りである

未配給數の内二一五、七二四點は廣島織維製品商事組合が保管中で残り四七、一〇九點は未入荷品で入荷次第配給する

未配給のものには次回の割當を合して配給する

右 右 右 右

企業指導所を設置する等指導機構を確立して積極的に活動すべきであると認める。

(7)本市産業の振興再建方策を樹立するため調査委員百六十名に依頼して商工業の實態調査を行つて居ることは機宜を得たものであるが、この調査に依りて中小企業の実情を詳細に把握して適切な産業振興策を確立して強力に遂行する必要があると認める。

(8)保管中の衣料の内左の通り整理に據つて居るがこれ等の保管については萬全を期すべきであると認める。

品 口數 單價 價格 備 要
綿シャツ 一〇枚 1500 15000

所在 地	戸數	貸戸數	空戸數	一ヶ月 使用料	摘要
大寺町八丁目	二四	二四	一	二、三〇〇	同年八月一日
松原町	二四	二四	一	二、三〇〇	同年十二月一日
昭和三十二年度					
所在 地	戸數	貸戸數	空戸數	一ヶ月 使用料	摘要
己斐町	元元	元元	一	二、三〇〇	
字品町七丁目	五五	五五	一	一、三〇〇	昭和二十一年六月十日
横川町三丁目	五五	五五	一	一、三〇〇	同年七月十日
所在 地	貸戸數	滞納戸數		調定金額	
字品町七丁目	三三	三三		一、三〇〇	
大寺町八丁目	三三	三三		一、三〇〇	
松原町	三三	三三		一、三〇〇	

所在 地	戸數	貸戸數	空戸數	一ヶ月 使用料	摘要
大寺町八丁目	二四	二四	一	二、三〇〇	同年八月一日
松原町	二四	二四	一	二、三〇〇	同年十二月一日
昭和三十二年度					
所在 地	戸數	貸戸數	空戸數	一ヶ月 使用料	摘要
己斐町	元元	元元	一	二、三〇〇	
字品町七丁目	五五	五五	一	一、三〇〇	昭和二十一年六月十日
横川町三丁目	五五	五五	一	一、三〇〇	同年七月十日
所在 地	貸戸數	滞納戸數		調定金額	
字品町七丁目	三三	三三		一、三〇〇	
大寺町八丁目	三三	三三		一、三〇〇	
松原町	三三	三三		一、三〇〇	

一、事務の分掌状況

(1)職員は現在課長外主事一名技師一名書記三名技師四名事務員二十七名計三十七名であつてその配置及び事務の分掌は適正に行はれてゐるが技師四名の職員は食糧増産の緊要性に鑑み之を補充して生産指導の万全を期すべきである、又農地委員會には書記の定員十三名に對して事務員十二名で事務を分掌してゐるが同會事務の重要性に考へ適材を補充して事務執行の重責を擔當せしめたい。

二、事務の處理状況

(1)事務の處理状況は概ね良好と認めるが文書の決裁區分並に處理順序を明かにする必要がある、又職員の内出張命令等に依り電車乗車券の受拂をしてゐるが、これは規定に従い受拂簿を備付て整理すべきである。

種別	二十一年度	二十二年度	二十一年度	二十二年度	二十一年度	二十二年度	二十一年度	二十二年度
米	二、一八〇反	二、一八〇反	四、三三〇石	四、三三〇石	三三〇石	三三〇石	三三〇石	三三〇石
麥	一、九八反	一、九八反	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石
甘藷	一、九八反	一、九八反	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石
馬鈴薯	一、九八反	一、九八反	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石
蔬菜	一、九八反	一、九八反	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石
雜糧	一、九八反	一、九八反	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石	一、六〇石

備考 蔬菜供出量(出荷數量)は昭和二十二年九月迄統制がなかつたため不明である。

(3)本市の農業生産は主食作物より、蕪次蔬菜、果樹の栽培に轉換する傾向にあるが本市の如き集約的經營の必要なる地域に於ては、有能技術員を採用して指導体制を強化することが必要である。

(4)本市の主食配給状況は本年は、年間を通じて米六〇%その他四〇%七月迄は米七九%その他二一%八月以降米一一七%その他七三%で本年四月に於ける米の配給は六〇%の見込である、又本年の米生産者の供出は保有米の残額が少く

品名	数量	月別	十一月	十二月	一月	二月	三月
尾長町 元東練兵場	一四、〇六	廣島開拓團	六	一九八・三			
尾長町 尾長町作業場	二五、二五	矢賀農區	七	三三〇・五			
宇品町 軍隊集合場	一、〇〇〇	廣島開拓團	七	一、五二九・四			
比治山 比治山作業場	一、〇〇〇		三	三三〇・〇〇			
總島 總島作業場	二、六三三		四	四八六・七			
江波町 陸軍射撃場	二〇〇	戦災者同盟	一	無償			
仁保町 仁保町	九、〇〇〇	時島開拓組合	二				
白鳥町 工兵第五聯隊	一、〇〇〇	廣島開拓團	七	三六六・〇〇			
仁保町 仁保町	一、〇〇〇	東雲、淵崎、増反三	二六	三三〇・一			
仁保町 仁保町	一、〇〇〇	東雲、淵崎、増反三	二六	三三〇・一			
仁保町 仁保町	一、〇〇〇	東雲、淵崎、増反三	二六	三三〇・一			

(5)生鮮食糧品の配給については、生鮮食糧品緊急對策部を設置して、指導監督班宣傳調査班、生産出荷班、取締班等の組織を以て、市民生活の安定を圖つてゐるが、配給の現況に鑑み更に機構の整備活動を促進する必要があると認める

(6)元軍用地農耕適地の利用状況は左表の通りであつて、財務局より一時使用許可を得て各開拓團及び農區に使用せしめてゐるがその許可期間が既に満了してゐる、併しながら食糧の増産は現下諸般の情勢よりして極めて重要であるから早急に適切な對策を講ずる必要がある、又之れが使用に付使用者の請書が未徴收のものがあるから早急に之れを提出せしむべきである

開拓團使用の元軍用雜種財産一覽表

物件所在地 面積 開拓團名 入植戸數 一ヶ月使用料 建物名稱

尾長町 元東練兵場 一四、〇六 廣島開拓團 六 一九八・三 制毒訓練所

尾長町 尾長町作業場 二五、二五 矢賀農區 七 三三〇・五 二葉山陣地

宇品町 軍隊集合場 一、〇〇〇 廣島開拓團 七 一、五二九・四 軍隊集合場

比治山 比治山作業場 一、〇〇〇 〃 三 三三〇・〇〇 〃

總島 總島作業場 二、六三三 〃 四 四八六・七 〃

江波町 陸軍射撃場 二〇〇 戦災者同盟 一 無償 〃

仁保町 仁保町 九、〇〇〇 時島開拓組合 二 〃 〃

白鳥町 工兵第五聯隊 一、〇〇〇 廣島開拓團 七 三六六・〇〇 工兵五聯隊

仁保町 仁保町 一、〇〇〇 東雲、淵崎、増反三 二六 三三〇・一 〃

仁保町 仁保町 一、〇〇〇 東雲、淵崎、増反三 二六 三三〇・一 〃

仁保町 仁保町 一、〇〇〇 東雲、淵崎、増反三 二六 三三〇・一 〃

仁保町 仁保町 一、〇〇〇 東雲、淵崎、増反三 二六 三三〇・一 〃

品名	數量	土	木	上	水	下	給	東	復	會	計	備	考
ゴムホース	三六尺												
硝子	三〇平方尺												
紙線	五五〇疋												
薄鉄板	五五〇疋												
鉛板	三、七四三疋												
針管	三、八八疋												
半田	三〇疋												
スハツ	六挺												
変圧器	六挺												
瓦條	一〇〇疋												
軌條	二枚												
貨物自動車用シ	二枚												
電動機	二〇疋												

昭和二十二年戦災復興院對當燃料處理状況調査

昭和二十二年半期(二二、三、三一現在)

取得實績五立
配給所ニ現物ナキ爲配給
セズ
取得實績一〇六疋
一〇九立

昭和三十二年度内務省國土局對當燃料處理状況調

昭和二十二年半期(二二、三、三一現在)

品名	數量	土	木	上	水	下	給	東	復	會	計	備	考
揮品	一、〇一四												
重油	一、〇一四												
燈油	一、〇一四												
電機油	一、〇一四												
軽油	一、〇一四												
灯油	一、〇一四												
マシ	一、〇一四												
エンジン	一、〇一四												
カプ	一、〇一四												
油	一、〇一四												
内燃機	一、〇一四												
シリンダ	一、〇一四												
シリンダ	一、〇一四												
ダイヤ	一、〇一四												
グリ	一、〇一四												
モー	一、〇一四												
ス	一、〇一四												
車	一、〇一四												
ギヤ	一、〇一四												
軸	一、〇一四												
ス	一、〇一四												

昭和二十二年半期(二二、三、三一現在)

昭和三十二年内務省國土局對當燃料處理状況調

昭和二十二年半期(二二、三、三一現在)

品名	數量	土	木	上	水	下	給	東	復	會	計	備	考
品一般	七、二六石												
木材	五、六八六												
鋼材	七、〇〇〇疋												
土木工事用鋼材	三、五〇〇疋												
普通鋼小型棒鋼	三、〇〇〇疋												
カーバイト鋼(三五疋入)	二、〇〇〇疋												
セメント	二五、〇〇〇疋												
鉛管	二、〇〇〇疋												
平型	二、〇〇〇疋												
電機	三、〇〇〇疋												

昭和三十二年内務省國土局對當燃料處理状況調

昭和三十二年半期(二二、三、三一現在)

取得實績五立
配給所ニ現物ナキ爲配給
セズ
取得實績一〇六疋
一〇九立

品名	数量	金額	用途	備考
主要食糧	米 27,000石	1,200,000	食料	
酒類配給	清酒 10,000升	1,000,000	飲用	
飲料配給	果汁 10,000升	1,000,000	飲用	
地下足袋	10,000本	1,000,000	履用	
衣類配給	作業シャツ 10,000着	1,000,000	着用	
食用油配給	7,500升	750,000	食料	
醤油配給	7,500升	750,000	食料	
味噌配給	7,500升	750,000	食料	
理髪及興行	1,000人	1,000,000	娯楽	
割引券	1,000張	1,000,000	娯楽	
4. 取扱事務が複雑であるが處理の簡素化を計る要があるものと認める。				
陳開跡地債借料支拂一覽表				
年度別面	積	債	借	料
二十一年度	2,100,000	4,100,000	1,000,000	3,100,000
二十二年度	4,600,000	3,500,000	2,500,000	1,000,000
二十三年度	5,500,000	2,900,000	2,900,000	0
轉用物資受拂調配				
管	管	管	管	管
上	上	上	上	上
水	水	水	水	水
下	下	下	下	下
水	水	水	水	水
給	給	給	給	給
水	水	水	水	水
東	東	東	東	東
部	部	部	部	部
公	公	公	公	公
共	共	共	共	共
土	土	土	土	土
木	木	木	木	木
住	住	住	住	住
宅	宅	宅	宅	宅
保	保	保	保	保
健	健	健	健	健
東	東	東	東	東
復	復	復	復	復
簡	簡	簡	簡	簡
易	易	易	易	易
營	營	營	營	營
繕	繕	繕	繕	繕
東	東	東	東	東
復	復	復	復	復
工	工	工	工	工
務	務	務	務	務
計	計	計	計	計
引	引	引	引	引
去	去	去	去	去
計	計	計	計	計

4. 陳開跡地整理状況は左の通りであつて、未だ陳開跡地の借上料支拂の未済のものが五百九十七件、六十二萬三千三百三十三圓七錢あるが敏速の整理が必要である。

5. 轉用物資の經理状況は左表の通りであるが出納は一見して明らかでないから出納簿を整備する必要がある。

尙盜難の被害は左表の通りであるが、之れが保管を嚴重にして過誤なきを期すべきであると認める。

品名	数量	金額	用途	備考
鋼(インゴット)	約1,300kg	1,300,000	工業	
鋼及眞鋼屑	約2,000kg	2,000,000	工業	
肩金	約1,000kg	1,000,000	工業	
黄銅管径八長八〇米	600本	600,000	工業	
交流電動機(三、五HP)	50台	500,000	工業	
二噸ホイスト	1台	100,000	工業	
ゴムホース(長一米)	200本	200,000	工業	
ゴムホース(大)(長二米)	80本	800,000	工業	
ゴムホース(小)(長二米)	30本	300,000	工業	
黄銅板	1,000kg	1,000,000	工業	
銅板	2,000kg	2,000,000	工業	
雑品	1,000kg	1,000,000	工業	
ゴム板(茶色一米平方)	10枚	100,000	工業	
毛布綿毛布二枚續	2,000	2,000,000	工業	
黒鉛坩堝(六〇番品)	100	1,000,000	工業	
タイヤ一大小取混	100	1,000,000	工業	
電線	1,000	1,000,000	工業	
ボールトナット	1,000	1,000,000	工業	
蒲團	100	1,000,000	工業	
カーテン	100	1,000,000	工業	
蚊帳(代用品一人用)	100	1,000,000	工業	
手袋(三指、作業用)	1,000	1,000,000	工業	
紙	100	1,000,000	工業	
起動用電池(三型)	100	1,000,000	工業	
其の他雜品	100	1,000,000	工業	
ワイヤー(五卷)	1,000	1,000,000	工業	
ワイヤー(一〇〇米)	50	500,000	工業	
ワイヤロープ(一〇〇米)	50	500,000	工業	
グリスコットン	1,000	1,000,000	工業	
パツキング	100	1,000,000	工業	
グチフアイト	100	1,000,000	工業	
コットンパツキング	100	1,000,000	工業	
メタルパツキング	100	1,000,000	工業	
蓄電池自動車用	100	1,000,000	工業	
シャベル鋏先型	100	1,000,000	工業	

洋釘六〇瓩入 一八樽
 クロガネ氣筒兼用車 一臺
 イス、貨物自動車 四臺
 三、市有財産の管理状況
 (1)市有土地の貸與契約完了のもの八千六百坪三合六勺で、其の一分年貸賃料三萬八千九百十三圓四十錢である、又昭和二十二年年度当初より貸與使用中のもので契約未済のものが八百六十六坪五合あるから早急に契約を締結して、賃賃料を徴収すべきである。
 尙之が賃賃料は最高七十級坪當り年九圓最低四十四級坪當り年一圓であるが、之れを適正料金に更改すると約三倍の増徴となるから早急に更改すべきであると認められる。
 (2)財産管理が未整理であるから早急に整備して、市有財産の把握に努めると共に地方自治法第二百十三條に因る條例を制定して、財産管理の明確を期すべきである。
 (3)各課に分掌している市有財産の管理は稍もすると等閑に附されている憾があるから、之は經理課に統合して管理機構を確立し市有財産管理の萬全を期する必要があると認められる。
 左記の通り盗難に罹つていたが將來之れが監守を嚴重にする要があると認められる。
 盗難品調

品名	数量	購入金額
至	二	四四・〇〇
自	二	三六・〇〇
至	八	八・〇〇
自	三	三・〇〇
至	五	一二五・〇〇
自	一	九五・〇〇
至	四	八〇・〇〇
自	一	一八・三〇
至	一	六九・〇〇

昭和三十二年工事實施状況
 計 額 執行 額
 至一、〇二四 四七、六九六・〇〇
 至二、〇二四 二、七四二、二八〇・〇〇
 至三、〇二四 六〇、五九六・六六
 至四、〇二四 一、〇五、九八・五五
 至五、〇二四 六、七四一、〇〇〇

市有財産の管理状況
 (1)市有土地の貸與契約完了のもの八千六百坪三合六勺で、其の一分年貸賃料三萬八千九百十三圓四十錢である、又昭和二十二年年度当初より貸與使用中のもので契約未済のものが八百六十六坪五合あるから早急に契約を締結して、賃賃料を徴収すべきである。
 尙之が賃賃料は最高七十級坪當り年九圓最低四十四級坪當り年一圓であるが、之れを適正料金に更改すると約三倍の増徴となるから早急に更改すべきであると認められる。
 (2)財産管理が未整理であるから早急に整備して、市有財産の把握に努めると共に地方自治法第二百十三條に因る條例を制定して、財産管理の明確を期すべきである。
 (3)各課に分掌している市有財産の管理は稍もすると等閑に附されている憾があるから、之は經理課に統合して管理機構を確立し市有財産管理の萬全を期する必要があると認められる。
 左記の通り盗難に罹つていたが將來之れが監守を嚴重にする要があると認められる。
 盗難品調

品名	数量	購入金額
至	二	四四・〇〇
自	二	三六・〇〇
至	八	八・〇〇
自	三	三・〇〇
至	五	一二五・〇〇
自	一	九五・〇〇
至	四	八〇・〇〇
自	一	一八・三〇
至	一	六九・〇〇

昭和三十二年工事實施状況
 計 額 執行 額
 至一、〇二四 四七、六九六・〇〇
 至二、〇二四 二、七四二、二八〇・〇〇
 至三、〇二四 六〇、五九六・六六
 至四、〇二四 一、〇五、九八・五五
 至五、〇二四 六、七四一、〇〇〇

市有財産の管理状況
 (1)市有土地の貸與契約完了のもの八千六百坪三合六勺で、其の一分年貸賃料三萬八千九百十三圓四十錢である、又昭和二十二年年度当初より貸與使用中のもので契約未済のものが八百六十六坪五合あるから早急に契約を締結して、賃賃料を徴収すべきである。
 尙之が賃賃料は最高七十級坪當り年九圓最低四十四級坪當り年一圓であるが、之れを適正料金に更改すると約三倍の増徴となるから早急に更改すべきであると認められる。
 (2)財産管理が未整理であるから早急に整備して、市有財産の把握に努めると共に地方自治法第二百十三條に因る條例を制定して、財産管理の明確を期すべきである。
 (3)各課に分掌している市有財産の管理は稍もすると等閑に附されている憾があるから、之は經理課に統合して管理機構を確立し市有財産管理の萬全を期する必要があると認められる。
 左記の通り盗難に罹つていたが將來之れが監守を嚴重にする要があると認められる。
 盗難品調

品名	数量	購入金額
至	二	四四・〇〇
自	二	三六・〇〇
至	八	八・〇〇
自	三	三・〇〇
至	五	一二五・〇〇
自	一	九五・〇〇
至	四	八〇・〇〇
自	一	一八・三〇
至	一	六九・〇〇

昭和三十二年工事實施状況
 計 額 執行 額
 至一、〇二四 四七、六九六・〇〇
 至二、〇二四 二、七四二、二八〇・〇〇
 至三、〇二四 六〇、五九六・六六
 至四、〇二四 一、〇五、九八・五五
 至五、〇二四 六、七四一、〇〇〇

昭和三十二年工事實施状況
 計 額 執行 額
 至一、〇二四 四七、六九六・〇〇
 至二、〇二四 二、七四二、二八〇・〇〇
 至三、〇二四 六〇、五九六・六六
 至四、〇二四 一、〇五、九八・五五
 至五、〇二四 六、七四一、〇〇〇

公園修繕工事 10,000.00
 記念碑解体撤去工事 三件 他課受託 10,000.00
 事業 未了線越 110,000.00
 (4)前記工事は指名競争入札及び随意契約等によつて執行しているが、地方自治施行に伴い逐次平時体制に復して一般競争入札によるべきである但し事務處理の敏捷と能率向上のため豫め一定の範圍を定め議會の同意を得て指名競争入札及び、隨意契約により工事を執行し得る處置を講じておく必要がある。
 此の件は住宅、營繕、上水、下水各課に共通して考慮せらるべきものである。
 (5)竣工検査は工事完了後七日以内に行う規定であるが、相當日時を經過して検査が行はれていない規定を遵守すべきである。
 (6)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。
 (7)道路敷に編入したる疎開跡地は未登記のまゝ買収金を支拂しているものが七十二件ある、之れは區劃整理の關係もあるから適當に處置する必要がある。
 (8)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。

事業 未了線越 110,000.00
 (4)前記工事は指名競争入札及び随意契約等によつて執行しているが、地方自治施行に伴い逐次平時体制に復して一般競争入札によるべきである但し事務處理の敏捷と能率向上のため豫め一定の範圍を定め議會の同意を得て指名競争入札及び、隨意契約により工事を執行し得る處置を講じておく必要がある。
 此の件は住宅、營繕、上水、下水各課に共通して考慮せらるべきものである。
 (5)竣工検査は工事完了後七日以内に行う規定であるが、相當日時を經過して検査が行はれていない規定を遵守すべきである。
 (6)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。
 (7)道路敷に編入したる疎開跡地は未登記のまゝ買収金を支拂しているものが七十二件ある、之れは區劃整理の關係もあるから適當に處置する必要がある。
 (8)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。

事業 未了線越 110,000.00
 (4)前記工事は指名競争入札及び随意契約等によつて執行しているが、地方自治施行に伴い逐次平時体制に復して一般競争入札によるべきである但し事務處理の敏捷と能率向上のため豫め一定の範圍を定め議會の同意を得て指名競争入札及び、隨意契約により工事を執行し得る處置を講じておく必要がある。
 此の件は住宅、營繕、上水、下水各課に共通して考慮せらるべきものである。
 (5)竣工検査は工事完了後七日以内に行う規定であるが、相當日時を經過して検査が行はれていない規定を遵守すべきである。
 (6)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。
 (7)道路敷に編入したる疎開跡地は未登記のまゝ買収金を支拂しているものが七十二件ある、之れは區劃整理の關係もあるから適當に處置する必要がある。
 (8)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。

事業 未了線越 110,000.00
 (4)前記工事は指名競争入札及び随意契約等によつて執行しているが、地方自治施行に伴い逐次平時体制に復して一般競争入札によるべきである但し事務處理の敏捷と能率向上のため豫め一定の範圍を定め議會の同意を得て指名競争入札及び、隨意契約により工事を執行し得る處置を講じておく必要がある。
 此の件は住宅、營繕、上水、下水各課に共通して考慮せらるべきものである。
 (5)竣工検査は工事完了後七日以内に行う規定であるが、相當日時を經過して検査が行はれていない規定を遵守すべきである。
 (6)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。
 (7)道路敷に編入したる疎開跡地は未登記のまゝ買収金を支拂しているものが七十二件ある、之れは區劃整理の關係もあるから適當に處置する必要がある。
 (8)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。

事業 未了線越 110,000.00
 (4)前記工事は指名競争入札及び随意契約等によつて執行しているが、地方自治施行に伴い逐次平時体制に復して一般競争入札によるべきである但し事務處理の敏捷と能率向上のため豫め一定の範圍を定め議會の同意を得て指名競争入札及び、隨意契約により工事を執行し得る處置を講じておく必要がある。
 此の件は住宅、營繕、上水、下水各課に共通して考慮せらるべきものである。
 (5)竣工検査は工事完了後七日以内に行う規定であるが、相當日時を經過して検査が行はれていない規定を遵守すべきである。
 (6)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。
 (7)道路敷に編入したる疎開跡地は未登記のまゝ買収金を支拂しているものが七十二件ある、之れは區劃整理の關係もあるから適當に處置する必要がある。
 (8)墓園については左記計畫により既に三瀧墓地二千二百坪は築造に着手しているが、此の計畫を完成するには幾多の困難が豫想されるが本市復興に重要な関連をもつものであるから、用地選定確保には萬全を期する必要があると認められる。

年 度	事業別	木 造	鐵筋コンクリート	コンクリートブロック造	計
二十三年度	庶民住宅	1,100戸	110戸	0戸	1,210戸
二十四年度	"	1,490戸	100戸	0戸	1,590戸
二十五年度	"	1,480戸	300戸	0戸	1,780戸
二十六年 度	"	1,450戸	250戸	0戸	1,700戸
二十七年 度	"	1,400戸	300戸	0戸	1,700戸
計	"	7,000戸	1,000戸	0戸	8,000戸

(5)市管住宅の利用状況は左の通りである。

住 宅	名 戸 數	世帯數	收容人員數	空家數	使用料	一ヶ年の使用料	摘 要
基町住宅一號一〇〇號	200	200	770	0	10,000	10,000	昭和二十一年度建設
同 二號一六五號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
同 厚生住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
吉島町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
舟入町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
觀音町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
白島町住宅一號一八號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
福島町住宅一號一八號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
同 九號一〇一號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
千田町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
基町共同住宅	3棟	3	27	0	2,700	2,700	"
厚生併用住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
福島町住宅一號一六號	100	100	360	0	6,000	6,000	昭和二十一年度建設
基町住宅六六號一四五號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
同大手前住宅一號一三八號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
尾長町住宅一號一三號	100	100	360	0	6,000	6,000	"
基町市中前住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
賢町ブロック住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
計	2,500	2,500	8,100	0	150,000	150,000	

(6)現在徴收している使用量は建築費其の他一般經濟狀勢に鑑みてあまりにも低額であるから之れが適

營繕課(四月十日)

一、事務の分掌狀況

(1)職員は現在投師一名技手六名事務員十三名計二十名であつて課長、工事係長が缺員であるが復興途上にある本市建築行政の重要性に鑑み早急に之れを補充し事務の適正敏捷なる處理が必要と認める。

二、事務の處理狀況

(1)事務の處理狀況は概ね良好と認めるが決裁印洩れ、決裁區分を誤つていたものが多々あるから之れを改善し且公文番號録、市内出張命令等を整へ文書受付簿を備付けて文書の處理頭末を明かにする必要がある。

(2)工事入札の執行狀況は規定による資格に欠けると認められる者に執行せしめてると共に請負豫定價格を決定しないで入札に附したものがあつたものと疑はるゝものがあるから之れが執行には厳正公平を期すべきであると認める。

(3)二十二年 度中執行した主なる工事は左の通りである。

住 宅	名 戸 數	世帯數	收容人員數	空家數	使用料	一ヶ年の使用料	摘 要
皆實町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	戦災前建設住宅
段原町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
千田町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
舟入町住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
尾長公營住宅	100	100	360	0	6,000	6,000	"
計	500	500	1,800	0	30,000	30,000	

正料金に更改して増収を計るべきである。尙戦災を免れた市管住宅並公營住宅の使用料を

戦災後徴收していないが之れは早急に徴收すべきである。

工 事 名	豫 算 額	實 施 額	同上支拂額	未 支 拂 額
市立圖書館復舊工事	4,200,000	4,200,000	4,200,000	0
市廳舎其他復舊工事	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
火葬場復舊工事	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0
居場復舊工事	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0
傳染病院復舊工事	1,380,000	1,010,000	1,010,000	370,000
計	12,880,000	12,900,000	12,900,000	0
特別會計、戦災復舊費、建築費				
工 事 名	豫 算 額	實 施 額	同上支拂額	未 支 拂 額
小學校復舊工事	3,300,000	3,300,000	3,300,000	0
中學校復舊工事	6,500,000	6,500,000	6,500,000	0
市廳舎其他復舊工事	3,600,000	3,600,000	3,600,000	0
家畜市場復舊工事	8,000,000	8,000,000	8,000,000	0
居場復舊工事	2,000,000	2,000,000	2,000,000	0
計	23,400,000	23,400,000	23,400,000	0
(4)工事主任の工事監督と竣工取検査は既修正確に實施すべき要あるものと認める。				
(5)資材の需給狀況は左の通りであつた。				

セメント 4,100kg 30,000kg 11,500kg

亜鉛引鐵板 一六六kg 一六六kg

小型棒鋼 四五六kg 一五〇kg

合 板 六,000平方尺 四,000平方尺 五,六〇〇平方尺

ルーヒング 八〇卷 八〇卷

電 線 二七〇 一四〇

鐵 線 一〇〇 一〇〇

鉛 線 五〇 一〇〇

鋼 板 三枚 三枚

工專材料品取扱規定に準據して出納を明確にする必要があると認める。

(6)本市有建物の圖面は戦災に因り全部焼失してそのまゝとなつてゐるから之れを整備し市有建物の現狀を明かにする必要があると認める。

上 水 課(四月十三日)

一、事務の分掌狀況

(1)職員は現在課長技師一名主事一名技師一名技手六名事務員十一名計二十名であり且つ牛田淨水場に技師二名書記一名技手七名現業員十一名計二十名と基町分室に技師一名技手二名事務員二名現業員三十九名計四十四名があるが其の配置及び事務の分掌は適正に行はれてゐるものと認める。

二、事務の處理狀況

(1)事務の處理狀況は概ね良好であるが郵便切手の受領について水道協会の郵便切手を市に於て負擔し且總務課の適當なる郵便物の發送をしてゐることは共に不當である。

又電報受取の受領を消滅品受領書によつて取扱つてゐるが規定の簿冊によつて處理し借付

の文書處理簿は受付簿に改め處理願末を明かにすべきである。
(2) 工事材料品の受拂は適正に取扱はれてゐるが主要食糧其の他の出納は一見して判らぬものがあるから出納簿を備付け經理を正確明瞭ならしむべきである。

昭和二十二年度中工事實施狀況 豫算額

浄水場復舊工事	500,000.00
配水管移設工事	440,000.00
漏水休止工事	492,433.21
機械器具其他	251,100.00
災害上水道復舊工事	78,700.00
戦災上水道復舊工事	31,500.00

(5) 牛田浄水場構内築堤工事は二十一年十二月二十四日見積工費金二万八千八百圓の設計をなし十二年四月十四日指名競争入札による工事施行の決裁を得たまゝ着工せず同年十月一日勞務賃金昂騰の理由により工費を八万二千圓に増額して指名入札に附し工事を執行してゐるが經濟情勢の變動が激しき現狀下に於ては四圍の實狀を考察し工事施行に適正を期すべきである。
(6) 仁保及び己斐方面に於ける高原地域には戦災後今尚ほ給水が復舊してゐない現狀にあるが之れが給水に万全を期すべきである。
(7) 元軍用地に布設してゐる配水管の撤去工事は約四分の一未了となつて居り之れが執行には相當困難と豫想せられるが資材入手難の面より早急に回收することが望ましい。

(3) 直營工事に於て竣工精算報告書に勞務者出勤簿日報等の未整理のものが七件あり竣工精算報告書の未提出のものが八件あるが之れは工事竣工と共に整理すべきである。
(4) 二十二年度中に施行した工事は左表の通りである。

設計金額 執行額

575,000.00	491,550.00
440,000.00	440,000.00
492,433.21	440,000.00
251,100.00	251,100.00
78,700.00	78,700.00
31,500.00	31,500.00

つていたが將來之れが監守を嚴重にする要があることを認める。
三、財産の管理狀況
(1) 財産台帳を備付けてゐないが之れは早急に整備し市有財産の把握管理に万全を期すべきである
給水課(四月十五日)
一、事務の分掌狀況
(1) 職員は課長外主事二名技師二名書記三名技手四名事務員二十二名計三十四名外に現業員十四名であつてその配置及び事務の分掌は適正であると認める。
二、事務の處理狀況
(1) 事務の處理狀況は概ね良好であるが休暇缺勤簿文書受付簿及び運參早退簿等は規定によるものを整備して當該事務を處理すべきであると共に決裁原分、年度區分等を明かにして簿書の編纂

をする要がある。
(2) 工事用材料品の受拂は明確であるが左の通り所管物資が盜難に罹つて居り之れが監守を嚴重にすべきである。尚ほ勞務者に對する物資配給は一見して判らぬから出納簿に依り經理する必要がある。

盜難品調

月日	場所	品目	數量	見積價格
三・六・二	基町倉庫	半田臘	六二斤	25.00
三・六・三	同	マシ油	三六立	12.00
三・六・三	同	揮發油	二立	2.00
三・一・九	基町作業場	窓硝子	五六枚	—

(4) 水道使用料滞納狀況は左の通りであつた。
水道使用料滞納調
種別 昭和 昭和
廿一年度 廿一年度
計 計
専用放任 八〇六・〇〇 五、六八八・〇〇 五、七六二・〇〇
共用放任 四〇〇・〇〇 一〇、三二一・〇〇 一〇、七七一・〇〇
専用計量 四、〇〇四 一、八八六・九三 二、三、八〇・七
湯屋 二、七〇〇 五、九九・五〇 六、四九・〇〇
計 三、七七八・五三 一〇、〇、六四・三
これが使用料完收に万全を期すべきである。
(5) 二十二年度中給水工事の申込は二千四百十一件でこの内直營のものには六百八十五件で残り千七百二十六件は業者によつて施行してゐるが是等は建築許可済のものであるが建築許可なきもので給水工事を業者によつて施行してゐるものが相

當あると認められるから、水道事業の特殊性に鑑み相當の一本建に改善すべく体制の整備が必要であると認める。

工事名稱 豫算額 設計金額

給水管撤去	149,150.00	149,150.00
給水管修理	100,001.00	100,001.00
上水栓整理	191,321.50	191,321.50
公設共用栓整理	10,000.00	10,000.00
給水管運搬其他	333,140.00	333,140.00
量水器新築其他	27,521.00	27,521.00
給水管取付替	31,248.00	41,696.00
鉛屑回收	144,330.00	106,988.00
計	2,079,940.00	1,019,926.50

(6) 二十二年度中の給水栓撤去其他他工事は左表の通りである。
實 施 額
直 營 請 負
備 考
給水管撤去 48,550.00 48,550.00 漏水防止費
給水管修理 66,150.00 107,750.00
上水栓整理 23,030.00 23,030.00
公設共用栓整理 10,000.00
給水管運搬其他 333,140.00 333,140.00
量水器修繕費 19,511.00 27,000.00
給水管取付替 10,800.00 10,800.00 配水管移設費
鉛屑回收 151,330.00 41,000.00 鐵鋼等回收費
計 701,600.00 701,600.00
(1) 財産台帳は戦災前のもので未整理のまゝであるから早急に整理して市有財産の管理に万全を期すべきである。
下水課(四月十九日)
一、事務の分掌狀況
(1) 職員は現在課長外技師二名書記二名技手八名事

務員四名計十七名で外に灌漑所、抽水所の技師員二十二名現業員二十名であつてその配置及び事務の分掌は適正に行はれてゐると認める。
二、事務の處理狀況
(1) 事務の處理狀況は概ね良好であるが取扱書類で決裁區分の不明瞭、決裁印洩れ等不整備のものがある又工事用材料品の受拂は規定による手續を了せず拂出をしてゐる尙文書受付簿を備付けてゐないが之等は共に規定の様式により處理願末を明かにする必要がある。
(2) 左の通り盜難に罹つていたが將來之れが豫防對策を講ずると共に監守を嚴重にする必要あるものと認める。
月 日 場所 品目 數量
自二十二年三月十日 廣瀬抽水所 積算電 一個
至同年同月二十三日 榎町抽水所 同 右 一個
同 右 榎町抽水所 同 右 一個
同 右 榎町抽水所 同 右 一個
二十二年十一月三十日 皆賀町丁目 自轉車 一台
(3) 二十二年度中の工事實施狀況は左の通りである

工事名稱 豫算額 設計金額 工事實施狀況 殘 額 備 考

下水道普通修繕工事	3,350,000.00	3,350,000.00	直營工事	2,400,000.00	8,101.00	用患水路助成金5,000圓未支拂
灌漑所修繕工事	6,000.00	6,000.00	請負工事	5,511.00	1,553.00	
下水道不定形所新設及改修工事	1,500,000.00	1,500,000.00		2,250,000.00	—	
御寺橋樋門修繕工事	100,000.00	100,000.00		111,130.00	—	
土地改良事業開渠及灌漑池浚渫工事	6,610,000.00	6,610,000.00		6,610,000.00	—	
緊急復舊事業下水道復舊工事	2,231,000.00	2,231,000.00		2,231,000.00	—	
農地復舊事業灌漑所復舊工事	1,000,000.00	1,000,000.00		1,000,000.00	—	
同 右樋門保守復舊工事	3,350,000.00	3,350,000.00		3,350,000.00	—	
失業慮急事業溝渠排水路清掃工事	6,000,000.00	6,000,000.00		5,450,000.00	550,000.00	残額は秋支費による

戰災復興事業抽水所復舊工事 七五〇・四・八
 同 管渠移設工事 一八〇〇〇・〇〇
 同 水路移設工事 五八〇四・〇元
 同 築堤工事 一三、六四三・四〇
 同 其他附帯工事 三六、八九九元

七七八〇・六一 六四、九四・六八 一四四、一〇〇・〇〇
 一八、三五・九八 三、七五五・六一 一四七、一四四・六八
 六九、九二・〇元 五、七四〇・〇元 五〇、一五〇・〇〇
 三、六四三・四〇 一三、六四三・四〇
 一四、六三九・二〇 一三、二五〇・九元 四九三・〇〇

を期すべきであると認める。
 會計課(四月二十三日)
 一、事務の分掌状況
 (1)職員は現在収入役外主事五名、書記九名、事務員十六名、囑託一名、運轉者十五名計四十七名と印刷所關係職員技手一名、事務員一名、技工五名計七名であつてその配置及び事務の分掌は適正であると認める。
 運轉者二名、印刷所職員二名職員であつた。
 二、事務の處理狀況
 (1)一般事務は概ね良好であると認める。
 (2)會計經理の狀況は適正と認める。
 (3)二十二年中購入した物品は千五百三十四万三千九百九十六圓八十二錢で物品其他の修理は二十七万六千七百七圓九十四錢(自動車修理を除く)であつて物品の出納保管は適正であつた特に用品倉庫の整理狀況は良好と認める。
 (4)不用品の處分せるものは僅か一件四千七十圓であつたが各課各學校等で保管する不用品等は物品出納の適正を期する上から整理處分すべきであると認める。
 (5)印刷所の整備狀況は概ね良好であるが、活字の整備不十分と缺員等のためいまだ市關係の需要に應じ得ない現狀である。二十二年中業者によつて印刷したものは四十万六千六百四十四圓九十一錢であつて印刷所の印刷高は三十一万七

(4)指名競争入札の指名者は殆んど三名となつていてが今少し指名者を増員して入札の指名者は殆んど三名となつていてが今少し指名者を増員して入札の執行をなすべきであると認める。
 (5)三菱造船所が施設した庚午排水唧筒所は既に市に於て操業しているが之れが正式受入手續をなすべきであると共に同じ關係にある観音排水唧筒所は工事中戦災により破壊したまゝとなつてゐるから同地域の農作物生産の重要性に鑑み早急に之れが對策を講ずる必要があると認める。
 (6)下水道復興事業五ヶ年計畫を樹立し二十三年度より實施すべく諸般の準備を進めてゐるが之が總事業費は五億六千四百六十六萬圓で財源として國庫補助二億五千七百萬圓縣補助九千三百四十一萬圓受益者負擔金一億八千六百八十二萬圓市債三千五百五十萬圓となつてゐるが政府の戦災復興事業承認總額は二十一年度が九百九十五萬九千三百五十九圓で二十二年度が三千六百一十六萬六千六百圓であつてこの内下水道復興事業に對するものは二十一年度分が二百二十萬圓、二十二年度分が二百二十七萬五千圓と言ふ實績を示している現狀であるから、この程度の事業費の承認額では完成迄には相當の年月を要することになるから、計畫通りの事業遂行は次第に困難となることは明かであると認められるから事業遂行可能な計畫を樹立して之が促進に万全の

策を講ずべきであると認める。
 (7)本市經營に係る市管住宅地帯の排水設備は全く施工してゐないため入居者は非常に困つてゐる現狀であるから、之が排水設備は最も急を要するものと認められるから早急に完成すべきである。
 三、財産の管理狀況
 負債台帳を備付けていないが早急に之れを整備して市有財産の管理に万全を期すべきであると認める。
 秘書涉外課(四月二十一日)
 一、事務の分掌狀況
 (1)職員は現在課長外主事三名書記五名事務員十三名計二十二名であつてその配置及び事務の分掌は適正であるが、涉外關係事務で主事二名が通譯翻譯の事務についてゐるが廣範圍の涉外事務の連絡統一は容易でないことが認められるから將來増員は考慮すべきであると認める。
 二、事務の處理狀況
 (1)事務の處理狀況は概ね良好であるが遅参、早退、休暇、缺勤届等規定の機式によつて處理すべきである、尙文書受付等消耗品受拂等備付けていないが、いづれも整備すべきであると認める。
 (2)涉外關係事務は關係に執行されてゐるが文書等の收受發送については尙一層各課との連絡統一

を期すべきであると認める。
 會計課(四月二十三日)
 一、事務の分掌狀況
 (1)職員は現在収入役外主事五名、書記九名、事務員十六名、囑託一名、運轉者十五名計四十七名と印刷所關係職員技手一名、事務員一名、技工五名計七名であつてその配置及び事務の分掌は適正であると認める。
 運轉者二名、印刷所職員二名職員であつた。
 二、事務の處理狀況
 (1)一般事務は概ね良好であると認める。
 (2)會計經理の狀況は適正と認める。
 (3)二十二年中購入した物品は千五百三十四万三千九百九十六圓八十二錢で物品其他の修理は二十七万六千七百七圓九十四錢(自動車修理を除く)であつて物品の出納保管は適正であつた特に用品倉庫の整理狀況は良好と認める。
 (4)不用品の處分せるものは僅か一件四千七十圓であつたが各課各學校等で保管する不用品等は物品出納の適正を期する上から整理處分すべきであると認める。
 (5)印刷所の整備狀況は概ね良好であるが、活字の整備不十分と缺員等のためいまだ市關係の需要に應じ得ない現狀である。二十二年中業者によつて印刷したものは四十万六千六百四十四圓九十一錢であつて印刷所の印刷高は三十一万七

車種	年式	在籍數	現在數	實動數	故障數	車番	輛摘	要
普通乗用車	ビツツク	一九三三	---	---	---	---	---	---
小型乗用車	オトベ	一九三三	---	---	---	---	---	---
普通貨物車	クログ	一九三三	---	---	---	---	---	---
小型貨物車	マニツ	一九三三	---	---	---	---	---	---
特種車	イスマ	一九三三	---	---	---	---	---	---

(6)自動車の保有車輛及び整備狀況は左の通りで整備狀況は概ね良好であるが現在數三十五台中實動車十八台で故障車十七台の内修理を要するも自動車現況調

の十五台であつて二十二年度中の修理費は六十八万五千八百八十八圓八十一錢支拂つてゐる現狀である將來警察及び消防局關係の自動車修理を含むと相當なる經費を必要とすることが豫想せられるから、これが配車修理等特殊性に鑑み獨立課を設置して修理機構を確立し輸送の万全を期するよう考慮すべきであると認める。

- 廣島市土地評價委員を命ずる
 廣島市吏員考査委員會委員を命ずる
 廣島市考査委員會委員に指名する
 臨時委員を命ずる
 民生局保健課勤務を命ずる
 廣島市役所運管協議會委員に指名する
 民生局商工課勤務を命ずる
 民生局社會課勤務を命ずる
 秘書涉外課秘書係長を命ずる
 廣島市公職適否審査委員會主事を命ずる
 總務局職員課務を命ずる
 廣島市事務吏員に任命する書記に補する
 事務吏員
- 新宅 武雄
 酒井 淳三
 竹内 多一
 眞藤 祥三
 松本 正爾
 竹内 多一
 清水 巖
 水野 豊
 中尾 正
 岩本 恒雄
 小川 重郎
 岩宮 登
 中村 弘温
 石川 漢江

課名	支出金額	課名	支出金額
總務課	三、八〇〇.〇〇	廣島市技術吏員に任命する	五、二四
職員課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市事務吏員に任命する書記に補する	荒神出張所長を命ずる
財政課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	民生局戸籍課寄留係長を命ずる
稅務課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	數 佐 春 男
調查課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	川 井 政 雄
社會教育課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	名 柄 正 之
社會課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	傳染病患者發生(死亡)一覽表
戶籍課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	病 名
商會課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	赤 痢
會計課	三、〇〇〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	疫 痢
總計	六、七五〇.〇〇	廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	腸チフス
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	ハラチフス
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	發疹チフス
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	痘 瘡
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	猩 紅 熱
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	チフテリア
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	流 腦 炎
		廣島市臨時資金前渡事務取扱者を命ずる	計

廣島市報

外 號

昭和二十三年
六月一日 發行

(火曜日)

發行人所

廣島市役所

電話 (四三五五番) (市金庫) (食糧課) (秘書課) (四三五七番) (秘書課) (四三五七番) (秘書課) (四三五七番) (秘書課)

退廳後及び休日 二八〇一番 二八〇五番

廣島市規則第十八號
廣島市「財政事情」の作成及び公表に關する條例施行規則を次のように定める
昭和二十三年五月三十一日
廣島市長 濱井信三

廣島市「財政事情」の作成及び公表に關する條例施行規則

第一條 「財政事情」を閲覧しようとする者は財務課に備付の閲覧請求簿に所要事項を記入して閲覧を請求するものとする
第二條 閲覧は係員の指示に従ひ執務時間中に指定された場所で行なうものとする
第三條 「財政事情」はこれを財務課外に持出してはならない

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。
告示第十四號
地方自治法第二百四十四條の規定によつて市の「財政事情」を次のように公表する
昭和二十三年五月三十一日
廣島市長 濱井信三

この公表は地方自治法の規定によつて市の財政をよく知つて置く必要があるもので毎年五月と十一月の二回の財政事情を發表することになつたのでありま
す此の度發表する「財政事情」は五月に發表する昭和二十二年度分の状況で昨年十月から今年三月迄のも

のでありますが、今回は初めてでありましたので昨年四月から九月迄の分も併せて記載致します
第一 収入と支出の概要
市は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄の一年間

第一表 一般會計の歳入状況

科 目	收 入		計 額	豫 算 額	豫算額に對する 収入額の百分率
	自四月至九月	自十月至三月			
市 稅	三〇,四八六・六四	三〇,五三〇・八六	六一,〇一七・五〇	六三,三三三・四〇	九六
縣 稅	三,〇九一・三六	八,七七一・三三	一〇,八六二・六九	一四,六九一・〇一	七四
獨 立 稅	一三,〇〇八・〇八	七,八三六・四七	二〇,八四四・五五	八,九〇七・六七	二三
地方分與稅	一八,三九九・七〇	一九,九三三・九三	三八,三三三・六三	三六,三三三・六三	一〇〇
舊法に依る稅收入	一	九五・五六	九五・五六	一	一〇〇
負擔	一	一	一	一	一〇〇
基本財産及積立金收入	三三,五九三・五三	七,一八二・二二	四〇,七七五・七五	九,九六六・八一	一二
使用料及手数料	三,四八三・三六	七,八〇五・五七	一一,二八八・九三	一〇,七三五・六四	一〇六
給水工事費收入	三三,四三六・三六	四六,〇〇一・〇一	七九,四三七・三七	六三,三七二・〇一	一〇
國庫支出	三,一六六・六五	九,七二〇・八〇	一二,八八七・四五	二五,一四九・九六	五二
縣支	一	一,三〇〇・四九	一,三〇〇・四九	一,三〇〇・四九	一〇〇
寄附金	一	一	一	一	一〇〇
線入	一	一	一	一	一〇〇
財産賣却代	九,〇〇〇・〇〇	八,八二二・三五	一七,八二二・三五	一七,四四九・九三	一〇
雑收入	一,六九九・九八	三,二七九・〇六	四,九七九・〇四	七,九四五・四七	六三
市 債	二八,〇〇〇・〇〇	七,七三三・〇〇	三五,七三三・〇〇	三三,六八二・〇〇	九四
歳入合計	二六,四〇〇・三三	六五,五八三・三三	九一,九八三・六六	一〇七,四〇三・七三	八六

第二表 一般會計の歳出状況

Table showing budgetary details for various departments including Education, Health, and Finance. Columns include '科目' (Category), '支 出' (Expenditure), '額' (Amount), and '豫算額に對する' (Percentage of Budget). Includes sub-tables for '臨時部' and '特別會計'.

第一表 一般會計の歳入状況

Table showing budgetary details for various departments including Education, Health, and Finance. Columns include '科目' (Category), '支 出' (Expenditure), '額' (Amount), and '豫算額に對する' (Percentage of Budget). Includes sub-tables for '臨時部' and '特別會計'.

第一表 一般會計の歳入状況

年度に於きましては數次に涉り給與の改正が行はれ又物價の變動に併ひ地方團體の財政需要も急激に増大いたしましたのでこれに對應して地方分與税も大幅に増額され市税總額の五七%を占めるに至りました。分與税を除いた市税の収入状況は三月末日で八二%となつて居りますこれは税制改正が行はれた税の大半が年度後半に於て課税されたため期間に餘裕が無く納税に困難を來したものと想ひますが市民各位の御協力により漸次納税成績も向上致しますので五月末の出納閉鎖期に於ける収入割合は更に上昇を示すものと期待して居ります。



No. 29

昭和二十三年 八月二日 發行 (月曜日)

廣島市役所 廣島市國泰寺町三九

電話 (四三五五番) (市金庫) (四三五七番) (食糧課) (四三五七番) (秘書課)

廣島市報第二十九號 昭和二十三年八月三日(月曜日)發行

目次

廣島市自動車運轉免許證交付手数料條例

廣島市私立小學校及中學校給食炊事給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市職工給付手續規則

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

廣島市人口、世帯數移動狀況表

料支給の例による
この規則は昭和二十三年四月一日からこれを適用す

廣島市規則第十五號

特別手当支給規程の一部を次のように改正する
昭和二十三年五月二十日 廣島市長 濱井信三

第二條中「臨時給給」の次に「暫定給給」を加える
この規程は昭和二十三年一月一日からこれを適用す

廣島市規則第十六號
暫定給與支給規程を次のように定める
昭和二十三年五月二十日 廣島市長 濱井信三

暫定給與支給規程
第一條 この規定による暫定給與は本市有給吏員、市
職員又はこれに準ずる者及び市立學校職員並びに市
費で給料を支拂する市會事務局、圖書館、選舉管理
委員會及び監査委員室の職員並びに月俸を受ける消
防團員(以下職員といふ)で暫定給與及び臨時増給の
支給を受けている者にこれを支給する。
給及及び臨時増給の合計額に職員の所定勤務時間に
左の各號の率をそれぞれ乗じて得た金額とする。
一、一週間の勤務時間の所定勤務時間が四十一時間三十分
以上、一週間の勤務時間の所定勤務時間が四十四時間以上四
十八時間未満のものにあつては六割
二、一週間の勤務時間の所定勤務時間が四十八時間以上四
十八時間未満のものにあつては七割
三、一週間の勤務時間の所定勤務時間が四十八時間以上の
ものにあつては七割
第四條 暫定給與の支給方法は給料支給の例による
この規定は昭和二十三年一月一日からこれを適用す

廣島市規則第十七號
臨時家族手当支給規程の一部を次のように改正する
昭和二十三年五月二十日 廣島市長 濱井信三

第二條中「養子縁組によるものは推定家督相続人に
限る」を削る。
第三條 第一項中「職員と同一戸籍内にある、左に掲
げる者の中で」を「職員と生計を一にする、左に掲

職員の親族の中で一に改め、同項第二號中「養子
縁組によるものは推定家督相続人に限る」を削る
第五條 中「百五十圓」を「二百二十五圓」に改める
第二項 上の者が同一家族を扶養する場合(職員でない
二人以上を扶養する場合を含む)の臨時家族手当の受給者の
順序は民法第八百七十八條によつて定められた扶養義務者
の順序により、なお順位がある場合はその扶養義務者
の順序により、更に同順位者がある場合は、その扶養
家族と同順位とし、更に同順位者がある場合は、市長が
これを定める者の資力その他一切の事情を考慮して市長が
これを定める。
前項の受給者の順序は、當事者間の協議によつて定め
た場合とは、その當事者の連署した書面(家事審判所
の定める)による場合は、家事審判所の證明書を
添えて、扶養家族認定の申請に當り、これを市長に届
け出なければならぬ。
この規定は昭和二十三年一月一日から、これを適用す

廣島市規則第十九號
廣島市納税監督手当支給規程を次のように定める
昭和二十三年六月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市納税監督手当支給規程
第一條 本市職員が諸税の納税監督並びに滞納處分に
従事したときは、この規則により手当金を支給する。
第二條 前條の手当金は、左の場合にこれを支給する。
一、納税監督又は滞納處分により各種市税を徴收し
たとき
二、滞納處分に當り差押處分(通貨差押を除く)を執
行したとき
三、同行從事したときは、從事人員數を以つて除した金額
とす
第四條 手当金は毎月從事した実績により、翌月十日
までにこれを支給する

職員の他の市税の徴收金額に對し百分の二

一、その月の十五日以前に新任者並びに十六
日以後における退職者、死亡者には、全月分を支
給する。
二、その月の十五日以前に退職者、死亡者並
びに病氣又は私事のため、その月の全日數を欠勤し
た者に、手当金は、当月分を翌月の給料支給日に支
給する。但し、轉免又は死亡したときはこの限りでない

廣島市規則第二十三號
廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を次のよう
に改正する
昭和二十三年七月五日 廣島市長 濱井信三

附則
この規則は公布の日から、これを施行する
昭和二十三年七月五日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十二號
廣島市職員危險手当支給規程を次のように定める
昭和二十三年七月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十四號
廣島市文書取扱規程の一部を次のように改訂する
昭和二十三年七月二十日 廣島市長 濱井信三

番號	件名	主管課	月日	備考
公文番號簿(第一號)				
公文番號簿(第二號)				
公文番號簿(第三號)				

廣島市規則第二十五號
道路占用規則を次のように定める
昭和二十三年七月二十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十九號
廣島市職工危険手当支給規程を次のように改訂する
昭和二十三年七月二十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十九號
廣島市職工危険手当支給規程を次のように改訂する
昭和二十三年七月二十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十九號
廣島市職工危険手当支給規程を次のように改訂する
昭和二十三年七月二十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十九號
廣島市職工危険手当支給規程を次のように改訂する
昭和二十三年七月二十一日 廣島市長 濱井信三

記載すること
 五、占用の目的及び事由
 六、占用の期間
 七、占用の場所
 八、占用の面積
 九、占用の用途
 十、占用の権利
 十一、占用の責任
 十二、占用の費用
 十三、占用のその他

第一、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第二、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第三、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第一、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第二、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第三、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第四、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第五、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

第六、この法律は、市街地の整理、及び公共の利益の増進に資することを目的とする。

等級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
第一級	10000	9000	8000	7000	6000	5000	4000	3000	2000	1000
第二級	9000	8000	7000	6000	5000	4000	3000	2000	1000	500
第三級	8000	7000	6000	5000	4000	3000	2000	1000	500	200
第四級	7000	6000	5000	4000	3000	2000	1000	500	200	100
第五級	6000	5000	4000	3000	2000	1000	500	200	100	50
第六級	5000	4000	3000	2000	1000	500	200	100	50	20
第七級	4000	3000	2000	1000	500	200	100	50	20	10
第八級	3000	2000	1000	500	200	100	50	20	10	5
第九級	2000	1000	500	200	100	50	20	10	5	2
第十級	1000	500	200	100	50	20	10	5	2	1

種別	金額
一、基本につき年額	10000
二、占用地の面積	9000
三、占用地の用途	8000
四、占用地の権利	7000
五、占用地の責任	6000
六、占用地の費用	5000
七、占用地のその他	4000

種別	金額
一、基本につき年額	10000
二、占用地の面積	9000
三、占用地の用途	8000
四、占用地の権利	7000
五、占用地の責任	6000
六、占用地の費用	5000
七、占用地のその他	4000

種別	金額
一、基本につき年額	10000
二、占用地の面積	9000
三、占用地の用途	8000
四、占用地の権利	7000
五、占用地の責任	6000
六、占用地の費用	5000
七、占用地のその他	4000

Table with multiple columns listing names and numbers, likely a directory or index. Includes names like 大原、新町、東浦、中浦、上組、下組, etc.

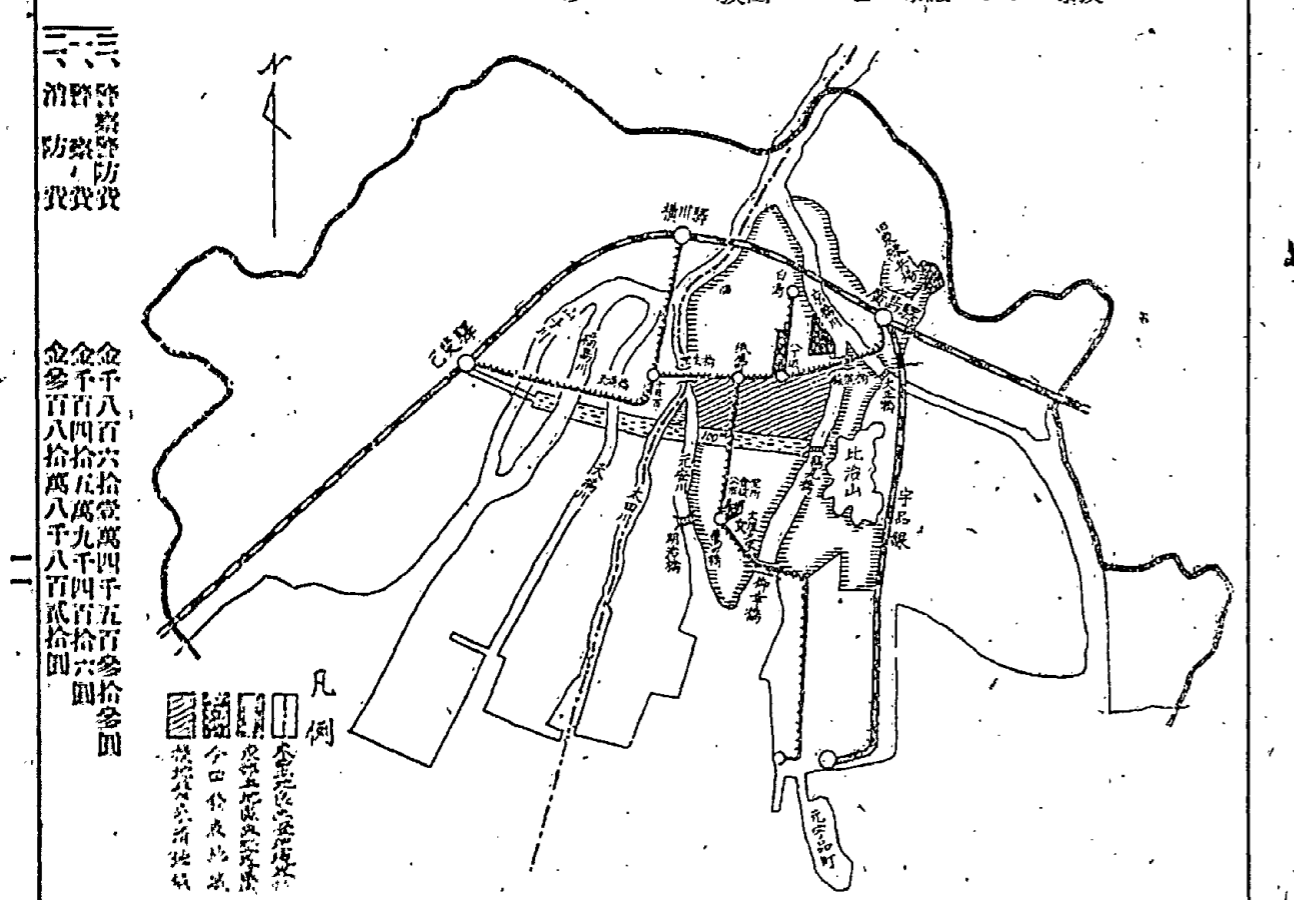
豐布信伯義正友六文英カ 秀五太光秀乙 彌正 浩卓 利正實 庫四 ヤ次 政 信鐵 太次正 開前美子美夫幸郎雄敏之勉二郎郎義雄己恒筆三雄茂志二久曉彦一葉二郎博二郎

Table with columns for '観字' (Observation characters) and '音品' (Sound products), listing various characters and their corresponding sound products.

西兒椎村秋船石田砂加龜藤木反押森天下大植本松藤濱田柳前土井半小二西中西推山山得首高湊木長稻佐 原玉木尾山岡橋中田島井原村田岩川王市政木川本尾 利 真 幸 爾 利 敏 昭 隆 孝 政 修 四 誠 太 美 節

Table with columns for '赤痢' (Dysentery) and '赤痢' (Dysentery) statistics, including dates and counts. Includes a section for '【終り二頁つゞ】' (Continued on page 2).

昭和三十二年七月二十四日 廣島市長 濱井信三 昭和三十二年七月二十九日 廣島市長 濱井信三 昭和三十二年七月二十九日 廣島市長 濱井信三



一、土	二、公	三、雜	四、市	五、市	六、市	七、市	八、市	九、市	十、市	十一、市	十二、市	十三、市	十四、市	十五、市	十六、市	十七、市	十八、市	十九、市	二十、市	二十一、市	二十二、市	二十三、市	二十四、市	二十五、市	二十六、市	二十七、市	二十八、市	二十九、市	三十、市	三十一、市	三十二、市	三十三、市	三十四、市	三十五、市	三十六、市	三十七、市	三十八、市	三十九、市	四十、市	四十一、市	四十二、市	四十三、市	四十四、市	四十五、市	四十六、市	四十七、市	四十八、市	四十九、市	五十、市	五十一、市	五十二、市	五十三、市	五十四、市	五十五、市	五十六、市	五十七、市	五十八、市	五十九、市	六十、市	六十一、市	六十二、市	六十三、市	六十四、市	六十五、市	六十六、市	六十七、市	六十八、市	六十九、市	七十、市	七十一、市	七十二、市	七十三、市	七十四、市	七十五、市	七十六、市	七十七、市	七十八、市	七十九、市	八十、市	八十一、市	八十二、市	八十三、市	八十四、市	八十五、市	八十六、市	八十七、市	八十八、市	八十九、市	九十、市	九十一、市	九十二、市	九十三、市	九十四、市	九十五、市	九十六、市	九十七、市	九十八、市	九十九、市	百、市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

歳出 合計 金參千六拾貳萬貳千圓

歳入 合計 金參千六拾貳萬貳千圓

昭和三十二年六月二十八日

東部復興事務所監査の結果

元貢

昭和三十二年六月二十八日

東部復興事務所監査の結果

元貢

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	十、	十一、	十二、	十三、	十四、	十五、	十六、	十七、	十八、	十九、	二十、	二十一、	二十二、	二十三、	二十四、	二十五、	二十六、	二十七、	二十八、	二十九、	三十、	三十一、	三十二、	三十三、	三十四、	三十五、	三十六、	三十七、	三十八、	三十九、	四十、	四十一、	四十二、	四十三、	四十四、	四十五、	四十六、	四十七、	四十八、	四十九、	五十、	五十一、	五十二、	五十三、	五十四、	五十五、	五十六、	五十七、	五十八、	五十九、	六十、	六十一、	六十二、	六十三、	六十四、	六十五、	六十六、	六十七、	六十八、	六十九、	七十、	七十一、	七十二、	七十三、	七十四、	七十五、	七十六、	七十七、	七十八、	七十九、	八十、	八十一、	八十二、	八十三、	八十四、	八十五、	八十六、	八十七、	八十八、	八十九、	九十、	九十一、	九十二、	九十三、	九十四、	九十五、	九十六、	九十七、	九十八、	九十九、	百、
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

一、	二、	三、	四、	五、	六、	七、	八、	九、	十、	十一、	十二、	十三、	十四、	十五、	十六、	十七、	十八、	十九、	二十、	二十一、	二十二、	二十三、	二十四、	二十五、	二十六、	二十七、	二十八、	二十九、	三十、	三十一、	三十二、	三十三、	三十四、	三十五、	三十六、	三十七、	三十八、	三十九、	四十、	四十一、	四十二、	四十三、	四十四、	四十五、	四十六、	四十七、	四十八、	四十九、	五十、	五十一、	五十二、	五十三、	五十四、	五十五、	五十六、	五十七、	五十八、	五十九、	六十、	六十一、	六十二、	六十三、	六十四、	六十五、	六十六、	六十七、	六十八、	六十九、	七十、	七十一、	七十二、	七十三、	七十四、	七十五、	七十六、	七十七、	七十八、	七十九、	八十、	八十一、	八十二、	八十三、	八十四、	八十五、	八十六、	八十七、	八十八、	八十九、	九十、	九十一、	九十二、	九十三、	九十四、	九十五、	九十六、	九十七、	九十八、	九十九、	百、
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

昭和三十二年六月二十八日

東部復興事務所監査の結果

元貢

昭和三十二年六月二十八日

東部復興事務所監査の結果

元貢

廣島市報 第二十九號

資本金額九千九百五十圓 返付金額九千九百五十圓 在庫金額三萬三千四百五十圓

一、東 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

二、西 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

三、南 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

四、北 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

五、中 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

資本金額九千九百五十圓 返付金額九千九百五十圓 在庫金額三萬三千四百五十圓

一、東 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

二、西 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

三、南 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

四、北 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

五、中 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

一、東 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

二、西 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

三、南 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

四、北 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

五、中 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

一、東 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

二、西 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

三、南 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

四、北 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

五、中 職員の勤務状況は概ね良好であるが、手帳未了のものがある。...

廣島市報 第二十九號 (3) 事務の整理... (2) 事務の整理... (1) 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

(1) 事務の整理... (2) 事務の整理... (3) 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

事務の整理... 事務の整理... 事務の整理...

廣島市報 第二十九號

南海觀音
白鳥

元說
小學校講堂

二二二
七六〇

五六〇
八〇六

一〇〇
〇〇〇

昭和二十三年九月一日發行

昭和二十三年九月一日發行

昭和二十三年九月一日發行

昭和二十三年九月一日發行

昭和二十三年九月一日發行



No. 30

昭和二十三年九月一日發行
(水曜日)

廣島市役所
廣島市國泰寺町三九

電話
四、三〇一
四、三五五
四、三五六
四、三五七

廣島市第三十號

昭和二十三年九月一日(水曜日)發行

【目次】

廣島市稅條例一部改正	一
廣島市警察設置條例一部改正	一
廣島市保育料徵收條例	一
廣島市港灣施設使用料條例一部改正	二
廣島市役所事務分掌條例一部改正	二
規則	二
新給與差額一部支給規則	二
廣島市出張所設置規則一部改正	三
廣島市超過勤務手当支給規則	三
廣島市港灣施設使用料條例施行細則	三
廣島市保育料徵收條例施行細則	六
廣島市役所係設置規則	六
告示	六
常住人口等調査員訂正	三
常住人口等調査員追加	三
辭令	四
雜報	四
傳染病患者發生(死亡)一覽表	五
出張所管區域別人口、世帯狀況表	五

條例

廣島市條例第十四號

廣島市議會の議決を経て廣島市稅條例の一部を次のように改正する

昭和二十三年七月三十一日 廣島市長、濱井信三

第二條中普通稅縣稅附加稅の關中「ア」稅附加稅の次に「入場稅附加稅、酒消費稅附加稅」を加える。

第四十八條中遊興稅、附加稅の次に「入場稅附加稅、酒消費稅附加稅」を加える。

第五十條中遊興稅附加稅の次に「入場稅附加稅、酒消費稅附加稅」を加える。

第三條の別表中普通稅縣稅附加稅家屋稅附加稅、賦課率又は賦課定額の欄中「本稅標準賦課率の百分の百二十」をあるを「本稅の百分の百」に改め、ア、稅の次に次の表を加える。

稅目	賦課期日	課稅	年稅一時賦課率又は納期限
入場稅附加稅	本稅賦課期日	入場稅	本稅の百分の百
酒消費稅附加稅	本稅賦課期日	酒消費稅	本稅の百分の百

附則

この條例は昭和二十三年度分ち之を適用する。但し入場稅附加稅酒消費稅附加稅については昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

廣島市條例第十五號

廣島市議會の議決を経て昭和二十三年三月廣島市條例第三十八號廣島市警察設置條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年八月一日 廣島市長、濱井信三

第三條別表第一中警視「三」を「四」に、警部「八」を「一一」に、巡查部長「六〇」を「一〇〇」に、巡查「三四〇」を「四七〇」に計「四二〇」を「六一四」に改める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市條例第十四號

廣島市議會の議決を経て廣島市保育料徵收條例を次のように定める。

昭和二十三年八月一日 廣島市長、濱井信三

第一條 本市保育所に幼児を委託するときは、この

條例により保育料を徴収する。
 第二條 保育料は一人一ヶ月五十圓とする。但し市長が必要と認めたまきはこれを減免することができ。
 第三條 保育料は市長の指定する期日までに納付しなければならない。既納の保育料はこれを還付しない。
 第四條 この條例又は市長の指示命令に違反したときは受託を停止することがある。
 この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第二十七號

廣島市議會の議決を経て廣島市港灣施設使用料條例の一部を次のように改正する。
 昭和二十三年八月一日
 廣島市長 濱井信三
 昭和二十三年四月廣島市條例第九號廣島市港灣施設使用料條例の一部を次のように改正する。
 第四條中 一、野積場
 「一坪一日につき金拾五錢以内但し月極は二十倍とする」とあるを「一坪一日につき金壹圓以内但し月極は二十倍とする」に改める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市條例第十八號

廣島市議會の議決を経て廣島市條例第十八號廣島市役所事務分掌條例の一部を次のように改正する。
 昭和二十三年八月二十日
 廣島市長 濱井信三
 第一條中「秘書渉外課」を「秘書課」に改め「稅務課」の次に「渉外課」を加える。

規則

廣島市規則第二十號の二
 新給與差額一部支給規則を次のように定める。
 昭和二十三年六月三十日
 廣島市長 濱井信三
 新給與差額一部支給規則
 第一條 本市有給吏員、囑託員、雇員又はこれに準

廣島市規則第二十二號の二
 廣島市出張所設置規則の一部を次のように改正する。
 昭和二十三年七月三日
 廣島市長 濱井信三
 第四條中「市長の命を受け」を「上司の命を受け」に改める。
 第一條別表中「小網町五〇」を「榎町八七」に改める。

附則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市規則第二十六號

廣島市超過勤務手当支給規則を次のように改正する。
 昭和二十三年八月一日
 廣島市長 濱井信三
 廣島市超過勤務手当支給規則
 第一條 本市職員が市長の命により標準勤務時間を超え、又は休日勤務した時は別段の規定のあるものの外、この規則により超過勤務手当を支給する。
 前項の標準勤務時間は廣島市役所勤務時間、休日は官廳の例による。但し監視又は質的労働に従事するものにあつては、廣島労働基準監督署長の承認を経た勤務時間を以て標準時間とする。
 第二條 この手当の種類及び金額は別段の通りとする。
 第三條 日直及び宿直手当は職員が市長の命により本務に従事しないで、その所屬の事務所において、總會、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び局内の監視に従事した場合、その勤務回数に

課」の次に「渉外課」を加える。
 第五條の一部を次のように改める。
 秘書渉外課の分掌事務中標題「秘書渉外課」を「秘書課」に改め
 第三號を削り、第四號を第三號とする。
 秘書課の分掌事務に次の一號を加える。
 四、情報連絡に關すること。
 稅務課の分掌事務の次に左の通り加える。
 渉外課
 一、進駐軍及び外國人に關すること
 二、その他外事に關すること
 保健課の分掌事務中第四號の次に
 五、保健所に關すること。
 を加へ第五號を第六號とする。
 經理課の分掌、事務中標題「經理課」を「庶務課」に改め
 第二號の次に
 三、市有土地建物その他財産に關すること。
 を加へ第三號を第四號とする。

規則

廣島市規則第二十號の二
 新給與差額一部支給規則を次のように定める。
 昭和二十三年六月三十日
 廣島市長 濱井信三
 新給與差額一部支給規則
 第一條 本市有給吏員、囑託員、雇員又はこれに準

規則

應じて支給する。
 第四條 時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務に支給する手当の標準となる勤務一時間當り給與額は月給（自給者は三十日分）及び之に伴ふ増加給並に勤務地手当の月額を二百七十五時間除して得た額とする。
 第五條 勤務時間の計算は一ヶ月分締切計算において一時間に満たない時間の三十分以上はこれを一時間とし三十分未満はこれを切捨てる。
 第六條 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給を受けることができる職員から要求があつた時は手当の支給に替えてこれに相當する有給の休暇を與へることが出来る。
 第七條 公務により出張中の職員に對してはこの手当を支給しない。
 第八條 職員が出勤、遅参、早退、その他の事由により所定の勤務時間を勤務しなかつた場合は第四條の標準勤務時間一時間當りの給與額にその勤務でなかつた時間数を乗じて得た額を、その者の受けるべき時間外勤務手当及び休日勤務手当の額から減額する。
 前項の勤務しなかつた時間には市長が許可を與へた休暇及び市長がやむを得ない認められた時間はこれを算入しない。
 第九條 この手当はその月分を取りまとめ翌月中にこれを支給する。
 附則
 この規則は七月一日からこれを適用する。

別表

區分	單位	金額
時間外勤務手当	一時間	勤務一時間當り給與額の十二割五分額、但し標準勤務時間が一時間以内の時、八時間以内の時、八時間以上十時間以内の時、十時間以上十二時間以内の時、十二時間以上十四時間以内の時、十四時間以上十六時間以内の時、十六時間以上十八時間以内の時、十八時間以上二十時間以内の時、二十時間以上二十四時間以内の時、二十四時間以上二十六時間以内の時、二十六時間以上二十八時間以内の時、二十八時間以上三十時間以内の時
深夜勤務手当	一時間	勤務一時間當り給與額の二割五分額、但し假眠時間に半額
休日勤務手当	一時間	勤務一時間當り給與額の十二割五分額
宿直手当	一夜	金七拾圓
日直手当	一日	金百圓

廣島市規則第十一號の二

廣島市港灣施設使用料條例施行細則を次のように定める。
 昭和二十三年四月三十日
 廣島市長 濱井信三
 廣島市港灣施設使用料條例施行細則
 廣島市港灣施設使用料條例施行細則
 第一條 廣島市港灣施設使用料條例第四條第一號及び第三號の使用料を次の通り定める。
 一 野積場 一坪一日につき金十五錢（甲地）
 二 上屋 一坪につき三日又はその端數毎に金三圓
 三 野積場
 第二條 野積場は、その區劃により、甲、乙兩等級に分ち、乙地の使用料は甲地の七割とする。

第三條 野積場の使用は、原則として半ヶ月単位とし半ヶ月分の使用料は月種料金（二十日分）の半額とする。

第四條 野積場を使用しようとする者は、第一號様式の野積場使用申込書を廣島市港灣事務所（以下事務所という）に提出して第二號様式の野積場使用許可證の發行を受けなければならぬ。

第五條 野積場の使用料は、許可證發行の日から半ヶ月単位で前納するものとする。

第六條 野積場の區劃、通路、集積方法等に關しては使用者は、すべて事務所の指示を遵守しなければならない。使用者は、使用期間中、その許可證番號及び使用者氏名を立札表示するものとする。

第七條 野積場に集積中の貨物は、使用者が保管し市は一切その責に任じない。

（棧橋）

第八條 團体客の棧橋使用料は、片道客は三百人以上、往復客は二百人以上の場合、それぞれ規定料金の五割引とする。但し、特別の事情があるものに限り、これを減免することがある。

第九條 警察官、警察吏員、郵便電信集配人、郵便遞送人、税關吏及び警備料を支拂つた船舶の乗組員に對しては、棧橋使用料を徴收しない。

第十條 海運業者の取扱にかかわる荷客の棧橋使用料はその海運業者から徴收する。

第十一條 海運業者取扱以外の荷客の棧橋使用料は直接これを徴收する。

第十二條 棧橋通行者には、第三號様式の棧橋通行券を交付する。月種使用者は、料金を前納して第四號様式の月種使用證を保持するものとする。備第十三條 情況により、市は棧橋の使用を禁止又は

制限することがある。

第十四條 船舶の棧橋留置位置については、すべて事務所の指示に従うものとする。

第十五條 棧橋使用中に生じた損害については、市は賠償の責に任じない。

第十六條 上屋を使用しようとする者は第五號様式の上屋使用願を事務所提出して承認を受け、規定の料金を納入するものとする。貨物を搬出しよ

うとするときは、第六號様式の貨物搬出届を、上屋使用の用途、期間その他條件を變更しようとするときは、第七號様式の上屋使用變更願を、それぞれ事務所に提出して承認を受けなければならない。

第十七條 上屋に收容中の貨物は、上屋使用者が保管し、市は一切その責に任じない。

附則
この細則は、廣島市港灣施設使用料條例施行の日から、これを適用する。

野 積 場 使 用 申 込 書

貨物の種類数量	仕向地	
使用希望區劃	第 號地	坪
使用期間	撤入豫定	昭和 年 月 日
	撤出豫定	昭和 年 月 日
荷主住所氏名	團	
荷扱者住所氏名	團	
	昭和 年 月 日 申込	

←三寸三分→

第二號 樣式

野 積 場 使 用 許 可 證

發行年月日 昭和 年 月 日		番 號	第 號
貨物の種類	數量	使用區劃	第 號地
			等級坪數
使用期間	自昭和 年 月 日	使用料金	圓
	至昭和 年 月 日		
荷 主			
荷 扱 業 者			
上記の使用を許可する 廣島市港灣事務所			

←三寸三分→

第五號 樣式

上 屋 使 用 願

品目	數量	噸數	品目	數量	噸數	種 類 期 間		面 積	積 荷	要
						甲種	乙種			
						至自	至自	坪	坪	
						月月	月月			
						日日	日日			
收容貨物種類及數量										

←一吋六分→

第三號 樣式

字 品 棧 橋

通 行 一 回 限

←一吋二分→

第四號 樣式

第 號 使 用 者

字 品 棧 橋 月 極 使 用 證 ()

有 効 期 間 自 昭 和 年 月 日 至 昭 和 年 月 日

←一吋八分→

右御承認下さる様御願ひ致しよす

廣島市長 殿

昭和 年 月 日

第六號 様式

三寸五分

上屋貨物搬出届

種別	坪數	終了月日	搬出貨物種類及數量			
			品目	個數	品目	噸數
甲種						
乙種						

右搬出を御承認下さる様御願ひ致します
年月日 住所氏名印
廣島市長 殿

第七號 様式

上屋使用變更願

種類	延長期間	面積	積	摘要	使用者		收容貨物種類及數量
					前使用者	變更使用者	
甲種					住所氏名印	住所氏名印	
乙種							

右の通り變更御承認下さる様御願ひ致します
年月日 住所氏名印
廣島市長 殿

廣島市規則第二十七號

廣島市保育料徵收條例施行細則を次のように定める

昭和二十三年八月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市保育料徵收條例施行細則

- 第一條 廣島市保育料徵收條例(以下條例という)第二條但書により左の第一號乃至第四號に該當するときは保育料を半減し、第五號及び第六號に該當するときは、これを免除する。
 - 二、その月において十五日以上連続欠席したとき、その月の十六日以後に入所し又は十五日以前に退所したとき
 - 三、同一世帯に屬する二人以上の幼児が入所した場合その中の一人を除く他の幼児
 - 四、生活要援護者
 - 五、正病の手續を経て全月欠席したとき
 - 六、生活被保護者(生活保護法該當者)
- 第二條 前條第四號及び第六號により保育料の減免を受けようとする者は児童委員の證明を附し市長の承認を受けなければならない。
- 第三條 條例第三條による保育料の納付期日は毎月末日までとする。

附則

この細則は條例公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第二十八號

廣島市役所設置規則を次のように改正する。

昭和二十三年八月二十日

廣島市長 濱井信三

廣島市役所設置規則

第一條 市役所の各課に次の係を置く

- 會計課 出納係 用度係 配車係
秘書課 秘書係 連絡係
- 總務局
庶務課 庶務係 文書係 出張所係
職員課 人事係 給與係 厚生係
財務課 財務係 經理係
稅務課 庶務係 第一檢稅係 第二檢稅係
渉外課 第一賦課係 第二賦課係 徵收係
調查課 外事係 渉外係
民生局 調査係

- 社會教育課 社會教育係 青少年係 體育係
學務課 庶務係 學事係 施設係
社會課 庶務係 保護係 福利係
戶籍課 戶籍係 寄留係 證明係
商工課 商政係 勸業係 觀光係
食糧課 農政係 水産係 食品係 農政係
保健課 公衆衛生係 健康指導係 豫防係
清掃係

復興局

- 庶務課 庶務係 資材係 管財係
土木課 庶務係 計畫係 工事係 公園係
住宅課 庶務係 計畫係 工事係
營造課 庶務係 計畫係 工事係
上水課 庶務係 計畫係 工事係
給水課 料金係 給水係 淨水係
下水課 庶務係 計畫係 工事係

東部復興事務所

- 庶務課 庶務係 土地係 清償係
工務課 測量係 工事係 換地係
第二條 區の分掌事務は左の通りとする。

廣島市報 復活第三十號

- 會計課 出納係
一 收入及び支出に關すること。
二 金錢及び有價證券の保管に關すること。
三 歳入出決算に關すること。
四 雜部金に關すること。
五 市金庫に關すること。
六 課内庶務に關すること。

- 用度係
一 物品の調達及び修繕に關すること。
二 物品の管理に關すること。
三 納入物品の檢査に關すること。
四 不用物品の處分に關すること。
五 その他物品會計に關すること。
六 印刷所に關すること。

配車係

- 一 自動車に關すること。

秘書課

- 一 儀式及び交際に關すること。
二 褒賞及び表彰に關すること。
三 式辭、祝辭等に關すること。
四 その他秘書に關すること。
五 課内庶務に關すること。
連絡係
一 連絡に關すること。
二 市長の特命に關すること。

廣島市報 復活第三十號

- 二 廳舎の維持管理に關すること。
三 各課の連絡調整並びに令達に關すること。
四 警察及び消防に關すること。
五 都市連盟、全國市長會及び市政協議會に關すること。
六 町名、字名の新設變更に關すること。
七 渡航其他證明事項に關すること。
八 公職追放に關すること。
九 他の局、課の主管に屬しないこと。
十 課内庶務に關すること。

- 文書係
一 法規、例規に關すること。
二 文書の收受發送に關すること。
三 文書の保存整理に關すること。
四 官報縣報の保存に關すること。
五 市の公告及び市報發行に關すること。
六 市史の編纂に關すること。
七 公印の管守に關すること。

出張所係

- 一 出張所の統轄並びに連絡に關すること。
二 出張所職員の人事給與に關すること。
三 出張所物品の調達に關すること。
四 所舎の管理に關すること。
五 その他出張所關係庶務に關すること。

廣島市報 復活第三十號

六 課内庶務に關すること。
 給與係
 一 職員の給與及び待遇に關すること。
 二 職員の退職料、退職死亡給與金及び遺族扶助料に關すること。
 三 給與台帳及び給與月報に關すること。
 四 その他給與に關すること。

厚生係

一 職員の教養文化の向上に關すること。
 二 職員の業務能率の増進に關すること。
 三 職員福利厚生に關すること。
 四 職員保健に關すること。
 五 共済組合及び職員組合に關すること。

財務課

財務係
 一 歳入出豫算の編成に關すること。
 二 公債及び借入金に關すること。
 三 市議會に關すること。
 四 基本財産及び積立金に關すること。
 五 事務報告書及び財産表に關すること。
 六 市有財産彙帳の整理に關すること。
 七 その他財務に關すること。
 八 課内庶務に關すること。

經理係

一 歳入出豫算の經理に關すること。
 二 收入支出命令に關すること。

稅務課

庶務係
 一 各稅及び稅外收入金の集計整理に關すること。

二 收入命令に關すること。
 三 過誤納金の整理及び還付に關すること。
 四 特別徵收による諸税金に關すること。
 五 課内庶務に關すること。

第一檢稅係

一 營業稅、縣市獨立稅の課稅資料の調査に關すること。

第二檢稅係

一 不動産取得稅、建築稅、家屋稅、縣市民稅の課稅資料の調査に關すること。

第一賦課係

一 地租、營業稅及び縣市の獨立稅の賦課に關すること。

第二賦課係

一 不動産取得稅、建築稅、家屋稅、縣市民稅の賦課に關すること。

徵收係

一 滯納金の徵收、處分に關すること。
 二 納稅督促に關すること。
 三 徵稅の囑託、受託に關すること。
 四 財産差押に關すること。

渉外課

一 他家屋に關すること。

渉外係

一 他家屋に關すること。

一 外國人登録令に關すること。
 二 第三國人送還事務に關すること。
 三 課内庶務に關すること。

渉外係

一 進駐軍との交渉連絡に關すること。
 二 翻譯並びに通譯に關すること。
 三 その他外事に關すること。

調查課

庶務係
 一 廣島市統計書並びに統計表作成に關すること。
 二 市勢要覽に關すること。
 三 課内庶務に關すること。

調查係

一 國勢調査に關すること。
 二 人口統計に關すること。
 三 勤勞統計に關すること。
 四 農業水産業調査に關すること。
 五 工業調査並びに會社統計調査に關すること。
 六 事業所統計調査に關すること。
 七 その他調査に關すること。

民生局

社會教育課

社會教育係
 一 公德心、科學知識の向上及び普及に關すること。
 二 美術及び藝術に關すること。
 三 圖書館、博物館及び公民館に關すること。
 四 貯蓄獎勵に關すること。
 五 政治、宗教、婦人その他の文化諸團體に關すること。

六 映畫及び出版物に關すること。
 七 その他市民文化に關すること。
 八 局及び課内庶務に關すること。
 青少年係
 一 青年團體、少年團體の育成指導に關すること。
 二 青少年に關する各種行事の開催に關すること。
 三 その他青少年に關すること。

體育係

一 市民體育に關すること。
 二 體育團體との連絡に關すること。
 三 市設運動場に關すること。

學務課

庶務係
 一 教育關係豫算の編成並びに經理に關すること。
 二 學校關係諸給與その他所要經費の支拂に關すること。
 三 孤兒集團教育所に關すること。
 四 課内庶務に關すること。

學事係

一 學校、幼稚園職員の進退、待遇、服務等に關すること。
 二 教育の研究、輔導に關すること。
 三 學校の設置、廢止並びに學區の制定に關すること。
 四 教育團體との連絡に關すること。
 五 學校衛生並びに給食に關すること。
 六 授業料、入學料徵收に關すること。
 七 就學に關すること。

施設係

一 學校、幼稚園の建築計畫並びに營繕に關すること。
 二 校舍、校地の管理に關すること。
 三 學校用品調達手續に關すること。
 四 學校關係指定生産資材申請並びに制當に關すること。
 五 その他學校施設に關すること。

社會課

庶務係
 一 漂流物、沈没品に關すること。
 二 復員殘務整理に關すること。
 三 戦災者、復員者及び引揚者の援護に關すること。
 四 將校名簿に關すること。
 五 供養に關すること。
 六 雇傭人扶助令に關すること。
 七 課内庶務に關すること。

保護係

一 生活保護法施行に關すること。
 二 生活困難者の援護に關すること。
 三 民生委員に關すること。
 四 罹災救助に關すること。
 五 救護物資に關すること。
 六 共同募金に關すること。
 七 驟前臨時出張所に關すること。
 八 その他援護に關すること。

福利係

一 勞働問題及び失業対策に關すること。
 二 職業補導及び授産に關すること。
 三 各種社會調査に關すること。
 四 兒童保護、司法保護に關すること。

戶籍課

戶籍係
 一 戶籍に關すること。
 二 改氏名に關すること。
 三 國籍の得喪に關すること。
 四 人口動態調査に關すること。
 五 戶籍相談に關すること。

寄留係

一 寄留に關すること。

證明係

一 印鑑證明に關すること。
 二 身分その他諸證明に關すること。
 三 課内庶務に關すること。

商工課

商政係
 一 衣料品その他家庭用雜貨の配給に關すること。
 二 資源の回收活用並びに調査に關すること。
 三 露店營業の許可並びに輕車輛の認可取締に關すること。
 四 事業内容の證明並びに協同組合設立に關すること。

勸業係

一 經濟事情の調査及び研究に關すること。
 二 商工業の振興に關すること。
 三 金融に關すること。
 四 公設市場の運営に關すること。

- 五 度量衡に關するもの。
- 六 港灣に關するもの。
- 七 課内庶務に關するもの。

- 八 魚市場に關するもの。
- 食品係
 - 一 主要食糧の配給に關するもの。
 - 二 副食物及び調味料の配給に關するもの。
 - 三 飲用牛乳並びに乳製品の配給に關するもの。
 - 四 燃料の配給に關するもの。
 - 五 青果物中央卸賣市場の設置に關するもの。
 - 六 廣島市製鹽所並びに廣島市家畜市場に關するもの。
 - 七 統制配給機關及び統制配給団体に關するもの。
 - 八 課内庶務に關するもの。

- 八 課内庶務に關するもの。
- 健康指導係
 - 一 國民醫療法に關するもの。
 - 二 醫業類似行為に關するもの。
 - 三 理容師法に關するもの。
 - 四 兒童並びに勞働衛生に關するもの。
 - 五 妊産婦、乳幼児の保健に關するもの。
 - 六 榮養調査並びに改善に關するもの。

食糧課

農産係

- 一 農業及び畜産業の生産指導に關するもの。
- 二 農業經營並びに家庭園藝經營の指導に關するもの。
- 三 主要食糧、蔬菜供出に關するもの。
- 四 報償物資に關するもの。
- 五 食糧調整委員會並びに食糧増産對策委員會に關するもの。
- 六 縣駐在技術員に關するもの。

水産係

- 一 水産物の生産並びに加工指導に關するもの。
- 二 水産業關係団体に關するもの。
- 三 漁船及び漁業權に關するもの。
- 四 鮮魚介類及び加工水産物の配給に關するもの。
- 五 漁業生産資材並びに報償物資に關するもの。

保健課

公衆衛生係

- 一 食品衛生法に關するもの。
- 二 有毒飲食物等取締に關するもの。
- 三 その他公衆衛生に關するもの。
- 四 墓地、火葬場及び埋火葬に關するもの。
- 五 保健所に關するもの。
- 六 衛生試驗所、傳染病院並びに市民病院に關するもの。
- 七 屠場に關するもの。

清掃係

- 一 塵芥、汚物、尿尿に關するもの。
- 二 共同便所に關するもの。
- 三 公園、綠地、運動場等の清掃に關するもの。
- 四 塵芥汚物並びに尿尿處理場その他清掃施設に關するもの。
- 五 簡易公衆事業に關するもの。
- 六 胞衣その他産時の汚穢物に關するもの。

庶務係

- 一 局内豫算の編成に關するもの。
- 二 豫算關係諸報告並びに申請に關するもの。
- 三 局内の庶務及び調整連絡に關するもの。
- 四 復興史編纂に關するもの。
- 五 公共事業勞務關係諸配給物資の申請及び配給に關するもの。
- 六 課内庶務に關するもの。

資材係

- 一 復興用諸資材の申請購入及び保管に關するもの。
- 二 資材關係各種調査報告に關するもの。

管財係

- 一 財産の登記並びに保險に關するもの。
- 二 部落有財産に關するもの。
- 三 土地の評価に關するもの。
- 四 疎開跡地處理に關するもの。
- 五 地上物件各種補償に關するもの。
- 六 不動産の買収、牧用、拂下、貸借に關するもの。
- 七 地籍調査に關するもの。
- 八 他課に屬しない市有財産の取得管理處分に關するもの。

土木課

庶務係

- 一 土木事業、都市計畫事業諸手續に關するもの。
- 二 道路、橋梁、河川、堤防、公園の管理並びに古用使用に關するもの。
- 三 鐵道、軌道、渡船等に關するもの。
- 四 港灣施設に關するもの。

計畫係

- 一 土木工事、都市計畫事業の計畫調査測量設計等に關するもの。
- 二 建築線に關するもの。
- 三 道路整頓に關するもの。

工事係

- 一 道路、橋梁、河川、堤防、港灣、公園等の維持修繕に關するもの。
- 二 土木並びに都市計畫工事の施行に關するもの。

公園係

- 一 公園綠地の企畫並びに調査及び設計施工に關するもの。
- 二 公園の測量設計工事の施行並びに維持管理に關するもの。

住宅課

庶務係

- 一 住宅建設事業の諸手續に關するもの。
- 二 地代家賃統制令に關するもの。
- 三 住宅建設用資材の購入保管及び出納に關するもの。
- 四 住宅の入居、管理に關するもの。
- 五 分譲基金及び家賃の決定及び徴收に關するもの。
- 六 公共事業勞務に關するもの。
- 七 課内庶務に關するもの。

計畫係

計畫係

計畫係

計畫係

計畫係

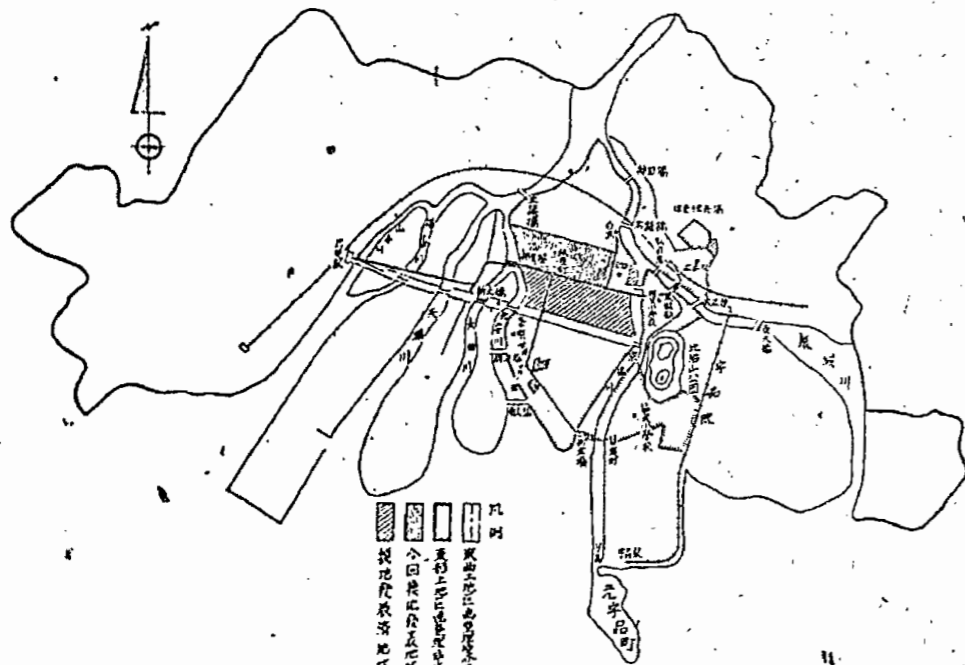
計畫係

計畫係

計畫係

計畫係

委員の諮問を経て決定致しましたから關係者は、東部復興事務所にて詳細御承知下さい。



地指定地について
一、廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴ふ左記町名の土地は換地豫定地が區劃整理

二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は所有土地を提出して居られる人のみに送達します尙土地所有届を未だ提出して居ない人は至急届出で願ひます。

三、今回發表地區の土地を賣買又は譲渡せられる時は事前に必ず當事務所へ協議の上御取運願ひます。萬一連絡無き場合は決定した換地取消すことに立至る事もありますから是非連絡方實行下さい。

四、前記換地豫定地の使用開始の時期及借地權其他の權利に付ては、追而指定します。

廣島市告示甲第三十二號
本日市議會の議決を経て昭和二十三年度、廣島市城入川豫算追加の要領は左の通り。但し本豫算は即日これを施行

昭和二十三年八月三十日

- 工事係
- 一 水道工事の施行に關すること。
 - 二 配水管の維持管理に關すること。
- 浄水係
- 一 取水場、淨水場、調整場の維持、操作及び取締に關すること。
 - 二 送水管路及び送電線路の維持管理に關すること。
 - 三 水源保護區域の取締に關すること。
 - 四 水質に關すること。

- 給水係
- 一 給水の方法及び種別決定に關すること。
 - 二 水道使用料の測定に關すること。
 - 三 水道使用料、手数料、工事費の徴收及び還付に關すること。
 - 四 量水器點檢に關すること。
 - 五 課内庶務に關すること。
- 給水係
- 一 給水装置の設計施工並びに修繕に關すること。
 - 二 給水用品の製作及び修繕に關すること。
 - 三 工用資材の購入、保管出納に關すること。
 - 四 公共事業勞務に關すること。
- 下水係
- 一 下水道事業の諸手続きに關すること。
 - 二 工用資材の購入保管、出納に關すること。
 - 三 下水道及び灌漑施設の管理に關すること。
 - 四 公共事業勞務に關すること。

- 計畫係
- 一 下水道及び灌漑施設の調査設計に關すること。
- 工事係
- 一 下水道及び灌漑工事の施行に關すること。
 - 二 下水道の維持修繕及び清掃に關すること。
 - 三 私設下水道に關すること。
- 東部復興事務所
- 庶務係
- 一 土地區劃整理事業の諸手續等に關すること。
 - 二 事業用資材の購入及び保管出納に關すること。
 - 三 所舎の維持管理に關すること。
 - 四 公共事業勞務に關すること。
 - 五 所内庶務に關すること。

- 土地係
- 一 復興相談に關すること。
 - 二 土地の登記及び諸手續に關すること。
 - 三 減歩補償その他土地評價に關すること。
 - 四 行政區劃改廢並びに地積査定に關すること。
 - 五 土地區劃整理委員會に關すること。
 - 六 土地の調査とその他に關すること。
- 補償係
- 一 區劃整理地區内の建物その他の移轉計畫に關すること。
 - 二 區劃整理地區内建物等移轉その他の補償に關すること。
- 工務係

- 測量係
- 一 測量及び圖面作成に關すること。
 - 二 道路計畫に關すること。
 - 三 建築線に關すること。
- 工事係
- 一 區劃整理事業の計畫調査設計及び施行に關すること。
- 換地係
- 一 換地設計及び圖面に關すること。
 - 二 建築許可申請に關すること。

第三條 前條の同一課内に屬する分掌事務については、課長は隨時必要に應じ係の所管を變更して事務を分掌させることができる。但し長期間にわたる場合はこの限りでない。

第四條 係に係長を置く。

第五條 係長は、事務吏員又は技術吏員の中から、市長がこれを命ずる。

第六條 係長は上司の命を受け、その所管事務を承理し、所屬員を指揮監督する。

第七條 係長に事故があるときは上席の係員がその事務を代理する。

第八條 職員（係長を除く）の係配屬は、課長がこれを定め、文書を以て上司に報告しなければならぬ。

附則
この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市告示甲第二十九號
昭和二十三年八月五日
廣島市長 濱井信三

第三回假換地豫定地指定並に第三回特別假換地豫定

廣島市告示甲第二十四號の三
昭和二十三年七月二十日
廣島市長 濱井信三

一、傳染病豫防費 金八拾五万六千四百拾圓

二、消防費 金拾參万圓

三、警察警防費 金拾參万圓

四、縣支出金 金四拾參万貳千圓

五、補助金 金四拾參万貳千圓

六、繰越金 金五拾五万四千四百拾圓

七、前年度繰越金 金五拾五万四千四百拾圓

八、繰越金 金五拾五万四千四百拾圓

九、前年度繰越金 金五拾五万四千四百拾圓

歳入合計 金九拾八万六千四百拾圓

歳出

住宅人口調査員異動

調査員異動表

調査員	新調査員	異動事由
香取 隆	新調査員	一身上の都合
三〇 坂本 正	正	一身上の都合
三六 中野 吉	竹市五〇合社員	一身上の都合

住宅人口調査員異動

住宅人口調査員異動表

調査員	新調査員	異動事由
三〇 坂本 正	正	一身上の都合
三六 中野 吉	竹市五〇合社員	一身上の都合

廣島市告示甲第二十四號之二

昭和二十三年七月二十日 廣島市長 濱井信三
昭和二十三年常住人口調査並びに住宅調査の調査員を左の通り追加する。

Table with 2 columns: Position (e.g., 調査員, 事務吏員) and Name (e.g., 松本千太郎, 大崎正幸).

辭令

三、七、八、三、民生局社會課勤務を命ずる
事務吏員 本多 博
事務吏員 田窪 眞吾

總務局渉外課長を命ずる 山口政衛
民生局戶籍課長を命ずる 龍神 蔀
民生局社會課長を命ずる 大崎正幸

民生局學務課庶務係長を命ずる 景山 豊
民生局商工課觀光係長を命ずる 廻船文明
民生局商工課商政係長を命ずる 瀧本 鶴一

雜報

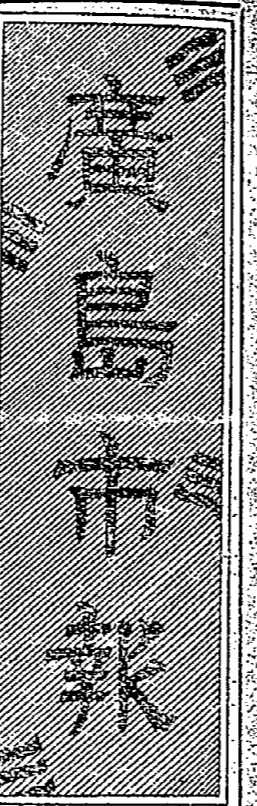
秘書課勤務を命ずる (各通)
同 同 同 同 同
同 同 同 同 同

傳染病患者發生(死亡)一覽表

Table with 2 columns: Disease Name (e.g., 牛田, 尾崎) and Count (e.g., 八, 一四).

出張所所管區域人口、世帯狀況表

Large table with 5 columns: Location (e.g., 牛田, 尾崎), Population, Households, and Comparison. Includes a sub-table for '日本腦炎' (Japanese Encephalitis).



外 號
昭和三十二年 九月十三日 發行
(月 曜日)

發行所 廣島市役所
廣島市國泰寺町三九
電話
※二八〇一 番 一 二八〇五番
四三五五番(會計課)
四三五六番(食糧課)
四三五七番(秘書課渉外課)

(目次)

◎規 則

廣島市金庫事務取扱規則制定

廣島市雜部事務取扱規則制定

廣島市規則第二十九號

廣島市金庫事務取扱規則を次のように改正する

昭和二十三年九月一日

廣島市長 濱井信三

第一條 第一章 總 則
第一條 市金庫は、市の属する現金の出納、保管及び事務取扱その他のについては、法令その他特別の定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

第二條 市金庫事務の取扱人員その他の事務取扱順序は、すべて収入役の指示によるものとする。但し、左に掲げる第三條に別記し、整理するものとする。但し、更にこれを別記し、整理することのできる。

第四條 市金庫は、常に現金の現在高を明確にし、現金の出入帳は、毎日の現金出入帳を明らかにし、その部記帳簿に記入し、納付者から、納税傳令書、徴税金簿、納金簿、納付書、納税簿、現金の納付を受けたときは、これを収納し、領收證書を納入者に交付しなくてはならない。

第六條 市金庫は、納金簿、納付書、納税簿、現金の納付を受けたときは、これを収納し、領收證書を納入者に交付しなくてはならない。

第九條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。但し、収入役が交付した支拂通知書の金額が、前項の支拂通知書の金額を超過するときは、収入役の指示によるものとする。

第十條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十一條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十二條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十三條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十四條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十五條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十六條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

第十七條 市金庫は、債権者が收入役の發行した支拂通知書を提出し、支拂の請求を受けたときは、収入役が交付した支拂通知書の金額を支拂うものとする。

債権者類を添え、収入役に提出しなければならぬ。但し、支拂完了の場合、その日より五日以内にこれを手續をしなければならぬ。市金庫は、左に掲げる、各號の二つに該當するものがあるときは、その事由を告げ支拂を中止し、直ちにその旨を収入役に通知し、指示を受けなければならない。

支拂日計 昭和年度 昭和年月日 第 號

支拂日計 昭和年度 昭和年月日 第 號

同様の支拂通知書により上記の通り支拂しました

上記の通り支拂したことを認証する

第八條 第一章 收入 第八條 收入命令書は徴收決定又は収入ごとにこれを發行しな

昭和年度 昭和年月日 分元利金支拂計算書

上記の通り相違なし 昭和年月日 廣島市収入役氏名 印

廣島市規則第三十號 廣島市規則第三十號 廣島市規則第三十號

公金預り金元帳 第一號様式

註 摘要欄には「市長その他口」及び「雑部金」を区分し記載するものとする

日計表 昭和年度 昭和年月日

昭和年度 昭和年月日 日計表

上記の通り相違なし 昭和年月日 廣島市収入役氏名 印

日計表 昭和年度 昭和年月日

昭和年度 昭和年月日 日計表

上記の通り相違ないことを認証する 昭和年月日 廣島市収入役氏名 印

昭和年度 昭和年月日 日計表

昭和年度 昭和年月日 日計表

上記の通り収納につき認証書を添え報告する 昭和年月日 廣島市収入役氏名 印

昭和年度 昭和年月日 日計表

上記の通り領収した 昭和年月日 廣島市収入役氏名 印

廣島市報 外

第三號様式

廣島市報社外

命令第	科目	金額	収入役印	主任印

収入集計表

昭和年月日分	昭和年度

科	氏名	件数	金額	内
				内課の欄は節別金額を記入するものとする

経	濟	支出命令書	年	度
---	---	-------	---	---

事由・品目・数量	金額

上記の金額請求します
昭和年月日 住所氏名
廣島市長濱井信三殿
上記の金額領収しました
昭和年月日
廣島市収入役黒瀬齊殿

収入印紙

経	濟	物品購入修繕何及び支出命令書	年	度
---	---	----------------	---	---

検収品目	数量	単価	金額	申途

上記の通り 請求します
昭和年月日 住所氏名
廣島市長氏名殿
上記の金額領収しました
昭和年月日 受取人
廣島市収入役氏名殿

入紙貼

経	濟	支出命令書	年	度

歳出	命令第	號	市助
	昭和年月日		長役

支出を命ず
廣島市長氏名印
廣島市収入役氏名殿
支第 昭和年月日
収入役係
主任 審査 記帳
任 査 帳

目金額	節別金額
百拾万千百拾圓拾錢	

摘要

経	濟	振替命令書	年	度
---	---	-------	---	---

款	項目	金額

昭和年月日 經濟
主任 審査 記帳
任 査 帳

経	濟	収入命令書	年	度

歳出	命令第	號	市助
	昭和年月日		長役

収入を命ず
廣島市長氏名印
廣島市収入役氏名殿
支第 昭和年月日
収入役係
主任 審査 記帳
任 査 帳

目金額	節別金額
拾万千百拾圓拾錢	

摘要

経	濟	物品購入修繕何及支出命令書	年	度
---	---	---------------	---	---

款	項目	金額

昭和年月日 經濟
主任 審査 記帳
任 査 帳

経	濟	収入命令書	年	度

歳入	命令第	號	市助
	昭和年月日		長役

収入を命ず
廣島市長氏名印
廣島市収入役氏名殿
支第 昭和年月日
収入役係
主任 審査 記帳
任 査 帳

目金額	節別金額
百拾万千百拾圓拾錢	

摘要

経	濟	支出命令書	年	度
---	---	-------	---	---

款	項目	金額

昭和年月日 經濟
主任 審査 記帳
任 査 帳

この規則は公布の日からこれを施行する
この規則中第三條の規定は昭和二十四年度から整理するも



No. 31

昭和二十三年
十月十一日
(月曜日)

發行人所 廣島市役所

廣島市國泰寺町三九
電話 二八〇一番一八〇五番
四三五五番(會計課)
四三五六番(食糧課)
四三五七番(秘書課)

【目次】

廣島市稅條例一部改正 一八一
廣島市鑑札手数料條例一部改正 一八一
廣島市縣民稅條例一部改正 一八一
廣島市自動車運轉免許證交付手数料條例一部改正 一八一
廣島市有給吏員定數條例一部改正 一八一
廣島市警察設備條例一部改正 一八一
廣島市消防吏員定數條例一部改正 一八一
廣島市保健所使用料及び手数料條例制定 一八一
廣島市火葬場使用料條例全文改正 一八一
廣島市稅外管促手数料徵收條例一部改正 一八一
廣島市報明並びに費用徴收條例一部改正 一八一
廣島市吏員給料條例一部改正 一八一
廣島市警察職員並びに消防職員の給與等に関する條例制定 一八一
廣島市臨時家族手当支給條例制定 一八一
廣島市特別手当支給條例制定 一八一
廣島市超過勤務手当支給條例制定 一八一
廣島市内出張手当支給條例制定 一八一
廣島市職員危険手当支給條例制定 一八一
廣島市職員業務手当支給條例制定 一八一
廣島市旅費條例全文改正 一八一
廣島市災害補償條例制定 一八一
廣島市水道使用料一部改正 一八一
廣島市公益質屋條例一部改正 一八一
廣島市工事執行條例制定 一八一
廣島市財政委員條例一部改正 一八一
廣島市保育所條例制定 一八一
廣島市保健院條例制定 一八一
廣島市診療所條例制定 一八一
廣島市工務指導所條例制定 一八一

廣島市保健所設置條例制定 一七
廣島市危險物取締條例制定 一七
廣島市火災預防條例制定 一七
廣島市家畜市場使用料條例一部改正 一七
廣島市屠場使用料條例一部改正 一七
廣島市退職手当支給規則一部改正 一七
廣島市災害救助隊規則制定 一七
廣島市出張所設置規則一部改正 一七
廣島市港灣施設使用料條例施行細則一部改正 一七
廣島市消防本部設置規則制定 一七
廣島市超過勤務手当支給規則一部改正 一七
昭和二十三年度分定期收入、舟稅同稅制、自導車稅同稅制、荷車稅同稅制、金庫稅同稅制、扇風機稅同稅制、大稅同稅制、廣告稅同稅制、備人稅同稅制、劃の納期限を延期する件 一七
消防職員の證票 一七
昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加更正 一七
第三回限額地指定地(其ノ二)及び第一回並びに第三回特別假換地指定地指定の一部發表について 一七
基地届提出について 一七
第三回限額地指定地(其ノ三)及び換地指定地(第一回)並びに未指定地補充換地指定地(第一回)の發表について 一七
地方自治法の一部を改正する法律の施行に關する件通知出所所管區域人口、世帯状況表(昭和二十三年九月一日現在)傳染病患者發生(死亡)一覽表(昭和二十三年度) 一七

條例

廣島市稅條例第十九號
廣島市議會の議決を経て昭和二十二年廣島市稅條例第十八號廣島市稅條例の一部を次のように改正する
昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

廣島市稅條例
第一章 總則
第一條 市稅の賦課徵收については法令に規定のあるものの外は、この條例に定めるところによる。
第二條 市稅として課する税目は左の通りとする。
一、普通稅
二、縣稅附加稅
三、地租附加稅
四、家屋稅附加稅
五、事業稅附加稅
六、特別所得稅附加稅
七、鑛產稅附加稅
八、入湯稅附加稅
九、酒消費稅附加稅
十、電氣ガス稅附加稅
十一、鑛區稅附加稅
十二、船舶稅附加稅
十三、自動車稅附加稅
十四、軌道稅附加稅
十五、電話加入權稅附加稅
十六、電柱稅附加稅
十七、不動産取得稅附加稅

一、木材引取税附加税	一、遊漁税割
二、漁業補税附加税	二、ピアノ税割
三、狩獵者税附加税	三、家畜税割
四、遊興税附加税	四、自轉車税割
五、建築税附加税	五、荷車税割
六、ミシン税附加税	六、金庫税
七、庭園税附加税	七、屠畜税
八、遊漁税附加税	八、廣告税
九、ピアノ税附加税	九、接客人税
十、家畜税附加税	十、使用人税
十一、立税	十一、扇風機税
十二、市民税	十二、犬税
十三、自轉車税	十三、餘裕住宅税
十四、荷車税	十四、目的税
十五、金庫税	十五、都市計費税
十六、屠畜税	一、地租割
十七、廣告税	二、家屋税割
十八、接客人税	三、事業税割
十九、使用人税	四、特別所得税割
二十、扇風機税	五、船舶税割
二十一、犬税	六、自動車税割
二十二、餘裕住宅税	七、軌道税割
	八、電話加入權税割
	九、電柱税割
	十、漁業補税割
	十一、建築税割
	十二、ミシン税割
	十三、庭園税割

一、遊漁税割
二、ピアノ税割
三、家畜税割
四、自轉車税割
五、荷車税割
六、金庫税割
七、屠畜税割
八、廣告税割
九、使用人税割
十、扇風機税割
十一、犬税割
十二、餘裕住宅税割

第三條 地方税法に定めるものの外、左に掲げる者を納税義務者として市税を課する。
一、扇風機税は扇風機の使用人
二、犬税は犬の飼養者
三、餘裕住宅税は餘裕住宅の占有者又は所有者
第四條 市税賦課期日、課税標準、年税一時税の区分及び賦課率又は賦課定額並びに納期限は、別表に定めるところによる。
賦課期日後あらたに納税義務の發生したものについては、納税義務發生の日をもつて賦課期日とし納期限は市長がこれを定める。

第二章 賦 課
第一節 通 則
第五條 賦課期日を定めた市税は、その期日にあつて納税義務のある者にこれを賦課する。
第六條 既往年度に屬する市税は、その事實の存した年度の賦課率又は賦課定額により一時に全額を賦課する。

第二節 獨 立 税
第一款 市 民 税
第七條 市民税の賦課總額は四百五十圓に地方税法第百四條に定める納税義務者数を乗じた額とする。
第八條 個人に對する市民税は左の各號による課額の合算額を賦課する。
一、均等割

一、所得割(總所得金額を標準とするもの)	一、所得割(總所得金額を標準とするもの)
二、所得割(總所得金額を標準とするもの)	二、所得割(總所得金額を標準とするもの)
三、所得割(總所得金額を標準とするもの)	三、所得割(總所得金額を標準とするもの)
四、所得割(總所得金額を標準とするもの)	四、所得割(總所得金額を標準とするもの)
五、所得割(總所得金額を標準とするもの)	五、所得割(總所得金額を標準とするもの)
六、所得割(總所得金額を標準とするもの)	六、所得割(總所得金額を標準とするもの)
七、所得割(總所得金額を標準とするもの)	七、所得割(總所得金額を標準とするもの)
八、所得割(總所得金額を標準とするもの)	八、所得割(總所得金額を標準とするもの)
九、所得割(總所得金額を標準とするもの)	九、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十一、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十一、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十二、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十二、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十三、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十三、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十四、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十四、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十五、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十五、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十六、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十六、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十七、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十七、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十八、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十八、所得割(總所得金額を標準とするもの)
十九、所得割(總所得金額を標準とするもの)	十九、所得割(總所得金額を標準とするもの)
二十、所得割(總所得金額を標準とするもの)	二十、所得割(總所得金額を標準とするもの)

一、均等割	一、均等割
二、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	二、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
三、均等割	三、均等割
四、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	四、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
五、均等割	五、均等割
六、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	六、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
七、均等割	七、均等割
八、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	八、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
九、均等割	九、均等割
十、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	十、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十一、均等割	十一、均等割
十二、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	十二、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十三、均等割	十三、均等割
十四、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	十四、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十五、均等割	十五、均等割
十六、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	十六、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十七、均等割	十七、均等割
十八、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	十八、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十九、均等割	十九、均等割
二十、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)	二十、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)

一、均等割
二、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
三、均等割
四、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
五、均等割
六、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
七、均等割
八、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
九、均等割
十、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十一、均等割
十二、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十三、均等割
十四、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十五、均等割
十六、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十七、均等割
十八、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)
十九、均等割
二十、資産割(資本金並びに土地家屋の貸賃価格を標準とするもの)

第九條 左に掲げる法人には前條第二項の規定にかゝらず資本金を標準とするものはこれを課さない。
一、市外に本店又は主たる事務所のある法人で市内において使用する家屋の合計貸賃価格が三百圓未満であるとき。

一、民法第三十四條の規定により設立した法人
二、前條の外市長において特に必要と認められたもの
三、地方税法第六十七條第二項に規定する法人
四、資本金を標準とするものは前條第二項の規定にかゝらず法人が市内に事業所又は事務所を二箇所以上有するときは、その一箇所に賦課する。
第十條 左に掲げるものに對しては第八條の規定にかゝらず均等割のみを賦課する。
一、民法第三十四條の規定により設立した法人
二、前條の外市長において特に必要と認められたもの
三、地方税法第六十七條第二項に規定する法人
四、資本金を標準とするものは前條第二項の規定にかゝらず法人が市内に事業所又は事務所を二箇所以上有するときは、その一箇所に賦課する。
第十一條 市民税の課税標準となる土地家屋の貸賃価格とは、賦課期日現在における納税義務者の市内において所有する土地家屋につき、土地台帳法並びに家屋台帳法により政府において定められた貸賃価格をいう。但し未だ貸賃価格の定められていない家屋については、類似家屋の貸賃価格に比率して市長の定められた貸賃価格とする。
第十二條 第八條第二項第二號の資本金とは、公稱資本金又は出資金その他これらに類するものをいう。
第十三條 市民税の課税標準となる所得は、左の各號に規定する所得につき當該各號の規定により計算した金額の合計金額による。
一、俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞與並びにこれらの性質を有する給與は前年中の収入金額からその十分の二・五に相當する金額を控除した金額
二、前號以外の所得(所得税法第九條第一項第三號及び第五號乃至第八號の所得を除く)は前年中の總収入金額から必要な経費を控除した金額
第十四條 納税義務者の同居親族に所得があるときはその所得は納税義務者の所得に合算する。
第十五條 納税義務者の同居親族が別に土地家屋を所有しているときは、その土地家屋の貸賃価格は納税義務者の貸賃価格に合算する。
第十六條 地方税法第百四條第一項第一號の規定に該當する個人については、本人の申請により扶養親族一人につき二十四の均等割を除いた他の算出税額から控除する。

前項の扶養親族については賦課期日の状況による第十六條 この條例において同居親族又は扶養親族とは、それぞれ所得税法に規定する同居親族又は扶養親族をいう。

第十七條 市民税の納税義務者は毎年市長の定める期日までに第八條及び第十三條に規定する市民税の課税標準について所得の生ずる場所、基本及び所得額土地家屋の所在及びその合計貸賃価格、並びに資本金額若しくは出資金額等その他必要な事項を記載し市長に申告しなければならない。

前項の申告をしないとき又は申告しても正當と認められないときは、市長の認定するところによる第十五條の規定による控除を受けようとする者は第一項の申告と同時に扶養親族の氏名、生年月日職業、申請書と市長に提出しなければならない。

第十八條 市民税の賦課總額が第七條に規定する額を超えるときは、その超過額を各納税義務者に對する賦課額から按分して減額する。

第十九條 左に掲げるものに對しては市民税を課さない。一、宗教法人令による宗教法人

第二十條 扇風機を所有するものはこれを使用するものとみなす。但し、使用することのできない事由があきらかなものについてはこの限りでない。

第二十一條 屠宰税は豫定の頭数を課税標準として、と殺前にこれを賦課する。但し、賦課後課税標準に異動があつたときは賦課額を更正する。

第二十二條 廣告税は左に掲げる廣告に對しその廣告の料金、個數、又は面積を標準として廣告主に對してこれを課する。

第二十三條 左に掲げるものに對しては獨立税(市民税を除く以下同じ)を課さない。一、總屯數五屯未満の舟、橋梁に替えて渡船のみに使用する舟

第二十四條 餘裕住宅税は住宅緊急措置令第十三條の二に掲げる餘裕住宅の占有者又は空住宅の所有者に對してこれを課する。

第二十五條 餘裕住宅税は住宅緊急措置令第十三條の二に掲げる餘裕住宅の占有者又は空住宅の所有者に對してこれを課する。

第二十六條 左に掲げるものに對しては獨立税(市民税を除く以下同じ)を課さない。一、總屯數五屯未満の舟、橋梁に替えて渡船のみに使用する舟

第二十七條 餘裕住宅税は住宅緊急措置令第十三條の二に掲げる餘裕住宅の占有者又は空住宅の所有者に對してこれを課する。

第二十八條 新らたに獨立税の賦課を受けるべきものは、その税目、課税標準、納税義務發生年月日、及び住所氏名並びに左の事項を記載し、と者はと殺前

を課する。一、市内に主たる定置所又は定置所のある汽車、電車、自動車、汽船、その他の交通運輸機關、又は交通運輸業の設備による廣告

二、請負又は委任により廣告業者の行う廣告三、立看板、掛看板、幟、旗その他これらに類するものによる廣告で一時的のもの、但し、第一號に該當するものを除く

四、チラシその他これに類するものによる廣告五、ポスターその他これに類するものによる廣告

六、建物看板、野立看板、額面廣告、立看板、掛看板、幟、旗、緞帳、引幕、廣告塔、照明、その他これらに類するものによる廣告、但し、第一號及び第三號に該當するものを除く

第二十三條 前條の廣告をなすものは、第二十八條の規定によりその都度市長に届出をなすとともに申立濟證書を廣告物件に表示しなければならない。

第二十四條 第二十二條の廣告料金とは廣告料、揭示料、使用料、及び手数料その他名儀の何たるかを問わす廣告をなすものがその對價として取得すべき金額をいう。

第二十五條 餘裕住宅税は住宅緊急措置令第十三條の二に掲げる餘裕住宅の占有者又は空住宅の所有者に對してこれを課する。

第二十六條 左に掲げるものに對しては獨立税(市民税を除く以下同じ)を課さない。一、總屯數五屯未満の舟、橋梁に替えて渡船のみに使用する舟

第二十七條 餘裕住宅税は住宅緊急措置令第十三條の二に掲げる餘裕住宅の占有者又は空住宅の所有者に對してこれを課する。

第二十八條 新らたに獨立税の賦課を受けるべきものは、その税目、課税標準、納税義務發生年月日、及び住所氏名並びに左の事項を記載し、と者はと殺前

第二十九條 獨立的納税義務者がその住所を移轉し物件の所在地、定置所(船轉港を含む)定置所、又は飼育所を變更し、若しくは物件を賣買譲渡、交換及び相續したときは三日以内に市長に届出(賣買、譲渡、交換のときは當事者連署)しなければならない。

第三十條 前條の場合において自轉車、荷車、金庫、扇風機及び犬の鑑札については、その定置所又は飼育所を本市外に移轉したときに限りこれを返納しなければならない。

第三十一條 獨立的納税義務者がその住所を移轉し物件の所在地、定置所(船轉港を含む)定置所、又は飼育所を變更し、若しくは物件を賣買譲渡、交換及び相續したときは三日以内に市長に届出(賣買、譲渡、交換のときは當事者連署)なければならない。

第三十二條 物件を亡失し又は盗難に罹つたときは、その事實を證する書面を添えて三日以内に市長に届出なければならない。その届出た物件を發見したと

司法保護事業の經營者、兒童福祉法による兒童福祉施設の設置者の所有し且つ直接その事業の用に供する自轉車、荷車、金庫

四、巡查の所有し且つ使用する自轉車、但し一人一輛に限る

五、荷積一輪車六、機械又は製品冷却のために使用し又は火氣を使用する工場、養蠶室の温度若しくは湿度調節のために使用する扇風機

七、年齢十四歳未満又は六十歳以上の使用人八、國、府縣、市町村その他これらに準ずる公共團體がした廣告、宗教法人令による宗教法人がした廣告、法令に基いてした廣告、公の選舉に關してした廣告、社會事業のためにした廣告、學校教育法による學校がした廣告、政事に關する結社がした廣告、入場無料で行う講演會、演藝會に關する廣告、第二十二條第三號及び第六號の廣告で事業所又は事務所の所在場所、當該事業所又は事務所の表示のためにした廣告

九、餘裕疊數が四疊以下の餘裕住宅十、前各號の外市長において課税を不適當と認められたもの

第二十七條 獨立税の納税義務者が逃亡又は失踪のためその税金を徴収することができないで缺損處分をなし、なお翌年度に至りその所在が判明しないときは市長においてその賦課を一時猶豫することができ

第二十八條 新らたに獨立税の賦課を受けるべきものは、その税目、課税標準、納税義務發生年月日、及び住所氏名並びに左の事項を記載し、と者はと殺前

第二十九條 獨立的納税義務者がその住所を移轉し物件の所在地、定置所(船轉港を含む)定置所、又は飼育所を變更し、若しくは物件を賣買譲渡、交換及び相續したときは三日以内に市長に届出(賣買、譲渡、交換のときは當事者連署)なければならない。

第三十條 前條の場合において自轉車、荷車について自轉車の車体及び荷車の荷台修繕のため一時鑑札の取り除きを要するときは、市役所においてその取り除きを受け修繕が終つたときは直ちに市長に届出鑑札の再交付を受けなければならない。

第三十一條 獨立的納税義務者がその住所を移轉し物件の所在地、定置所(船轉港を含む)定置所、又は飼育所を變更し、若しくは物件を賣買譲渡、交換及び相續したときは三日以内に市長に届出(賣買、譲渡、交換のときは當事者連署)なければならない。

第三十二條 物件を亡失し又は盗難に罹つたときは、その事實を證する書面を添えて三日以内に市長に届出なければならない。その届出た物件を發見したと

第三十三條 地方税法第二十六條第二項の規定による課税標準を市長において別に定めた様式による。

第三十四條 地方税法第二十六條第二項の規定による課税標準を市長において別に定めた様式による。

第三十五條 地方税法第二十六條第二項の規定による課税標準を市長において別に定めた様式による。

長の定めるもの、外は廣島縣賦課徴収條例、廣島縣遊興飲食賦課徴収條例、廣島縣入場税賦課徴収條例の規定に準じて行うものとする。

第五十四條 第四十六條乃至第四十九條の規定は入場税附加税、酒消費税附加税、電気ガス税附加税、遊興飲食税附加税及び接客人税の徴収についてこれを適用する。

第三節 納税延期及び減免

第五十五條 左の各號の一に該當し納税者から申請があつたとき、市長は納税延期を許可することができる。

一、天災その他不時の災厄に因つて納税困難と認めるとき

二、傷痍疾病により納税困難と認めるとき

三、前各號の外市長において納税延期を許可すべき特別の事情があると認めるとき

前項の規定により納税延期を受けようとするものはその税目、税額、延期期間及び事由を記載した申請書を納期限前市長に提出しなければならない。

第五十六條 地方税法第二十九條の規定により市税の減免を受けようとするものはその税目、金額、納期

限及び減免を要する事由を詳記し納期限前市長に申請しなければならない。

第五十七條 前二條の規定により申請があつたときは、徴収を一時猶豫する。

前項の規定により徴収を猶豫されたものが延期又は減免とならないときは、市長において更に納期限を定めこれを納税者に告知する。

第四章 補則

第五十八條 この條例に定めるもの、外市税の賦課徴収について必要な細則は別に市長がこれを定める。

第五十九條 この條例は昭和二十三年分からこれを適用する。但し、と畜税、接客人税、督促手数料及び延滞金については昭和二十四年一月一日からこれを施行しその日まではなお従前の規定による。

第六十條 昭和二十二年分以前の市税についてはなお従前の例による。

第六十一條 昭和二十三年分限り市民税の賦課總額及び賦課額は、第七條及び第八條に規定する額の百分の二十を増徴する。

第六十二條 特別徴収義務者に對する徴収交付金については、昭和二十三年七月三十一日迄はなお従前の例による。

第六十三條 昭和二十三年分定期に賦課すべき市税は、第四條別表の規定にかゝらわらずその納期限を左の通りとする。

一、市民税 一月三十一日

二、舟税、船税、自轉車税、自轉車税割、荷車税、荷車税割、金庫税、金庫税割、廣告税、廣告税割、使用人税、使用人税割、扇風機税、扇風機税割、犬税、犬税割 十月三十一日

第六十四條 この條例の公布前従前の規定により市長に届出たものは、この條例の規定により届出たものとみなす。

第六十五條 この條例の施行により新たに届出を要することとなつたものは、第二十八條の規定にかゝらわらずこの條例公布の日から二十日以内に届出なければならない。

第六十六條 荷車鑑札については當分の間検印をもつて荷車鑑札とみなす。

税目	賦課期日	課税標準	年税一時	賦課率又は賦課定額	納期限
地租附加税	本税賦課期日の例	地租税額	年	本税の百分の百	本税の納期
家屋税附加税	本税決定	家屋税額	年	本税の百分の百	本税の納期
事業税附加税	本税決定	事業税額	年	本税の百分の百	本税の納期
遊興飲食税附加税	本税決定	遊興飲食税額	一時税	本税の百分の百	本税の納期
建築税附加税	本税決定	建築税額	年	本税の百分の百	本税の納期
庭園税附加税	本税決定	庭園税額	年	本税の百分の百	本税の納期
遊漁税附加税	本税決定	遊漁税額	年	本税の百分の百	本税の納期
遊園税附加税	本税決定	遊園税額	年	本税の百分の百	本税の納期
市民税	八月一日	市民税額	年	本税の百分の百	本税の納期
舟税	舟の取得の日	舟の取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期
自轉車税	自轉車の取得の日	自轉車の取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期
荷車税	荷車の取得の日	荷車の取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期

税目	賦課期日	課税標準	年税一時	賦課率又は賦課定額	納期限
酒消費税	本税決定	酒消費税額	年	本税の百分の百	本税の納期
電気ガス税	本税決定	電気ガス税額	年	本税の百分の百	本税の納期
船船税附加税	本税決定	船船税額	年	本税の百分の百	本税の納期
自動車税附加税	本税決定	自動車税額	年	本税の百分の百	本税の納期
軌道税附加税	本税決定	軌道税額	年	本税の百分の百	本税の納期
電話加入権税	本税決定	電話加入権税額	年	本税の百分の百	本税の納期
電柱税附加税	本税決定	電柱税額	年	本税の百分の百	本税の納期
不動産取得税	本税決定	不動産取得税額	一時税	本税の百分の百	本税の納期
木材取引税	本税決定	木材取引税額	一時税	本税の百分の百	本税の納期
漁業権税	本税決定	漁業権税額	一時税	本税の百分の百	本税の納期

税目	賦課期日	課税標準	年税一時	賦課率又は賦課定額	納期限
狩獵者税	本税決定	狩獵者税額	一時税	本税の百分の百	本税の納期
遊興飲食税	本税決定	遊興飲食税額	一時税	本税の百分の百	本税の納期
建築税附加税	本税決定	建築税額	年	本税の百分の百	本税の納期
庭園税附加税	本税決定	庭園税額	年	本税の百分の百	本税の納期
遊漁税附加税	本税決定	遊漁税額	年	本税の百分の百	本税の納期
遊園税附加税	本税決定	遊園税額	年	本税の百分の百	本税の納期
市民税	八月一日	市民税額	年	本税の百分の百	本税の納期
舟税	舟の取得の日	舟の取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期
自轉車税	自轉車の取得の日	自轉車の取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期
荷車税	荷車の取得の日	荷車の取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期

税目	賦課期日	課税標準	年税一時	賦課率又は賦課定額	納期限
立寄税	金庫取得の日	金庫取得価格	一時税	本税の百分の百	本税の納期
廣告税	その他の日	廣告料額	一時税	本税の百分の百	本税の納期
犬税	四月一日	犬の頭数	年	本税の百分の百	本税の納期
使用人税	四月一日	使用人の人数	年	本税の百分の百	本税の納期
扇風機税	七月一日	扇風機の台数	年	本税の百分の百	本税の納期

○廣島市條例第二十九號
廣島市議會の議決を経て廣島市報酬並びに費用辨償條例の一部を改正する。
昭和二十三年十月四日

第二條 報酬は左の額を支給する。
廣島市長 濱井信三
市會議長 五千元
市會副議長 四千元
市會議員 三千圓
公安委員 三千圓
選舉管理委員長 二千圓
選舉管理委員 二千圓
監査委員 千五百圓
投票管理者 三百圓
開票管理者 三百圓
選舉一回に付 選舉一回に付
投票立會人 選舉一回に付
開票立會人 選舉一回に付
選舉立會人 選舉一回に付
選舉立會人 選舉一回に付

第五條 費用辨償は左の額を支給する。
市會議長 五千元
市會副議長 四千元
市會議員 三千圓
公安委員 三千圓

○廣島市條例第三十號
廣島市議會の議決を経て廣島市職員給料條例の一部を改正する。
昭和二十三年十月四日

題名を「廣島市職員給料條例」に改める。
第一條中「當分の間」を削り「別表」を次のように改める
別表 一

Table with 2 columns: Position (市長, 市長, 市會副議長, 市會議員, 公安委員) and Salary (e.g., 二〇,〇〇〇圓, 一五,〇〇〇圓, 一〇,〇〇〇圓)

この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

附則
この條例は、公布の日からこれを施行する。
廣島市警察職員及消防職員(以下職員という)の給與等に關する條例を次のように定める。

Table with 2 columns: Position (市長, 市長, 市會副議長, 市會議員, 公安委員) and Salary (e.g., 二〇,〇〇〇圓, 一五,〇〇〇圓, 一〇,〇〇〇圓)

第二條及び第四條の中「吏員」を「職員」に改める。
別表二を次のように改める。
別表 二

Table with 4 columns: Position (市長, 市長, 市會副議長, 市會議員, 公安委員) and Salary (e.g., 二〇,〇〇〇圓, 一五,〇〇〇圓, 一〇,〇〇〇圓)

この條例は昭和二十三年六月一日からこれを適用する
昭和二十三年七月二十八日廣島市監査委員、書記長及び書記給與額條例はこれを廢止する。
昭和二十三年一月一日から、同年五月三十一日までの給料は別表第三及び第四による。

附則
この條例は昭和二十三年六月一日からこれを適用する
昭和二十三年七月二十八日廣島市監査委員、書記長及び書記給與額條例はこれを廢止する。
昭和二十三年一月一日から、同年五月三十一日までの給料は別表第三及び第四による。

Table with 2 columns: Position (市長, 市長) and Salary (e.g., 一五,〇〇〇圓)

助 入 役
別表 四

Table with 4 columns: Position (市長, 市長, 市會副議長, 市會議員, 公安委員) and Salary (e.g., 一〇,〇〇〇圓, 七,〇〇〇圓)

○廣島市條例第三十一號
廣島市議會の議決を経て廣島市警察職員並びに消防職員給料條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱井信三
廣島市警察職員及消防職員(以下職員という)の給與等に關する條例

Table with 2 columns: Position (市長, 市長, 市會副議長, 市會議員, 公安委員) and Salary (e.g., 一〇,〇〇〇圓, 七,〇〇〇圓)

四、廣島市特別手当支給條例
五、廣島市超過勤務手当支給條例
六、廣島市災害補償條例
七、廣島市内出張手当支給條例
八、廣島市内出張手当支給條例
九、廣島市内出張手当支給條例
十、廣島市内出張手当支給條例

この條例は公布の日からこれを施行する。
廣島市警察職員及消防職員(以下職員という)の給與等に關する條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日

第一條 當分の間、本市職員に對しては、この條例の定めるところにより家族手当を支給する。
第二條 この條例において職員とは、左に掲げる者をいう。
一、地方自治法第二百四條に規定する職員
二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
三、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
四、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
五、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
六、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
七、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
八、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
九、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
十、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者

廣島市長 濱井信三

廣島市臨時家族手当支給條例
第一條 當分の間、本市職員に對しては、この條例の定めるところにより家族手当を支給する。
第二條 この條例において職員とは、左に掲げる者をいう。
一、地方自治法第二百四條に規定する職員
二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
三、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
四、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
五、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
六、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
七、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
八、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
九、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
十、臨時勤務に服する者を本旨としない者又は毎月一定の給料若しくは手当の支給を受けない者

丙にある妻及び満十八歳未満の子をいう。
但し月額四百圓以上の勤務所得、資産所得、事業所得等がある者は、これを扶養家族としない
内縁関係にある者(届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者をいう)は前項の規定の適用については、これを妻とみなす
第五條 職員と生計を一にする左に掲げる族の中で主として職員の収入によつて生計を維持している者であることを市長が承認した者はこれを扶養家族とする
一、満六十歳以上の父母及び祖父母
二、満十八歳未満の孫
三、満十八歳未満の弟妹
四、不具癱疾者
前項の扶養家族を勤務所得、事業所得その他月額二百圓以上の収入のある者はこれを扶養家族としない
第六條 臨時家族手当の月額は二百五十圓に第四條及び第五條の規定による扶養家族の員數を乗じて得た金額とする
第七條 臨時家族手当の支給區分は左の各號による。
一、臨時家族手当の支給を受けられる要件を具備するようになったときは、市長の定める扶養家族認定申請書を受領した日の属する月の翌月から支給を開始する
二、臨時家族手当の支給を受けられる要件を欠くようになったときは、その事實の發生した日の属する翌月から支給を廢止する
第八條 臨時家族手当の支給を受けられる者の身分が二つ以上の官公署、學校、團體又は経済にわたる場合には他の官公署、學校、團體又は経済より臨時家族手当の支給を受ける場合はこれを支給しない
第九條 二人以上の者が同一家族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む)の扶養手当の支給の順序は民法第八百七十八條によつて定められた扶養義務者の順序により、なほ同順位者がある場合にはその扶養家族と同順位する者を先順位とし、その扶養家族と別居する者を後順位とし、更に同順位者がある場合にはそれらの者の資力その他一切の事情を考慮して市長がこれを定める。

考慮して市長がこれを定める。
前項の受給者の順序は當事者間の協議によつて定められた場合にはその當事者の連署した書面、家事審判所の定めるところによつた場合には、家事審判所の證明を添えて、扶養家族認定の申請に當りこれを市長に届出なければならぬ
第十條 虚偽の申請又は申請の遅延によつて不當に臨時家族手当の支給を受けたときは現に支給を受けた手当はこれを返還させることとし、なお爾後の手当はこれを支給しないことがある。
第十一條 前各條に定めるもの、外臨時家族手当の支給については給料支給の例による。
第十二條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附則
この條例は公布の日からこれを施行し昭和二十三年六月一日からこれを適用する。
昭和二十三年六月一日において、内地外にある者であつて、内地に第四條及び第五條による扶養家族を殘置する者には第三條第三號の規定にかゝらず、その者が内地に歸還した月までの間月額百六十五圓に、内地に殘置する扶養家族の員數を乗じて得た金額の臨時家族手当を支給することができる。

廣島市長 濱井信三

○廣島市條例第三十二號
廣島市議會の議決を経て廣島市臨時家族手当支給條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日

○廣島市條例第三十三號
廣島市議會の議決を経て廣島市特別手当支給條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱井信三

一定の給料若しくは手当の支給を受けない者
 二、休職中の者
 三、内地（樺太を除く）外にある者
 四、臨時の嘱託員、雇員、但し嘱託又は雇備の日から六ヶ月を超えた者はこの限りでない
 第五條 特別手当の支給額は給料及び臨時家族手当の合計の二割に相当する金額とする
 第六條 特別手当の支給方法は給料支給の例による。

この條例は公布の日からこれを施行する
 附 則
 ○廣島市條例第三十四號
 廣島市議會の議決を経て廣島市超過勤務手当を次のように定める
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井 信三

廣島市超過勤務手当支給條例
 第一條 本市職員が標準勤務時間を超え、又は休日勤務したときは、別段の規定にあるもの外、この規則により超過勤務手当を支給する。
 前項の標準勤務時間は、廣島市役所勤務時間、休日又は官廳の例による、但し監視又は断続的労働に従事するものにあつては、廣島労働基準監督署長の承認を経た勤務時間を以て標準時間とする。
 第二條 この條例において、職員とは、左に掲げる者をいう。
 一、地方自治法第二百四條に規定する職員（市長、助役、収入役及び監査委員を除く）
 二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
 第三條 この手当の種類及び金額は別表の通りとする
 第四條 日直及び宿直手当は、職員が市長の命により本務に従事しないで、その所屬の事務所において廳舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び廳内の監視に従事した場合、その勤務回収に應じて支給する。
 第五條 時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務に支給する手当の基準となる勤務一時間當り給與額は月給（日給者は三十日分）及び之に伴う増加給並びに勤務地手当の月額を、百七十五時間で除して得た額とする。

第六條 勤務時間の計算は、一ヶ月分締切計算において一時間に満たない時間の三十分以上は、これを一時間とし、三十分未満はこれを切捨てる。
 第七條 公務により出張中の職員に對してはこの手当を支給しない。
 第八條 職員が欠勤、遅参、早退、その他の事由により所定の勤務時間を勤務しなかつた場合は、第四條の基準勤務時間一時間當りの給與額に、その勤務しなかつた時間数を乗じて得た額を、その者の受けるべき時間外勤務手当及び休日勤務手当の額から減額する。
 前項の勤務しなかつた時間には、市民が許可を與へた休暇及び市長が已むを得ないと認めた時間は、これを算入しない。
 第九條 この手当はその月分を取りまとめ翌月中これを支給する。
 第十條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。
 附 則
 この條例は、公布の日から、これを施行する。

區分	單位	金額
時間外勤務手当	一時間	勤務一時間當り給與額の十二割五分 但し標準勤務時間が一日八時間未満のものにあつては、八時間になるまでの勤務については勤務一時間當り給與額の十割増す。但し假令時間半額勤務一時間當り給與額の十二割五分
深夜勤務手当	一時間	勤務一時間當り給與額の二割五分増す。但し假令時間半額
休日勤務手当	一時間	勤務一時間當り給與額の十二割五分
日直手当	一日	金八十圓
宿直手当	一夜	金八十圓
備考		深夜とは午後十時より午前五時までの間の勤務をいう

廣島市市內出張手当支給條例
 第一條 本市職員が公務により廣島市市內に出張するものに對しては、別段の規定があるもの外、この條例により出張手当を支給する。
 第二條 この條例において職員とは、左に掲げる者をいう。
 一、地方自治法第二百四條に規定する職員
 二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
 第三條 出張手当の金額は別表による、但し出張勤務が四時間に満たないときはこれを支給しない。
 第四條 毎月十五日以上外勤を常務とする者に對しては、前條の規定にかゝらず月額手当として四百圓を支給することができる、但しその月の全日を欠勤したときはこの限りでない。
 第五條 第三條但書の場合には、乗車船券を交付する。但し公用の自動車船等によつたときは、この限りでない。
 第六條 用務の都合により別表の定額を超える経費を要したときは、その實費を支給することができる。
 第七條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。
 附 則
 この條例は、昭和二十三年八月一日から、これを適用する。
 別表
 出張地名
 仁保町の内金輪島、カクマ島、峠島 金額
 似島町 三十圓
 井田町並びに仁保町の内向洋船越 三十圓
 草津町 二十五圓
 その他 十八圓
 ○廣島市條例第三十六號
 廣島市議會の議決を経て廣島市職員危険手当支給條例を次のように定める
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井 信三

廣島市職員危険手当支給條例
 第一條 本市職員で危険業務に従事する者に對してはこの條例により危険手当を支給する。
 危険手当は左の區別により、これを支給する、但し特別の規定にあるものは、この限りでない
 一、危険業務に常時勤務するもの
 甲 月額 貳百圓 乙 月額 百圓
 二、危険業務に隨時勤務するもの
 甲 一回 十圓 乙 一回 五圓
 三、前各號の支給額は業務内容により、倍額まで増額することができる
 前各項の支給該當者及び支給區別の決定は業務内容を考慮して市長がこれを行う。
 第二條 この條例において職員とは左に掲げる者をいう。
 一、地方自治法第二百四條に規定する職員
 二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
 第三條 手当金は、他の規定により同種の手当金の支給を受けるものにはこれを支給しない。
 第四條 常時危険業務に従事する者に對する手当金の支給方法は次の通りとする。
 一、その月の十五日以前における新任者並びに十六日以後における退職者死亡者には全月分を支給する
 二、その月の十五日以前における退職者、死亡者並びに十六日以後における新任者には支給しない
 三、病氣又は私事のため、その月の全日数を欠勤した者には支給しない
 第五條 手当金は、當月分を翌月の給料支給日に支給する、但し轉免又は死亡したときはこの限りでない。
 第六條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。
 附 則
 この條例は、公布の日から、これを施行する
 ○廣島市條例第三十七號
 廣島市議會の議決を経て廣島市職員兼務手当支給條例を次のように定める
 昭和二十三年十月四日

廣島市職員兼務手当支給條例
 第一條 本市職員で、その所屬課、解の本務以外の事務を兼務する者に對しては、この條例により兼務手当を支給する。兼務手当は左の區別によりこれを支給する。
 甲 月額 三百圓
 乙 月額 二百圓
 丙 月額 一百圓
 丁 月額 五十圓
 前二項の支給該當者及び支給區別の決定は、事務の内容を考慮して、市長がこれを行う。
 第二條 この條例において職員とは、左に掲げる者をいう。
 一、地方自治法第二百四條に規定する職員
 二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
 第三條 手当金の支給方法は次の通りとする。
 一、その月の十五日以前における新任者並びに十六日以後における退職者、死亡者には、全月分を支給する
 二、その月の十五日以前における退職者、死亡者並びに十六日以後における新任者には支給しない
 三、病氣又は私事のため、その月の全日数を欠勤した者には支給しない
 第四條 手当金は、當月分を翌月の給料支給日に支給する、但し轉免又は死亡したときはこの限りでない。
 第五條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。
 附 則
 この條例は、公布の日から、これを施行する
 ○廣島市條例第三十八號
 廣島市議會の議決を経て廣島市旅費條例を次のように定める
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井 信三

廣島市旅費條例
 第一條 本市職員が公務のため旅行するときは、この條例の定めるところにより旅費を支給する。
 第二條 この條例において職員とは、左に掲げる者をいう。
 一、地方自治法第二百四條に規定する職員
 二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
 第三條 旅費は、鐵道賃、船賃、車馬賃、日當及び宿泊料の五種とする
 第四條 旅費は別表の定額により、これを支給する。
 第五條 旅費は、順路によりこれを計算する、但し公務の都合又は天災その他やむを得ない理由により順路によりがたい場合はその現に經過した通路による。
 第六條 鐵道賃及び船賃は、等級を設けず、等級を二階級に區分する路線にあつてはその上級の運賃を支給する。その運賃中には通行税、急行料金、艀船賃等を含むものとする。前項の急行料金は路程百料以上の場合に限りこれを支給する。
 第七條 車馬賃はその經過する路程の總數により、これを計算する、但し一料未滿の端數は切り上げとする
 第八條 日當及び宿泊料は、別表の定額に、その日數又は夜數を乗じてこれを算出する。
 第九條 新任に任用するため召喚するときは、その本人及び家族に對し新任職相當の旅費を支給する。前項の家族は、廣島市臨時家族手当支給條例に規定する扶養家族とする
 第十條 事務引續、殘務整理又は在職中の事務取調のため退職者を旅行せしめるときは前職相當の旅費を支給する。
 第十一條 労働基準法第十五條第三項及び同法第六十八條の規定に該當し歸郷する場合において前職相當の旅費を支給する。
 第十二條 兩會計年度にまたがる旅費は各年度毎に計算支給する。
 第十三條 講習又は練習を受けるため旅行するときはその出張地に到着の翌日から出發の前日までの日當及び宿泊料については定額の二分の一に相當する金額まで、鐵道賃及び船賃については定額より各一等級を低下した金額まで減額することができる。
 第十四條 旅費が本市以外から支給される場合は、そ

の支給される旅費の金額をこの條例による旅費から差引いた金額を支給する。

第十五條 すべて市費をもつて支辨すべき旅費で別段の規定がないものはこの條例の範圍内において市長がこれを定める。

第十六條 別表の定額は、市長において、用務その他の事情により増額又は減額支給することができる。

第十七條 本邦外國間又は外國を旅行する場合については、別にこれを定める。

附則
この條例は公布の日から、これを施行し、昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

職名	鐵道賃	船賃	馬賃	宿泊料	日當
市長助役	二	二	二	八圓	六〇圓
入役委員	二	二	二	八圓	六〇圓
一般書記	二	二	二	六圓	五〇圓
書記	二	二	二	六圓	五〇圓
職員	二	二	二	四圓	四〇圓
宿泊料に甲地とあるは、用務による宿泊地が、東京都、大阪、名古屋、横濱、京都、神戸、川崎、尼崎、西宮、布施、堺、小倉、福岡、門司、博多の各市である場合をい、乙地とはその他の場合をいう。					

○廣島市條例第三十九號
廣島市議會の議決を経て廣島市災害補償條例を次のように定める。

昭和二十三年十月四日
廣島市長 濱井信三

第一條 本市職員が公務のため、負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡したときは、この條例によりその災害を補償する。

第二條 この條例において、職員とは、左に掲げる者をいう。

一、地方自治法第二百四條に規定する職員
二、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者
第三條 災害補償の種類は次の通りとする。

一、療養補償
二、休業補償
三、障害補償
四、遺族補償
五、葬祭料
六、打切補償

第四條 療養補償は、職員が負傷し、又は疾病にかつた場合に、その療養に必要な費用とする。前項の療養の範圍は、左の各號に掲げるものとし療養上相當と認められるものに限る。

一、診察
二、藥劑又は治療材料の支給
三、處置、手術、その他の治療
四、病院又は診療所への收容
五、看護
六、移送

第五條 休業補償は、前條の規定による、療養中は給料の全額を支給する。

第六條 障害補償は、職員が負傷し又は疾病にかかりなかつたとき、身体に障害が存する場合、その障害の程度に應じて、平均賃金に次の区分による日數を乗じて得た金額とする。

等級	金額	等級	金額
第一級	一、三四〇日分	第八級	四五〇日分
第二級	一、一九〇日分	第九級	三五〇日分
第三級	一、〇五〇日分	第十級	二七〇日分
第四級	九二〇日分	第十一級	二〇〇日分
第五級	七九〇日分	第十二級	一四〇日分
第六級	六七〇日分	第十三級	九〇日分
第七級	五六〇日分	第十四級	五〇日分

第七條 前條の場合、身体障害が二以上ある場合は、重い方の身体障害の該當する等級による。左に掲げる場合は、前條及び前項の規定による等級を左の通り繰り上げる。但しその障害補償の金額は、各々の身体障害の該當する等級ごとに計算した障害補償金額の合算額を超えてはならない。

一、第十三級以上に該當する身体障害が二以上ある

場合 一級
二、第八級以上に該當する身体障害が二以上ある場合
合 二級
三、第五級以上に該當する身体障害が二以上ある場合
合 三級

第八條 第六條の等級に該當しない身体障害がある者については、その障害の程度に應じて等級を定める。

第九條 既に身体障害がある者が、負傷又は疾病により同一部位について、障害の程度を加重した場合に、その加重された障害の該當する等級による。障害補償から、既にあつた障害の該當する等級による障害補償を差し引いて得た金額を支給する。

第十條 遺族補償は職員が死亡した場合に遺族又は職員の死亡當時、その収入によつて生計を維持した者に對して平均賃金の千日分の金額を支給する。

第十一條 葬祭料は、職員が死亡した場合に、葬祭を行う者に對し、平均賃金の六十日分を支給する。

第十二條 第四條の規定により、療養補償を受ける者が、療養開始後三年を経過しても、負傷又は疾病がなおらない場合においては、平均賃金の千二百日分の金額を打切補償として支給することができる。

前項の打切補償を支給したときは、以後この條例による補償はこれを行わない。

第十三條 職員が故意又は自己の重大な過失により、負傷し、又は疾病にかつた場合に、その事實につき、行政官廳の認定を受けたときは、休業補償又は障害補償を支給しないことがある。

第十四條 療養補償及び休業補償は毎月一回、これを支給する。

第十五條 災害補償を行う場合には、死傷の原因たる事故發生の日、又は診断によつて疾病の發生が確定した日を平均賃金算定事由の發生した日とする。

第十六條 職員が同一の事由によつて労働者災害補償保険法、その他の法令により、災害補償に相當する給付を受けたときは、その給付が、この條例による

○廣島市條例第四十號
廣島市議會の議決を経て昭和二十三年三月廣島市條例第三號廣島市水道使用條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月四日
廣島市長 濱井信三

災害補償に比して少い場合に限り、その差額を支給する。

第十七條 災害補償の支給を受ける権利は、職員の退職又は休職によつて、變更されることはない。

第十八條 平均賃金については、労働基準法（以下法とす）第十二條を第一條に規定する公務上の疾病については法施行規則第三十五條を、第六條に規定する障害の等級については、法施行規則別表第一を遺族並びに遺族補償費支給順位については、法施行規則第四十二條乃至第四十四條を、その他この條例に規定していない事項については、法第八章の相當規定を、それぞれ準用する。

第十九條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附則
この條例は、公布の日から、これを施行する

種類	基本料	超過料
一、家事用	十立方メートルまで	一立方メートルにつき
二、官公署事務用	二十立方メートルまで	一立方メートルにつき
三、官公署事務用	三十立方メートルまで	一立方メートルにつき
四、工場用	五十立方メートルまで	一立方メートルにつき
五、湯屋營業用	百立方メートルまで	一立方メートルにつき
六、船舶用	一立方メートルにつき	二百圓
七、原動力工事	二十立方メートルまで	一立方メートルにつき
八、その他一時用	四百圓	一立方メートルにつき
九、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十一、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十二、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十三、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十四、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十五、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十六、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十七、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十八、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
十九、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎
二十、合	一戸五人まで	一戸五人を超え一人を増す毎

○廣島市條例第四十一號
廣島市議會の議決を経て廣島市條例第四十一號廣島市公益質屋條例の一部を次の通り改正する。

昭和二十三年十月四日
廣島市長 濱井信三

第六條中「一ヶ月」を「四ヶ月」に改める。

附則
この條例は公布の日から、これを施行する

○廣島市條例第四十二號
廣島市議會の議決を経て廣島市工事執行條例を次のように定める。

昭和二十三年十月四日
廣島市長 濱井信三

第一條 市費を以て支辨する工事の執行については、道路工事執行令及びこれに基いて發せられた指令を

○廣島市條例第四十三號
廣島市議會の議決を経て廣島市監査委員條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月四日
廣島市長 濱井信三

第三條中「一月」を「十月」に改める。

附則
この條例は公布の日からこれを施行する

○廣島市條例第四十四號
廣島市議會の議決を経て廣島市保育所條例を次のように定める。

昭和二十三年十月四日
廣島市長 濱井信三

廣島保育所條例

（目的及び設置）
第一條 日々保護者の委託を受けて幼児の健全な育成をはかるため、保育所を置く。

（位置及び名稱）
第二條 保育所の位置及び名稱は別表の通りとする。

（幼児の收容）
第三條 本所においては、第一條の目的を達成するため、本市に居住する満三歳から就學に至るまでの幼児を保育する。

（職員）
第四條 本所に次の職員を置く。

主任 若干人
主任は、上司の命を受け、所務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

主任に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

（保育時間及び休日）

第五條 本所の保育時間及び休日は次の通りとする。但し、時宜により、これを伸縮し又は變更することがある。

一、保育時間 毎日午前八時から午後五時まで
二、休日 日曜日、祝祭日、十二月三十日から翌年一月五日まで

(委託手続)
第六條 幼児を委託しようとするときは、文書を以てその旨市長に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(收容の定数)
第七條 本所に受託する定数は、別に市長がこれを定める。

(退所手続)
第八條 託児を退所させようとするときは、その旨市長に届け出なければならぬ。

(保育料)
第九條 保育料は別にこれを定める。
(市長への委任)
第十條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則
この條例は、公布の日から、これを施行する別表

Table with 2 columns: 名稱 (Name) and 位置 (Location). Lists various locations like 青崎保育所, 淵崎, 補那, etc.

○廣島市條例第四十五號
廣島市議會の議決を経て廣島市保養院條例を次のように定める。

昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

(目的並びに設置)
第一條 廣島市保養院は生活保護法により醫療保護を要する者の收容並びに本市内に居住する少額所得生活者の診療若しくは入院治療を行うため設置する。

(位置及び名稱)
第二條 本院の位置及び名稱は別表の通りとする。

(診療科目)
第三條 本院において取扱う診療科目は内科及び小兒科とする。但し簡易な診療は各科にわたりこれを行う。

(職員)
第四條 本院に左の職員を置く。

院長 一人
事務長 一人
職員 若干名
院長は技術吏員を以つてこれに充てる

(職務)
第五條 院長は上司の命を受け院務を掌理し所屬員を指揮監督する。院長に事故があるときは院長又は事務長がその擔任事務について代理する。

(診療時間)
第六條 本院の診療時間は次の通りとする。
一、自九月一日 午前九時から五時まで但し至翌年七月二十日 土曜日は正午まで
二、自七月三十一日 午前八時から正午まで

(休日)
第七條 本院の休日は本廳の例による。但し十二月二十九日三十日及び年末年始の休日を除き休日が續いたときの第二日は休診しない。

附 則
この條例は公布の日から、これを施行する

廣島市保養院 廣島市宇品町一〇〇番地
廣島市議會の議決を経て廣島市診療所條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

(目的並びに設置)
第一條 市内に居住する少額所得生活者の診療を行いその健康な生活を維持向上するため診療所を設置する。

(位置及び名稱)
第二條 診療所の位置及び名稱は別表の通りとする。

(診療科目)
第三條 本所において取扱う診療科目は内科及び小兒科とする。但し簡易な診療は各科にわたりこれを行う。

(職員)
第四條 本所に次の職員を置く。

院長 一人
職員 若干名
所長は技術吏員を以てこれに充てる。

附 則
この條例は公布の日から、これを施行する

廣島市診療所 廣島市宇品町一〇〇番地
廣島市議會の議決を経て廣島市保健所設置條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

(目的)
第一條 本所は第一條の目的を達成するため、左の事業を行う。

一、工業技術の調査並びに研究に關すること。
二、機械工具その他金屬材料等の化學的分析、測定検査、試験に關すること。
三、一般機械に關すること。
四、木工品の意匠圖案その他木工工作に關すること

(職員)
第四條 本所に次の職員を置く。

所長 一人
職員 若干名
所長は技術吏員を以て、これに充てる。

(職務)
第五條 所長は上司の命を受け、所務を掌理し、所屬員を指揮監督する。
所長に事故があるときは、上司の職員がその職務を代理する。
職員は、所長の命を受け、所務に従事する。

(勤務時間及び休日)
第六條 本所の勤務時間及び休日は、本廳の例による。
(使用)
第七條 本所備付の器具機械を使用し、又は各種検査試験等を依頼する者は、廣島市工業指導所使用料及び手数料條例の定めるところに従い、所定の手續を経て後、使用料又は手数料を納付しなければならぬ。
(市長への委任)
第八條 この條例施行に關し、必要な事項は市長がこれを定める。

廣島市條例第四十八號
廣島市議會の議決を経て廣島市保健所設置條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

廣島市保健所設置條例
保健所法第一條の規定に基づき、本市に保健所を設置し其の位置、名稱及び所管區域を、次の通り定める。

位 置	名 稱	所 管 區 域
廣島市舟入幸町六五〇	廣島市保健所	廣島市一區

附 則
この條例は昭和二十三年八月一日からこれを適用する

廣島市條例第四十九號
廣島市議會の議決を経て廣島市危險物取締條例を次のように定める。
昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

廣島市危險物取締條例
第一章 總 則
第二章 映畫技術者取扱主任者及び防火責任者
第三章 危險物の管理
第四章 構造設備
第五章 消防設備
第六章 罰則
第七章 附 則

廣島市危險物取締條例
第一章 總 則
第一條 (目的) この條例は消防法(以下法という)第三章の規定に基づき危險物の貯蔵、運搬、詰換その他の取扱に關し火災豫防のために必要な事項を定めるものとする。
(用語)
第二條 この條例の用語は左の例による。
第一類とは別表に掲げる危険物の種類をいう。
危険物とは別表に掲げる危険物の種類をいう。
指定数量とは別表に掲げる危険物の数量をいう。
貯蔵又は同一の室で取扱うときは各品目毎に指定数量で貯蔵又は取扱数量を除してその商の和が一に

達した場合これを指定数量とする。貯蔵所とは貯蔵庫貯蔵場貯蔵そう地下そう及び取扱場をいう。

貯蔵庫とは危険物の指定数量以上十倍以上のものを貯蔵する建築物をいう。貯蔵場とは危険物の指定数量以上十倍未満のものを貯蔵する建築物をいう。

貯蔵そうとは危険物の指定数量以上のものを貯蔵する「そう」をいう。地下そうとは危険物の指定数量以上のものを貯蔵する地下に埋没した「そう」をいう。

取扱場とはその場所において詰換その他の取扱を受ける危険物の数量が十二時間以内に指定数量以上となる場所をいう。

移動そうとは危険物の指定数量以上のものを貯蔵する可搬式の「そう」をいう。給油場とは自動車に直接給油することを目的とする場所、建築物その他の工作物及び設備の一体をいう

小量取扱場とは研究室、実験室、薬品室、倉庫、工場、店舗等において指定数量の十倍未満五分の一以上又は類別二以上を常時貯蔵し又は取扱う場所をいう。

不燃材料、耐火構造、準耐火構造火防戸及び防火壁については市街地建築物法施行規則の規定によるものとする。(法第十條に基く制限数量)

第三條 指定数量以上の危険物は別に定めるもの、外前條に規定する以外の場所でこれを貯蔵し又は取り扱つてはならない。

貯蔵庫及び給油場においては第四條により許可された数量を超えてこれを貯蔵してはならない。同一の敷地内において二以上の貯蔵庫を設ける場合も同様とする。

同一の敷地内に二以上の置場を設ける場合それらの貯蔵全量は指定数量の十倍を超えてはならない。(製造所、貯蔵所及び給油場の設置變更廢止)

第四條 危険物の製造所、貯蔵所又は給油場を設置し、貯蔵庫及び給油場の設置變更廢止)

寫字は消防署長の検査を受けなければこれを使用することができない。(映寫室の使用開始等)

第九條 映寫室の使用を開始し又は映畫室のない場所であらざるに於ては消防署長を以て消防長に届け出なければならない。

消防署長を以て消防長に届け出なければならない。一、經營者の職業、住所、氏名、生年月日(法人においてはその名稱、事務所の所在地及び代表者の氏名) 二、公衆集会所の名稱、所在地及び用途。 三、使用の目的、期間及び公開時間。 四、收容人員又は定員。 五、従業員の數。 六、映寫技術者(映寫技術の免許を有するもの以下同じ) 七、消火器具及び避難器具の配置。

第十二條 危険物の指定数量の三十倍以上のものを十二時間以内に同一の場所から同方向に運搬するときはその品名、數量、日時、通路及び運搬方法を出発地の所轄消防署長に届け出なければならない。

ようとするときは市長の許可を受けなければならない。許可を受けようとするときは願書に左の事項を記入し正副二通を設置豫定地所轄消防署長を経て提出しなければならない。

一、設置者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人に於いてはその名稱、事務所所在地及び代表者名)。 二、設置豫定地の地名、番號及び所有者又は使用権者の住所氏名。 三、主要用途及び申請の要旨。 四、敷地面積及び敷地内建築物の數並びに建築面積。 五、貯蔵し又は取扱う危険物の類別品名及びその最大數量。 六、申請にかゝる建築物又は設備の構造、仕様書及び圖面。 七、消防設備。 八、敷地周囲の状況圖(第二十三條乃至第二十五條の保有距離を明記したもの)。 九、詰換その他作業の方法。 十、設置の目的。

市長は設置豫定地所轄消防署長の意見を徴してこれを許可するものとする。市長は第一項に規定するもの、外必要と認める書類又は圖面の提出を命ずることができ、

第一項第一號乃至第六號第九號及び第十號の事項を變更するとき又は改築修理をしようとするときは第一項に準じて市長の許可を受けなければならない。

第一項第七號及び第八號の事項を變更するときには所轄消防署長を経て市長に届け出なければならない。

製造所、貯蔵所又は給油場を廢止しようとするときはその旨を所轄消防署長を経て市長に届け出なければならない。(運搬そう、移動そう及び小量取扱場の設置變更廢止)

第五條 運搬そう又は移動そうを設置し又は變更しようとするときは前條第一項各號の規定に準じてこれを所轄消防署長を経て消防長に届け出ることとする。これを廢止したときも又同様とする。

小量取扱場を設置し又は變更した者は前條第一項各號の規定に準じてこれを所轄消防署長を経て消防長に届け出ることとする。

他について火災豫防上必要な事項を指示することができる。指定数量以上を運搬する途中で停留又は駐留するときは安全箇所を選び看守人をつけ宿泊に際しては積載した危険物の品名、數量及び駐留地を最寄りの消防關係機關に届け出なければならない。

(事故發生時の届出) 第十三條 貯蔵所、給油場又は小量取扱場若しくは運搬途次で爆発、發火、引火その他の事項が發生したときはその大小に拘らず速かに所轄消防署長を経て消防長に届け出なければならない。

第二章 映寫技術者取扱主任者及び防火責任者 第十四條 映寫技術者の資格 法第十四條により届け出を要する映寫技術者の資格は労働安全衛生規則による映寫技術者試験に合格しその免許証を有する者とする。

(取扱主任者の資格) 第十五條 法第十三條の規定により届け出を要する貯蔵所の取扱主任者の資格は舊實業學校規定による實業學校及び學校教育法による高等學校(専門教育を施すもの)又はこれと同等以上の學校を卒業し、在學中化學に關する學科を修得した者又はこれと同等以上の化學に關する技能を有する者でともに六ヶ月以上同類の危険物の取扱に従事した経験のある者とする。

(添付書類) 第十六條 前二條の規定による届け出には取扱主任者又は映寫技術士の履歴書、寫真及び資格の證明書を添付し消防署長を経て消防長に届け出なければならない。

(防火責任者) 第十七條 製造所、貯蔵所、給油場並びに運搬そう、移動そうの常置場又は法第十條第一項の但し書の假貯蔵所には防火責任者を定めこれを所轄消防署長を経て消防長に届け出なければならない。これを變更したときも同様とする。但し取扱主任者をしてこれを兼任せしめ貯蔵所、給油場、運搬そう又は移動そうの

號の規定に準じてこれを所轄消防署長を経て消防長に届け出ることとする。これを廢止したときも又同様とする。

前各項の場合においては前條第三項の規定を準用する。(製造所、貯蔵所、給油場、運搬そう及び移動そうの検査) 第六條 第四條の規定により許可を受けた製造所、貯蔵所又は給油場が竣工したときは所轄消防署長を経て消防長に届け出たときその検査を受けなければならない。

第五條の規定により届け出た運搬そう又は移動そうが竣工したときは所轄消防署長を経て消防長に届け出たときその検査を受けなければならない。使用することができない。(映寫室の設置變更廢止)

第七條 映寫室を設置しようとするときは願書に左の事項を記入し正副二通を所轄消防署長を経て消防長に届け出なければならない。 一、設置者の職業、住所、氏名、生年月日(法人ではその名稱、事務所の所在地及び代表者の氏名) 二、施設の名稱、所在地。 三、施設の用途、種類。 四、收容人員又は定員。 五、敷地及び建築物の面積。 六、配置圖、平面圖、映寫室の構造設計圖。 七、消火器具及び避難器具の配置圖。 八、電氣設備及び配線圖。 九、暖房、冷房及び換氣設備の構造概要。 十、起工及び竣工日。

前項の外消防長は必要と認める書類又は圖面を提出させることができる。第一項各號の事項を變更しようとするときは第一項に準じて所轄消防署長を経て消防長に届け出なければならない。

第一項の規定により届け出をした映寫室を廢止したときは五日以内に所轄消防署長を経て消防長に届け出なければならない。(映寫室の検査) 第八條 前條第一項及び第三項による届け出をした映寫室の検査)

うのいづれかで同一の敷地内にある場合は一人で差支えない。(取扱主任者のいない假貯蔵所) 第十八條 取扱主任者を定めない假貯蔵所では防火責任者が立ち會わなければならない。危険物はこれを取扱つてはならない。

(取扱主任者及び防火責任者の義務) 第十九條 取扱主任者又は防火責任者は常に災害豫防に注意し災害發生の虞があるときは直ちに最寄りの消防機關に通知しその指示を受けなければならない。

前項に掲げる者は火災が發生し消防職員が來場した場合に速かに危険物の貯蔵及び種類の概要、燃焼その他の状況をこれに報告しなければならない。

第三章 危険物の管理 第二十條 危険物の製造所においては左の各號の事項を守らなければならない。 一、作業所の境界には適當な圍柵を構築し見易い場所に危害防止に關する警戒板を掲出すること。 二、工場及び溜置場には掲示板を設けてその場内に存置できる原料及び半成品の種類、員數並びにその取扱その他必要事項を明記して置くこと。 三、工場又は溜置場は常に清潔に掃除し、鐵又は、砂石の類を原料品内に混入させないよう措置すること。

四、危険な作業所内には作業に必要な従業者のほか立ち入らぬこと。 五、作業所内において飲酒し又は工場若しくは溜置場以外において特に設けた室内以外で喫煙しないこと。 六、作業所又は溜置場には携帯電話のほか燈火を携帯しないこと。但し安全燈はこの限りでない。 七、作業所内で生じた原料の廢棄及び不良品は廢棄容器に收容し、毎日作業終了後一定の場所において廢棄その他危害豫防上必要な措置を取ること。 八、災害を生じたときは應急の措置をして直ちに消防關係機關にこれを届け出てその指揮を受けた後でなければ現場を變更しないこと。

六、作業所又は溜置場には携帯電話のほか燈火を携帯しないこと。但し安全燈はこの限りでない。 七、作業所内で生じた原料の廢棄及び不良品は廢棄容器に收容し、毎日作業終了後一定の場所において廢棄その他危害豫防上必要な措置を取ること。 八、災害を生じたときは應急の措置をして直ちに消防關係機關にこれを届け出てその指揮を受けた後でなければ現場を變更しないこと。

六、作業所又は溜置場には携帯電話のほか燈火を携帯しないこと。但し安全燈はこの限りでない。 七、作業所内で生じた原料の廢棄及び不良品は廢棄容器に收容し、毎日作業終了後一定の場所において廢棄その他危害豫防上必要な措置を取ること。 八、災害を生じたときは應急の措置をして直ちに消防關係機關にこれを届け出てその指揮を受けた後でなければ現場を變更しないこと。

六、作業所又は溜置場には携帯電話のほか燈火を携帯しないこと。但し安全燈はこの限りでない。 七、作業所内で生じた原料の廢棄及び不良品は廢棄容器に收容し、毎日作業終了後一定の場所において廢棄その他危害豫防上必要な措置を取ること。 八、災害を生じたときは應急の措置をして直ちに消防關係機關にこれを届け出てその指揮を受けた後でなければ現場を變更しないこと。

九、製作品の容器には、種類、數量、作業所名及び製作年月日を明記すること。
 (貯蔵所、給油場、小量取扱場等における遵守事項)
 第二十一條 貯蔵所、給油場、小量取扱場等においては左の事項を守らなければならない。
 一、貯蔵所の敷地又は建築物の入口附近には外部から見え易い個所に「危険物貯蔵所」と明記してこれを掲示すること。
 二、貯蔵所又は給油場外部の見易い個所に類別、品名、最大數量及び取扱主任者又は防火責任者の氏名、運搬方法又は移動方法には類別、品名及び最大數量を明記し法第十條第一項但し書の假貯蔵をなす場合は類別、品名、數量及び許された期間を見易い個所に掲示すること。
 三、貯蔵所では危険物以外の物の貯蔵詰換その他の取扱をしてはならない。
 四、危険物は建築物の内壁から〇・五メートル以上を離して品別ごとに貯蔵しその相互間に幅〇・五メートル以上の通路を置くこと。又同一品目の場合でも幅〇・五メートル以上の通路を一以上置くこと。
 五、小量取扱場の危険物は定められた容器に収納して他の可燃物から隔離して貯蔵すること。
 六、危険物は地震等のため転倒又は墜落の虞のないように貯蔵すること。
 七、貯蔵所の敷地内又は給油場で火を使用しないこと。但し鍛冶場、事務所又は看守室若しくは宿直室内で安全な防火設備を施した場合はこの限りでない。
 八、前號但書の場合の外貯蔵所の敷地内で発火又は燃焼し易い物品を携帯し若しくはその取扱いをしないこと。
 九、危険物の性質に従い室内の温度、湿度、遮光又は換気に注意すること。
 十、貯蔵所、給油場、運搬場、移動場において

危険發生の虞ある工事をしようとするときは危険物を取り出し且十分換気の上これを行うこと。
 運搬場又は移動場は、その管理についてはこれを常時存置する場所又は建築物を貯蔵する所と見なし貯蔵所の管理に關する規定を準用する。
 (運搬時の遵守事項)
 第二十二條 危険物を運搬するときは左の事項を守らなければならない。
 一、類別の異なるもの又は他の物品を混載しないこと。但し少量で災害を發生する虞のないときはこの限りでない。
 二、運搬場では検査の際に指定を受けた危険物以外のものを運搬しないこと。
 三、牛馬車で運搬する場合は牛馬車を車に取り付けたまゝで危険物の積卸をしないこと。
 四、危険物の第二類、第三類の過酸化化合物、第四類及び第五類に屬する物品は日光の直射を受けないように、危険物の第一類、第三類及び第六類に屬する物品は雨水が滲透しないようにそれぞれ適當なもので被覆すること。
 五、危険物が磨擦、衝動、転倒又は墜落の虞のないようにこれを積載運搬すること。
 六、指定數量以上の危険物を運搬する場合は交通量の少い中員の充分ある道路をえらぶこと。
 七、危険物の種類、數量に適した薬液消火器を携行すること。
 八、火気に注意すること。
 第四章 構造設備

(貯蔵庫の構造設備)
 第二十三條 貯蔵庫の構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、平家建且つ専用とし一棟の建坪は百平方メートルを超えないこと。但し類を同じうするものをみを貯蔵する場合は百平方メートル以下毎に完全な隔壁を設けたときはこれを三百平方メートルまで擴張することができる。
 二、別表第三類、第四類甲及び第六類に屬する物品を貯蔵する貯蔵庫の床面は地盤面以上とし雨水又は

は地下水の浸入を防ぐ構造とすること。
 三、貯蔵庫の周囲にはその敷地で左表の距離の空地を保有すること。但し同一敷地内において二以上の貯蔵庫を設置するときはその相互間の距離を三分の一(最小三メートル)まで減ずることができ、指定數量以上の貯蔵庫を、距離メートル
 十倍以上 二十倍未満 三、以上
 二十倍以上 五十倍 五、
 五十倍 二百倍 十、
 二百倍 四百倍 十五、
 四百倍 八百倍 二十、
 八百倍 二十五、
 四、壁体、床、柱、隔壁等主要部分は耐火構造とし屋根には輕量な不燃材料を用ひ天井を設けないこと。但し別表中乙に屬するものを貯蔵する貯蔵庫はこれを準耐火構造とすることができ、
 五、窓及び出入口には網入不透明硝子戸を外部には甲種防火戸を設け適當な採光設備及び有効な換気設備を設けること。
 六、貯蔵庫には有効な避雷装置を設けること。
 七、貯蔵庫内の電気工作物は左の各號に従うこと
 (イ) 配線は金属管工事で施設すること。
 (ロ) 電球受口は無かき受とし電球には気密な外球を装置し、且つ堅固な外装を施すこと。
 (ハ) 点滅器は室外に設けること。
 (ニ) 電気機械器具は室内に設置しないこと。
 (ホ) 電気工作物を侵す虞のある個所においては適當な豫防法を施すこと。
 (置場の構造設備)
 第二十四條 置場の構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、平家建且つ専用とし一棟の建坪は二十平方メートルを超えないこと。
 二、周囲にはその敷地で二メートル以上の空地を保有すること。
 三、壁体、床、柱、隔壁等主要部分は耐火構造又は準耐火構造とし屋根は輕量な不燃材料を用ひ天井は防火的構造とするか又は設けないこと。

納し得る設備をなすこと。
 六、第二十三條第六號避雷装置の規定はこれを屋外そうに準用する。
 一、「そう」の容積は指定數量の十倍未満とするこ
 二、「そう」は平家建の専用室内に設けること。但し別表第四類に屬するもの、貯蔵にはその室床面を地盤面より高くすること。
 三、室の周囲及び床は耐火構造とすること。但し乙類の場合は準耐火構造とすることができ、
 四、「そう」と壁面との間には五十センチメートル以上の空間を保つこと。
 五、「そう」には直徑三十センチメートル以上で屋外に通ずる通気管をその先端に取り付けその先端を四十五度以上に屈曲させ細目の鋼網等による引火防止装置を施し且つ建築物の窓又は出入口より一メートル以上の距離をとつて屋外に出すこと。但し壓力そうには適當な安全装置を設けること。
 六、前段屋外そうの第一號厚さ、試験方法及び第二號防錆、防蝕、第五號の収納施設の規定はこれを屋内そうに準用する。
 (地下そうの構造設備)
 第二十六條 地下そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の百 未満とするこ
 二、「そう」は油そう室内に設置し「そう」と油そう室の間は十センチメートル以上の距離を保ち乾燥を充つすること。
 三、油そう室の壁体は厚さ三十センチメートル以上コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造とし、且つ適當な防水設備を施すこと。但し蓋板は鉄筋コンクリート造とすること。
 四、「そう」の頂部は地面下一米以上とすること。
 五、「そう」の厚さは三・二メートル以上上の金風板で氣密に造り毎平方センチメートルにつき一・四キログラム以上の水壓試験に耐えるものであ

四、前條第二號床面、第五號窓等及び第七號電気工
 作物の規定はこれを置場に準用する。
 (貯蔵そうの構造設備)
 第二十五條 貯蔵そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の厚さは容量に応じて三・二メートル、トル以上の金風板で氣密に作り水張試験し又は壓力そうにおいては最大常用の二倍の壓力(最低壓力毎平方センチメートルにつき〇・七キログラム以上)で試験し漏洩又は變形しないものであること。但し比重〇・八六より重い危険物は水張試験で漏洩又は浸透しないコシクリートの「そう」に貯蔵することができる。
 二、「そう」の外面には防錆方法を施すこと。第六類を貯蔵する「そう」にあつては内面の防錆を特に注意すること。
 三、「そう」には直徑二五センチメートル以上の通気口を設けその先端を四十五度以上に屈曲させ細目の鋼網等による引火防止装置を施すこと。但し壓力そうには適當な安全装置を設けること。
 四、「そう」の周囲にはその敷地内で左表の距離の空地を保有すること。但し同一敷地内で二以上の「そう」を設置するときはその相互間の距離を三分の一(最小三メートル)まで減ずることができ、指定數量以上の貯蔵庫を、距離メートル
 十倍以上 二十倍未満 三、以上
 二十倍以上 五十倍 五、
 五十倍 二百倍 十、
 二百倍 四百倍 十五、
 四百倍 八百倍 二十、
 八百倍 二十五、
 四、壁体、床、柱、隔壁等主要部分は耐火構造とし屋根には輕量な不燃材料を用ひ天井を設けないこと。但し別表中乙に屬するものを貯蔵する貯蔵庫はこれを準耐火構造とすることができ、
 五、窓及び出入口には網入不透明硝子戸を外部には甲種防火戸を設け適當な採光設備及び有効な換気設備を設けること。
 六、貯蔵庫には有効な避雷装置を設けること。
 七、貯蔵庫内の電気工作物は左の各號に従うこと
 (イ) 配線は金属管工事で施設すること。
 (ロ) 電球受口は無かき受とし電球には気密な外球を装置し、且つ堅固な外装を施すこと。
 (ハ) 点滅器は室外に設けること。
 (ニ) 電気機械器具は室内に設置しないこと。
 (ホ) 電気工作物を侵す虞のある個所においては適當な豫防法を施すこと。
 (置場の構造設備)
 第二十四條 置場の構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、平家建且つ専用とし一棟の建坪は二十平方メートルを超えないこと。
 二、周囲にはその敷地で二メートル以上の空地を保有すること。
 三、壁体、床、柱、隔壁等主要部分は耐火構造又は準耐火構造とし屋根は輕量な不燃材料を用ひ天井は防火的構造とするか又は設けないこと。

五、火災又は漏洩の場合危険物を速かに排送及び収

は地下水の浸入を防ぐ構造とすること。
 三、貯蔵庫の周囲にはその敷地で左表の距離の空地を保有すること。但し同一敷地内において二以上の貯蔵庫を設置するときはその相互間の距離を三分の一(最小三メートル)まで減ずることができ、指定數量以上の貯蔵庫を、距離メートル
 十倍以上 二十倍未満 三、以上
 二十倍以上 五十倍 五、
 五十倍 二百倍 十、
 二百倍 四百倍 十五、
 四百倍 八百倍 二十、
 八百倍 二十五、
 四、壁体、床、柱、隔壁等主要部分は耐火構造とし屋根には輕量な不燃材料を用ひ天井を設けないこと。但し別表中乙に屬するものを貯蔵する貯蔵庫はこれを準耐火構造とすることができ、
 五、窓及び出入口には網入不透明硝子戸を外部には甲種防火戸を設け適當な採光設備及び有効な換気設備を設けること。
 六、貯蔵庫には有効な避雷装置を設けること。
 七、貯蔵庫内の電気工作物は左の各號に従うこと
 (イ) 配線は金属管工事で施設すること。
 (ロ) 電球受口は無かき受とし電球には気密な外球を装置し、且つ堅固な外装を施すこと。
 (ハ) 点滅器は室外に設けること。
 (ニ) 電気機械器具は室内に設置しないこと。
 (ホ) 電気工作物を侵す虞のある個所においては適當な豫防法を施すこと。
 (置場の構造設備)
 第二十四條 置場の構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、平家建且つ専用とし一棟の建坪は二十平方メートルを超えないこと。
 二、周囲にはその敷地で二メートル以上の空地を保有すること。
 三、壁体、床、柱、隔壁等主要部分は耐火構造又は準耐火構造とし屋根は輕量な不燃材料を用ひ天井は防火的構造とするか又は設けないこと。

ること。
 六、同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合はその相互間の距離を一メートル以上とすること。但し貯蔵數量の和が指定數量の十倍未満であるときは五十センチメートルまで短縮することができ、
 七、前條屋外そう第一號のコンクリートそう、第二號防錆、防蝕及び屋内そう、第五號通気口の規定はこれを地下そうに準用する。
 (取扱場の構造設備)
 第二十七條 取扱場の構造設備は十二時間内に指定數量以上十倍未満の危険物を取扱うものはその置場の規定を、十倍以上のものは貯蔵庫の規定を準用する。別表第四類及び第六類に屬する危険物取扱場の床は不浸透の材料を用ひ適當な傾斜をつけてその最低部に溜所を設けなければならない。
 (市長の定める構造設備)
 第二十八條 市長は危険物を地中又は水中等に貯蔵する場合その性質により第二十三條乃至前條に規定する以外の構造設備によらしめることができる。
 (移動そうの構造設備)
 第二十九條 移動そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の六倍未満とするこ
 二、第二十五條屋外そう第一號厚さ及び壓力試験第二號防錆、防蝕、第三號通気口の規定はこれを移動そうに準用する。
 三、移動そうを常時存置する建築物については第二十四條置場及び第二十五條屋内そうの規定を準用する。
 (運搬そうの構造設備)
 第三十條 運搬そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」は厚さ四・五センチメートル以上の金風板で氣密に作り毎平方センチメートルにつき二キログラム以上の水壓試験を施し漏洩又は變形しないものであること。

ること。
 六、同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合はその相互間の距離を一メートル以上とすること。但し貯蔵數量の和が指定數量の十倍未満であるときは五十センチメートルまで短縮することができ、
 七、前條屋外そう第一號のコンクリートそう、第二號防錆、防蝕及び屋内そう、第五號通気口の規定はこれを地下そうに準用する。
 (取扱場の構造設備)
 第二十七條 取扱場の構造設備は十二時間内に指定數量以上十倍未満の危険物を取扱うものはその置場の規定を、十倍以上のものは貯蔵庫の規定を準用する。別表第四類及び第六類に屬する危険物取扱場の床は不浸透の材料を用ひ適當な傾斜をつけてその最低部に溜所を設けなければならない。
 (市長の定める構造設備)
 第二十八條 市長は危険物を地中又は水中等に貯蔵する場合その性質により第二十三條乃至前條に規定する以外の構造設備によらしめることができる。
 (移動そうの構造設備)
 第二十九條 移動そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の六倍未満とするこ
 二、第二十五條屋外そう第一號厚さ及び壓力試験第二號防錆、防蝕、第三號通気口の規定はこれを移動そうに準用する。
 三、移動そうを常時存置する建築物については第二十四條置場及び第二十五條屋内そうの規定を準用する。
 (運搬そうの構造設備)
 第三十條 運搬そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」は厚さ四・五センチメートル以上の金風板で氣密に作り毎平方センチメートルにつき二キログラム以上の水壓試験を施し漏洩又は變形しないものであること。

ること。
 六、同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合はその相互間の距離を一メートル以上とすること。但し貯蔵數量の和が指定數量の十倍未満であるときは五十センチメートルまで短縮することができ、
 七、前條屋外そう第一號のコンクリートそう、第二號防錆、防蝕及び屋内そう、第五號通気口の規定はこれを地下そうに準用する。
 (取扱場の構造設備)
 第二十七條 取扱場の構造設備は十二時間内に指定數量以上十倍未満の危険物を取扱うものはその置場の規定を、十倍以上のものは貯蔵庫の規定を準用する。別表第四類及び第六類に屬する危険物取扱場の床は不浸透の材料を用ひ適當な傾斜をつけてその最低部に溜所を設けなければならない。
 (市長の定める構造設備)
 第二十八條 市長は危険物を地中又は水中等に貯蔵する場合その性質により第二十三條乃至前條に規定する以外の構造設備によらしめることができる。
 (移動そうの構造設備)
 第二十九條 移動そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の六倍未満とするこ
 二、第二十五條屋外そう第一號厚さ及び壓力試験第二號防錆、防蝕、第三號通気口の規定はこれを移動そうに準用する。
 三、移動そうを常時存置する建築物については第二十四條置場及び第二十五條屋内そうの規定を準用する。
 (運搬そうの構造設備)
 第三十條 運搬そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」は厚さ四・五センチメートル以上の金風板で氣密に作り毎平方センチメートルにつき二キログラム以上の水壓試験を施し漏洩又は變形しないものであること。

ること。
 六、同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合はその相互間の距離を一メートル以上とすること。但し貯蔵數量の和が指定數量の十倍未満であるときは五十センチメートルまで短縮することができ、
 七、前條屋外そう第一號のコンクリートそう、第二號防錆、防蝕及び屋内そう、第五號通気口の規定はこれを地下そうに準用する。
 (取扱場の構造設備)
 第二十七條 取扱場の構造設備は十二時間内に指定數量以上十倍未満の危険物を取扱うものはその置場の規定を、十倍以上のものは貯蔵庫の規定を準用する。別表第四類及び第六類に屬する危険物取扱場の床は不浸透の材料を用ひ適當な傾斜をつけてその最低部に溜所を設けなければならない。
 (市長の定める構造設備)
 第二十八條 市長は危険物を地中又は水中等に貯蔵する場合その性質により第二十三條乃至前條に規定する以外の構造設備によらしめることができる。
 (移動そうの構造設備)
 第二十九條 移動そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の六倍未満とするこ
 二、第二十五條屋外そう第一號厚さ及び壓力試験第二號防錆、防蝕、第三號通気口の規定はこれを移動そうに準用する。
 三、移動そうを常時存置する建築物については第二十四條置場及び第二十五條屋内そうの規定を準用する。
 (運搬そうの構造設備)
 第三十條 運搬そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」は厚さ四・五センチメートル以上の金風板で氣密に作り毎平方センチメートルにつき二キログラム以上の水壓試験を施し漏洩又は變形しないものであること。

ること。
 六、同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合はその相互間の距離を一メートル以上とすること。但し貯蔵數量の和が指定數量の十倍未満であるときは五十センチメートルまで短縮することができ、
 七、前條屋外そう第一號のコンクリートそう、第二號防錆、防蝕及び屋内そう、第五號通気口の規定はこれを地下そうに準用する。
 (取扱場の構造設備)
 第二十七條 取扱場の構造設備は十二時間内に指定數量以上十倍未満の危険物を取扱うものはその置場の規定を、十倍以上のものは貯蔵庫の規定を準用する。別表第四類及び第六類に屬する危険物取扱場の床は不浸透の材料を用ひ適當な傾斜をつけてその最低部に溜所を設けなければならない。
 (市長の定める構造設備)
 第二十八條 市長は危険物を地中又は水中等に貯蔵する場合その性質により第二十三條乃至前條に規定する以外の構造設備によらしめることができる。
 (移動そうの構造設備)
 第二十九條 移動そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の六倍未満とするこ
 二、第二十五條屋外そう第一號厚さ及び壓力試験第二號防錆、防蝕、第三號通気口の規定はこれを移動そうに準用する。
 三、移動そうを常時存置する建築物については第二十四條置場及び第二十五條屋内そうの規定を準用する。
 (運搬そうの構造設備)
 第三十條 運搬そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」は厚さ四・五センチメートル以上の金風板で氣密に作り毎平方センチメートルにつき二キログラム以上の水壓試験を施し漏洩又は變形しないものであること。

ること。
 六、同一敷地内に二以上の地下そうを設置する場合はその相互間の距離を一メートル以上とすること。但し貯蔵數量の和が指定數量の十倍未満であるときは五十センチメートルまで短縮することができ、
 七、前條屋外そう第一號のコンクリートそう、第二號防錆、防蝕及び屋内そう、第五號通気口の規定はこれを地下そうに準用する。
 (取扱場の構造設備)
 第二十七條 取扱場の構造設備は十二時間内に指定數量以上十倍未満の危険物を取扱うものはその置場の規定を、十倍以上のものは貯蔵庫の規定を準用する。別表第四類及び第六類に屬する危険物取扱場の床は不浸透の材料を用ひ適當な傾斜をつけてその最低部に溜所を設けなければならない。
 (市長の定める構造設備)
 第二十八條 市長は危険物を地中又は水中等に貯蔵する場合その性質により第二十三條乃至前條に規定する以外の構造設備によらしめることができる。
 (移動そうの構造設備)
 第二十九條 移動そうの構造設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」の容積は指定數量の六倍未満とするこ
 二、第二十五條屋外そう第一號厚さ及び壓力試験第二號防錆、防蝕、第三號通気口の規定はこれを移動そうに準用する。
 三、移動そうを常時存置する建築物については第二十四條置場及び第二十五條屋内そうの規定を準用する。
 (運搬そうの構造設備)
 第三十條 運搬そうの構造、設備は左の各號に従わなければならない。
 一、「そう」は厚さ四・五センチメートル以上の金風板で氣密に作り毎平方センチメートルにつき二キログラム以上の水壓試験を施し漏洩又は變形しないものであること。

Table with 4 columns (類, 第, 三, 類) and 15 rows of chemical and material categories like 生石灰, 金粉, 硝酸, etc., with associated codes and descriptions.

Table with 4 columns (類, 第, 五, 類) and 15 rows of material categories like 硝化油, 芳香系列, 硝化油, etc., with associated codes and descriptions.

Table with 10 columns (ト, ハ, ニ, ハ, ロ, イ, 携, 容, 下, 主) and 15 rows of fire equipment specifications like 炭酸ガス, 水筒, 水筒, etc., including capacity and type details.

Table with 4 columns (リ, チ, 乾, 重) and 15 rows of fire equipment specifications like 乾燥消火粉, 重曹, etc., with capacity and usage notes.

別表第四種 備考 一、石油とは原油原油の油及び分解製品並に天然ガスの分離製品で常温で液状をなすものをいう。

第九條 前條の場所には別に定めるもの、外消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水(以下消火設備という)を別表第一により備えなければならぬ。

○廣島市消防第五十號 廣島市議會の議決を経て廣島市火災豫防條例を次のように定める 昭和二十三年十月四日 廣島市長 濱井信三

第一章 立入及び検査 第一條 消防法(以下法という)第四條第二項第一號の規定による公衆の出入する場所は左の各號に掲げるものとする。

第一條及び第二條に定めるもの 建坪二百平方メートル以上の建築物及び施設 可燃性物件の野積常置場 第九條 前條の場所には別に定めるもの、外消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水(以下消火設備という)を別表第一により備えなければならぬ。

効である認められたものに限りなご當分の間は國家消防廳の檢定を経たものとみなすことができる。

違反したものと並に第十四條の指定に従わないものは二千圓以下の罰金に處する。

イ、緊留 肉用牛馬 一頭一日につき 金二十圓

第十七條 第九條乃至第十二條及び第十六條の規定に別表

この條例は公布の日からこれを施行する。

この條例は、公布の日から、これを施行する。

Table with columns for fire equipment types (e.g., 第一種, 第二種, 第三種), their specifications, and quantities. Includes items like 携帶式消火器, 水筒, 炭酸水, etc.

Table with columns for animal types (e.g., 牛, 馬, 豚, 羊) and their respective slaughter fees (屠場使用料).

○廣島市規則第五十二號 廣島市常設家畜市場使用料條例の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一號、第二號、第五號及び第三項中の「三十圓」を「百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「二十圓」を「七十圓」に、「十圓」を「二十圓」に、「五圓」を「十圓」に、「三圓」を「十圓」に、「一圓」を「三圓」に改める。

○廣島市規則第三十二號 廣島市退職手当支給規則の一部を次のように改正する。

○廣島市規則第三十三號 廣島市災害救助隊規則を次の通り定める。

職務を代理する 隊員は上司の指揮を受け隊務に従事する。

下水班 下水道に關すること 建築班 建築に關すること

第一條 非常災害に際して救助その他緊急措置の適切圓滑な實施を圖るため廣島市災害救助隊を設置する。

第二條 隊の構成員は左の通りとする。

○廣島市規則第三十五號 廣島市港灣施設使用料條例施行細則の一部を次のように改正する。

第一條 消防組織法に基き本市に消防本部を設置する

第二條 消防本部は廣島市消防局(以下局という)と稱し廣島市役所に置く

第三條 局に局長及び次長を置く

第四條 局長は市長の指揮監督を受けて消防事務を掌理する

第五條 局長を補佐し局長に事故があるときはその職務を代理する

第六條 消防局に次の課を置く

一、消防課 消防員に關すること

二、庶務課 庶務に關すること

三、職員課 職員の進退及び身分に關すること

四、他課の所管に屬しないこと

五、水災防止に關すること

六、火災統計に關すること

七、消防施設に關すること

八、消防技術に關すること

九、課長は上司の命を受けその所管事務を掌理し所屬員を指揮監督する

第十條 前各條に定めるもの、外係の設置その他必要事項は局長がこれを定める

附則 この規則は廣島市消防條例廢止の日からこれを施行する

第二條の規定にかゝらず當分の間消防局の位置は廣島市消防署内とする

廣島市規則第三十七號

廣島市超過勤務手当支給規則の一部を次のように改正する

廣島市長 濱井信三

第六條 附則に左の但書を加ふる

但し、時間外勤務手当、深夜勤務手当及び休日勤務手当については、昭和二十二年九月一日からこれを適用する

附則 この規則は公布の日からこれを施行する

廣島市告示第三十五號

昭和二十三年度分定期収入、舟税同稅制、自轉車稅同稅制、荷車稅同稅制、金庫稅同稅制、扇風機稅同稅制、犬稅同稅制、廣告稅同稅制、傭人稅同稅制の納期限を延期する件

昭和二十三年八月三十日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第三十九號

昭和二十三年九月二十日

廣島市長 濱井信三

消防法第四條の規定により仕事場工場又は公衆の出入する場所等に立ち入る場合において關係者に示す消防職員の証票を次の通り定める

Table with columns: 寫眞, 消防職員證, 氏名, 職名, 所屬

廣島市消防局長

廣島市長 濱井信三

注意

一、本證は他人に貸與してはならない

二、本證は出入検査の場合提示しなければならない

三、本證は毀損又は失失した時は届出なければならない

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第四十號

本月三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市歲出入豫算追加更正の要領は左の通り

但しこの豫算は即日これを施行する

昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市歲出入豫算追加更正

一、市 稅

二、市 稅附加稅

三、市 稅附加稅

四、市 稅附加稅

五、市 稅附加稅

六、市 稅附加稅

七、市 稅附加稅

八、市 稅附加稅

九、市 稅附加稅

十、市 稅附加稅

十一、市 稅附加稅

十二、市 稅附加稅

十三、市 稅附加稅

十四、市 稅附加稅

三、水道事業費 金百五拾萬圓
 四、水道復舊事業費 金四百萬圓
 五、水道改良事業費 金貳百貳拾萬圓
 六、水道應急改良事業費 金千四百拾萬圓
 七、給水經常費 金千貳百九拾壹萬六千七百貳拾四圓
 八、水栓調査費 金八拾萬參千貳百拾五圓
 九、徴収原簿調製費 金四拾五萬參千四百圓
 十、水道五十週年記念事業費 金四拾六萬四千五百七拾圓
 二、公債費 金百九拾七萬四千貳百九拾九圓
 三、諸支出金 金百七拾九萬七千五百五圓
 二、過年度支出金 金九萬九千九百九拾九圓
 四、豫備費 金壹圓
 一、豫備費 金壹圓
 歳出合計 金五千五百七拾參萬四百圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第四十二號

本月三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。
 但しこの豫算は即日これを施行する
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算追加更正

歳入
 一、貸付金より生ずる収入 金貳萬六千圓
 一、貸付金より生ずる収入 金貳萬六千圓
 三、貸付金戻入 金百萬圓
 一、繰入金 金四拾六萬七千貳百七拾九圓
 四、繰入金 金四拾六萬七千貳百七拾九圓
 歳入合計 金百四拾九萬參千貳百八拾壹圓
 歳出
 一、事務費 金拾八萬七千七拾六圓
 一、事務費 金拾八萬七千七拾六圓

二、貸付金 金百參拾萬圓
 一、貸付金 金百參拾萬圓
 歳出合計 金百四拾九萬參千貳百八拾壹圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第四十三號

本月三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。
 但しこの豫算は即日これを施行する
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算追加更正

歳入
 一、繰入金 金六拾貳萬七百參圓
 一、繰入金 金六拾貳萬七百參圓
 三、繰替金収入 金參百萬圓
 一、繰替金収入 金參百萬圓
 歳入合計 金參百六拾貳萬七百五圓
 歳出
 一、用品調達費 金貳百六拾壹萬七千七百五圓
 一、事務費 金六拾壹萬七千七百五圓
 二、用品調達費 金參百萬圓
 歳出合計 金參百六拾貳萬七百五圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第四十四號

本月三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業津町附近土地區劃整理地區事業費歳入出豫算の追加更正の要領は次の通りである。
 但しこの豫算は即日これを施行する
 昭和二十三年十月三日
 廣島市長 濱井信三

歳入
 一、繰入金 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 一、繰入金 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 五、繰入金 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 一、前年度繰越金 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 歳入合計 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 歳出
 一、區劃整理事業費 金參拾八萬貳千八百六拾四圓

一、津町附近土地區劃整理事業費 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 歳出合計 金參拾八萬貳千八百六拾四圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第四十五號

本月三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。
 但しこの豫算は即日これを施行する
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正

歳入
 一、目的税 金千九百八拾萬六千六百七拾壹圓
 一、都市計畫税 金千八百七拾九萬參千九百七拾參圓
 二、舊法に依る稅收入 金百五萬貳千六百九拾八圓
 歳入合計 金貳千參百八拾萬參千八百八拾圓
 歳出
 一、都市計畫事業費 金貳千貳百四拾八萬八千八百九圓
 一、街路費 金貳千貳百四拾八萬八千八百九圓
 歳出合計 金貳千貳百四拾八萬八千八百九圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第四十六號

本月三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。
 但しこの豫算は即日これを施行する
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井信三

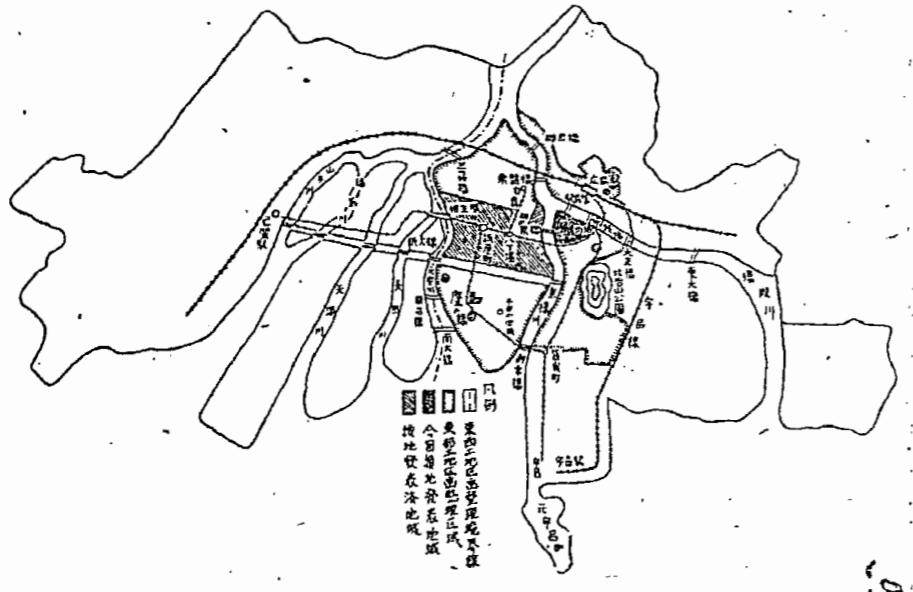
歳入
 一、國庫支出金 金九千八百五拾六萬七千五百六拾參圓
 一、補助金 金九千八百五拾六萬七千五百六拾參圓
 二、繰入金 金貳千貳百參拾八萬六千四拾壹圓
 一、繰入金 金貳千貳百參拾八萬六千四拾壹圓
 三、繰入金 金貳千貳百參拾八萬六千四拾壹圓
 一、物品賣拂代 金壹圓
 一、市債 金九千七百九拾萬圓
 歳入合計 金九千七百九拾萬圓

六、繰越金 金百六拾八萬六千八百六拾六圓
 一、前年度繰越金 金百六拾八萬六千八百六拾六圓
 歳入合計 金貳億貳千貳百七拾五萬八千八百九十壹圓
 歳出
 一、戰災復興費 金貳億貳千貳百九拾參萬六千參百九拾圓
 一、區劃整理費 金壹千七百貳拾八萬九千貳百七拾壹圓
 二、街路費 金貳百六拾四萬圓
 三、下水費 金壹千貳百八拾四萬四千八百四拾圓
 四、公共空地整備費 金百四拾壹萬六千參百圓
 五、建築費 金壹億七千七百六拾參萬八千參百八拾四圓
 七、死体改葬費 金參拾五萬六千四百圓
 二、公債費 金九百八拾貳萬貳千五百圓
 二、利子 金五百貳拾貳萬貳千五百圓
 歳出合計 金貳億貳千貳百七拾五萬八千八百九十壹圓
 歳入出差引殘金なし

○廣島市告示甲第三十三號

昭和二十三年九月二日
 廣島市長 濱井信三

第三回假換地豫定地指定(其ノ二)及び第一回並に第三回特別假換地豫定地指定の一部發表について
 一、廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴ふ左記町名の土地は換地豫定地が區劃整理委員の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細御承知下さい
 二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は所有土地届を提出して居られる人のみに發送します尙土地所有届を未だ提出して居ない人は至急届出で願ひます
 三、今回發表地區の土地を賣買又は譲渡せられる時は事前に必ず當事務所へ協議の上お取返願ひます、萬一連絡無き場合は決定した換地を取消すことに立至る事もありますから是非連絡方實行下さい
 四、前記換地豫定地の使用開始の時期及借地権其他の權利に付ては追而指定します
 區域
 金屋町、北治山町、稻荷町、京橋町、台屋町、的場



町(以上第三回換地豫定地指定)
 千田町二丁目、東千田町一部(千田小学校)大手町七丁目、大手町八丁目、南竹屋町一部(中園配電株式會社診療所用地)
 關係圖書從覽場所
 廣島市基町 廣島市東部復興事務所
 ○廣島市告示甲第三十八號
 廣島市長施行に係る廣島特別都市計畫事業東部復興土地區劃整理に伴ふ廣島市元安川以東(中島本町、元柳

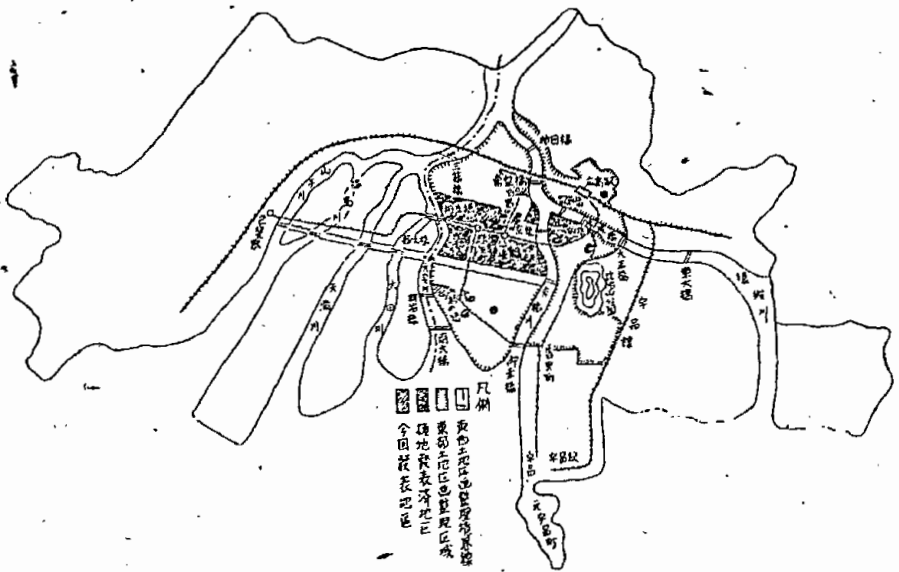
町、天神町、材木町の一部を含む)地域の墓地調査の必要があるので持主又は縁故者は左記要領により必ず墓地届を提出されたい。
 尙この届出のない場合は無縁墳墓として處理するから承知相成りたい
 昭和二十三年九月三十日
 廣島市長 濱井信三

○廣島市告示甲第四十七號

昭和二十三年十月十一日
 廣島市長 濱井信三

第三回假換地豫定地指定(其ノ三)及び換地豫定地變更(第二回)並に未指定地補充換地豫定地(第二回)の發表について
 一、廣島特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴ふ左記町名の土地は換地豫定地が區劃整理委員の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細御承知下さい
 二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は所有土地届を提出して居られる人のみに發送します尙土地所有届を未だ提出して居ない人は至急届出で願ひます
 三、今回發表地區の土地を賣買又は譲渡せられる時は事前に必ず當事務所へ協議の上お取返願ひます、萬一連絡無き場合は決定した換地を取消すことに立

墓地の所在	墓碑數	住持又は管理人	備考
寺院名	住所	氏名	備考
右御届けします	住所	氏名	備考
昭和 年 月 日	住所	氏名	備考
廣島市長 濱井信三 殿	住所	氏名	備考



至る事もあり、是非連絡方實行下さい、
四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地権其の他の權利に付ては追而指定します

區域
鐵町ノ一部、上流川町ノ一部、鐵砲町ノ一部、八丁堀ノ一部、東白島町ノ一部、大手町八丁目ノ一部、國泰寺町外未指定地並に換地豫定地變更
關係圖書從覽場所
廣島市基町 廣島市東部復興事務所

地方公共団体は法令に違反してその事務を處理してはならず、又、市町村等が都道府縣の條例に違反してその事務を處理してはならない旨の注意の規定が設けられたこと。(二四三)

二、相互救済事業の經營

(1) 地方公共団体は、その議会の議決を経て、全國的な公益的法人に委託することにより、他の地方公共団体と共同して火災その他災害に因る當該地方公共団体の財産又は營造物の損害に對する相互救済事業を行うことができるものとされ、現に、財團法人全國自治協會(全國町村會)の行う町村有物件に對する火災保險事業その他地方災害復興基金等の計畫に對し、法的根據が與えられたこと(二六三の二)。

(2) この場合において相互救済事業で保險事業に該當するものについては保險事業法の適用は排除される點に留意すること。(同)

(3) 相互救済事業で保險事業に該當するものは、當該地方公共団体自体に所屬する財産又は營造物に對するいわゆる自家保險であり、住民一般の財産又は營造物を對象とする一般保險とは異なること。

第二 地方公共団体の議会の議決事項

一 地方公共団体の議会の議決事項としてあらたに附加されたものについては、左の各號に留意し、運営に萬全を期すること。(九六)

(1) 違法に賦課又は徴収された地方税等の拂戻については、事柄の重要性に鑑み特に、第四號の賦課徴収に關することと區別して規定せられたに過ぎないのである。従來の建前に變更を加えたものではないこと。

(2) 財産の取得又は處分及び營造物の設置又は處分は、條例で指定するものについては、個々具體的の事件に關して議決が必要であること。なほ、財産又は營造物の處分若しくは使用の許可又は賣却は、その重要度に應じて夫々條例による一般的規定(法二二二)に基く執行機關の專行、出席議員の三分の二以上の同意(法二二二)により、又は住民の賛否の投票(法二二二)によりこれ

辭令

一三、九、一〇	事務吏員	野間英作
一三、九、一六	技師員	稻葉長一郎
一三、九、一六	事務吏員	滿田法榮
一三、九、一六	事務吏員	岩本正英
一三、九、一六	事務吏員	土居大作
一三、九、二四	事務吏員	田村定雄
一三、九、二四	事務吏員	山田利實
一三、九、二四	事務吏員	楠瀬實
一三、九、二四	事務吏員	波田武
一三、九、二四	事務吏員	波田武

復興局住宅課勤務を命ずる

總理廳自發第二二八號
昭和二十三年八月一日 内閣官房長官

各都道府縣知事殿

地方自治法の一部を改正する法律の施行に關する件通知

地方自治法の一部を改正する法律及び關係命令は夫々のように公布せられ、本年八月一日より施行せられることとなつた。

地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十三年七月二十日法律第一七九號)

地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年七月三十一日政令第二〇四號)

地方自治法施行規則の一部を改正する總理廳令(昭和二十三年七月三十日總理廳令第四六號)

今回の改正の要點は、地方自治法施行後一年間の實踐に鑑み、地方公共団体の機能を明示し、地方議会の権限を一層擴充し、地方公共団体の議會と長との關係の調整につき更に一步を進めた方途を講ずることとする外、地方自治運営上における腐敗を防止し、その公正を確保するた。住民の政治參與の範圍を擴張する等地方自治の本旨を更に深化し更に徹底せしめようとするものであるから、左記各項に留意してこれが施行に關し遺漏なきを期するとともに、速かに關係事項を各市区町村に示達し、新制度による自治運営に遺憾のないよう格段の配意を加えられたい。

第一 地方公共団体の機能に關する事項

(1) 地方公共団体の機能の明示

地方公共団体の機能に關する事務としては、從來の「公共事務」及び所謂「個人的委任事務」の外に昨年十二月法律第一六九號によつて「その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に屬しないもの」が附加せられたのであるが、規定の様式が抽象的に過ぎるので、その事務の内容を具體的に例示し、以て地方自治運営の指針を與え、同時に地方住民の地方行政に對する關心を深めるに資することとせられたこと。尤も、例示事務はすべて現實に地方公共団体が處理することができ、そのものでなく「法令の特定の定」によつて、自治行政の内容とせられず又その自由處理に任せられないものがあることに注意を要すること。(二四三)

又、處理事務の具體的例示に伴い、國の專屬的權限に屬する事務が明示せられ、相俟つて地方公共団体の事務處理機能の範圍を明確ならしめることとされたこと。(二四三)

(2) 例示事務が公共事務、委任事務若しくは行政事務のいづれに屬するか又は機關委任事務に屬するかは、現行法令の規定によりこれを定めるの外はないこと。(別添現行法制上における地方自治法第二條第三項改正規定の例示事務に關する分掌例參照)

(3) 地方公共団体の機能が擴充せられるに對應して

を行うことが必要とせられるに至つた點に留意すること。(別添重要な財産又は營造物に關する調參照)

(3) 負擔附寄附又は贈與とは、寄附又は贈與に際しての條件に基く義務不履行の場合においては、當該寄附又は贈與に關する契約を解除し得るようなものをいひ、單なる指定寄附若しくは特定寄附又はこれに類する贈與は含まないこと。

(4) 契約の締結についても條例で指定するものは、具體的の事件につき個別的に議決が必要であること。

(5) 轉換、調停及び仲裁は當該地方公共団体がその當事者である事件に關して適用されるものであるが、今回の公務員に關するマツクアトサー元帥の書翰により公務員の団体交渉權及び爭議權が否定されるに伴い、差し當つては本件の適用のある場合は殆んど考えられないこと。

二 常任委員會及び特別委員會

(1) 常任委員の任期は、條例で特別の定めをなした場合には、議員の任期によらないこととなつたが常任委員會設置の趣旨及びその性格から見て、委員の頻繁な更迭は極力これを避けしめるよう慎重な配意が必要であること。(一〇九)

(2) 特別委員會についても常任委員會と同様、議會の議決により特に付議された事件については閉會中もこれを審査することができることとされたこと。(一一〇)

三 地方公共団体の議会の議員は、當該地方公共団体の有給の職員のみならず、すべての地方公共団体の有給の職員との兼職を禁止されることとなつたこと(九二)。

但し、地方公共団体の議会の議員で現に他の地方公共団体の有給の職員と兼ねているものについては、既に權限重疊の立場から特に經過的に例外を認められること(附則一)。

第三 地方公共団体の執行機關に關する事項

一 地方公共団体の議会の権限の擴充に對應して、地方公共団体の長の拒否權の範圍を擴張し、條例の制定若しくは改廢又は改入或出豫算に關する議

決について異議がある場合にもこれを認めることとされたこと。(一七六乃至一七九)

二 地方公共団体の長は、當該地方公共団体の議會の議員のみならず、すべての地方公共団体の議會の議員との兼職を禁止されることとなつたこと。(一四一)

但し、地方公共団体の長で現に他の地方公共団体の議員と兼ねているものについては、特に經過的に例外を認められることは、地方公共団体の議員で他の地方公共団体の長と兼ねているものと同様であること。(附則一)

三、改正法による監査委員の事務の増加等に照應して市における監査委員の定数は、例外で特に四人とする事ができるものとされたこと。(一九三)

四、選舉管理委員會の書記又は監査委員を補助する書記の任免權者は夫々選舉管理委員會又は監査委員であること、地方公共団体の長のその補助機關に對する任免に關する規定を準用することにより明瞭ならしめたこと。(一九三)

五、地方公共団体の長の職務代行者がすべて存しない事態は、極めて稀有であるが、地方自治法施行後既に數件の該當事例に接し、一般の住民の日常生活に甚大なる障害を與えた事實に鑑み、このような場合においては都道府縣知事については内閣總理大臣、市町村長については都道府縣知事が、地方公共団体の長の被選舉權を有し、且つ當該地方公共団体の区域内に住居を有する者の中から臨時代理者を選任することができることとされたこと。(二四七)

第四 地方公共団体の行政運営における腐敗行為の防止に關する事項

一 財産又は營造物の獨占的な利益を與えるような處分等

地方公共団体の財産又は營造物の獨占的な利益を與えるような處分又は十年を超える期間にわたる獨占的な使用の許可は、その重要度に應じて條例の定める區分に從い、住民の賛否の投票に付しその過半数の同意又は議會における出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければこれをすること

ができないものとされたこと。(二二三) (一) いかなる財産又は營造物を住民の賛否の投票に付すべきものとして指定するかは、當該地方公共団体の實情によつて具体的に決する外はないが、都市における軌道事業及びガス事業、水道事業等の公營事業並びに病院及び療養所、農山漁村における森林、牧野及び漁業権等がこれに該當するものと考へられること。

(2) 國又は公共団体に對する處分又は使用の許可については、適用がないこと。(同) (3) 住民の賛否の投票に關して必要な特例は、概ね一の地方公共団体のみに適用される特別法の賛否の投票に準じて規定されたこと。(二二三) (4) 改正法施行の際現になされて居る財産又は營造物の使用の許可で、第二百十三條第二項の改正規定による十年以上の期間にわたる獨占的使用の許可に該當するものについては、改正法施行の日から十年以内に夫々必要な同意を得なければ、使用期間は十年に短縮されること。(附則三) 二分擔金徵收條例

分擔金徵收條例の制定又は改正に當つては、必ず公聽會を開かなければならないとされたのは、分擔金は住民の一部に對する課徴金であり、且つその特に利益を受ける限度の具体的基準の公正妥當なる設定には、慎重にして厳正なる判断が必要であるからであること。(二二七) 三 財當の賣却、工事の請負等 財産の賣却、工事の請負等に關する議決で條例で定める重要なものについては、特に出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬこと(二四三) 四 地方公共団体の職員の違法又は不當な行爲の制限又は禁止に關する措置の請求

(1) 地方公共団体の住民に對して認められた普通地方公共団体の職員の違法又は不當な行爲の制限又は禁止に關する措置の請求は、當該地方公共団体の負擔を分任する納税者の權利として自己並び

に當該地方公共団体の利益を擁護するために、特定の職員の特定の行爲の制限又は禁止を請求するものであつて、地方公共団体の事業の管理、出納その他の事務の一般的状況を明かにしようとする住民の直接請求に基く監督請求權とは制度の趣旨を異にすることに留意すること。(二四三) (2) この請求は、住民一人でもこれをすることができること。 (3) 「當該行爲の制限」とは、當該職員の處理する事務の中從來の單獨處理に屬するものを上司の決裁事項とし、又は本人が取扱得る契約の最高額を定める等の措置をいひ、「當該行爲の禁止」とは、當該事項の處理權限を削減し又は勤務督促若しくは罷免等により當該事項の處理に關與することから絶縁する等の措置をいふものであること。 (4) 地方公共団体の職員は、その事務の公正處理に一段と意を用い、本請求の行爲を畏怖して退嬰に流れるがごときことがないよう意を用いるとともに、住民においても、事實を認む、徒らに政争の具に供する等若しくは權利の濫用の弊に陥ることのないよう嚴重な自戒が要望されること。

第五 地方税等の賦課徵收に關する條例の制定又は改廢に關する住民の直接請求は、制度そのものとして必ずしも適當でないものがあるのみならず、近時におけるその運営の實情を見るに地方公共団体の財政的基礎を危くし、その存在を脅かすおそれがあるに認めらるるので、地方税等の賦課徵收(投業料に關する條例を含む)に關する條例に限り、これを直接請求の對象から除外されたこと。(法二二七) 一 都道府縣公安委員會は、これを市町村公安委員會と同様に取扱ふこととし、委員の解職請求、委員長に對する都道府縣の議會への出席要求及び都道府縣の議會に對する請願處理に關する事務を認める等所要の改正を加えたこと。(法一三五、八六八) 三 戦時中に區域の變更があつた市町村の復元

昭和三十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間に於いて、市町村の區域の變更があつたときは、その變更に係る區域の住民の請求に基き、從前市町村の區域で市町村を復活し、又は從前の區域の通りに市町村の境界變更をなすことができないこととされたのは、所謂戦時中の市町村の境界變更又は廢置分合の行き過ぎを是正し、終戦後の新事態による區域變更の目的喪失による不合理を改正する趣旨に出ずるものであること(附則二) (2) 區域の變更等とは、市町村の一部の編入、吸收合併のみならず、新設合併をも含むものであること。 (3) 市町村區域變更請求及び賛否の投票の手続は、概ね直接請求及び一の地方公共団体に適用される特別法に關する賛否の投票の手続に準じて行われること。(施行令附則第三條乃至第十一條) 四 直接請求その他に基く住民の一般投票を行う場合における補充選舉人名簿の調製

(1) 從前議會の解散、議員又は長の解職及び一の地方公共団体に適用される特別法に關する賛否の投票を行う場合に於いては、地方公共団体の議會の議員又は長の選舉を行う場合と異り、當該市町村における衆議院議員選舉人名簿又は補充選舉人名簿に登錄されて居ない者で選舉權を有するものについては、補充選舉人名簿の調製はこれを有する者でない取扱ひであつたが、今回これを改めて、すべて住民の一般投票を行う場合においては、補充選舉人名簿を調整し、投票時において投票の權利を有する者すべての名簿に登錄し、住民の政治參與に遺憾なくならしめることとされたこと。(令一〇九、一四一の七、附則一) (2) 今回の措置は、補充選舉人名簿の調製に限られ衆議院議員選舉人名簿に關するものでなく、從つて昭和二十二年法律第二號は何ら變更は加えられないものである點に注意すること。 第六 第二回國會における他の地方自治法の一部改正

一 昨年十二月法律第一六九號による一部改正において、附則第一條第二項に規定せられた普通地方公共団体の職員に關して規定する法律は、その後情勢の推移に伴い、昭和二十三年五月一日までに國會に提出すべきことに改められ(昭和二三法律第一四號)。次いで昭和二十三年十二月三十一日迄に提出すべきことに更に延期せられたこと。(昭和二三法律第三二號) 二 海上保安廳の設置に伴い、國會議の承認を経るを要しない國の機關につき必要な整備を加えたこと。(昭和二三、法律第五二號) 三 地方財政法(昭和二三法律第一〇九號)の制定に伴う改正(地方財政法三八)

例示事務	關係法令	地方公共団体の事務	國の事務	備考
第一號關係の秩序の維持	地方公共団体の職員の職務	○第一號關係の秩序の維持	○第一號關係の秩序の維持	
道路交通	道路取給法	○道路交通	○道路交通	
住民及び健康及び福利の維持		○住民及び健康及び福利の維持	○住民及び健康及び福利の維持	
第二號關係		○第二號關係	○第二號關係	
公園、運動場、緑地		○公園、運動場、緑地	○公園、運動場、緑地	
第三號關係		○第三號關係	○第三號關係	
都市計画法		○都市計画法	○都市計画法	
道路、橋		○道路、橋	○道路、橋	
私道		○私道	○私道	
河川法		○河川法	○河川法	
河川法		○河川法	○河川法	

(四)運河	河川法	河川法
(五)溜池	河川法	河川法
(六)排水路	河川法	河川法
(七)堤防	河川法	河川法
(八)上下水道	水道法	水道法
(九)電気事業	電気事業法	電気事業法
(十)ガス事業	瓦斯事業法	瓦斯事業法
(十一)電氣事業	電氣事業法	電氣事業法
(十二)下水道	下水道法	下水道法
(十三)上下水道	水道法	水道法
(十四)上下水道	水道法	水道法
(十五)上下水道	水道法	水道法
(十六)上下水道	水道法	水道法
(十七)上下水道	水道法	水道法
(十八)上下水道	水道法	水道法
(十九)上下水道	水道法	水道法
(二十)上下水道	水道法	水道法

五 建築局(部)に關する改正(昭二二法第一八〇號) (1) 都道府縣の建築出張所の廢止措置(昭和二十三年八月三十一日)に伴い、これらの事務は、すべて都道府縣知事に委譲せられ、職員はすべて都道府縣の吏員に切替えらるることとなつたが、戦災都道府縣の建築行政推進の観点より必要がある場合においては、都道府縣に建築局(部)を條例により設けることとされたこと(一五八) (2) 都においては他の局との權衡上總務部及び財務部は、夫々總務局及び財務局とせられることとなつたこと。(一五八一) 六 政治資金規正法の制定により政治資金の報告義務違反による當選無効原因があらたに附加されたため所要の改正を加えたこと。(六一) 七 工事の執行及び維持管理費用負担の軽減

昭和三十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間に於いて、市町村の區域の變更があつたときは、その變更に係る區域の住民の請求に基き、從前市町村の區域で市町村を復活し、又は從前の區域の通りに市町村の境界變更をなすことができないこととされたのは、所謂戦時中の市町村の境界變更又は廢置分合の行き過ぎを是正し、終戦後の新事態による區域變更の目的喪失による不合理を改正する趣旨に出ずるものであること(附則二) (2) 區域の變更等とは、市町村の一部の編入、吸收合併のみならず、新設合併をも含むものであること。 (3) 市町村區域變更請求及び賛否の投票の手続は、概ね直接請求及び一の地方公共団体に適用される特別法に關する賛否の投票の手続に準じて行われること。(施行令附則第三條乃至第十一條) 四 直接請求その他に基く住民の一般投票を行う場合における補充選舉人名簿の調製 (1) 從前議會の解散、議員又は長の解職及び一の地方公共団体に適用される特別法に關する賛否の投票を行う場合に於いては、地方公共団体の議會の議員又は長の選舉を行う場合と異り、當該市町村における衆議院議員選舉人名簿又は補充選舉人名簿に登錄されて居ない者で選舉權を有するものについては、補充選舉人名簿の調製はこれを有する者でない取扱ひであつたが、今回これを改めて、すべて住民の一般投票を行う場合においては、補充選舉人名簿を調整し、投票時において投票の權利を有する者すべての名簿に登錄し、住民の政治參與に遺憾なくならしめることとされたこと。(令一〇九、一四一の七、附則一) (2) 今回の措置は、補充選舉人名簿の調製に限られ衆議院議員選舉人名簿に關するものでなく、從つて昭和二十二年法律第二號は何ら變更は加えられないものである點に注意すること。 第六 第二回國會における他の地方自治法の一部改正 一 昨年十二月法律第一六九號による一部改正において、附則第一條第二項に規定せられた普通地方

伊史蹟、名
廣島市報 第三十一號

記念物の指
現場の變更

の定賣産
卸農業、
賣産指册
業品指册

雑報

出張所所管區域人口、世帯、狀況表(昭和二十三年九月一日現在)

出張所名	人口	前月分との比	出張所名	世帯数	前月分との比
牛田	八、八九〇	△七九	牛田	一一、二九四	△二四五
尾長	一一、七九七	△一、六〇〇	尾長	二、九七二	△二四五
青崎	九、一一一	一三	青崎	二、一六六	二
荒神	一八、七六七	一九〇	荒神	四、五五六	九四
比治山	一五、五九六	七二	比治山	三、七八二	一三
仁保	五、四五七	七	仁保	一、三二一	△七
大河	九、九六八	△六三	大河	二、五〇九	△四
皆河	一一、五〇三	△七一	皆河	三、二三六	△二六七
字品	二〇、三九〇	△三八	字品	五、四三七	二二
似島	二、二六一	八	似島	五、二	一五八
基町	一八、七〇一	二四五	基町	五、三二七	七四
小網	一五、四五五	一四七	小網	四、一五〇	△一八
舟入	一〇、三〇六	△二七	舟入	二、五九六	△五九
観音	一六、五三八	△一九八	観音	四、〇三三	△二一〇
己斐	一七、一一〇	△四四	己斐	四、三八二	△一
三篠	一五、〇八〇	△三七	三篠	三、七五四	△一
草津	一一、一一二	一一	草津	二、八八六	五〇
中央	二五、九八七	三四八	中央	六、九四五	九九
計	二四六、〇三九	四八五	計	六二、八七七	一九〇

傳染病患者発生(死亡)一覽表

昭和二十三年度

病名	九月分	至八月	累計
赤痢	(1) 7	(2) 10	(3) 17
疫痢	(1) 1	(3) 11	(4) 12
腸チフス	(1) 1	(2) 2	(3) 3
バクテリア	(1) 1	(4) 4	(5) 5
痘疹	(1) 1	(1) 1	(2) 2
猩紅熱	(1) 1	(1) 1	(2) 2
チフス	(1) 1	(1) 1	(2) 2
ジフテリア	(1) 1	(1) 1	(2) 2
流行性	(1) 1	(1) 1	(2) 2
計	(2) 9	(8) 17	(10) 26

(参考)

重要な財産又は營造物に関する調

種類	重要度	特に重要なもの(一般投票)	相當重要なもの(議会の出席議員の三分の二の議決)	稍々重要なもの(議会の単決)
公宅	○			
住宅	○			
公堂	○			
火場	○			
荷揚	○			
病院	○			
運道	○			
水道	○			
下水	○			
ガス	○			
軌道	○			
自動車	○			
倉庫	○			
上試	○			
美術	○			
圖書	○			
印刷	○			
音聲	○			
療養	○			
産産	○			
宿食	○			
浴食	○			
質質	○			
託託	○			
森森	○			
漁漁	○			
動動	○			
渡渡	○			

(註) 本表中○印は本市、●印は農山漁村の財産又は營造物を示す。の廣狹、價値の多寡等により更に検討を要すべきものがある。

廣島市報 第三十一號

四一



No. 32

(土曜日)

昭和二十三年 發行
十一月二十日

發行所 廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話

※二、八〇一、八〇五番
四、四、三五五番(會計課)
四、三、五五番(食糧課)
三、五、七番(被服課)

【目次】

廣島市市内出張手当支給規則一部改正	一
廣島市保育所條例施行細則制定	一
廣島市保健院條例施行細則制定	三
廣島市診療所條例施行細則制定	三
廣島市火葬場向西館職員特別手当支給規則全文改正	四
廣島市火葬場使用條例施行細則制定	四
廣島市消防接種手數料規則制定	四
廣島市消防職員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する規則一部改正	五
廣島市保健所處務規程制定	五
廣島市職員退職手当支給規則の一部改正	六
廣島市住宅委員會規則制定	七
廣島市超過勤務手当支給規則外十三の規則廢止	七
廣島市職員危険手当支給條例施行細則制定	七
廣島市市内出張手当支給條例施行細則制定	九
廣島市農業生産區設置規則制定	九
廣島市水道使用條例施行細則制定	一〇
廣島市吏員採用昇格規則改正	一一
廣島市吏員考査規程一部改正	一二
廣島市公益質屋條例施行細則制定	一二

◆告示

定期種痘シフテリヤ豫防接種施行	一三
昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加	一五
昭和二十三年事業所賃金調査並びに個人別賃金調査員決定	一五
賃貸價格設定に關する縦覧期間	一六
西公益質屋業務復活	一六
西診療所診療休止	一六
土地區劃整理委員繰上補充	一六
十一月二十四日招集の臨時廣島市議會に付する事件	一七

◆廣島市公安委員會告示

◆辭令

◆雜報

傳染病患者發生(死亡)一覽表	一八
出張所管區地域人口、世帯狀況表	一八
引揚者狀況一覽表	一八

規 則

廣島市規則第三十七號の二	一
廣島市市内出張手当支給規則の一部を次のように改正する	一
昭和二十三年九月十五日	一
廣島市長 濱井信三	一

第二條中「別表」を次のように改める。

出張地名	金額
仁保町の内金輪島、カクマ島、峠島	賃 費
似島町	三〇圓
仁保町の内向洋、堀越、牛田町	三〇圓
草津町	三五圓
その他	一八圓

第二條に次の一項を加える。
毎月十五日以上外勤を常務とする者に對しては前項の規定にかかわらず月額手当として四百圓を支給することができる。但し、その月の全日を缺勤したときは、この限りでない。

附 則

この規則は昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

廣島市規則第三十八號

廣島市保育所條例施行細則を次のように定める

昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱井信三

廣島市保育所條例施行細則

第一條 廣島市保育所(以下本所という)に保育する幼児は次の各號に該當しない者で市長が適當と認めたる者でなければならぬ。

一、傳染病を有する者
 二、身体虚弱で保育に堪え得ない者
 第二條 本所の受託定数を越え又は管理上市長が必要と認めるときは受託を拒絶し又は受託許可を取消することができる。

第三條 條例第六條により本所に幼児を委託しようとするときは別表願書を以てその旨申出て市長の承認を受けなければならない。
 第四條 條例第七條による本所の受託定数は次の通りとする。但し時宜により増減することができる。

- 名稱 受託定數
- 青崎保育所 一五〇
 - 淵崎 九〇
 - 楠那 九〇
 - 大河 一二〇
 - 海上 九〇
 - 南觀音 一二〇
 - 白島 九〇
 - 己斐 一五〇
 - 草津 一八〇
 - 江波 九〇

第五條 託児又はその保護者の住所或は身上に異動を生じたときは直ちにこれを市長に届け出なければならぬ。
 附則
 この細則は廣島市保育所條例施行の日からこれを施行する。
 昭和二十二年廣島市規則第三十號廣島市託児規則をこれに廢止する。

別表 (表面) 託児願

託児理由	幼 兒				保 護 者			
	氏名	生年月日	保護者の続柄	本籍	氏名	生年月日	職業	職業の有無
既應症								
現住所								

右保育所に入所致させたく御承諾の上は幼児の一身については一切引受けますから御願ひ致します
 昭和 年 月 日
 廣島市長 股
 保護者氏名
 印

(裏面)

本人の姓名	性別	年齢	本人の続柄	職業	宗 教	調査員印
氏名						
住所						
年齢						
性別						
本人の続柄						
職業						
宗 教						
調査員印						

廣島市規則第三十九號

廣島市保養院條例施行細則を次のように定める
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井信三

廣島市保養院條例施行細則
 (診療手續)
 第一條 本院において診療を受けようとするときは別紙の診療券の交付を受けなければならない。
 第二條 本院において入院治療を受けようとするときは別表の入院願(第一號様式)を以て願ひ出なければならぬ。
 第三條 入院の許可を受けた者は身元引受人の連署した誓約書(第二號様式)を提出し指定の日時に入院しなければならない。但し、指定の日時に入院しないときは許可を取消することができる。
 第四條 前項の身元引受人は市長に於て不適當と認めるときはこれが變更を命ずることができる。
 第五條 身元引受人は本市住民であつて、獨立の生計を営む成年者とする。
 第六條 患者は附添看護人を使用しようとするときは院長の許可を受けなければならない。但しこれに要する費用は自辨とする。
 第七條 左の各號に該當するときは退院を命ずることがある。
 一、治療上在院を必要としなくなつたとき。
 二、他に傳染病の虞があると認むるとき。
 三、院内の規程を遵守しないとき。
 四、その他院長において在院を不適當と認めたとす。

附則
 この細則は條例施行の日からこれを施行する。

別表 昭和十六年十二月二十四日告示甲第二百五十八號 廣島市保養院入院規程はこれを廢止する。

別表

No.	診 療 券
住 所	股
年 齡	年 職 業
本券有効	自至 年 月 日 一カ月
印	
廣 島 市 保 養 院	

第一號様式

入院願

本籍 住所 職業 氏名 年 月 日生

右の者入院を許可下さるよう御願致します

年 月 日

本籍 住所 氏名 年 月 日生

右月主(又は之に代るべき者) 出願人 氏 名

廣島市長 股

第二號様式

誓約書

この度入院を許可されましたが私は入院中諸規則並びに職員御指示を固く遵守致し且つ治療上に関しては異議の申立は致しません 尙身上一切に關しては身元引受人において處辨致します。

年 月 日

患者 氏 名 名

出願人 氏 名 名

本籍 住所 身元引受人 氏 名 名

年 月 日生

廣島市長 股

廣島市規則第四十號

廣島市診療所條例施行細則を次のように定める。
 昭和二十三年十月四日
 廣島市長 濱井信三

廣島市診療所條例施行細則
 廣島市診療所において診療を受けようとするときは別表の診療券の交付を受けなければならない。
 附則
 この細則は條例施行の日からこれを施行する。

No.	
診 療 券	殿
住 所	
年 齡	年 職 業
本 券 有 効	自 至 年 月 日 一 月 日
印	
廣 島 市 診 療 所	

廣島市規則第四十一號

廣島市火葬場向西館職員特別手当支給規則を次のように改正する

昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條 廣島市火葬場向西館職員特別手当支給規則ではこの規則により特別手当を支給する職員に對し

第二條 特別手当は別表によりこれを支給する。但し新任又は他から轉勤したときは發令の日から、休職又は他に轉勤したときは發令の日まで、退職又は死亡したときはその當日まで、一ヶ月の勤務日数が二十日に満たないときは、その勤務日數に應じ、各日割計算を以てこれを支給する。

第三條 特別手当は當月分を翌月の給料支給日に支給する。但し、轉免、死亡並びに毎年三分はこの限りでない。

附 則
この規則は昭和二十三年四月一日からこれを適要する。

別表

勤 務 別	月 額
事務吏員及び事務員	五拾圓
現業員(火夫)	百圓
現業員(作業夫)	四拾圓

廣島市規則第四十一號の二

廣島市火葬場使用條例施行細則を次のように改正する

昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條 廣島市火葬場使用條例(以下條例という)により、火葬場又はその附帯設備を使用しようとする者は、申込書(第一號様式)を提出しなければならない。但し火葬については火葬認許證を添附しなければならない。

第二條 條例第三條の規定による使用料を左の通り定める。

中 廣 町	十五歳以上	一死体	七五〇圓
向 西 館	十五歳未満	ク	五五〇圓
火 葬 場	死 産 兒	一死胎	三五〇圓
牛田町天水及び同平岩並びに草津南町火葬場	一回につき	一五圓	

第三條 前條の外、牛田町天水及び同平岩並びに草津南町火葬場設備の使用者は、火葬に要する一切の経費を負担するものとする。

第四條 條例第四條により使用料の免除を受けようとする者は、火葬場使用料免願(第二號様式)を提出し市長の承認を受けなければならない。

附 則

この細則は廣島市火葬場使用料條例施行の日からこれを施行する。

第一號様式(用紙半紙半葉)

受付 昭和 年 月 日 扱者
火葬場使用申込書
一 使用場所
一 使用日時 昭和 年 月 日 午後 時
一 死亡者氏名
一 火葬認許番號 第 號 年 月 日生
右使用したいたから御許可相成るよう御願する。
出願人 廣島市 町 番地
廣島市長 殿 氏 名 國

第二號様式

火葬場使用料免除願
死亡者氏名
死亡年月日
右に對する火葬場使用料は納付不可能につき免除下さいませう廣島市火葬場使用料條例施行細則第四條により御願いたします。
昭和 年 月 日
死亡者この續柄
住 所
廣島市長 殿 氏 名 國
前記の者に對する火葬場使用料納付は不可能であること証明する。
民生委員 氏 名 國

廣島市規則第四十二號

廣島市豫防接種手数料規則を次のように定める。

昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市豫防接種手数料規則

第一條 豫防接種法第二十三條及び同法施行令第三條の規定に基き定期に行う豫防接種につきこれを受ける者又はその保護者より實費として左の通り手数料を徴収する。

- 一、種 痘 五 圓
- 二、結核豫防注射 五 圓
- 1、ツベルクリン皮内注射 十 圓
- 2、注 射 十 圓
- 三、腸チブス(バラチブスを含む) 一回十圓
- 四、チフテリア 一回十五圓
- 五、百日咳 一回十圓

第二條 豫防接種を受ける者又はその保護者が経済的理由によりその費用を負担することができないと認めるときはこれを減免することができる。

前項の場合においては民生委員又は所屬團體の代表者の意見を副えて市長に願ひ出なければならぬ。

第三條 第一條に規定する手数料徴収方法に關しては廣島市収入證規則による。

第四條 保健課長は豫防接種手数料徴収簿を備え付けなければならない。この場合豫防接種簿と併用することができる。

附 則
この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第四十三號

廣島市消防職員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱 井 信 三

第三條中「訓練、禮式及び服制」を「訓練及禮式」に改める。

第三條の次に左の一條を加へる。

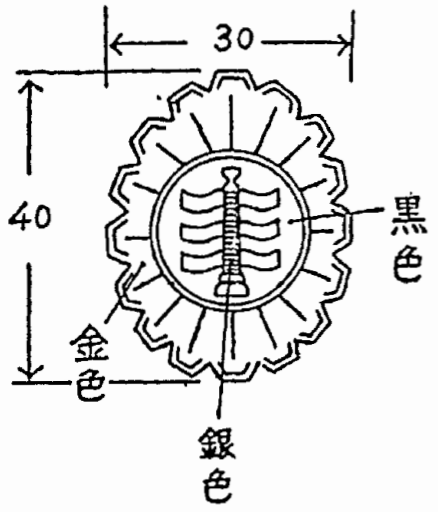
第四條 廣島市消防階級章並びに消防士長及び消防士の階級章を別表の通り定める。

階級章は上衣左腕肩の付根より一寸下の中央に附する。

別 表

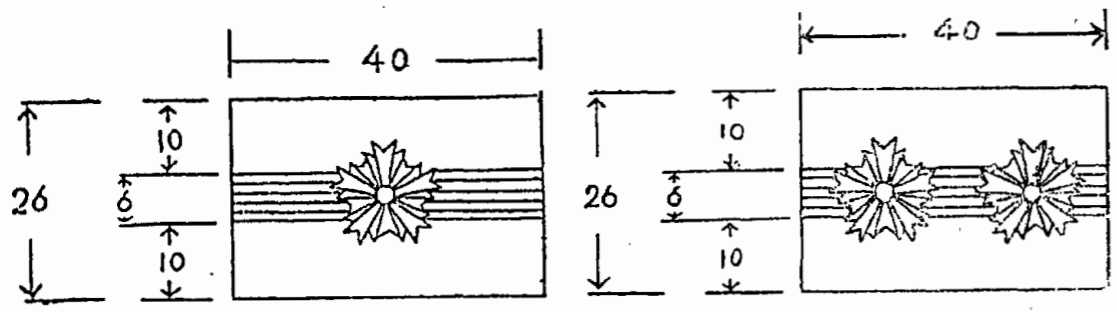
一、廣島市消防階級章

型狀寸法次の通り(單位ミリメートル)



二、消防階級章

(單位ミリメートル)



廣島市規則第四十四號

廣島市保健所處務規程を次のように定める。
昭和二十三年十月四日

廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市保健所（以下所こいう）に左の職員を置く。

- 所長
- 課長
- 係長
- 所員

所長は上司の命を受けて所務を掌理し、所員を指揮監督する。

所長に事故があるときは、第二條に掲げる順序により課長がその職務を代理する。

課長及び係長は上司の命を受けて所管事務を處理し、所員を指揮監督する。

課長に事故があるときは所管係長、係長に事故があるときは上席係長がその職務を代理する。

所員は上司の命を受けて所務に従事する。

第二條 所に次の課及び係を置く

- 總務課
- 庶務係
- 醫務係
- 藥務係
- 衛生課
- 環境衛生係
- 食品獸疫係
- 豫防課
- 豫防係

普及課

衛生統計係
衛生教育係

第三條 課の分掌事務は次の通りとする。

總務課

- 一、公印の管守に關すること。
- 二、所員の人事、給與に關すること。
- 三、文書の收發及び保存に關すること。
- 四、豫算、決算、並びに整理に關すること。
- 五、便用料及び手数料の徴收、減免並びに徴收猶豫に關すること。
- 六、所内の企畫及び庶務に關すること。
- 七、國民醫療法、優生保護法、精神病患者監護法、精神病院に關すること。
- 八、あんま、きゆう、はり、マツサージ、柔道整復術に關すること。
- 九、理容師法に關すること。
- 十、療行爲取締法に關すること。
- 十一、死体解剖及び保存に關すること。
- 十二、醫療救護に關すること。
- 十三、醫藥品その他衛生資材に關すること。
- 十四、藥事法、麻藥取締法に關すること。
- 十五、診療用「エックス」線装置に關すること。
- 十六、他の課の主管に關しないもの。

衛生課

- 一、鼠疫、昆虫の驅除に關すること。
- 二、消毒に關すること。
- 三、墓地、埋火葬に關すること。
- 四、食品衛生に關すること。
- 五、食中毒に關すること。
- 六、獸疫衛生に關すること。

- 七、へい獸衛生に關すること。
- 八、狂犬病豫防に關すること。
- 九、旅館、公衆浴場、礦泉、興行場及び遊泳場に關すること。
- 十、住宅及び上下水道衛生に關すること。
- 十一、改良便所及び水糞便所に關すること。
- 十二、その他の環境衛生に關すること。

豫防課

- 一、寄生虫病に關すること。
- 二、急性傳染病等に關すること。
- 三、トラホーム、らい、その他慢性傳染病に關すること。
- 四、結核に關すること。
- 五、性病に關すること。
- 六、齒科衛生に關すること。
- 七、母性及び乳幼児保健指導に關すること。
- 八、榮養指導及び榮養士に關すること。
- 九、國民体方法に關すること。
- 十、その他疾病豫防に關すること。

普及課

- 一、衛生思想の普及及向上に關すること。
- 二、衛生統計及び人口動態統計に關すること。
- 三、保健婦、助産婦、看護婦の事業に關すること。
- 四、衛生上の試験、検査に關すること。
- 五、調劑及び投藥に關すること。
- 六、醫療社會事業に關すること。

第五條 所には當直員を置かなければならない。

第四條 保健所法施行規則第十五條の規定により厚生大臣に提出する事業報告は市長を経由しななければならない。

する。

提出し市長の承認を受けなければならない。

當直員に關する規定は市長の承認を得て保健所長がこれを定める。

第六條 前各條に定めるものの外廣島市職員處務規則を準用する。

附則

この規程は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第四十四號之二

廣島市職員退職手当支給規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月二十五日

廣島市長 濱井信三

第七條 退職手当計算の基礎となる給料月額とは、退職又は死亡時時の本給とする。

第九條 本人死亡の場合の退職手当は、これを遺族に支給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に支給する。

前項において遺族とは、本人死亡當時、これと同二戸籍内にあり、又はその者により生計を維持していた、妻（内縁を含む）子、夫、父、母、祖父、祖母をいう。

退職手当の支給を受ける遺族の順位は前項記載の順序による。但し同順位者が数人あるときは、左の順位による。

- 一、子については長幼の順序による。
- 二、父母については養父母を先にし、實父母を後にする。
- 三、祖父母については養父母の父母を先にし、實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、實父母を後にする。

附則中第三項を削る。

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第四十五號

廣島市住宅委員會規則を次の様に定める。

昭和二十三年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市住宅委員會規則

第一章 總則

第一條 市營住宅の割當及び入居に關してその審査を適正且つ民主的に實施し市民の住宅難を公平に緩和するため市長の諮問に應ずる機關として廣島市住宅委員會（以下委員會とす）を設置する。

第二章 委員及び幹事

第三條 委員會は委員長、副委員長各一名及び委員若干名を以つて組織する委員は市會議議員民生委員及び市理事者の中より市長がこれを任命又は委嘱しその任期は一ケ年とする。

第四條 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを選任する。

委員長は委員會を統裁する。

副委員長は委員長を補佐し委員長に故障あるときはその職務を代理する。

第五條 委員會に關する事務を處理するため幹事若干名を置き市吏員の中より市長がこれを任命する。

第三章 會議

第六條 委員會は市長の要求により委員長がこれを召集する。

第七條 委員長は會議の議長となる。

廣島市規則第四十六號

左の規則及び規程は、昭和二十三年十月四日限りこれを廢止する。

昭和二十三年十一月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市超過勤務手当支給規則（昭和二十二年十二月十五日廣島市規則第二十三號）

廣島市職員兼務手当支給規則（昭和二十三年七月一日廣島市規則第二十一號）

廣島市職員危險手当支給規則（昭和二十三年七月一日廣島市規則第二十二號）

特別手当支給規則（昭和二十二年六月三十日遼甲第十五號）

臨時家族手当支給規程（昭和十六年三月二十二日遼甲第三號）

廣島市市内出張手当支給規則（昭和二十二年十二月十五日廣島市規則第二十四號）

暫定加給支給規程（昭和二十二年六月遼甲第十一號）

暫定給與支給規程（昭和二十三年五月二十日廣島市規則第十六號）

臨時増給支給規程（昭和二十二年十月十五日告示乙第三十七號）

廣島市報 復活第三十二號

廣島市臨時食料支給規則(昭和二十一年八月十七日廣島市規則第十七號)
廣島市旅費減額支給規程(昭和九年七月達甲第七號)
廣島市旅費條例第十一條による旅費規程(昭和十年四月達甲第七號)
廣島市吏員手當金支給規則(明治三十七年二月告示參甲第一號)
廣島市掃除監視吏員特別勤務手當支給規程(昭和十三年四月達甲第六號)

廣島市規則第四十七號

廣島市職員危險手當支給條例施行細則を次のように定める。
昭和二十三年十一月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市職員危險手當支給條例施行細則

第一條 この規則は廣島市職員危險手當支給條例(以下條例という)の施行に關し必要な事項を定める。
第二條 條例第一條に定める甲、乙の支給區別は別表の通りとする。業務について危險業務の認定を受けようとするときは別紙第一様式により申請をしなければならぬ。
第三條 條例第一條第二項第一號の支給該當者があるときは別紙第二様式により申請をしなければならぬ。
第四條 條例第一條第二項第二號該當者があつたときは別紙第四様式により當月分を翌月五日迄に報告しなければならない。
危險手當の支給を受けて居たものが、その資格を失うに至つたときは直ちに別紙第三様式により報告しなければならない。
昭和二十三年十一月一日
廣島市長 濱井信三

告知しなければならない。
第五條 この手當の支給を不當に受けて居た者があるときは、その不當に受けて居た手當を返納せしめ、又は手當の支給を停止する。
附則
この規則は公布の日からこれを施行する。
この規則制定以前既に危險手當受給資格の認定を受けた者はこの規則による資格の認定を受けた者とみなす。
別表 危險手當支給區別標準

Table with 2 columns: 區別 (A, B) and 受給資格者 (Criteria for receiving benefits).

別紙第一様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
危險業務認定申請書

Table for 別紙第一様式 (Dangerous Business Recognition Application Form) with columns for name, position, and business details.

別紙第二様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
危險手當受給者資格認定申請書

Table for 別紙第二様式 (Beneficiary Qualification Recognition Application Form) with columns for name, position, and business details.

別紙第三様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
危險手當受給者失格報告書

Table for 別紙第三様式 (Beneficiary Disqualification Report Form) with columns for name, position, and disqualification reasons.

別紙第四様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
月分危險業務隨時勤務者報告書

Table for 別紙第四様式 (Monthly Dangerous Business Temporary Duty Worker Report Form) with columns for name, position, and duty details.

廣島市規則第四十八號

廣島市市内出張手當支給條例施行細則を次のように定める。
昭和二十三年十一月一日
廣島市長 濱井信三

廣島市市内出張手當支給條例施行細則

第一條 この規則は廣島市市内出張手當支給條例(以下條例という)の施行に關し必要な事項を定める。
第二條 條例第一條の出張は、別紙第一様式の市内出張命令簿によりこれを行う。
第三條 條例第四條本文の規定に該當する者があるときは別紙第二様式の認定申請書二通を提出しなければならない。
前項の認定は職員、課長がこれを行う。
前項の認定により手當を受けていた者がその資格を失つたときは直ちに別紙第三様式により報告しなければならない。
第四條 條例第六條の賃金は、用務の性質上緊急やむを得ないとき、正當の理由があるを認めるときに限り支給する。
前項の認定は職員課長がこれを行う。

別紙第二様式

市内出張命令簿
課長 姓名 出先 出立時間 用務 地名 先 印
備考 一、行先欄區別は條例別表中の該當金額を記入する。
廣島市長 濱井信三 所屬課(所)長名印

別紙第三様式

市内出張非常務者失格報告書
職名 氏名 失格年月日 失格の理由
廣島市長 濱井信三 所屬課(所)長名印

廣島市規則第四十九號

廣島市農業生産區設置規則を次のように定める。
昭和二十三年十一月一日
廣島市長 濱井信三

附則
この規則は公布の日からこれを施行する。
別紙第一様式

別紙第二様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
農業生産に關する事項

Table for 別紙第二様式 (Agricultural Production Related Matters) with columns for name, position, and agricultural details.

別紙第三様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
農業生産に關する事項

Table for 別紙第三様式 (Agricultural Production Related Matters) with columns for name, position, and agricultural details.

別紙第四様式
廣島市長 濱井信三 所屬長
農業生産に關する事項

Table for 別紙第四様式 (Agricultural Production Related Matters) with columns for name, position, and agricultural details.

廣島市規則第四十九號

廣島市農業生産區設置規則を次のように定める。
昭和二十三年十一月一日
廣島市長 濱井信三

第一條 農業生産に關する事項。
第二條 食糧供出に關する事項。
第三條 肥料及び農用藥劑、農機具等の生産資材に關する事項。
第四條 報奨物資に關する事項。
第五條 農林統計に關する事項。
第六條 保有米に關する事項。
第七條 農作物災害調査に關する事項。
第八條 灌漑排水に關する事項。
第九條 開墾に關する事項。
一〇、その他農業生産に關する事項。

別紙第一様式

この規則は公布の日からこれを施行する。
昭和二十三年十月一日からこれを適用する。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。
昭和二十三年十月一日からこれを適用する。

この規程は公布の日から施行する。
附則
廣島市規則第五十號
廣島市吏員採用昇格規則を次のように改正する。

第一條 本市吏員は別に定めるものを除く外、この規則によつて採用し、昇格させる。
第二條 吏員(助役、収入役を除く)をわけて次の通りとする。
事務吏員 理事 主事 視學 書記(衛生巡視を含む) 技術吏員 理事技師 技手

第五條 技手は左の資格の一を有する者の中からこれを採用する。
一、本市の技手検定試験に合格した者。

第六條 特殊の技術又は學識経験を有する者及びこれらについて免許證、合格證等を有する者は、その學歷、職歴、能力に相當な資格を以つて採用することができ。
第七條 吏員の昇格は次の通りとする。
主事技師 書記又は技手として三年以上在職した者の中から昇格させる。

廣島市規則第五十一號
廣島市吏員考査規程の一部を次のように改正する。
昭和三十二年十一月十二日
附則
この規程は公布の日からこれを施行する。

廣島市長 濱井信三

第一條中「考査」を「選考」に改める。
第二條第一項の前に左の一項を加える。
前條の選考を行うため、廣島市吏員考査委員會(以下委員會といふ)をおく。

廣島市規則第五十二號
廣島市公益質屋條例施行細則を次のように定める。
昭和三十二年十一月十二日
廣島市長 濱井信三
廣島市公益質屋條例施行細則
第一條 本市公益質屋の取扱時間及び休日等を次のように定める。

四、保管中著しく變質又は減價の虞があるもの。
五、惡臭を發し又は他の質物に障害を與える虞があるもの。
六、その他取扱上不適當と認められるもの。
第四條 入質申込の際提示した質物は身元その他を調査するまでの間一時これを假領りとする。

第七條 條例第八條第三項の賠償金は貸付元利金精算の上これを支拂うものとする。
附則
この細則は公布の日からこれを施行する。

廣島市告示甲第四九號
昭和二十三年法律第六八號豫防接種法に基く定期種痘接種法を左の通り施行する。
昭和三十二年十月十八日
廣島市長 濱井信三

一、種痘並にジフテリア豫防接種の期日及び場所は別表の通りである。

二、種痘を受くべきものは左の通りである。
第一期該當者 生後六ヶ月から生後十二ヶ月に至る者。
第二期該當者 小學校入學前六ヶ月以内の者。
第三期該當者 小學校卒業前六ヶ月以内の者。

Table with columns for Class (班), Date (日), Day of Week (曜日), and Location (場所). It lists vaccination dates from Nov 1 to Nov 14 for various schools and districts in Hiroshima.

班 二											班 三												
11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日		
(火)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)		
11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	11月26日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	11月26日		
(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)		
12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日		
(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)		
11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日		
(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)		
本川小學校	中島小學校	舟入小學校	江波小學校	三菱社事務所	觀音小學校	元廣瀨小學校	天滿小學校	天滿小學校分校	己斐小學校	古田小學校	草津小學校	舟入病院	三篠小學校	大芝小學校	基町母子寮	市、保健課	袋町小學校	山陽高等學校	磯町小學校	牛田小學校	白島小學校	矢賀小學校	
通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	通學關係各町	
428	247	662	188	519	164	596	249	315	322	249	143	168	432	436	261	88	356	200	361	429	293	131	468

廣島市告示第五十號

本日市議會の議決を経た昭和二十三年廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十三年十月二日 廣島市長 濱井信三

- 一、警察防費 金拾萬八千貳百圓
- 二、消防費 金六萬七千五百圓
- 三、隣保會費 金七萬貳千圓
- 四、保健衛生費 金拾七萬六千四百圓
- 五、停業豫防費 金四拾九萬八千貳百拾九圓
- 六、農業經濟費 金四拾九萬八千貳百拾九圓
- 七、農業調整委員會費 金四萬八千圓
- 八、中央卸賣市場建設費 金四拾九萬九千九百四拾圓
- 九、選舉費 金拾萬五千四百四拾五圓

廣島市告示第五十一號

昭和二十三年十月二十三日 廣島市長 濱井信三

昭和二十三年十一月一日實施される昭和二十三年事業所賃金調査並に個人別賃金調査の調査員は左の通り決定した。

番	調査員名	職	業	摘	要
一	三浦登雄	公	吏		
二	保田義夫	公	吏		
三	荒瀨滿夫	公	吏		
四	法山大龍	公	吏		
五	佐藤春夫	公	吏		
六	田中益夫	公	吏		
七	津田源之助	公	吏		
八	玉木源三	公	吏		
九	沖村英三	公	吏		
一〇	宮原岩男	公	吏		
一一	川本照男	公	吏		
一二	今岡信善	公	吏		
一三	大志茂利一	公	吏		
一四	牧村武夫	公	吏		
一五	村上武夫	公	吏		
一六	平井武夫	公	吏		
一七	村上武夫	公	吏		
一八	松本正行	公	吏		
一九	原島正行	公	吏		
二〇	中野玄夫	公	吏		
二一	中野玄夫	公	吏		
二二	似田ノ島	公	吏		
二三	金田ノ島	公	吏		
二四	似田ノ島	公	吏		
二五	牛田ノ島	公	吏		
二六	白島ノ島	公	吏		
二七	矢賀ノ島	公	吏		

二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一						
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇				
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇			
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇		
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

廣島市告示第五十二號
昭和二十三年十月二十三日
廣島市長 濱井信三
廣島稅務署より通知のあつた荒神町伊藤勝市外千六百五拾五名の家屋に對する貸賃價格の設定については家屋台帳法第十一條の規定により自十一月一日至十月二十日開關係者の縦覧に供する。

廣島市告示第五十三號
昭和二十三年十月二十五日
廣島市長 濱井信三
西公益質屋業務復活について
昭和二十三年十一月一日より業務取扱を左記に依り開始する。

廣島市告示第五十四號
昭和二十三年十一月二日
廣島市長 濱井信三
西診療所診療休止について
西診療所(廣瀬北町四ノ五)は昭和二十三年十一月五日より診療を休止する。

廣島市告示第五十五號
昭和二十三年十一月四日
廣島市長 濱井信三
特別都市計事業廣島市東部土地區劃整理委員大原

廣島市告示甲第五十六號
昭和二十三年十一月十七日
廣島市長 濱井信三
土地所有者委員 若狹一雄
廣島市雜魚場町貳百拾八番地

廣島市告示甲第五十七號
昭和二十三年十一月二十日
廣島市長 濱井信三
昭和二十三年十一月二十四日招集の臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り

- 一、昭和二十三年年度廣島市歳入出予算追加更正。
- 一、廣島市有給吏員定數條例中改正について。
- 一、廣島市隣保條例制定について。
- 一、廣島市立市民病院條例制定について。
- 一、廣島市圖書館條例制定について。
- 一、廣島市印刷證明條例制定について。
- 一、廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例制定について。
- 一、廣島市超過勤務手当支給條例中改正について。
- 一、廣島市臨時家族手当支給條例中改正について。
- 一、廣島市役所事務分掌條例中改正について。
- 一、廣島市診療所條例中改正について。

廣島市公安委員會告示第四號
昭和二十三年三月七日廣島市公安委員會告示第一號(道路交通)取締法並びに道路交通取締令による道路の交通に關する必要な制限の一部を次のように改正する。
昭和二十三年十一月十六日
廣島市公安委員會

- 一、昭和三十二年年度廣島市特別會計公益質屋建設出入追加。
- 一、土總第五十九號諮問について。

この告示は公布の日からこれを施行する。

辭令

- 一、昭和三十二年度廣島市特別會計公益質屋建設に改める。
- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

同

- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三
- 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

同

- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三
- 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

同

- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三
- 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

同

- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三
- 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

同

- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三
- 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

同

- 一、昭和三十二年十一月二十日 廣島市長 濱井信三
- 附則
- この告示は公布の日からこれを施行する。

二三、一一、一二
 廣島市吏員考查委員會委員を命ずる(各通)
 同 廣島市吏員考查委員會臨時委員を命ずる
 事務吏員 船倉 康 郎
 同二三、一一、一五 技術吏員 黒田 稔
 願により本職を免ずる

雜 報

傳染病患者發生(死亡)一覽表

(昭和二十三年度)

病 名	十 月 分	自 九 月 至 二 月	累 計
赤痢	二	(二)	(二)
疫痢	一	(四)	(四)
腸チフス	(一)	二八	(一)
腸チフス	(一)	七	(二)
バチチフス	一	五	八
發疹チフス		二	二
痘瘡		一	一
猩紅熱		二	二
デフテリア	一	(三)	(三)
流 腦	四	四	四
日本腦炎	一	四	四
計	(二)	(一〇)	(一二)

出張所管區地域人口、世帯状況表

(昭和二十三年十一月一日現在)

出張所名	人 口	前月分の比較
牛田	九、〇三四	△
長崎	一、八六九	△
尾崎	九、七五二	△
計	二〇、六五五	△

引揚者状況一覽表

自昭和23年5月 至 同年10月

種別	月別						計	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
廣島縣人	537	571	686	710	959	597	4,060	
中國南方	9	7				1	17	
樺太	5			3	1	6	20	
廣島下車	144	315	352	315	460	374	1,960	
宿泊者	129	220	237	232	346	277	1,491	
廣島市内	18	81	39	92	80	60	420	
廣島市内	無縁故者	8	13	26	19	31	23	120
	縁故のある者	10	68	63	73	49	37	300
	職業のない者	7	37	58	31	68	58	259
	職業のある者	11	44	31	61	12	2	161
市内	生活困難	9	56	64	76	72	59	336
	生活良	9	25	25	16	8	1	84

尾牛	中草	三己	觀舟	小基	似字	皆大	仁比	荒
計	計	計	計	計	計	計	計	計
長田	中央	津篠	斐音	入町	町島	品實	河保	山神
二、九四八	二、三三七	二、二九九	一、二九四	一、〇三七	一、五八七	二、三〇九	一、〇六六	一、五八二
△	△	△	△	△	△	△	△	△
二、二	一、〇	一、七	一、五	一、四	一、八	一、四	一、七	一、三

尾牛	中草	三己	觀舟	小基	似字	皆大	仁比	荒
計	計	計	計	計	計	計	計	計
中央	津篠	斐音	入町	町島	品實	河保	山神	尾崎
六、三	七、〇	二、七	三、七	四、三	四、〇	二、五	四、二	二、一
△	△	△	△	△	△	△	△	△
四、二	五、九	一、二	一、〇	六、一	一、〇	一、八	三、三	二、六



號 外

昭和二十三年
十一月廿六日 發行

(金曜日)

發行人所 廣島市役所

廣島市國泰寺町三九

電話
※二、八〇一番
四、三五五番(市金庫)
四、三五七番(食糧課)
三、五七番(秘書課)

廣島市告示第六十五號
地方自治法第二百四十四條の規定によつて市の「財政事情」を次のように公表する。
昭和二十三年十一月二十六日
廣島市長 濱井信三

廣島市の財政事情
地方自治法の規定によつて毎年二回市の財政事情を公表することになりました。前回は五月に公表いたしました。今回は前年度の決算の状況と今年四月から九月迄の期間について公表致します。
一、昭和二十二年年度歳入出状況調

科	一般會計	歲	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算額に對する百分比	收入額	差増	減引	最終豫算額に對する收入額の百分比
一、市	市稅	13,450,976	13,450,976	13,450,976	100	13,450,976	0	0	100
二、獨	附加稅	3,336,000	3,336,000	3,336,000	100	3,336,000	0	0	100
三、縣	附加稅	3,336,000	3,336,000	3,336,000	100	3,336,000	0	0	100
四、地	地方稅	5,980,612	5,980,612	5,980,612	100	5,980,612	0	0	100
五、獨	地方稅	6,250,822	6,250,822	6,250,822	100	6,250,822	0	0	100
六、負	舊法による稅收入	1,180,000	1,180,000	1,180,000	100	1,180,000	0	0	100
七、三	基本財産及積立金收入	99,568	99,568	99,568	100	99,568	0	0	100
八、四	使用料及手数料	8,842,800	8,842,800	8,842,800	100	8,842,800	0	0	100
九、五	給水工事費收入	4,950,000	4,950,000	4,950,000	100	4,950,000	0	0	100
十、六	國庫支	1,582,586	1,582,586	1,582,586	100	1,582,586	0	0	100
十一、七	縣庫支	4,101,400	4,101,400	4,101,400	100	4,101,400	0	0	100
十二、八	寄附金	4,101,400	4,101,400	4,101,400	100	4,101,400	0	0	100
十三、九	總務收入	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
十四、十	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
十五、十一	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
十六、十二	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
十七、十三	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
十八、十四	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
十九、十五	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十、十六	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十一、十七	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十二、十八	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十三、十九	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十四、二十	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十五、二十一	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十六、二十二	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十七、二十三	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十八、二十四	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
二十九、二十五	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十、二十六	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十一、二十七	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十二、二十八	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十三、二十九	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十四、三十	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十五、三十一	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十六、三十二	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十七、三十三	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十八、三十四	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
三十九、三十五	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十、三十六	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十一、三十七	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十二、三十八	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十三、三十九	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十四、四十	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十五、四十一	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十六、四十二	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十七、四十三	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十八、四十四	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
四十九、四十五	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100
五十、四十六	總務支	1,100,000	1,100,000	1,100,000	100	1,100,000	0	0	100

廣島市報 外

一

Table with columns for '科目' (Category), '臨時部' (Temporary Dept), '臨時部' (Temporary Dept), '臨時部' (Temporary Dept). It lists various expenses like '一般會計', '臨時部', '臨時部' with their respective budget and actual amounts.

Table with columns for '科目' (Category), '臨時部' (Temporary Dept), '臨時部' (Temporary Dept), '臨時部' (Temporary Dept). It lists various expenses like '公債費', '附金', '附金', '附金' with their respective budget and actual amounts.

Table with columns for '科目' (Category), '臨時部' (Temporary Dept), '臨時部' (Temporary Dept), '臨時部' (Temporary Dept). It lists various expenses like '一般會計', '臨時部', '臨時部', '臨時部' with their respective budget and actual amounts.

(一) 昭和二十二年年度は地方自治法の施行せられた年であり地方財政に自主性を與へ、財源附與の方途として税制改正が行はれることが豫想されておりました。當初豫算の編成に當つては眞に市政運営のため必要なる根幹的豫算四千七百貳拾五萬貳千八百九拾壹圓を計上致してありましたが、其の後に於て前述の如く税制改正が實施せられ新税の創設、課率の引上げ及び地方分與税の増額と本市独自の財源である使用料及び手数料の増率を經濟情勢に即應するよう引上げましたのと國及び縣の補助事業等の追加によりましてその最終豫算額は壹億五千參百四拾萬五千七百七拾四圓となり當初の約二倍強となりました。これに對し歳入決算額は億四千九百六拾萬參千貳百六圓でありまして豫算額に對し九七%の實績を示しております。

(二) 一般會計の歳出状況について
歳出に於けるも歳入と同様稅制改正後に於て當初豫算額の約二倍強に膨脹致しました...

Table with columns for '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure) under '一般會計' (General Accounting). It lists various categories like '特別會計' (Special Accounting) and '歳入' (Income) with numerical values and percentages.

Table with columns for '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure) under '一般會計' (General Accounting). It lists various categories like '特別會計' (Special Accounting) and '歳入' (Income) with numerical values and percentages.

Table with columns for '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure) under '一般會計' (General Accounting). It lists various categories like '特別會計' (Special Accounting) and '歳入' (Income) with numerical values and percentages.

Table with columns for '歳入' (Income) and '歳出' (Expenditure) under '一般會計' (General Accounting). It lists various categories like '特別會計' (Special Accounting) and '歳入' (Income) with numerical values and percentages.

以上が昭和二十二年度の豫算並びに決算の概要であります。次に昭和二十三年度について申し述べます。

(一) 昭和二十三年度一般會計について
當初豫算編成當時に於きましては地方自治の裏付けとなるべき財政につきま

然しながら市債中には國庫補助金と併せられ地方自治に占めております。九月末の収入をみると七千五百八十八萬六千六百六拾圓でありまして、豫算計上額に對し半々を超過致しておりますも僅か三〇%しか収入致して

(二) 特別會計 水道事業費
二十二年度の處で申し述べました通り戦災復興費はすべて國庫補助金と市債によつて賄へておりますが、當初に於きましては一應本市の豫定計畫を豫算に計上致し、本市に於ける認證事業費が決定致しまして後事業執行の豫算に更正致す

勿論本省に於てはまする一般の査定によりまして、これ等の事業豫算は或る程度の減額をされる事は必至であります。歳入中の主なるものは勿論國庫補助金と計

債で夫々豫算總額に對し補助金四七%及び市債五〇%を占めております。九月末日迄に於きまするこれが収入額は參千六百七十七萬八千九百九拾圓でありまして豫算總額に對し僅か一二%であります。これは本省の認證未決定によりまする補助金と市債の未交付並びに未借入れによるものであります。

然しながら現在では認證事業も逐次決定し補助金の交付も収入されつゝありまして、市債に於きましては大藏省預金部よりの融資をさる所附にありませ

三、公營事業の經理の狀況
本市水道事業昨年迄は戦災による復舊事業等については戦災復興費に、その他經常的なものについては一般會計豫算に計上して事業を施行致して参りま

特別會計 水道事業費
特別會計 水道事業費
特別會計 水道事業費
特別會計 水道事業費

Table with columns: 科目, 歳出, 歳入, 特別會計, 水道事業費. Includes sub-categories like 水道費, 配水費, 工事費, etc.

事業であります水道復舊事業に對し補助金未交付の爲と、市債未決定のため借入れが出来ないためであります。次に歳入中主なるものは復舊事業が豫算總額の三二%、上水經常費が三九%、給水經常費が一三%であります。

百六拾萬圓千九百拾九圓で總額の五九%、逓信省簡易保險局より八百拾九萬八千四百八圓で六、三%、廣島縣より壹千參百六萬八千八百八圓で一〇%、其他一般金融機關より參千四拾九萬四千四百五圓で二、三%となつております。

(三) 一時借入金
現金面の操作として年度内に借入れ償還する一時借入金については現在本市には皆無であります。

五、その他財政に關する事項
日を追うて昂りつゝある物價と今般政府の指示による職員給與ベースの改訂並に税制改訂等を目前に控えて本市の豫算は急激なる増加を豫想されておりますがこれに對して、政府に於ては地方税制制度法制の改革をもつて地方自治体歳出の財源に充當することゝ致して居ります。本市に於きましては、これが豫算の追加更正を計致して居りますが、すべて政府の既定方針に従うこととし、一、急激なる物價の騰貴による物件費は前年度に比し七割五分の増加を見込む二、職員給與改訂は現在の千八百圓ベースを三千七百九十一圓ベースに切換へる

三、警察並消防の本市移管に伴ひ生ずる各經費の増
四、地方税制改訂により生ずる収入増の爲當然起り得る公共事業起債の一部を一般市民により賄ねばならぬ財源對策
五、前年度給與改訂に伴ふ政府資金借入金の本年度償還費支出
六、其他本年度末迄に於ける經常的經費にして豫算不足となつたものの中必要缺くべからざるものについてのみ今般の税制改訂を期に追加豫算を計上する

以上歳出面の増高の中物價の改訂については、近時の經濟變動に伴う諸物價騰貴の現狀よりして本年度當初豫算に見込まれた經費をもつては現在の價格を左右することは至難でありまして豫算の追加を致さねばならぬ現狀であります。本市と致しましては大体これを昨年度物價に比し七割五分程度増加致すよう計致して居ります。

次に人件費であります。政府の指示による新給與ベースの改訂は必至でありまして給與につきましては當初豫算を全面的に改訂致す計畫であります。然して本市はもとより各都市に於ても同様であります。警察並消防の移管に伴う經費の増並保健所等に要する新規經費と税制改訂による徴税機構改革及學制改革により生ずる人員の増加等によりまして人件費並物件費の増高は相當額を要するものと見られます。

本市に於きましては、曩の本年度當初豫算編成に當りましては人員の増員は出來得る限りこれを抑壓する方針を堅持し人事の交流等により事務能率の向上を期してまいりましたが、何分にも其の後に於ける事務量の増加は必然的に人員の増加を要請し止むを得ず最少限度の人員充足を致さねばならぬ現狀となつて居ります。職員給與につきましては政府の所謂三千七百九十一圓ベースと致

し如上の新規移管になりました警察、消防等の給與と併せ勘案致します時その額は實に膨大なるものとなるのであります。

本市の戰災復興はこれを特別會計により處理致して居りますが、今般の税制改正等に伴う財源の大幅移譲によりまして起債事業はこれが公共事業であつても一部は移讓財源により事業を施行要請されるは必然であり査定の結果も豫想されず。然しながら本市の復興事業は等閑されざるものであり、たとへ政府に於て不承認となりましては事業は施行致さねばなりません。これらに要する事業費も又一般會計より繰入れ支辨するの外なく、殊に今般の物價改訂並給與ベース切換に伴ひまして事務費の増加は相當多額に昂り事業費制當の事務費では到底賄ふ事は出来ませすこれ又一般財源を繰入充當の外なき現狀でありまして、財源は移讓されましたものゝ現下の經濟情勢下に於ては更に困難の倍加するを覚えるのであります。

向又以上新規増額のもの以外で今般の財源措置後法令の改正によりまして生活保護費關係、恩給並旅費等についても相當額の財源を必要と致して居ります。彌つて本市の歳入面を見ますに、税制改正後に於ける稅收入の増加は相當額あるものと豫想されるも新規稅にして新に財源引當になるべきものもなく唯だ入場稅に一纏の望をかけているにすぎません。又本市現在に於ては、平和産業として見るべきものは更になく産業施設の完備はまことに焦眉の急でありま

す。如斯く實に今後に於ける本市財政の道程は實に多事多難でありまして税制改正後に於てすら尙財政の自立は固り難いのであります。

他都市の戰災に相違する本市の特殊事情は歳出増加の基準に比して歳入増加の見込は極めて僅少でありますので、今後に於ては極力歳入面の節約を圖り不急不要の經費はこれを全面的に削減し眞に健全財政の樹立を以て來るべき追加更正豫算の編成に當り度いと思ひます。何分にも前述の如き人件費物件費の増加は膨大な額となり本市の必要事業費充當財源も皆無の現狀でありまして復興の面に於ける財政的隘路はなかく、打開の途が見當らぬ現狀であります。

これら止むを得ない歳出増加を賄ふ爲には最少限度の稅の増徴を致さねばならぬと言へ、現今急激に増加しつゝあります物價高に加えて收入の意の儘にならぬ市民皆様に對しこれ以上の負擔をおかけ致しますことは誠に忍び難いものがあります。隨つて本市百年の大計たる復興の事に想を致します時、この苦難を切り抜けないでは産業の復興も遅れ市民生活の安定も固り難いのであります。今後益々諸種の經濟狀態は悪化致し將來經費の増高を必要とすることは必至であります。これ等に對する財源についても又市民皆様の強力な御協力を得まして確保致さねばなりません。

何卒市民皆様に於かれましたは本市財政の事情を考慮せられて多額なる苦しい負擔に耐え子孫繁榮のピラミッドを完成する爲御協力をお願い致します。

昭和二十三年 發行
發行所 廣島市役所

期してまいりましたが、何分にも其の後に於ける事務量の増加は必らずしも何卒市民皆様に於かれましては本市財政の事情を考慮せられて多額なる苦しいの増加を要請し止むを得ず最少限度の人員充足を致さねばならぬ現状となつて負担に耐え子孫繁榮のピラミッドを完成する爲御協力をお願い致します。

廣島市役所
廣島市國泰寺町三九
電話
※二、八〇一―二、八〇五番
四、三三五―五番(會計課)
四、三五六―六番(食糧課)
四、三三七―七番(秘書課)

廣島市報

No. 33

昭和二十三年
十二月十三日 發行
(月曜日)

廣島市役所

廣島市長 濱井信三
電話
※二、八〇一―二、八〇五番
四、三三五―五番(會計課)
四、三五六―六番(食糧課)
四、三三七―七番(秘書課)

【目次】

◆ 條 例

- 廣島市有給吏員定數條例一部改正……………一
- 廣島市隣保館條例制定……………二
- 廣島市立淺野圖書館條例制定……………二
- 廣島市立印鑑條例制定……………三
- 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例制定……………五
- 廣島市超過勤務手当支給給條例一部改正……………五
- 廣島市臨時家族手当支給給條例一部改正……………六
- 廣島市役所事務分掌條例一部改正……………六
- 廣島市診療所條例一部改正……………六

◆ 規 則

- 廣島市共済組合施行細則一部改正……………六
- 選挙運動の程度等に関する演説會に關し公營すべき施設の程度等に関する規則制定……………六
- 廣島市衛生事務委任に關する規則制定……………一〇
- 廣島市立小學校及び中學校學校給食炊事婦手当支給規則一部改正……………一一
- 廣島市臨時家族手当支給給條例施行細則制定……………一一
- 廣島市保衛所使用材料及び手数料條例施行細則制定……………一二
- 廣島市保健所文書取扱規程制定……………一三
- 廣島市保健所運営協議會規程制定……………一三
- 選挙運動の程度等に関する個人演説會開催のため必要設備の程度等に関する規則制定……………一三

◆ 告 示

- 衆議院議員選挙法施行令第八十一條の三の第二項の規定による費用額について……………二二
- 昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加更正……………二三
- 昭和二十三年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算追加……………二四
- 市議會議長當選について……………二四
- 土地立入公告……………二四
- 家屋台帳法第十一條の告示について……………二四

◆ 雜 報

- 戸籍事務取扱状況表……………二五
- 出張所所管區域人口、世帯状況表……………二五
- 昭和二十三年十二月一日現在……………二五
- 傳染病患者發生(死亡)一覽表……………二六
- (昭和二十三年度)……………二六

條 例

廣島市條例第五十三號
廣島市議會の議決を経て廣島市有給吏員定數條例の一部を次のように改正する。

第一條中

一、事務吏員「三百四十六人」を「三百五十人」に改める。

廣島市條例第五十四號

廣島市議會の議決を経て廣島市隣保館條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十六日
廣島市長 濱井 信三

廣島市隣保館條例

(設置)
第一條 市民の健全な文化的且つ經濟的の生活の育成を計るため、隣保館を置く。

(位置及び名稱)
第二條 隣保館の位置及び名稱は別表の通りとする。

(事業内容)
第三條 本館においては第一條の目的を達成するため左の事業を行う。

- 一、生活環境の改善向上に關すること
- 二、生活相談その他生活の合理化に關すること
- 三、保育事業、教化事業その他児童の福祉に關すること

- 四、保健衛生に關すること
- 五、教養娛樂その他文化に關すること
- 六、授産及び職業輔導に關すること
- 七、その他市長の必要と認めること

第四條 本館に次の職員を置く。

- 館長 若干人
 - 職員 若干人
- 前項の外必要な職員を置くことができる。
館長は上司の命を受け、館の事務を掌理し、所屬員を指揮監督する。
館長に事故があるときは、上席の職員がその館の事務を代理する。

第五條 本館の勤務時間及び休日は本館の例による。

第六條 保育事業については廣島市保育所條例の規程による。

第七條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附則
この條例は公布の日からこれを施行する。
大正十三年二月告示甲第四號廣島市隣保館規程はこれを廢止する。

- 東隣保館 廣島市尾長町四〇三
- 西隣保館 廣島市福島町四〇〇ノ一

廣島市條例第五十五號

廣島市議會の議決を経て廣島市立市民病院條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十六日
廣島市長 濱井信三
廣島市立市民病院條例

(目的及び設置)

第一條 市民の疾病に對する診療及び保健指導を行い、健康で文化的な生活の向上をはかるため、市民病院を設置する。

(位置)
第二條 本院は廣島市舟入幸町に置く。

(診療科目)
第三條 本院において取扱う診療科目は、内科、外科及び小兒科とする。但し、簡易な診療は各科にわたりにこれを行う。

(職員)
第四條 本院に次の職員を置く。
院長 若干人
部長 若干人
事務長 若干人
職員 若干人

院長、部長、事務長は技術吏員を以てこれに充てる。事務長は事務吏員を以てこれに充てる。

(職務)
第五條 院長は上司の命を受け、院務を總理し、所屬員を指揮監督する。院長に事故があるときは、部長、事務長、事務長がそれぞれ相當職務を代理する。

部長は院長の命を受け相當職務を掌理し、所屬員を指揮監督する。
事務長は部長の命を受け、庶務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

職員は、上司の命を受けて事務及び技術に従事する。

(勤務時間及び休日)
第六條 本院の勤務時間は本館の例による。但し、施療上特別の事情があるときは、この限りでない。

(診療手続)
第七條 本院において治療を受けようとするときは所定の手続により診療券の交付を受けなければならない。

(往診)
第八條 本院は當分の間、往診を行わない。但し、特別の事情があるとき又は急を要するときは、この限りでない。

(入院)
第九條 患者の病態について市長の承認を得たときは、所定の手続により入院をすることが出来る。

(使用料及び手数料)
第十條 本院の使用料及び手数料は別にこれを定める。

(市長への委任)
第十一條 この條例施行に關し、必要な事項は市長がこれを定める。

附則
この條例は公布の日から、これを施行する。

廣島市條例第五十六號

廣島市議會の議決を経て廣島市立淺野圖書館條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十六日
廣島市長 濱井信三

(目的及び設置)

第一條 圖書及び教育参考品等を蒐集保存して、公衆の閱覽に供し、その教養の向上並びに福祉の増進に資するため、廣島市立淺野圖書館を設置する。

(位置)
第二條 本館は廣島市小町三十四番地に置く。

(事業内容)
第三條 本館は第一條の目的を達成するため左の事業を行う。
一、圖書の館内及び館外閱覽
二、郷土資料その他の參考資料の蒐集保存

廣島市條例第五十七號

廣島市議會の議決を経て廣島市印鑑條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十六日
廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市に本籍又は寄留を有する者並びに事務所又は事業所を有する法人(法人に準ずる團體を含む以下全じ)の印鑑の確實を期するため、廣島市役所に印鑑簿を備える。

第二條 印鑑を登録しようとする者は、一人一種の限り、保證人連署して第一號様式により市長に届け出でなければならぬ。但し、未成年者又は禁治産者の場合は、法定代理人の同意を必要とする。

第三條 市長が照合困難と認めるときは、その印鑑の届出を受理しないことがある。

第四條 第二條の保證人は成年で既に登録した印鑑を用うる者でなければならぬ。但し、現住地市町村長の印鑑證明書を添付するときは、登録のない者でも保證人になることができる。

第五條 法人の印鑑の届出には、法人登記簿の抄本を添付しなければならない。但し、登記を要しない法人にあつては、官公署の證明書を添付しなければならない。

第六條 前條の届出には當該法人の役員が保證人となることを要する。但し、止むを得ない事由により、役員が保證人となることが出来ない場合は、市長の適當と認める者を保證人とすることが出来る。

第七條 印鑑簿に登録した記載事項に変更を生じたときは、第二號様式により直ちにその旨を届け出なければならない。但し、本籍が本市以外の場合には、その變更を證する官公署の證明書を添付しなければならない。

第八條 左の各號の一に該當するときは市長において

て印鑑簿より除去することができる。

一、本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき

二、廣島市外に轉籍し又は寄留を轉じたとき

三、法人が解散し又は法人の役員が退任したとき

第九條 登録した印鑑を改めようとする者は、新舊の印鑑を押捺し、第一號様式により改めて第二條の規定により届出でなければならぬ。

第十條 登録した印鑑を紛失若しくは廢止又は磨滅したときは、その事由を具して届出でなければならぬ。

第十一條 印鑑を登録した者は、その印鑑の證明を請求することができる。

前項により證明を受けようとする者は、所定の手数料を納付し、第三號の様式により請求しなければならぬ。但し、法令その他別段の規定がある場合はこの限りでない。

第十二條 印鑑を届出又は證明を請求しようとするときは、本人自ら市長に届出で又は請求しなければならぬ。但し、本人又は法定代理人が病氣その他止むを得ない事由により出頭できないときは、委任状を以てこれをすることが出来る。

第十三條 前條の規定にかかわらず、郵便により印鑑を届出又は證明を請求しようとするときは、官署の現在證明書を添付しなければならぬ。

第十四條 印鑑の届出又は證明の請求について市長が必要と認めるときは、事實を調査し受理を拒むことがある。

第十五條 印鑑簿は一般の閱覽に供しない。但し、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

前項但書の場合は、所定の手続により閱覽料を納付しなければならぬ。

第十六條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

第一號様式

(十五種二耗) 印 (改) 鑑

右印鑑の届出を致します

昭和 年 月 日

本籍 寄留所 氏 名

届出人 氏 名

本籍 寄留所 氏 名

保証人 氏 名

提出者署名捺印

廣島市長 氏 名

印鑑登録事項變更届

印鑑届用紙の裏面

廣島市長 氏 名

變更年月日	昭和 年 月 日
變更事項	昭 和 年 月 日
變更後	昭 和 年 月 日

右印鑑登録事項變更の届出を致します

昭和 年 月 日

本籍 寄留所 氏 名

氏 名

氏 名

氏 名

提出者署名捺印

廣島市長 氏 名

第三號様式

(三種一耗)

印鑑 本籍 寄留所

入紙 收證 手数料

右印鑑は届出の印鑑と相違ないことの證明を求めます

昭和 年 月 日

本籍 寄留所 氏 名

提出者署名捺印

廣島市長 氏 名

印鑑届用紙の裏面

昭和 年 月 日

(中途入學の場合)

第五條 前條の期間中途に入學した者に對する授業料は、その月分からこれを徴収する。

(減免規定)

第六條 休學、病氣、その他正當な事故により、全月缺席したときは、その月の授業料はこれを徴収しないことがある。

(納入期限)

第七條 授業料は、次の期限までに納入しなければならぬ。

第一期 四月三十日

第二期 九月三十日

第三期 一月三十一日

前項の規定にかかわらず、第五條に該當する者の期限は、その入學した月の末日までとする。

(入學考査料の納入)

第八條 第一學年志願者又は轉入志願者は第三條の入學考査料を出願の際納入しなければならぬ。

(還付禁止)

第九條 既納の授業料並びに入學考査料は如何なる事由があつても、これを還付しない。但し、第六條の場合はこの限りでない。

(未納者處分)

第十條 授業料を納入期限内に納入しない者は、その滞納中出席を停止することがある。

(市長規定事項)

第十一條 この條例施行に關し、必要な事項は、市長がこれを定める。

附則

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

廣島市條例第五十八號

廣島市議會の議決を経て廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例を次のように定める。

昭和二十三年十一月二十六日

廣島市長 濱井信三

廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例

(市立學校の定額)

第一條 この條例で廣島市立學校(以下市立學校とす)とは左の學校をいう。

一、全日制

廣島市商業高等學校

廣島市城北高等學校

廣島市工業高等學校

廣島市二葉高等學校

廣島市白梅高等學校

廣島市立工業專門學校

廣島市商業高等學校

廣島市立工業專門學校

廣島市中央工業高等學校

(授業料額)

第二條 市立學校の授業料の年額は左の通りとする

工業專門學校 三、六〇〇圓

白梅高等學校 一、八〇〇圓

その他の全日制高等學校 二、一六〇圓

一、二六〇圓

定時制高等學校

(入學考査料額)

第三條 市立學校の入學考査料は左の通りとする。

工業專門學校 一〇〇圓

その他の高等學校 五〇圓

(授業料納入期間)

第四條 授業料は左の通り三期分納とする。但し、市長の承認を受けた場合は、毎月分納とすること

第一期 自四月一日起至八月卅一日 (五ヶ月分)

第二期 自九月一日起至十二月卅一日 (四ヶ月分)

第三期 自翌年一月一日起至三月卅一日 (三ヶ月分)

廣島市條例第五十九號

廣島市議會の議決を経て廣島市超過勤務手当支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十一月二十六日

廣島市長 濱井信三

第五條中「百七十五時間」を「勞働基準法施行規則第十九條所定の勞働時間數」に改める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行し、昭和二十三年十月四日からこれを適用する。

廣島市條例第六十號

廣島市議會の議決を経て廣島市臨時家族手當支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十一月二十六日 廣島市長 濱井信三

第四條中「四百圓」を「九百圓」に、第五條中「二百圓」を「五百圓」に、附則中「百六十五圓」を「七十五圓」に改める。

附則

この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年六月一日からこれを適用する。

廣島市條例第六十一號

廣島市議會の議決を経て廣島市役所事務分掌條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十一月二十六日 廣島市長 濱井信三

第五條の一部を左の通り改める。會計課の分掌事務の第三號中「電話」を削る。戸籍課の分掌事務の第三號中「代書人」を「行政書士」に改める。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市條例第六十二號

廣島市議會の議決を経て廣島市診療所條例の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十一月一日

別表を左の通り改める。廣島市長 濱井信三

附則

廣島市東診療所 廣島市尾長町 廣島市西診療所 廣島市福島町

この條例は公布の日からこれを施行する。

規則

廣島市規則第四十四號之三 廣島市共済組合條例施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年十月三十日 廣島市長 濱井信三

第四十七條中「五百圓」を「千圓」に改める。第五十五條の次に左の通り加える。

附則

第五十五條の一 組合員が結婚するときは一回を限り無利息で結婚資金の貸付を行う。但し、勤続一年以上以上の組合員に限る。

第五十五條の二 貸付額は左の金額の範圍内とし千圓を單位とする。

一、初婚者

一萬圓以内

二、再婚者

五千圓以内

第五十五條の三 貸付を受けようとするものは、結婚前二ヶ月又は結婚後一ヶ月以内に、勤続二年以上の組合員二名の連帯保證人を立て、所屬課組合委員の承認を経て、借入の申込をしなければならぬ。

第五十五條の四 貸付を受けた組合員が、借入後二ヶ月を経過しても返済しない場合は、貸付金は直ちに返済しなければならぬ。但し、結婚の遅延が、本人又は相手方の病氣その他已むを得ない事由があると認めるときはこの限りでない。

第五十五條の五 貸付金は貸付の翌日より毎月初

者は二百圓、再婚者は百圓を返済しなければならぬ。但し、退職したときは貸付金の残額を直ちに返済しなければならぬ。

附則

第五十五條の六 左の各號の一に該当する者に對しては返済の一部を免除する。

一、貸付後一年未満で退職したときは初婚者は千圓、再婚者は五百圓を免除。

二、貸付後一年以上二年未満で退職したときは初婚者は二千圓、再婚者は千圓を免除。

三、貸付後三年以上在職したときは初婚者は三千圓、再婚者は千五百圓を免除。

第五十五條の七 貸付を受けた組合員は、學式後直ちに結婚したことを証明することができるときは、添えて、届け出でなければならぬ。

第五十五條の八、保證人が組合を脱退したときは、直ちに保證人の變更を要する。

第七十九條の二 この細則の施行に關し必要な事項は共済組合長がこれを定める。

附則

この規則は昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

廣島市規則第五十二號之二

選舉運動のためにする演說會に關し公營すべき施設の程度等に関する規則を次ように定める。

昭和二十三年十一月十七日 廣島市長 濱井信三

選舉運動のためにする演說會に關し公營すべき施設の程度等に関する規則

第一條 衆議院議員選舉法施行令第八十一條の二第二項(この規定を準用し又はこの規定の例による規定を含む)の規定により公營すべき施設の程度を左のように定める。

Table with columns: 一、照明 (Lighting), 二、演壇 (Stage), 三、聴衆席 (Audience seats). Rows list various school types (e.g., 矢賀小學校, 尾長小學校) and their respective lighting and stage specifications.

草青已觀天	天	天	三	江	舟	本	中	牛	白	機	袋	千	似	元	字	皆	比	大	楠	仁	青	段	荒	尾	矢
川島	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

五、會場表示方法

市商業高等學校 普通教室をここに充てる 電灯使用 桌子一、椅子五

中央工業高等學校 普通教室をここに充てる 同 同 同 同

市立工業専門學校 講堂の控室をここに充てる 同 同 同 同

「何々立候補者何某選挙演説會場」と記載せる標札

木川	中島	牛田	白島	機田	袋田	千田	似田	元島	字島	皆島	比島	大島	楠島	仁島	青島	段島	荒島	尾島	矢島	
小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小	小
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

六、便所

市商業高等學校 同 同 同 同

中央工業高等學校 同 同 同 同

市立工業専門學校 同 同 同 同

「何々立候補者何某選挙演説會場」と記載せる標札

市	中	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
立	立	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
工	工	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
業	業	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
專	專	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
門	門	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講
學	學	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂
校	校	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂
講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講	講
堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂

二	城	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
業	業	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
高	高	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學	學
等	等	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
學	學	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校

第二條 前條の施設は左の場所についてこれを行

矢賀小學校	普通教室、控室
尾長小學校	普通教室
荒神小學校	講堂
段原小學校	普通教室
青崎小學校	工業室、應接室
仁保小學校	講堂、理科室
楠那小學校	講堂
大河小學校	講堂
比治山小學校	講堂、應接室
皆賀小學校	普通教室
宇品小學校	講堂
元字品小學校	普通教室
似島小學校	普通教室
千田小學校	普通教室
袋町小學校	普通教室
職町小學校	普通教室
白島小學校	講堂、普通教室
牛田小學校	普通教室
中島小學校	普通教室
本川小學校	講堂、普通教室
舟入小學校	普通教室
江波小學校	講堂
三條小學校	普通教室
大芝小學校	普通教室
天満小學校	普通教室
天小學校	普通教室
觀音小學校	理科室、準備室
已斐小學校	講堂、理科室
古田小學校	講堂
草津小學校	講堂、普通教室
第一中學校	雨天体操場、理科室
第二中學校	生徒昇降場、普通教室
城北高等學校	講堂、普通教室
二葉高等學校	講堂、普通教室

市商業高等學校 普通教室
 中央工業高等學校 普通教室
 市立工業専門學校 講堂
 第三中學校 工業室、職員室

第三條 衆議院議員選舉法施行令第八十一條の二第
 二項(この規定を準用し又はこの規定の例による
 規定を含む)の規定により公営を受ける施設に附
 加して申請者自ら施設する場合は使用の日の前日
 午後四時迄にその施設の要領を届け出でなければ
 ならない。

附則

この規則は次の選挙から施行する。

廣島市規則第五十三號

廣島市衛生事務委任に關する規則を次のように定め

昭和二十三年十二月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市衛生事務委任に關する規則
 第一條 廣島市保健所長はこの規則の定めるところ
 により當該事務を處理しなければならない。
 第二條 廣島市保健所長に左の事務を委任する。
 一、屠場法第四條の規定による屠畜の検査に關す
 ること。
 二、食品衛生法第十九條の規定による食品衛生監
 視員の事務上の指導監督に關すること。
 三、有毒飲食物等取締令第三條の規定による報告
 を徴し、臨検、検査の實施に關すること。
 四、墓地埋葬等に關する法律第十八條の規定によ
 る火葬場の報告に關すること。
 五、あんま、はり、きう、柔道整復術等營業法第
 十條の規定による施術所に對する臨検、検査に
 關すること。
 六、精神病者監護法第三條並びに同法施行規則第
 三條の規定による精神病者の監護の許可に關す

ること。
 七、精神病者監護法第四條及び第五條並びに同法
 施行規則第七條の規定による監護方法又は場所
 の變更、監護した病者の死亡及び治療並びに行
 方不明の届出に關すること。
 八、精神病者監護法第七條並びに同法施行規則第
 十條の規定による監護許可の取締、監護の廢止
 命令又は監護方法若しくは場所の變更命令に關
 すること。
 九、精神病者監護法第十一條の規定による精神病
 者の検診、尋問、家宅及び病院等の臨検検査に
 關すること。
 十、結核豫防法第三條並びに同法施行規則第八條
 の規定による家屋物件の消毒その他の豫防方法
 の施行命令に關すること。
 十一、結核豫防法第四條の規定による健康診断、
 從業禁止その他の行政處分に關すること。
 十二、トラホーム豫防法第二條並びに同法施行規
 則第四條の規定による治療を受ける途なき者に
 トラホーム治療の施行に關すること。
 十三、瘧疾豫防法第二條の規定による患者の家又は
 その病室に汚染した家の消毒その他の豫防方法
 を行う場合の指示に關すること。
 十四、瘧疾豫防法第二條の二の規定による豫防上必
 要と認めるときは從業禁止その他行政處分に關
 すること。
 十五、寄生虫豫防法第二條第一項の規定による豫
 防上必要あるとき健康診断及び糞便検査に關
 すること。
 十六、傳染病豫防法施行規則第三十一條第二項の
 規定による病者傳播の虞のないときの特種業務
 に對する從業許可に關すること。
 十七、傳染病豫防法第十九條の規定による豫防上
 必要と認めるとき左に掲げる事項の施行に關す
 ること。
 (一) 第一號の健康診断及び死体の検案に關する

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第五十四號
 廣島市立小學校及び中學校學校給食炊事給支給
 規則の一部を次のように改正する。
 昭和二十三年十二月一日
 廣島市長 濱井信三

第二條中「千圓」を「二千圓」に改める。
 附則
 この規則は昭和二十三年十一月一日からこれを適用
 する。

廣島市規則第五十五號
 廣島市臨時家族手當給支條例施行細則を次のように
 定める。
 昭和二十三年十二月一日
 廣島市長 濱井信三

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市規則第五十四號
 廣島市立小學校及び中學校學校給食炊事給支給
 規則の一部を次のように改正する。
 昭和二十三年十二月一日
 廣島市長 濱井信三

第二條中「千圓」を「二千圓」に改める。
 附則
 この規則は昭和二十三年十一月一日からこれを適用
 する。

廣島市規則第五十五號
 廣島市臨時家族手當給支條例施行細則を次のように
 定める。
 昭和二十三年十二月一日
 廣島市長 濱井信三

第二條 扶養家族認定申請書(以下申請書という)
 は別紙第一様式により、扶養家族異動届(以下異
 動届という)は別紙第二様式による。
 前項の申請書は扶養家族としての認定を受けよう
 とするとき、異動届は扶養家族でなくなつたとき
 これを提出するものとする。
 第三條 條例第四條第一項及び第五條第一項の親族
 に係はる申請書には戸籍謄本及びその所得に關す
 る証明資料を添付しなければならない。
 前項の外、條例第五條の親族に係はる申請書には

扶養に關する証明資料を添付しなければならない。
 條例第四條第二項の該當者に係る申請書には居住
 地の市町村長が發行する事實証明書及びその所得
 に關する証明資料を添付しなければならない。
 第四條 條例第八條の該當者がある場合は他の官公
 署、學校、團体又は經濟の長が發行する証明書を
 申請書に添付しなければならない。
 附則
 この規則は條例施行の日からこれを適用する。

扶養家族認定申請書

昭和 年 月 日申請

丙	所屬課長	認 印	拜命月日	職 氏 名	認 印
決裁	扶養家族氏名	申請者との	生年月日	職業	月收入
職員課長	給與係長	係	月 日	係	係
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
受付	受付	受付	受付	受付	受付

米穀通帳照査済印

一、この申請書には扶養家族として認定方を申請
 するその親族が主として職員と生計を一にし職
 員の収入によつて生計を維持している者である

ことを証明するに足る事項を具体的に記入する
 こと。

別紙二第様式

扶養家族異動届

扶養家族氏名	生年月日	職員との続柄
扶養家族	減少	
所属課長	職	氏
昭和二十三年	年	月
日届出		
異動を生じた年月日	昭和	年
事由		
係	月	日
係	日	日

(丙)

職員課長

給與係長

廣島市規則第五十六號

廣島市保健所使用料及び手数料條例施行細則を次のように定める。

昭和二十三年十二月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市保健所使用料及び手数料條例施行細則

第一條 廣島市保健所使用料及び手数料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。

一、使用の額

1 試験検査料

昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法施行令療養等に要する費用の算定方法」の百分の五十

2 處置料

昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法施行令療養等に要する費用の算定方法」の百分の八十

廣島市規則第五十七號

廣島市保健所文書取扱規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市保健所文書取扱規程

第一條 本保健所(以下所という)における文書取扱については廣島市文書取扱規程による外この規定による。

第二條 健健所において施行する條例、規則、告示、訓令、指令は主務課において作爲し總務課において處理する。

第三條 親展文書は開封することなく親展配布簿に記入し所長宛めものは總務課長にその他のものは宛名人に交付して受領印を徴する。

第四條 本人又はその代理人が出頭し願出又は届出する文書はその主務課において直接收受する場合は主務課備付の受付簿に記入しなければならぬ。

第五條 決裁済文書を施行するには各課において淨書の上所長印所印を要するものは所總務課で市長印所印を要するものは原書と共に市總務課に提出して印を受けてその發送を要するものは所總務課に回付する。

第六條 文書の種類及び保存期限は法並及び廣島市役所文書取扱規程に別段の定めがあるものを除き概ね次の通りとする。

種類	保存
永久	許可、届出受理及び登録者名簿台帳並びに衛生人口動態統計書類で永久保存の必要あるもの
二十年	免許記録簿で格を認する為長期保存の必要あるもの
十年	免許許可申請書及び停止等の届書にて長期保存の必要あるもの

附則

この規程は公布の日からこれを施行する。

廣島市長 濱井信三

種別	單位	金額
大陸版一枚につき	ファイル	二五〇〇
四ツ切	ファイル	一〇〇〇
	ファイル	一五〇〇
	ファイル	一〇〇〇

収入原票		領收	
第	號	第	號
月	日	月	日
収入原票		領收	
科係	醫員	科係	醫員
料	料	料	料
處方箋料	處方箋料	處方箋料	處方箋料
合計	合計	合計	合計
處置料	處置料	處置料	處置料
人工氣胸料	人工氣胸料	人工氣胸料	人工氣胸料
レントゲン透視料	レントゲン透視料	レントゲン透視料	レントゲン透視料
レントゲン透視注射料	レントゲン透視注射料	レントゲン透視注射料	レントゲン透視注射料
手術料	手術料	手術料	手術料
検査料	検査料	検査料	検査料
合計	合計	合計	合計
總計	總計	總計	總計

収入原票		領收	
第	號	第	號
月	日	月	日
収入原票		領收	
科係	醫員	科係	醫員
料	料	料	料
處方箋料	處方箋料	處方箋料	處方箋料
合計	合計	合計	合計
處置料	處置料	處置料	處置料
人工氣胸料	人工氣胸料	人工氣胸料	人工氣胸料
レントゲン透視料	レントゲン透視料	レントゲン透視料	レントゲン透視料
レントゲン透視注射料	レントゲン透視注射料	レントゲン透視注射料	レントゲン透視注射料
手術料	手術料	手術料	手術料
検査料	検査料	検査料	検査料
合計	合計	合計	合計
總計	總計	總計	總計

注 一、収入原票は豫防課が保存する。

一、収入原票は現金領収の領収印を押して總務課が保存する。

一、領収票は現金領収の後領収印を押して交付する。

廣島市規則第五十八號

廣島市保健所運営協議會規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月一日

廣島市長 濱井信三

第一條 廣島市保健所運営協議會(以下協議會といふ)を設置する。

第二條 協議會の事務所は廣島市保健所内に置く。

第三條 協議會は廣島市内の公衆衛生並びに保健所運営に關する外保健所の運営に關し意見を具申することができる。

第四條 協議會の事項につき保健所長の諮問に應じ審議する外委員は三十名以内とする。委員は公益を代表する者及び學識経験ある者の中から市長の承認を得て保健所長がこれを委嘱する。

第五條 委員の任期は一年とする。

第六條 協議會に委員長及び副委員長各一名を置く。

第七條 委員長は會務を總理し協議會を代表する。

第八條 協議會の會議は委員長がこれを招集する會議の議長に委員長がこれに當る。

第九條 協議會の運営その他協議會に關し必要な事項は協議會の規約その他協議會に關し必要な事項を定める。

第十條 協議會の幹事及び書記若干名を置く。幹事及び書記は保健所長の同意を得て委員長がこれを委嘱する。

幹事は委員長長の指揮を受けて事務を掌理する。書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

附則 此の規程は公布の日から施行する。

保健所施行規則抄

第八條 保健所に運営協議會を置く。運営協議會は保健所の所管區域内の公衆衛生並びに保健所運営に關する事項につき、保健所長の諮問に應じて審議する外必要あるときは保健所長の同意を得て保健所長に意見を具申することができる。運営協議會は保健所長が委嘱した公益を代表する者又は學識経験者三十名以内で組織する。

第九條 第五條の委員の任期については別に法的根據がないが本運営協議會設置案はこれを二年として居るが一應一年として制定した。

廣島市規則第五十九號

選舉運動のために個人演說會開催のために必要な設備の程度等に關する規則を次のように定める。

昭和二十三年十二月十三日

廣島市長 濱井信三

選舉運動のために個人演説會開催の
 ために必要な設備の程度等に關する規則
 第一條 選舉運動等の臨時特例に關する法律施行令第八條第一項の規定によ
 り個人演説會開催のために必要な設備の程度等を左のように定める。

会場による區分	照明の程度	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	
廣島市立矢野小學校普通教室	廊下を使用せず 三坪につき 三坪につき 三坪につき 三坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき	廊下を使用せず 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき 一八坪につき

会場による區分	照明の程度	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	廣島市立各費小學校普通教室	
廣島市立江波小學校講義室	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき	廊下を使用せず 七坪につき 七坪につき 七坪につき 七坪につき

三、聴衆席	会場による区分	種類及び程度
廣島市立矢賀小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
尾長小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
荒神小學校講堂	廊下を使用せず	三〇
段原小學校普通教室	廊下を使用せず	六五
青崎小學校工業室	廊下を使用せず	五〇
仁保小學校講堂	廊下を使用せず	五〇
楠那小學校講堂	廊下を使用せず	五〇
大河小學校講堂	廊下を使用せず	一〇〇
比治山小學校講堂	廊下を使用せず	一〇〇
皆賀小學校普通教室	廊下を使用せず	四〇
宇品小學校講堂	廊下を使用せず	一〇〇
元字品小學校普通教室	廊下を使用せず	四〇
似島小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
千田小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
袋町小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
機町小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
白島小學校講堂	廊下を使用せず	一〇〇
牛田小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
中島小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
本川小學校講堂	廊下を使用せず	四〇
舟入小學校普通教室	廊下を使用せず	四〇
江波小學校講堂	廊下を使用せず	一〇〇
三條小學校普通教室	廊下を使用せず	四〇
大芝小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
天満小學校普通教室	廊下を使用せず	三〇
天満小學校福島分校普通教室	廊下を使用せず	三〇
觀音小學校理科室	廊下を使用せず	三五
已斐小學校講堂	廊下を使用せず	三五
古田小學校講堂	廊下を使用せず	四〇
草津小學校講堂	廊下を使用せず	三〇
第一中學校講堂	廊下を使用せず	三〇
第二中學校講堂	廊下を使用せず	三〇
第三中學校講堂	廊下を使用せず	三〇
廣島市城北高等學校	廊下を使用せず	四〇
二葉高等學校	廊下を使用せず	三〇
商業高等學校	廊下を使用せず	三〇
中央工業高等學校	廊下を使用せず	三〇
廣島市工業専門學校	廊下を使用せず	三〇

四、辯士控室	会場による区分	種類及び程度
廣島市城北高等學校生徒昇降場	廊下を使用せず	腰掛
二葉高等學校講堂	廊下を使用せず	四〇〇
商業高等學校普通教室	廊下を使用せず	五〇
中央工業高等學校普通教室	廊下を使用せず	五〇
廣島市立工業専門學校講堂	廊下を使用せず	上敷
廣島市立矢賀小學校	控室をこれに充てる	卓子一、椅子五
尾長小學校	控室をこれに充てる	同
荒神小學校	控室をこれに充てる	同
段原小學校	控室をこれに充てる	同
青崎小學校	控室をこれに充てる	同
仁保小學校	控室をこれに充てる	同
楠那小學校	控室をこれに充てる	同
大河小學校	控室をこれに充てる	同
比治山小學校	控室をこれに充てる	同
皆賀小學校	控室をこれに充てる	同
宇品小學校	控室をこれに充てる	同
元字品小學校	控室をこれに充てる	同
似島小學校	控室をこれに充てる	同
千田小學校	控室をこれに充てる	同
袋町小學校	控室をこれに充てる	同
機町小學校	控室をこれに充てる	同
白島小學校	控室をこれに充てる	同
牛田小學校	控室をこれに充てる	同
中島小學校	控室をこれに充てる	同
本川小學校	控室をこれに充てる	同
舟入小學校	控室をこれに充てる	同
江波小學校	控室をこれに充てる	同
三條小學校	控室をこれに充てる	同
大芝小學校	控室をこれに充てる	同
天満小學校	控室をこれに充てる	同
天満小學校福島分校	控室をこれに充てる	同
觀音小學校	控室をこれに充てる	同
已斐小學校	控室をこれに充てる	同
古田小學校	控室をこれに充てる	同
草津小學校	控室をこれに充てる	同
第一中學校	控室をこれに充てる	同
第二中學校	控室をこれに充てる	同
第三中學校	控室をこれに充てる	同
廣島市城北高等學校	控室をこれに充てる	同
二葉高等學校	控室をこれに充てる	同
商業高等學校	控室をこれに充てる	同
中央工業高等學校	控室をこれに充てる	同
廣島市立工業専門學校	控室をこれに充てる	同

五、会場表示の場所及びその方法	会場による区分	掲示場所	表示の方法
廣島市立已斐小學校	講堂の控室をこれに充てる	正門	卓子一、椅子五
古田小學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
草津小學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
第一中學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
第二中學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
第三中學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
廣島市城北高等學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
二葉高等學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
商業高等學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
中央工業高等學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同
廣島市工業専門學校	講堂の控室をこれに充てる	同	同

六、便所	会場による区分	位置	照明の方法
廣島市立矢賀小學校	校舎の東側	無し	
尾長小學校	校舎の西側	無し	
荒神小學校	講堂の東側	無し	
段原小學校	校舎の北側	無し	
青崎小學校	校舎の東側	無し	
仁保小學校	講堂の北側	無し	
楠那小學校	講堂の北側	無し	
大河小學校	講堂の北側	無し	
比治山小學校	講堂の北側	無し	
皆賀小學校	校舎の東側	無し	
宇品小學校	校舎の東側	無し	
元字品小學校	校舎の北側	無し	
似島小學校	校舎の北側	無し	
千田小學校	校舎の北側	無し	
袋町小學校	校舎の南側	無し	
機町小學校	校舎の北側	無し	

Table listing schools and their respective locations (e.g., 廣島市立白鳥小學校, 講堂の西側).

Table listing schools and their respective locations (e.g., 廣島市立天満小學校, 普通教室).

Table listing schools and their respective locations (e.g., 廣島市立已斐小學校, 古田小學校).

廣島市規則第六十號 廣島市超過勤務手当支給條例施行細則を次のように定める。

Table listing schools and their respective locations (e.g., 廣島市立天満小學校, 普通教室).

廣島市規則第六十號 廣島市超過勤務手当支給條例施行細則を次のように定める。

第四條該當のもの 前項の増加給以欠勤その他の理由により、これを支給せられなかつた月はこれを加算しない。

廣島市規則第六十一號 廣島市災害補償條例施行細則を次のように定める。

Form for '命令票' (Order Slip) with fields for date, name, position, and department.

廣島市規則第六十二號 廣島市災害補償條例施行細則を次のように定める。

Form for '命令票' (Order Slip) with fields for date, name, position, and department.

に對しては廣島市特別手當支給條例及び廣島市臨時家族手當支給條例の定めるところにより手當を支給する。

別紙第一様式

廣島市長殿 公務災害認定申請書 所屬長

Table with columns for disaster details: 被災者 (Victim), 被災発生日時 (Disaster date), 被災場所 (Disaster location), 被災原因 (Cause), etc.

備考 一、申請書は二通提出し職員課を経由する。二、二通の中一通は認定書として所屬課に返付する。

柄又は關係及び氏名に關する市町村長（東京都の區のある區域並びに地方自治法第百五十五條第二項の市にあつては區長）の証明書（戸籍謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本を以てこれにかえることができる）。

別紙第二様式

廣島市長殿 公務災害療養補償費請求書 昭和三十二年 月 日 所屬長

Table for medical expenses: 傷病経過の概要 (Summary of medical progress), 療養費 (Medical expenses), 診察 (Examination), 入院 (Hospitalization), etc.

備考 一、様式中「男・女」「治療死亡・轉醫」及び「片道・往復」とある部分の該當しない文字は消すこと。二、記載する必要のない部分は斜線を引くこと。

三、療養費は醫師等が料金を受取つてない場合でも記載すること。四、被災者が二名以上の場合は一名毎に別紙とすること。

別紙第四様式 公務災害 遺族補償費 請求書 元職名 元廣島市 氏名

別紙第三様式 廣島市長殿 公務災害障害等級認定申請書 所屬長

Table for disability certification: 被災者 (Victim), 職 (Occupation), 氏名 (Name), 年 (Year), 月 (Month), 日 (Day), 日生(男・女) (Date of birth).

備考 一、申請書二通を提出し職員課を経由する。二、被災者が二名以上の場合は一名毎に別紙とすること。

選擧管理委員會規則 廣島市選擧管理委員會規則第一號

昭和三十二年十二月十四日 廣島市選擧管理委員會 委員長 平井崇太郎

一、照明	二、演壇	三、聽衆席	四、辯士控室	五、會場表示の場所及びその方法	六、便所
廣島市立荒神小學校講堂 廣島高等學校講堂 廣島女學院講堂 廣島市立已斐小學校講堂	廣島市立荒神小學校講堂 廣島高等學校講堂 廣島女學院講堂 廣島市立已斐小學校講堂	廣島市立荒神小學校講堂 廣島高等學校講堂 廣島女學院講堂 廣島市立已斐小學校講堂	廣島市立荒神小學校講堂 廣島高等學校講堂 廣島女學院講堂 廣島市立已斐小學校講堂	廣島市立荒神小學校講堂 廣島高等學校講堂 廣島女學院講堂 廣島市立已斐小學校講堂	廣島市立荒神小學校講堂 廣島高等學校講堂 廣島女學院講堂 廣島市立已斐小學校講堂
廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず	廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず	廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず	廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず 廊下を使用せず	正門 正門 正門 正門	同右 同右 同右 同右
照明なし 照明なし 照明なし 照明なし	照明なし 照明なし 照明なし 照明なし	照明なし 照明なし 照明なし 照明なし	照明なし 照明なし 照明なし 照明なし	表示の方法 表示の方法 表示の方法 表示の方法	腰掛 腰掛 腰掛 腰掛
一四四坪につき 一三六坪につき 三坪につき 三坪につき	一五九坪につき 二〇坪につき 六坪につき 六坪につき	一〇〇ワット二灯 六〇ワット二灯 六〇ワット二灯 一〇〇ワット一灯	一〇〇ワット二灯 六〇ワット二灯 六〇ワット二灯 一〇〇ワット一灯	講堂の西北校舎の裏 講堂の東北小使室の隣 講堂の北隣 講堂の北校舎の裏	三〇〇脚 (但シ四人掛用) 四〇〇脚 四〇〇脚 四〇〇脚

告示

廣島市告示第五十六號の二

廣島市長 濱井信三

衆議院議員選挙法施行令第八十一條ノ三第二項(この規定を準用し又はこの規定の例による規定を含む)の規定による費用額について

衆議院議員選挙法施行令第八十一條ノ三第二項(この規定を準用し又はこの規定の例による規定を含む)の規定により納付すべき費用額を左のように定め次の選挙からこれを施行する。

種別	坪数に依る區別	納付すべき費用額	備考
矢野小學校	三二坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
尾長小學校	一八坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
荒神小學校	一四四坪	三〇〇、〇〇	電灯臨時取付
段原小學校	一八坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
青崎小學校	四二坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
仁保小學校	一〇〇坪	三〇〇、〇〇	電灯臨時取付
楠那小學校	四五坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
大河小學校	三五坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
比治山小學校	一五五坪	三〇〇、〇〇	電灯臨時取付
皆實小學校	一八坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
宇品小學校	八八坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
元字品小學校	二〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
似島小學校	一八坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
千川小學校	二〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
袋町小學校	二五坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
袋町小學校	一六坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
白鳥小學校	六〇坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
牛川小學校	四〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
中島小學校	二〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
廣島市立已斐小學校	二〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付

種別	坪数に依る區別	納付すべき費用額	備考
本川小學校	三五坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
舟入小學校	二五坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
江波小學校	七七坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
三條小學校	一八坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
大芝小學校	三〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
天満小學校	二〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
同 福島分校	一六、五坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
觀音小學校	三六坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
己斐小學校	一三〇坪	三〇〇、〇〇	電灯臨時取付
古田小學校	七七坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
草津小學校	一五五坪	三〇〇、〇〇	電灯臨時取付
第一中學校	七二坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
第二中學校	一四坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
第三中學校	五六坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
城北高等學校	七二坪	二〇〇、〇〇	電灯臨時取付
二葉高等學校	一五九坪	三〇〇、〇〇	電灯臨時取付
市商業高等學校	二四坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
中央工業高等學校	二四坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付
市工業專門學校	二〇坪	一五〇、〇〇	電灯臨時取付

廣島市告示第五十八號

廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市歳入歳出豫算

追加更正

- 二、役所 費 出
- 一、役所 費 金五千九百貳拾貳萬九千九百六拾貳圓
- 五、教育 費 金五千八百六拾萬九千九百六拾貳圓
- 六、社會労働施設費 金五千參百拾萬六千九百九拾參圓
- 七、民生委員事務所費 金七千九百八拾壹萬四千五百參拾八圓
- 八、警察 費 金五拾八萬八千七百貳拾四圓
- 九、消防 費 金六拾四萬五千九百拾四圓
- 十、衛生 費 金五千九百貳拾貳萬九千九百六拾貳圓
- 十一、土木 費 金五千九百貳拾貳萬九千九百六拾貳圓
- 十二、商工 費 金五千九百貳拾貳萬九千九百六拾貳圓
- 十三、文書 費 金四千九百九拾參萬七千五百五拾貳圓
- 十四、特別會計繰入金 金貳千參百七拾貳萬參百參圓
- 十五、災害救助隊費 金貳拾九萬七千七拾八圓
- 十六、出合計 金四億五千五百貳拾八萬六千貳百四拾貳圓
- 十七、貸付金 金五拾五萬圓
- 十八、出合計 金五拾五萬圓
- 十九、貸付金 金五拾五萬圓

廣島市告示第百三十九號
廣島市議會の議決を要した昭和二十三年度廣島市特別會計公益貸付費繰入金出豫算追加の要領は左の通り。

昭和三十二年十一月二十六日
廣島市長 濱井信三
廣島市告示第百三十九號
廣島市議會の議決を要した昭和二十三年度廣島市特別會計公益貸付費繰入金出豫算追加の要領は左の通り。

廣島市告示第百六十一號
昭和三十二年十一月二十六日
廣島市長 濱井信三
左記の者は、昭和二十三年十一月二十五日、臨時廣島市議會において市議會議長に當選した。

廣島市告示第百六十三號
廣島稅務署より通知のあつた東千田町賣場外九拾五名の家庭に對する貸賃價格の設定については家庭賣場法第十一條の規定により自十二月十一日の二十日關係者の續覽に供する。

廣島市告示第百六十二號
昭和三十二年十一月三十日
廣島市長 濱井信三
土地立人公告
中國配電株式會社廣島支店長より左の通り土地立人通知があつたから電氣事業法第六條により告示する

(目的及び設備)

廣島市議會議員
佐原 結城
山田 辰
川本 實計
松谷 徳市
廣島市民生委員
柳坪 東
波田 秀男
松本 新
菊田 正行
廣島市住宅委員會委員を委嘱する。(各通)
技術吏員 二村 四郎
事務吏員 龜井 眞朝
廣島市住宅委員會幹事を命ずる。(各通)

戸籍事務取扱状況表 (昭和二十三年十一月分)

種別	件数	同上一日分			前年同期数	増減
		最多	最少	平均		
出生	男 三九三、女 一〇九	二八	一四	二一	七	
死亡	男 四二八、女 三九六	一六	一四	二一	七	
結婚	男 二五八、女 一七〇	〇〇	〇一	二〇	七	
離婚	男 一七、女 七	二	一	二	一	
転入	男 一六、女 一〇	六	三	二	一	
転出	男 一九、女 一四	一	〇	二	一	
寄留	男 四八、女 三〇	二	一	二	一	
留居	男 二六、女 一七	一	〇	二	一	
寄附	男 七、女 五	一	〇	二	一	
印鑑	男 二、女 一	一	〇	二	一	
身分	男 二、女 一	一	〇	二	一	
戸籍	男 三、女 二	一	〇	二	一	

出張所管区域人口、世帯状況表 (昭和二十三年十二月一日現在)

出張所名	人口	世帯数	前月との比較
牛田	八、九八八	二、三二二	△一五
尾長	九、七八〇	二、九七七	△一七
青島	一七、六三二	四、六〇五	△一六
荒山	一五、八七七	四、一八一	△一四
比治山	一五、四七一	一、三二〇	△一〇
仁保	一〇、四七一	二、四九二	△一〇
大河	一〇、四七一	三、六〇六	△一〇
皆賀	一三、二五九	三、五五九	△一〇
大品	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
宇品	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
字品	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
似島	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
基町	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
舟入	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
小島	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
香島	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
己斐	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
三浦	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
草津	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
中央	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇
計	二〇、七五三	五、五〇六	△一〇

傳染病患者發生(死亡)一覽表
(昭和二十三年度)

病名	十一月分	自十一月	果計
赤痢	—	—	—
疫痢	—	—	—
腸チフス	—	—	—
パラチフス	—	—	—
發疹チフス	—	—	—
痘瘡	—	—	—
猩紅熱	—	—	—
チフテリア	(1)	(3)	(4)
流行性腦脊膜炎	(1)	(3)	(4)
計	一九	二二	四一
	(12)	二四	一四三
	(13)	一四	一四三

發行人所 廣島市役所